

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月15日
【計算期間】	第22期（自 2025年1月16日 至 2026年1月15日）
【ファンド名】	ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ ーニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド (Daiwa Equity Fund Series - New Major Economies Fund)
【発行者名】	エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミ テッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 笹川 英樹 取締役 ピーター・キャラハン (Peter Callaghan)
【本店の所在の場所】	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、 ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治 同 中野 恵太
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」といいます。）の円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）によります。以下同じ。

（注2）ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本文中、会計年度とは、1月16日に始まり1月15日に終了する期間を指します。

定義

本書の別紙1に記載される定義は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本文中の用語に適用されます。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、1990年ユニット・トラスト法（以下「ユニット・トラスト法」といいます。）に定める規定および同法に基づく規則にしたがってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストです。ただし、このことは本書に記載する内容、ファンド、またはファンドが保有する証券をアイルランド政府が承認していることを意味しません。上記に反する表明は許可されておらず、違法です。

アイルランド中央銀行は同機構がダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズを認可したことによって、またダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの債務不履行に起因してダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに関する法律により与えられる機能を同機構が執行することを理由として、債務を負うものではありません。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの認可は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではありません。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズはユニット・トラスト法に定める規定にしたがって2004年6月4日に設立されました。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、個人投資家向けAIF（本書「別紙1」に定義されます。以下同じ。）としてアイルランド中央銀行による認可を受け、AIFM法令（本書「別紙1」に定義されます。以下同じ。）にしたがって管理会社により管理されています。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの規則は、受託会社、管理会社および全受益者を拘束する信託証書において定められています。管理会社は、AIFMD（本書「別紙1」に定義されます。以下同じ。）第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができます。さらに、管理会社は、AIFMDの遵守（様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含みますがこれらに限定されません。）を確保する責任を負います。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは信託証書によって設立され、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのいくつかのサブ・ファンドで構成されることがあります。信託証書の規定にしたがって、あるファンドの受益証券の発行代り金（もしあれば、前払費用を除きます。）はダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの帳簿記録上、かかるファンドに計上され、またあるファンドに帰属する資産、債務、所得および支出もかかるファンドに計上されます。あるファンドの資産は、本書に記載するかかるファンドの投資目的および投資方針にしたがって独自に投資されます。またダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに新たにファンドを追加し、または既存のファンドを終了させる場合は、英文目論見書に追補を追加し、または英文目論見書から追補を削除することができます。

ファンドの申込金額はファンドの表示通貨で支払うものとします。

現在のファンドとその表示通貨は以下のとおりです。

ファンドの名称	表示通貨
ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	米ドル

管理会社は、事前に書面で受託会社およびアイルランド中央銀行の承認を得た上で、追加のファンドを設定することができます。追加されたファンドの名称、受益証券の当初募集の条件、投資目的および投資方針の詳細ならびに報酬と費用については英文目論見書の追補に定めるものとします。管理会社は、アイルランド中央銀行および受託会社に通知し、2か月前までに関係する受益者に通知を送達することで、既存のファンドを終了させる権限を有するものとします。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに投資することは、ファンドの受益証券を購入することです。受益者の資産を蓄積するのはファンドです。ファンドの受益証券は、かかる受益証券が帰属するファンドの資産に対する受益権を表章します。

ファンドは、管理会社の承認を得た上で、受託会社がその裁量により決定した債務を負担するものとし、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズとしては第三者に対して責任を負いません。ただし、個々の債務が特定のファンドには関係しないと受託会社が判断する場合、かかる債務は、すべてのファンドの間で、割当を行う時点のそれぞれの純資産額に比例して、連帯して負担するものとします。

ファンドの資産はファンドのみに帰属し、その他のファンドとは分別され、直接、間接を問わず、その他のファンドの債務またはその他のファンドに対する請求を履行するためには使用しないものとし、またかかる目的に利用してはなりません。

為替ヘッジのないクラス

為替ヘッジのないクラスの場合、申込、買戻し、転換および分配の際には、実勢為替相場での為替換算が行われます。当該場合、クラスの通貨建てで表示される受益証券の価額は、基準通貨との関連で、および／または原資産の指定通貨との関連で為替変動リスクの対象になります。

ファンドの受益証券の発行および買戻しはファンドの取引日においてのみ行われます。

ファンドの受益証券は、米国人、アイルランド居住者およびアイルランド通常居住者に対する場合を除き自由に譲渡することができます。ファンドの受益証券は、ファンドの収益および分配金ならびに解散の際には、ファンドの資産に対して、平等に参加する権利を有します。ファンドの受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されません。受益証券の端数は発行されません。

ファンドの投資目的は、今後高い経済成長が見込まれるブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏の株式市場に投資することにより、受益者に投資元本の成長をもたらすことです。

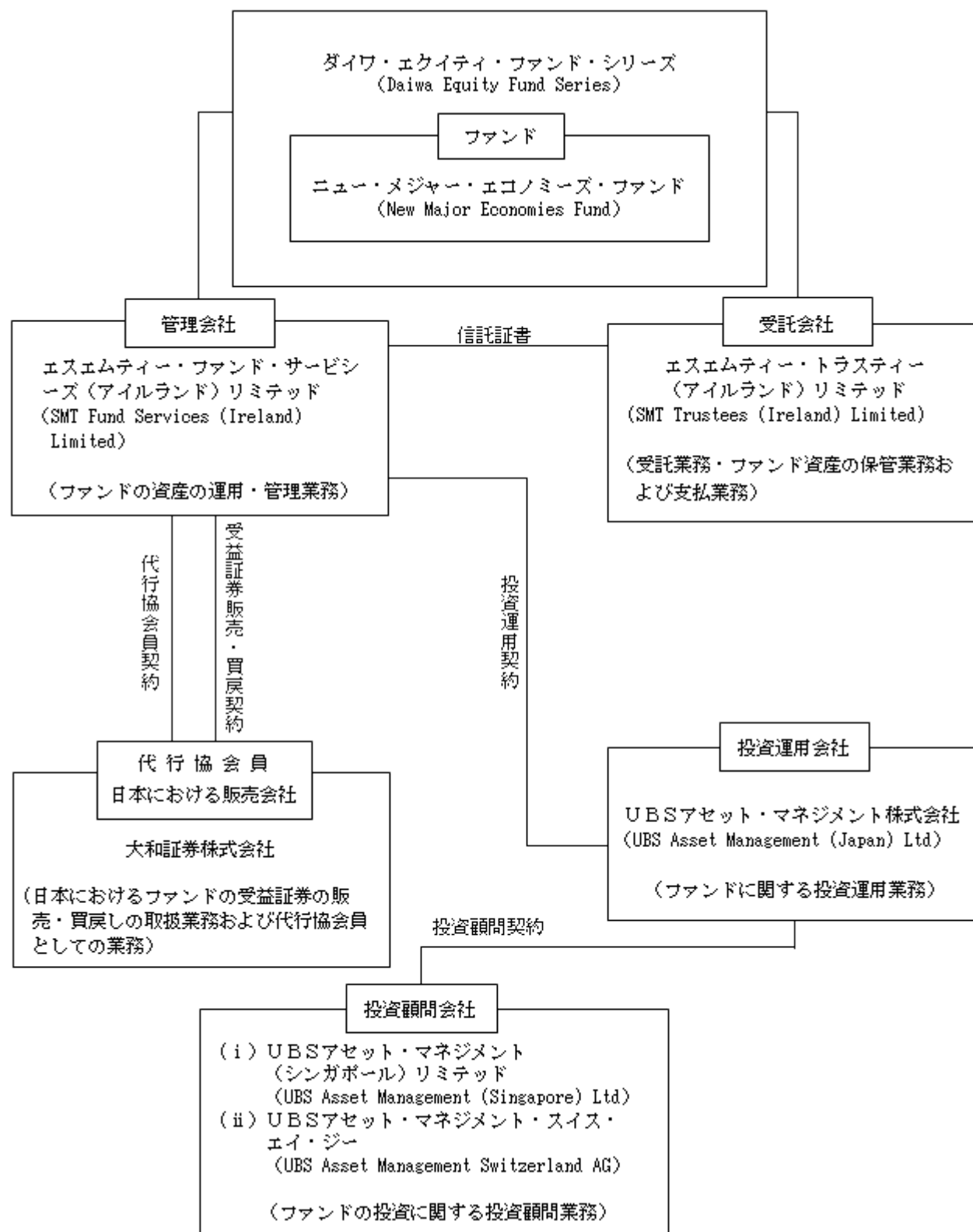
信託金の限度額に関して、管理会社は、ファンドの純資産額が50億米ドルを超える場合には、その裁量により、受益証券の申込みを拒絶することがあります。

（２）【ファンドの沿革】

1995年4月25日	管理会社の設立
2004年6月4日	ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ信託証書締結
2004年6月29日	ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ信託証書第1追補締結
2004年7月16日	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドの運用開始
2005年6月21日	ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ信託証書第2追補締結（2005年6月28日効力発生）
2015年7月31日	ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ信託証書第3追補締結
2015年10月6日	改訂・再録信託証書締結（2015年10月8日効力発生）
2019年7月8日	改訂・再録信託証書締結（2019年7月12日効力発生）
2026年4月16日	改訂・再録信託証書締結（2026年4月16日効力発生）

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド	管理会社	2026年4月16日付で受託会社との間で締結された改訂・再録信託証書は、ファンドの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ファンドの終了等について規定しています。
エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド	受託会社	2026年4月16日付で管理会社との間で締結された改訂・再録信託証書は、ファンド資産の保管、支払代行業務について規定しています。
UBSアセット・マネジメント株式会社	投資運用会社	2004年6月29日付で管理会社との間で締結された投資運用契約（注1）（2005年6月21日付補足文書により修正済）は、ファンド資産の投資運用業務について規定しています。
UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド	投資顧問会社	2004年6月29日付で投資運用会社との間で締結された投資顧問契約（注2）は、ファンド資産の投資顧問業務について規定しています。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー	投資顧問会社	2004年6月29日付で投資運用会社と旧投資顧問会社との間で締結され、2019年6月17日付で新投資顧問会社が承継した投資顧問契約（2019年7月12日更改契約により更改済）（注2）は、ファンド資産の投資顧問業務について規定しています。
大和証券株式会社	代行協会員および日本における販売会社	2004年6月4日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（2015年7月3日付変更契約により変更済）（注3）は、代行協会員業務について規定しています。2004年6月4日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約（注4）は、日本における販売会社業務の提供について規定しています。

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドの運営に関して投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注2）投資顧問契約とは、投資運用会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの運営に関して投資顧問業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売すること、および受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法（以下「会社法」といいます。）に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されています。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として認可されています。

(ii) 事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産の管理・運用を行う義務があります。

(iii) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2026年4月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド（約8,654万円）および6,250万ユーロ（約117億1,063万円）です。

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」といいます。）およびユーロの円貨換算は、別段の記載がない限りそれぞれ2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=216.35円、1ユーロ=187.37円）によります。以下同じです。

(iv) 会社の沿革

1995年4月25日設立。

(v) 大株主の状況

（2026年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、 ハーコート・ロード、ハーコート・ センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの設定準拠法は、ユニット・トラスト法です。

(b) 準拠法の内容

(I) ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定があります。

(II) アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法第4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定しています。

(i) ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行から認可を受けることを要します。

(ii) ユニット・トラスト法または適用される規制要件に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがあります。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判

- 所（高等法院）に訴えることができます。取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは信託証書および適用ある法令に従って清算または解散されます。
- (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第4、5および6条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されています。
- (c) ユニット・トラスト法によるその他の要件
- (i) 公募または売出しの申請
- ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定しています。
- (ii) 信託証書の事前承認
- ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定しています。
- (iii) 信託証書の変更
- ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして変更できない旨規定しています。
- (iv) 目論見書の記載内容
- 管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくとも適用がある場合には、A I Fルールブック（本書「別紙1」に定義されます。以下同じ。）、A I F M規則およびその他の適用あるEU法令に記載される情報を含まなければなりません。
- (v) 財務状況の報告および監査
- A I Fルールブックは、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を真実かつ公正に記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての事項に関してアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定しています。
- (vi) 財務報告書の提出
- A I Fルールブックは、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに対し、後述のとおり、年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に公表し、提出することを義務付けています。
- (vii) 罰則規定
- ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、罰金刑および／または禁錮刑に処されることがあります。
- (d) A I Fルールブックは、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに対し、各会計年度に関する年次報告書の公表を義務付けています。
- (i) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、関連する会計年度末から6か月以内に年次報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出するものとします。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、A I F M規則（本書「別紙1」に定義されます。以下同じ。）およびA I Fルールブックに特定される情報を年次報告書に含めなければなりません。
- (ii) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、会計年度の上半期を対象とする半期報告書を公表しなければなりません。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、関連する報告期間の終了から2か月以内に半期報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出しなければなりません。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、A I Fルールブックに特定される情報を半期報告書に含めなければなりません。
- (iii) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければなりません。

(iv) 年次報告書および半期報告書は、要求に応じて、無料で受益者に提供されるものとします。

(v) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、個別のサブ・ファンドに関して個別の定期報告書を作成することができます。この場合、各サブ・ファンドの報告書には、他のサブ・ファンドの名称を記載し、当該サブ・ファンドの報告書が要求に応じて管理会社から無料で入手可能である旨を記載しなければなりません。

（５）【開示制度の概要】

① アイルランドにおける開示

(a) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランドにおいてまたはアイルランドから公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された監査人により監査されなければなりません。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース アイルランド（PricewaterhouseCoopers, Ireland）です。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、A I Fルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、定期的な規制報告書を提出することが要求されています。

(b) 受益者に対する開示

各会計期間において、管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドの運用に関する年次報告書について監査人による監査を受けるよう手配します。かかる年次報告書は、アイルランド中央銀行が承認した様式によるものとし、A I F M法令に基づき要求される情報を記載しなければなりません。かかる年次報告書には、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドに関する受託会社による報告書およびアイルランド中央銀行により指定される追加情報の報告書が添付されるものとします。

かかる年次報告書は、決算日の終了後4か月以内に毎年作成されます。

管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドの直近の年次報告書の作成基準となった決算日直後6か月間についての未監査の半期報告書を作成します。かかる半期報告書は、アイルランド中央銀行が承認した様式によるものとし、A I F M法令に基づき要求される情報を記載するものとします。

受益者は、年次報告書および半期報告書の写しを、関係する期間の終了から4か月以内（年次報告書の場合）または2か月以内（半期報告書の場合）に入手できます。直近の監査済報告書の写しは、請求があれば、投資を検討している者に送られます。

管理会社は、アイルランド中央銀行に対し、必要な月次その他の報告書を提出します。

信託証書は、管理会社および受託会社の各登記上の事務所において入手できます。

管理会社またはその受任者は、A I F M Dで定める頻度による受益者への報告書またはA I F M Dに基づき認められたその他の手段により、以下の情報を記載します。

- （１）ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- （２）ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- （３）ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- （４）ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

受益者に対する定期開示

管理会社は、明確かつ公表可能な方法により、ファンドの受益者に対し、以下の事項を定期的に開示します。

- (a) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質により特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (b) ファンドの流動性の管理に関する新たな重要な取決め
- (c) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (d) ファンドの過去のパフォーマンス

かかる開示は、少なくとも年次報告書の開示と同時に受益者に開示されます。場合により、管理会社は、一または複数の受益者に対し、かかる者の法律上、規制上または構造上の要件により、特定の様式または特定のフォーマットによる情報の開示を要求されることがあります。かかる場合において、管理会社および取締役は、受益者全員に対して同水準の情報が提供されることを確保するよう、あらゆる合理的な努力を尽くします。

② 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産について、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズはアイルランド中央銀行の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

（a）認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドにおいて設立された投資信託（以下「認可投資信託」といいます。）（即ち、契約型投資信託の管理会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合）は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければなりません。

（b）認可の拒否または取消

投資信託の管理会社の取締役および／または指定された担当者が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合、アイルランド中央銀行は、当該投資信託を認可しないものとします。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはその受任者により任命される投資運用会社は、アイルランドの認可投資信託の投資運用会社として行為することをアイルランド中央銀行により許可されなければなりません。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはその受任者により任命される受託会社は、受託会社として行為することをアイルランド中央銀行により承認されなければならず、アイルランド中央銀行の要件を満たさなければなりません。

アイルランド中央銀行が、（i）認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、（ii）認可投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または（iii）（前記（ii）に反することなく）認可投資信託の管理会社、投資運用会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法または適用される規制要件に基づき課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがあります。アイルランド中央銀行は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができますが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所（高等法院）に訴える権利があります。

（c）目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出および了解されなければなりません。

（d）ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、ファンドによる適用法令または規制上の要件に対する重大な違反について、アイルランド中央銀行に報告しなければなりません。同様にして監査人は、適用ある法令に従い、アイルランド中央銀行が要求するいかなる情報もアイルランド中央銀行に提供しなければなりません。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、今後高い経済成長が見込まれるブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏の株式市場に投資することにより、受益者に投資元本の成長をもたらすことです。

ファンドの投資運用会社は、投資運用会社の独自の調査に基づき、アクティブにファンド資産の運用を行うことにより、ファンドの投資目的の達成を目指します。

ファンドは主としてブラジル、ロシア・東欧、インドおよび中華圏の株式市場において上場し、または取引される株式および譲渡可能証券に投資します。ファンドはまた、米国預託証券、グローバル預託証券および仕組み証券など、ブラジル、ロシア・東欧、インドおよび中華圏の現地の個別株式の騰落率を反映する関連商品も保有します。

通常的环境下においては、ブラジル、ロシア・東欧、インドおよび中華圏にわたるファンドの銘柄選定は、マクロ経済、トップ・ダウンの市場評価、ボトム・アップの評価および各市場の投資リスク等、様々な要素を勘案して、各市場の相対的魅力度をもとに決定します。投資運用会社は、定期的に銘柄選定を見直し、市場の変化に応じた調整を行います。

投資運用会社は、企業の中長期的な成長力、商品競争力、利益率等の投資運用会社のファンダメンタル評価基準に基づくボトム・アップ・リサーチにより計算された当該企業の投資価値と、市場価格との格差を重視して、銘柄選定を行います。投資運用会社は、長期的な株価上昇の期待が見込める株式および譲渡可能証券に投資します。

投資運用会社は、R T Sレベル1および2に上場しているロシアの株式への投資について制限を行い、かかる投資額を、R T Sレベル1上場株式については、ファンドの純資産額の30%以内、R T Sレベル2上場株式については、ファンドの純資産額の20%以内となるようにします。投資運用会社は、ロシア株式への投資額がファンドの純資産額の30%を超えないようにします。

投資運用会社は、組入れ銘柄および投資比率の決定に際し、地域別、業種別個別企業別に分散投資を行うことを基本方針とします。

政変、軍事クーデター、為替・株式市場の著しい変化等、資金動向および市況動向が非常に不安定な場合、または株式市場全般が極端に割高であると投資運用会社が判断する場合には、ファンドの受益者のため、一時的に当該株式市場における当該株式のエクスポージャーを縮小し、米ドル建ての短期金融商品、米国国債、預金等の補助的流動資産へ資産を移動することがあります。

投資運用会社は、外貨建資産については原則として米ドルに対する為替ヘッジを行いません。

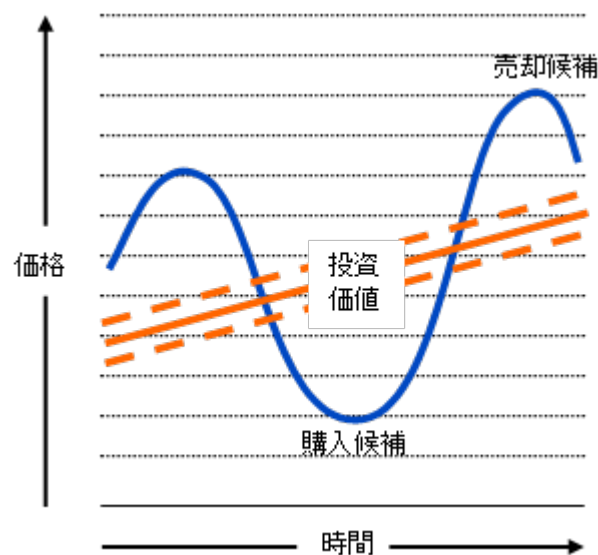
ファンドは、サステナブル（持続可能性）投資を投資目的としておらず、環境、社会およびガバナンス（以下「E S G」といいます。）を推進していません。そのため、ファンドはタクソノミー規則の適用を受けません。ファンドの投資対象について、環境的に持続可能な経済活動に関するE U基準を斟酌していません。

サステナビリティ・リスクの管理は、投資運用会社が実施するデュー・デリジェンス・プロセスの一部を形成しています。投資対象に関連するサステナビリティ・リスクを測定する場合、投資運用会社は、環境、社会またはガバナンス上の事象または条件（以下「E S G事象」といいます。）により当該投資対象の価値が主要な悪影響を受けることがあるリスクを測定しています。サステナビリティ・リスクは、以下の方法で投資運用会社が識別、監視および管理します。すなわち、投資運用会社は、株式評価の基礎となる長期的なキャッシュフロー予測に加えて、独自のチェックリストを通じて各会社の質を評価するよう努め、かかる場合において、持続可能性は、産業構造および収益性と共に3つのカテゴリーのうちの1つを構成しています。投資運用会社は、ファンドが直面する持続可能性リスク（E S G事象によってファンドの価値が主要な悪影響を受けることがあるリスク）は重大ではないと判断しています。

投資哲学

投資運用会社の「プライス／バリュー」の投資哲学は、下図のようになります。証券の投資価値は、その将来のキャッシュフローを左右するファンダメンタル要因によって決まります。投資運用会社では市場の動向または構造によって、市場価値が投資価値から乖離した水準になると、それが超過収益獲得の好機になると考えています。

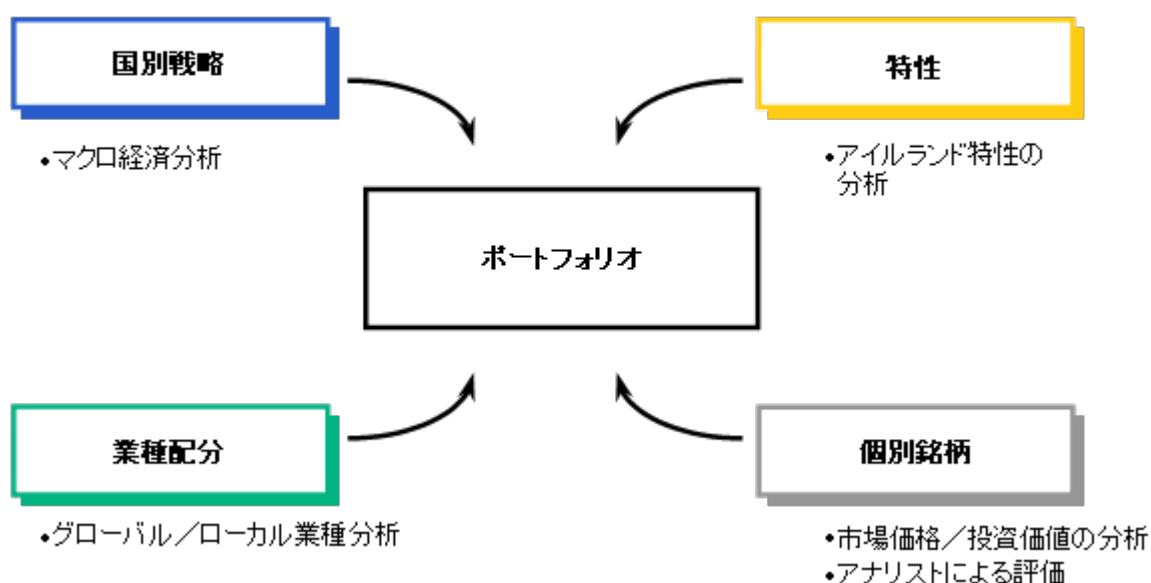
質の高い、グローバル・ベースの調査活動を規律に則って行うことにより、高いパフォーマンスを創出することを投資哲学としています。



運用プロセス

ファンドのポートフォリオ構築は、ボトム・アップ・リサーチに基づく銘柄選定に重点を置きます。トップ・ダウンのプロセスとして、通貨の評価およびリスクのパラメーターの決定に加えて、一般的成長力の設定およびインフレーションの予想があります。実際の国および業種の動向は、ボトム・アップのプライス／バリュウの予測に大きく左右されます。これらのボトム・アップの予測は、トップ・ダウン・リサーチにより設定された一般的成長力、インフレーション予測および通貨予測に影響されます。ボトム・アップ・リサーチには、調査分野における各企業に関するキャッシュフロー割引モデルの構築、および評価の決定もあります。投資価値の魅力度が主に算出されます。トップ・ダウンとボトム・アップの一体化が、意思決定プロセスの中心となっています。

ポートフォリオ構築:



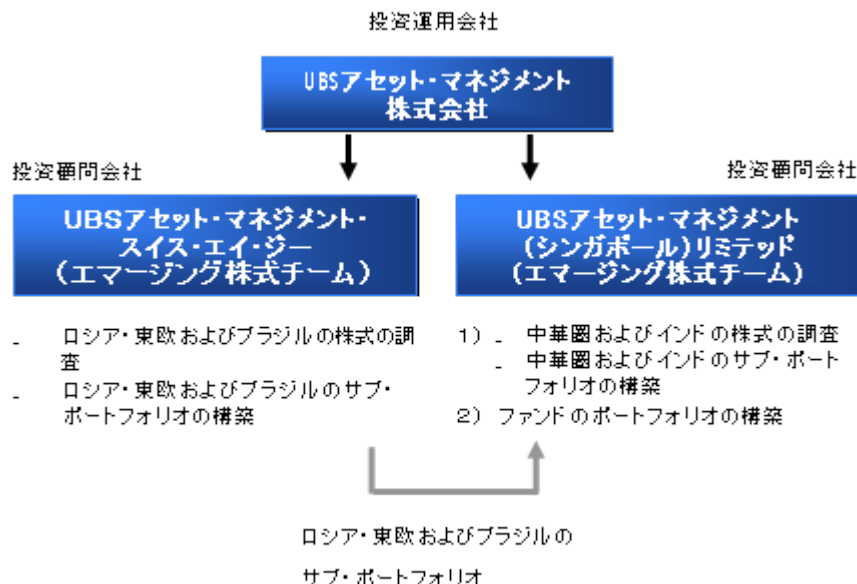
(2) 【投資対象】

上記(1)をご参照ください。

(3) 【運用体制】

UBSアセット・マネジメント・グループのエマージング株式チームは、主に日本を除くアジア地域をカバーするシンガポール・オフィスと、欧州およびラテンアメリカをカバーするスイス・オフィスの2拠点を中心に個別銘柄調査およびモデル・ポートフォリオの構築等を担当しています。

個々の調査情報はグローバルに共有され、ストラテジー・コミッティにてポートフォリオの構築、モニタリングおよび見直しならびにリスク管理を適宜行います。



UBSアセット・マネジメント株式会社の運用体制（2026年3月末日現在）

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しては、投資運用会社の運用本部（12名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められています。当該社内規則においては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じています。

投資運用会社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っています。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しています。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理が構成員として参加しています。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しています。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、またはその代理をもって構成します。なお、同委員会において、システム開発等にかかる検討が必要な場合には、前記構成員からの要請を受けて、テクノロジー部長またはその代理も構成員とすることができます。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

経営委員会が直接所管する統合運用リスクを除き、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況やデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。なお、統合運用リスクについては経営委員会への報告のためリスク委員会にて定期的なモニタリングを行います。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長をもって構成します。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

投資運用会社は、1996年の設立以来、UBSアセット・マネジメント・グループのグローバル・ネットワークにおける日本拠点として、グローバルに一貫した投資プロセスと組織の両面を通じて、投資運用サービスを提供しています。2026年3月末日現在のUBSアセット・マネジメント株式会社の運用資産は約1兆4,427億円にのびります。

UBSグループ

UBSグループは、スイスを本拠地とし、世界約50の国・地域の主要都市にオフィスを配し、約101,500名の従業員を擁する総合金融サービス機関です。

組織的には、強固な財務力と定評ある技術革新によって絶えず変化し続ける世界の文化との融合を実現しています。また、UBSグループは世界で総合的な投資サービスを展開しており2026年3月末日現在の運用資産額は約7兆米ドル（約1,123兆円）に達しています。

中核ビジネスは、資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント、プライベート・バンキング部門であるグローバル・ウェルス・マネジメント、スイス国内における個人・法人銀行部門であるパーソナル&コーポレート・バンキング、投資銀行部門であるインベストメント・バンクの4部門です。

日本では1966年よりスイス・ユニオン銀行、スイス銀行コーポレイションとして進出し、法人向け金融サービスを中心に業務を拡大してまいりました。1998年の両行の合併後、UBSアセット・マネジメントの他、UBS銀行東京支店、UBS証券株式会社などのグループ各社を通じて法人向け総合金融サービスを提供しております。

UBSアセット・マネジメント・グループ

UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループ（UBS AG）を構成する部門のうち資産運用（機関投資家向けおよび投資信託）を統括する部門として、2026年3月末日現在、世界20以上の国・地域に約3,200名のスタッフを擁し、2026年3月末日現在、約2兆640億米ドル（約331兆円）の運用資産を有するグローバルな資産運用機関です。

ファンド管理上の管理会社の構造

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（管理会社）

以下では、ファンドの管理会社の職務を監視する各機関について説明します。

管理会社は、ファンドに関する一任投資運用業務の遂行を投資運用会社に、また受益証券の販売を販売会社に全て委任しています。

以下の各部門は、ファンドの運営に関連する機能を監視します。

運営リスク部門

運営リスク管理部門は、管理会社の例外プロセスの管理および運営リスク委員会の調整を担当しています。同部門はまた、事業継続の調整も担当しています。

内部監査部門

監査・コンプライアンス委員会の指示により、内部監査部門は、管理会社内のすべての運営機能について監査を計画し、実施します。同部門は、内部監査報告書により提言を行います。監査・コンプライアンス委員会は提言の妥当性を評価して、提起された問題を処理するための措置が管理会社経営陣により確実に適時に実行されるよう努めます。

コンプライアンスおよびAML部門

コンプライアンス部門は、管理会社がすべての適用法令に従うこと、特に、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが管理会社を務めるファンドに投資するすべての投資家のすべての身元が、マネー・ロンダリング防止のため確認されることを保証します。これには、ファンドに参加するすべての投資家が、マネー・ロンダリング防止上の検証を行なう規制された機関により紹介されることまたは管理会社が内部でこうした検証を行なうことの確保を要します。

ファンド・コンプライアンス部門

ファンド・コンプライアンス部門の主な機能は、ファンド文書ならびにEUおよびアイルランド政府が施行した法律により定められた投資制限および投資方針にファンドが従っていることの監視です。ファンドがその投資制限および方針上の制限に絶対に違反しないようにする重要な責任は、投資運用会社に委任されています。

（４）【分配方針】

管理会社は、本書の規定にしたがって、毎年、ファンドが受領した純受取利息、配当およびその他の利益（インカム・ゲイン）からの分配を宣言する予定です。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。また管理会社は、毎年、または管理会社が決定したその他の時期に、ファンドの実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができます。さらに、分配に回さないファンドの利益および純売買益は、ファンドの投資方針に従って再投資するものとします。

分配は、決算日に宣言し（以下「分配落日」といいます。）、日本で販売される受益証券については販売会社に対して、分配落日から２営業日目に支払います。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている各受益者に対して支払います。また日本において、受益証券の保有を販売会社に委託する場合、販売会社が分配金を受け取った後の販売会社が指定した日に、販売会社が日本の受益者に分配金を支払うものとします。

ある分配期間に関する分配対象額は、かかる分配期間中にファンドに関して受託会社が（配当、利息等の形で）受け取った純投資収益の合計額に相当する金額に、純実現損益および純未実現損益を加えた額とし、以下の調整を行うものとします。

- (a) 権利付きまたは分配落ちでの売買を可能とする調整のための額を加算し、または差し引きします。

- (b) 分配期間の終了時に発生し、受託会社が受け取っていない利息、配当またはその他の利益に相当する金額を加算します。
- (c) （以前の分配期間に関して加算の調整が済んでいる）以前の分配期間の終了時に発生した利息、配当またはその他の利益に相当する金額を差し引きます。
- (d) 直前の分配期間に関して分配に利用できたものの分配されていない金額がある場合はこれを加算します。
- (e) 所得税の減免または二重課税の救済措置等に関連する請求を原因とする実際のまたは予想される税金還付額に相当する金額を加算します。
- (f) ファンドの利益から適正に支払うべき租税等の実際のまたは予想される債務の額を差し引きます。
- (g) 分配期間中に受益証券の解約に際して支払われた利益への参加分に相当する金額を差し引きます。
- (h) 分配期間中に発生し、ファンドの利益または元本から適正に支払うべき費用、報酬またはその他の支払い（事務管理費用、立替費用、管理会社に支払うサービス料、課徴金などを含みます。）に必要な金額を差し引きます。

各分配期間に関してファンドから分配する金額は、投資運用会社と協議した上で管理会社が分配に利用可能な資金の枠内で決定するものとします。ただし、ある分配期間に関して分配されなかった金額は、次の分配期間に繰り越すことができます。

日本において、受益証券の保有を名義人としての販売会社に委託する場合、配当については、販売会社がファンドから分配を受け取った後、遅滞なく受益者に支払うものとします。

支払日から6年間未請求の分配金は失効し、預託資産に帰属するものとします。受益者に対して支払われる配当その他の金額は、ファンドに対して利息を生じません。

受取人が別段の請求をしない限り、受益者に支払われる分配金は、ファンドの基準通貨で、電信送金によって、受益者の費用で支払われるものとします。電信送金は、受益者の指示にしたがって、受益者のリスクで支払われ、また共同受益者の場合は、関係する名簿に最初に名前が記載された共同受益者に、共同受益者のリスクで支払われ、また銀行業者もしくはその他の代理人または受益者の被指名人への支払いに関して受託会社が承認した書式で作成された書面の指示書を受取人または共同受益者が受託会社に送付した場合に、かかる指示書に記載する指示にしたがって処理されるものとします。

（５）【投資制限】

ファンドに適用される投資制限を以下に記載します。投資制限はAIFM法令およびAIFルールブックに規定されます。管理会社は、投資運用会社の助言にしたがって、受託会社の書面の許可を受け、アイルランド中央銀行に通知した上で、ファンドの投資証券を保有し、または受益証券を販売する国の法規を遵守するために、受益者の利益に資する追加の投資制限を課すことができます。

ファンドの資産はAIFM法令に基づいて許可された投資証券に限定して投資し、AIFM法令に定める制約および本書に記載する投資制限に服するものとします。

- (1) ファンドは、本書の別紙2に記載する公認取引所に上場または取引されていない証券に、ファンドの純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。
- (2) ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。ファンドは、ファンドの純資産額の100パーセントを限度として、EU加盟国の政府もしくは地方政府またはアメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイスおよびノルウェーの政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州原子力共同体、世界銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行が発行または保証した譲渡性証券、ならびにアメリカ合衆国政府の十分な信用と保証の裏付けがある債券に投資することを認めるアイルランド中央銀行の許可を取得しています。

- (3) ファンドは同一の発行体が発行した特定のクラスの証券の10パーセント以上を保有してはなりません。本項の解釈上、同一の発行体が発行したすべての債務証券は全体としてひとつのクラスを構成すると見なします。管理会社が複数のファンドを運用している場合、管理会社は、これらのファンドのために、合計して、いずれか1企業の発行済み議決権付株式の50パーセント以上を保有してはなりません。
- (4) ファンドの純資産額の10パーセント以上を、1つの機関に預託してはなりません。上記の制限は、以下の機関への預託金、または以下の機関が発行した預託金額を証明する証券、もしくは以下の機関が保証した証券については純資産の30パーセントに拡大します。
- (i) 欧州経済地域（E E A）（E U加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）で認可を受けた金融機関
 - (ii) E E Aの加盟国以外に、1988年7月のB I S規制の署名国（スイス、カナダ、日本およびアメリカ合衆国）で認可を受けた金融機関
 - (iii) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可を受けた金融機関
 - (iv) 受託会社、または
 - (v) アイルランド中央銀行の事前の承認がある場合、受託会社の関係会社または関連会社である金融機関
- (5) (2)項および(4)項に関して、関連会社は同一の発行体とみなされます。
- (6) ファンドの純資産額の50パーセント以上を、常に、日本の金融商品取引法の第2条第1項に定める「有価証券」の定義に該当する証券に投資します。
- (7) ファンドは、発行体の経営に重大な影響力を行使することが可能となる会社の議決権付き株式に投資してはなりません。
- (8) 管理会社が複数の投資ファンドを運用している場合、管理会社は、これらの投資ファンドのために、合計して、発行体の経営に重大な影響力を行使することのできる議決権が付与された株式を取得してはなりません。
- (9) ファンドは、証券を空売りし、またはショート・ポジションを保持してはなりません。ただし、アイルランド中央銀行が定めた枠内で、ポートフォリオの効率的運用のために、先物取引および先渡取引（かかる取引のオプションを含みます。）に関して当初証拠金および維持証拠金を差し入れている場合はこの限りではありません。
- (10) ファンドは、ファンドの純資産額の10パーセントを越える借入れを行ってはなりません。
- (11) ファンドは、商品、商品契約、商品または商品に関する権利を表章する証券を売買してはなりません。上記規定の解釈上、商品には貴金属を含みます。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、商品に投資し、または商品を取引する会社の証券を売買することができます。
- (12) ファンドは不動産を購入してはなりません。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、不動産に投資する会社の証券を売買することができます。
- (13) ファンドの資産を証券の引き受けまたは下引き受けに使用してはなりません。ただし、対象証券の処分に関連して、証券法に基づく引受人とみなされる場合はこの限りではありません。
- (14) ファンドは、以下に定める条件にしたがってその他のオープンエンド型集合投資ファンドの受益証券を購入することができます。
- (i) ファンドは純資産額の10パーセント以上をかかると投資ファンドに投資してはなりません。
 - (ii) ファンドが同一の管理会社または関連会社が運用する集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、投資先のファンドの管理会社は、受益証券の購入に関連して自らの利益のために徴収する手数料を放棄しなければなりません。
 - (iii) その他の集合投資ファンドの受益証券への投資によってファンドの投資運用会社が仲介手数料を受け取る場合、かかる手数料はファンドの資産となるものとします。

- (15) 管理会社は、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされ、かつ受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する取引をファンドのために行ってはなりません。
- (16) ファンドは、債券の発行による資金調達を行いません。
- (17) 管理会社は、ファンドによる借入れ（後述される清算手続き以外の目的では）またはレバレッジの利用を意図していません。
- (18) 管理会社は、取引相手方の指定を意図していません。
- (19) ファンドは、その純資産の10%を超えて、単一の発行体による以下に掲げる有価証券または

区分に対する投資を行いません。

- (i) 株式等エクスポージャー（株式および投資信託証券の保有）
- (ii) 債券等エクスポージャー（株式および投資信託証券を除きます。）、金銭債権（(iii)に該当するものを除きます。）および匿名組合出資持分の保有）
- (iii) デリバティブ等エクスポージャー（為替予約取引、有価証券貸借取引、レポ契約その他のデリバティブ取引等により生じる債権）

また、ファンドは、合計でその純資産の20%を超えて、単一の発行体による上記の有価証券または区分に対する投資を行いません。

上記の上限に関する例外（エクスポージャーを零と計算するもの）は、以下のとおりです。

- (a) 次に掲げる国等の中央政府、中央銀行、もしくは地方政府もしくはこれらが設立した政府機関の発行または保証する債権（日本国、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、ルクセンブルグ大公国、香港特別行政区）（随時、改正される場合があります。）
- (b) 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、もしくは地方政府もしくはこれらが設立した政府機関の発行または保証する債権
- (c) 国際機関の発行または保証する債権
- (d) 満期までの期間が120日以内の一定の金融市場または短期金融機関に対するエクスポージャー（コールローン、預金、C P、譲渡性預金証書）
- (e) 1か月以内の現先取引または逆レポ契約で保有する有価証券等

上記(iii)のデリバティブ等エクスポージャーは、以下のように算出します。

デリバティブ等エクスポージャーのうち、為替予約取引（ノンデリバラブル・フォワードに該当するものを除きます。）のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次の定めによります。

- ・ 120日以内に予約期日が到来するものについては零とします。
- ・ 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとします。

上記を除くデリバティブ、有価証券貸借取引、レポ契約は、有価証券の関連する発行者および取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるものによります。

- (i) 有価証券の発行者に対するデリバティブ等エクスポージャーは、感応度（デルタ）を勘案して調整後の時価による有価証券の発行者に対する想定エクスポージャーとし、当該発行体を参照するすべてのデリバティブを合算するものとし、前記AからEに定める有価証券を対象（原資産）とする場合、金利、為替相場、株価指数を対象（原資産）とするデリバティブ取引の場合または先物取引の場合、エクスポージャーは零とみなされます。先物の売り、コール・オプションの売りおよびプット・オプションの買いも同じく、エクスポージャーは零とみなされます。
- (ii) 有価証券の発行者に対する有価証券貸借取引およびレポ契約のエクスポージャーは、関連する有価証券の時価とします。

- (iii) 取引所に上場され、取引されている市場デリバティブ取引について、取引の相手方に対するエクスポージャーは零とします。
- (iv) 店頭デリバティブ取引（市場デリバティブ取引でない場合）については、評価益の額（当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には、ファンドが提供する当該担保または証拠金の評価額を差し引くものとします。）を取引の相手方に対するエクスポージャーとします。
- (v) 有価証券貸借取引およびレポ契約の取引相手方に対するエクスポージャーについては、評価益の額（当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には、ファンドが提供する当該担保または証拠金の評価額を差し引くものとします。）をエクスポージャーとします。

ファンドの支配できない理由により、あるいは引受権の行使の結果として、上記の各比率を超えた場合、投資運用会社は証券の売却に際して受益者の利益を考慮の上優先的にかかる事態を是正しなければなりません。

効率的ポートフォリオ運用

適用ある法律で認められている場合、投資運用会社は、アイルランド中央銀行および下記「ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および商品」が定めた条件および制限にしたがって、譲渡可能証券に関してオプション、先物、先物に対するオプション、金利取引、スワップ、金利先物、証券指数先物および金利スワップなどのデリバティブに投資することができます。ただし、当該技法および商品はヘッジもしくはパフォーマンスの向上または両方を目的とするポートフォリオの効率的な運用のために使用することを条件とします。当該技法および商品の利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限については以下に記載します。以下に記載するオプションの利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限は、ポートフォリオの効率的運用のためにダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズが利用する保証にも適用されるものとします。また適用ある法律で認められている場合、ファンドは、以下に記載するアイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、資産および債務の管理に関連して為替リスクまたは金利リスクをヘッジする技法および商品を利用することができます。

ファンドに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがあります。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接および間接的な運用コストを差し引いた額が、ファンドに返還されます。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接および間接的な運用コスト／費用は、含み収益を含むものではなく、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記されます。

ポートフォリオの効率的運用および／または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがあります。投資運用会社は、金融派生商品の利用がダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの純パフォーマンスに及ぼす影響は限定的であると予想しています。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスクー① リスク要因」の「利益相反」および同「取引相手方リスク」の項をご参照ください。

効率的なポートフォリオ運用および／または為替リスク対策に用いられる主な技法および商品の概要は、以下のとおりです。

先物

ファンドは、収益をロックインすることによるリスク管理にかかる効率的、流動的かつ有効な対策および／または先物価格の下落対策として通貨または金利の先物を売却することができます。

また、ファンドは、証券のポジションを獲得するため費用面で効率的かつ効果的な手法として通貨または金利の先物を購入することもできます。

オプション

ファンドは、(専ら効率的なポートフォリオ運用目的として)自らが保有するかまたは投資を行うことができる証券および通貨のカバー・コール・オプションおよびプット・オプションを売却することにより、当期リターンを増加するためにオプションを活用することができます。

先渡し

通貨先渡しは、関連するファンドの基準通貨以外の通貨建ての証券の通貨エクスポージャーをヘッジし、ファンドに影響を及ぼす可能性のある金利および為替レートをヘッジするために利用することができます。

スワップ

トータル・リターン・スワップ契約は、原証券または先物契約を通じてエクスポージャーを得ることが不可能であるかまたは実利的でない場合、特定の証券または市場に対するエクスポージャーを得るために利用することができます。

レポ／逆レポ契約および株貸付契約

A I Fルールブックに定める規定および制限に従い、ファンドはレポ契約、逆レポ契約および／または株貸付契約を利用し、ファンドの収益を増加することができます。レポ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買戻す取引です。逆レポ契約は、ファンドが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引です。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいいます。

投資家は、後記「3 投資リスク ① リスク要因」の項ならびに「外国為替／通貨リスク」および「デリバティブ、手法および商品リスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきです。

ファンドを代理する管理会社は、現時点では金融派生商品への投資を意図していませんが、将来においてファンドが金融派生商品への投資を意図する場合、リスク管理プロセスがアイルランド中央銀行に対して提出され、これにより承認されるまでの間、かかる金融派生商品の利用が発生することはありません。

ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および商品

一般的条件－ポートフォリオの効率的運用

1. 個人投資家向けA I Fは、ポートフォリオの効率的運用のための取引であっても、それが個人投資家向けA I Fが宣言している投資目的を変更し、またはその募集文書に記載された一般的リスクポリシーと比べて追加的リスクが大幅に加わるものとなる可能性がある場合には、かかる取引を行いません。

買戻／売戻契約（以下「レポ取引」といいます。）および有価証券貸借

2. レポ取引および有価証券貸借取決めは、通常の市場慣行に従ってのみ行うことができます。
3. レポ取引または有価証券貸借取決めで取得する担保は、常に、下記の基準に適合したものでなければなりません。
 - (a) 流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければなりません。

- (b) 評価：担保は、1日に1回以上評価されうるものでなければならず、また、毎日値洗いされなければなりません。
- (c) 発行体の信用力：担保の発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければなりません。
4. レポ取引または有価証券貸借取決めの期限まで、かかる取引または取決めで取得した担保は、
- (a) 投資した金額または貸し出す有価証券の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならず、
- (b) 保管機関または保管機関の代理人の名義に譲渡されなければならず、かつ
- (c) 相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けAIFが使用することができるものでなければなりません。
- (d) (b)項は、個人投資家向けAIFが国際証券集中保管機構またはこの種類の取引を専門機関として一般的に公認されている関連する機関の担保管理サービスを使用する場合に適用されます。保管機関は、担保取決め上、明示された参加者でなければなりません。
5. 非現金担保：
- (a) 売却し、担保に供し、または再投資することができません。
- (b) 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければなりません。
- (c) 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければなりません。
- (d) ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければなりません。
6. 現金担保：
- 現金は以下に対して以外には投資することはできません。
- (a) 関連機関への預金
- (b) 国債またはその他の公債
- (c) 関連する機関が発行した預金証書
- (d) 満期まで3か月以内の、取消不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状
- (e) 受け入れる担保が本項の(a)から(d)および(f)のカテゴリーに該当する買戻契約
- (f) AAAまたはこれと同等の格付を有する日々の取引のマネー・マーケット・ファンド。投資が関連ファンドにおいて投資される場合は、原マネー・マーケット・ファンドによる買付、転換または買戻手数料を課すことができます。
7. 6. 現金担保の項に従って、個人投資家向けAIFのリスクにおいて保有される投資された現金担保は、国債もしくはその他の公債またはマネー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除き、分散的に投資されなければなりません。個人投資家向けAIFは、常に、現金担保によってその返済義務を果たすことができることを確認していなければなりません。
8. 投資された現金担保は、相手方または関連する事業体が発行した証券に預託または投資することができません。
9. 本セクション第4(b)項の規定にかかわらず、個人投資家向けAIFは、一般的に公認の国際証券集中保管機構により組織された有価証券貸借組織に参加することができます。ただし、当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとしします。
10. 本セクション第5項および第6項の意図を損なうことなく、個人投資家向けAIFは、レポ取引による取引を行って、担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出すことが認められます。その場合、AIFルールブックのパートI、セクション1. iv（金融派生商品）第1項で要求される総エクスポージャーを判断する際、レポ取引を考慮に入れなければなりません。発生する総エクスポージャーは、派生商品の使用を通じて生じる総エクスポージャーに追加しなければならず、それらの合計は個人投資家向けAIFの純資産額の100%を超過してはなりません。担保が無リスクのリターンを超えるリターンをもたらす金融資産に再投資されたときには、個人投資家向けAIFは、総エクスポージャーを計算する際、以下の事項を計算に含めなければなりません。
- (a) 現金担保を保有する場合は、受取金額、および

(b) 非現金担保を保有する場合は、関連する証券の市場価値

11. レポ取引または有価証券貸借取決めの相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくは同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされなければなりません。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFが、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を受容することができます。
12. 個人投資家向けAIFは、随時所有証券貸借取決めを終了させて、貸し出したすべての所有証券の返却を求める権利を有するものとします。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該所有証券を返却する義務を負うことを規定しておかねばなりません。
13. レポ取引、所有証券の貸付または所有証券の借入は、AIFルールブックのパートI、セクション1.iii（借入能力）第2項およびAIFルールブックのパートI、セクション1.i（一般的制限）第2項の目的上、それぞれ、借入または貸付を構成しません。

デリバティブ取引 - 金融派生商品

14. 個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行う場合、それが投資を目的としたものであれ、ヘッジングを目的としたものであれ、AIFルールブック第1章セクション1.iv（金融派生商品）を遵守しなければなりません。個人投資家向けAIFがレポ取引を行って担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出す場合の総エクスポージャーの計算に関しては、AIFルールブック第1章第18項から第22項も適用されます。
15. 下記第16項を条件として、個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行うのは、これらの金融商品が加盟国または非加盟国における、規制され、定常的に運営される、公認の一般に公開された市場で取引される金融商品である場合に限られます。
16. 個人投資家向けAIFは、店頭市場で取引される金融派生商品（以下「店頭デリバティブ」といいます。）に投資することができます。ただし、その際、以下を条件とします。
 - (a) 相手方当事者がEEA加盟国で金融商品市場指令に従って承認されている関連する機関もしくは投資会社であるか、米国証券取引委員会によって連結監督事業体（以下「CSE」といいます。）として規制される事業体であること。
 - (b) 相手方当事者が関連する機関ではない場合、相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされるものであること。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFポートフォリオが、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を許容することができます。
 - (c) 店頭デリバティブ取引の相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、個人投資家向けAIFは、当該相手方当事者との店頭デリバティブ取引の正の時価評価額を使用してエクスポージャーを計算します。個人投資家向けAIFは、相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制することができる場合には、同じ相手方当事者に対するデリバティブのポジションを相殺することができます。ただし、相殺が許容されるのは、同一の相手方当事者との間の店頭デリバティブ証券に関してのみであり、同じ相手方当事者に対して個人投資家向けAIFが有するその他のエクスポージャーに関しては相殺計算することはできません。
 - (d) 個人投資家向けAIFは、以下の事項を確認していなければなりません。
 - 相手方当事者が、店頭デリバティブを合理的な正確性をもって、信頼できる基準にのっとって評価すること、および
 - 個人投資家向けAIFの判断で随時店頭デリバティブを公正価格で売却、現金化または相殺計算することができること
 - (e) 個人投資家向けAIFは、毎週、その店頭デリバティブについて信頼できる検証可能な評価を得るものとし、また、それを達成するために適切なシステム、コントロールおよびプロセス

を文書化し実施していることを確実にします。評価の仕組みおよび手続きは、関連する店頭デリバティブの内容および複雑さに照らして適切かつ相当なものでなければならず、また、適切に文書化しなければなりません。

(f) 信頼できる検証可能な評価とは、相手方当事者による市場呼び値のみに依存するのではなく、以下に記載する基準を満たした公正価格に対応する個人投資家向けAIFによる評価をいうものとして理解されます。

- 評価の基準が当該金融商品の信頼できる最新の市場価格であるか、またはかかる評価がない場合には、適切な、認知された方法論に基づいた価格設定モデルであること
- 評価が以下のいずれかによって検証されること
 - 適切な頻度かつ個人投資家向けAIFが当該評価を確認できるような方法による、店頭デリバティブの相手方当事者とは独立の、適切な第三者
 - 個人投資家向けAIFのうち資産管理を担当する部門とは独立した、この目的のために十分に装備された特定のユニット

17. AIFルールブックの第1章セクション1. ii（投資制限）第15項に従って、個人投資家向けAIFは、店頭デリバティブの相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、相手方当事者が個人投資家向けAIFに対して下記第18項に記載した基準を満たした担保を差し入れた場合のみ、かかるエクスポージャーを縮減することができます。

18. 個人投資家向けAIFが受け取る担保は、常に、以下の基準を満たしていなければなりません。

- (a) 流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければなりません。
- (b) 評価：担保は、1日に1回以上評価され、また毎日値洗いされなければなりません。
- (c) 発行体の信用力：発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければなりません。
- (d) 保護預かり：担保は、保管機関またはその代理人の名義に譲渡されなければなりません。
- (e) 実行可能性：当該事業体が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けAIFが使用することができるものでなければなりません。
- (f) 非現金担保の場合：
 - 売却し、担保に供し、または再投資することができません。
 - 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければなりません。
 - 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければなりません。
 - ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければなりません。
- (g) 現金担保は、無リスク資産以外に再投資してはなりません。

19. 個人投資家向けAIFは、個人投資家向けAIFの相手方当事者に関するリスクに対するエクスポージャーを計算する際に、店頭デリバティブの相手方当事者に移転されたすべての担保を考慮に入れます。店頭デリバティブの相手方当事者に移転された担保は、当該相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制できる場合のみ、純額ベースで考慮します。

発行体集中リスクおよび相手方当事者エクスポージャー・リスクの計算

- 20. 個人投資家向けAIFは、コミットメント法に従って、金融派生商品を利用することによって発生する潜在的リスクを基準として、AIFルールブック第1章セクション1. ii（投資制限）に記載された上限を計算します。
- 21. 店頭デリバティブ取引から発生するエクスポージャーの計算には、店頭デリバティブの相手方当事者に関するリスクへのエクスポージャーを含めなければなりません。
- 22. 個人投資家向けAIFは、顧客資金規則またはブローカーが支払不能状態に陥った際に個人投資家向けAIFを保護するその他の類似の取決めによって防御されない取引所また店頭で取引されたデリバティブに関してブローカーに対して差し入れた当初証拠金およびブローカーから受け取る追加証拠金から発生するエクスポージャーを、AIFルールブック第1章セクション1. ii（投資制限）第15項で言及された店頭取引相手方当事者に関する上限内で計算します。

23. 個人投資家向けA I Fは、A I Fルールブック第1章セクション1. ii（投資制限）で言及された上限を計算する際に、次の事項を斟酌します。

(a) 有価証券の貸付または買戻契約を通じて発生した相手方当事者に対する純エクスポージャー、および

(b) 担保の再投資によって発生したエクスポージャー

純エクスポージャーとは、個人投資家向けA I Fが受け取る金額から、個人投資家向けA I Fが差し入れた担保を差し引いた金額をいいます。

24. 個人投資家向けA I Fは、発行体の集中に関する上限との関係でエクスポージャーを計算する際、そのエクスポージャーが店頭取引の相手方当事者、ブローカーまたは決済機関のいずれに対するものであるかを立証します。

25. 個人投資家向けA I Fは、金融派生商品（譲渡性有価証券、金融市場商品または投資ファンドに組み込まれた金融派生商品を含みます。）の原資産に関するエクスポージャーのポジションが、関連する場合には直接投資から生じるポジションと合わせて、本書に記載する要件として定められた投資上限を超過することを許容してはなりません。個人投資家向けA I Fが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、それらの投資は、A I FルールブックのパートI、セクション1. ii（投資制限）で明示された制限と合計する必要はありません。A I FルールブックのパートI、セクション1. ii（投資制限）に規定された制限を計算する際、結果的なポジションのエクスポージャーを判断するうえで、金融派生商品（組込み金融派生商品を含みます。）について考慮しなければなりません。このポジションのエクスポージャーは、発行体の集中度を計算する際に考慮に入れなければならない、適切な場合にはコミットメント法を用いて、またより保守的に行うときには発行体による債務不履行の結果発生する可能性のある損失の最大額を用いて計算しなければなりません。また、ポジションのエクスポージャーは、総エクスポージャーの計算に当たってバリュー・アット・リスク（以下「V a R」といいます。）（下記第32項でより詳細に定義します。）を使用するか否かにかかわらず、すべての個人投資家向けA I Fがその計算をしなければなりません。

本規定は、指数ベースの金融派生商品のうち、対象指数がA I Fルールブック第1章セクション1. i（一般的制限）第4項に記載された基準に適合するものには適用されません。

カバー要件

26. 個人投資家向けA I Fは、いかなる時点においても、金融派生商品に関わる取引によって負担するあらゆる支払義務および交付義務を充足することができなければなりません。

27. 個人投資家向けA I Fは、金融派生商品の取引を監視し、それらが本書の要件に従って適切にカバーされていることを確保するためのリスク管理プロセスを構築し維持します。

28. 個人投資家向けA I Fは、個人投資家向けA I Fに代わって将来的なコミットメントを生じさせ、または生じさせる可能性のある金融派生商品については、以下に記載するようにカバーされていることを確実にします。

(a) 自動的に、または個人投資家向けA I Fの裁量により、現金決済される金融派生商品の場合は、個人投資家向けA I Fは、常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければなりません。また、

(b) 原資産の物理的交付が必要となる金融派生商品の場合は、個人投資家向けA I Fは、常にその資産を保有していなければなりません。ただし、個人投資家向けA I Fは、以下に該当する場合は十分な流動資産をもってエクスポージャーをカバーすることができます。

- 原資産が流動性の高い固定金利証券で構成される場合。および／または、
- 原資産を保有しなくてもエクスポージャーを十分にカバーすることができ、当該金融派生商品がリスク管理プロセスの対象となっており、詳細が目論見書に規定されていると個人投資家向けA I Fが考える場合。

リスク管理プロセスおよび報告

29. 個人投資家向けA I Fは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、自身の金融派生商品取引活動に関する十分なリスク管理プロセスを構築し、それ以降当該プロセスを維持します。個人投資家向けA I Fは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、構築したリスク管理プロセスとその維持方法について、アイルランド中央銀行に書面で通知します。この通知には、以下に記載する事項を含めます。

- (a) 譲渡可能な有価証券および金融市場商品に組み入れられるデリバティブを含め、許容される金融派生商品の種類
- (b) 潜在的リスク
- (c) 関連する数量的上限ならびにその監視および実施方法、および
- (d) リスク推定方法

当初の届け出事項に重大な修正が生じる場合は、それらの変更を実施する前に、アイルランド中央銀行に通知しなければなりません。

30. 個人投資家向けA I Fは、毎年、自身の金融派生商品のポジションについて、アイルランド中央銀行に報告書を提出します。かかる報告書には、以下の事項を記載します。

- (a) 個人投資家向けA I Fが利用する金融派生商品の種類についての真実かつ公正な見解を反映した情報
- (b) 潜在的リスク：数量的上限およびその管理および実施方法、および
- (c) それらのリスクを推定するために使用する方法

個人投資家向けA I Fは、自身の年次報告書と一緒にこの報告書を提出します。

総エクスポージャーの計算

31. 個人投資家向けA I Fは、少なくとも1日に1回、以下のいずれかの形でその総エクスポージャーを計算します。

- (a) 個人投資家向けA I Fの純資産額の総額を超過しない範囲で組込みデリバティブを含めた金融派生商品を通じて個人投資家向けA I Fが生み出したエクスポージャーおよびレバレッジの増加分、または
- (b) 個人投資家向けA I Fのポートフォリオの市場リスク

32. (a) 個人投資家向けA I Fは、その総エクスポージャーを計算する際に、個人投資家向けA I Fの投資戦略、利用する金融派生商品の種類および複雑性ならびに金融派生商品を含んだ個人投資家向けA I Fのポートフォリオの割合を考慮した適切なリスク測定方法を利用します。

- (b) 個人投資家向けA I Fは、コミットメント法またはV a R法を用いてその総エクスポージャーを計算します。個人投資家向けA I Fは、アイルランド中央銀行が事前に承認した場合に限り、他の新しいリスク管理方法でその総エクスポージャーを計算することができません。本規定の目的において、V a Rとは、特定の期間にわたっての特定の信頼水準で予想される損失の最大額の測定方法をいいます。

33. 個人投資家向けA I Fは、追加のレバレッジまたは市場リスクへのエクスポージャーを生み出すために買戻契約を含めた技法および商品を使用する場合は、これらの取引を考慮にいれて総エクスポージャーを計算します。

34. 個人投資家向けA I Fは、継続的に総エクスポージャーの上限を遵守します。

35. 個人投資家向けA I Fは、以下に記載する場合には、コミットメント法を使用することはできません。

- (a) 個人投資家向けA I Fが、個人投資家向けA I Fの投資方針のうちの無視することのできないだけの部分について、複雑な投資戦略を用いる場合、および／または
- (b) 個人投資家向けA I Fがエキゾティック派生商品に対して無視できないエクスポージャーを有している場合、および／または、
- (c) コミットメント法では個人投資家向けA I Fのポートフォリオの市場リスクを適切に把握できない場合

36. レポ取引および貸株取引はA I Fルールブック第1章の目的上、それぞれ借入または貸付を構成しません。

為替リスクに対する防御

37. ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨ヘッジを含む為替リスクに対し防御を行う技法および商品を利用することができます。

- (i) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの為替リスクに対するエクスポージャーは一切レバレッジされてはならないこと。
- (ii) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの通貨エクスポージャーが移転される通貨に関する開示を含め、当該取引を行う意図がダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの目論見書に全て開示されなければならないこと。
- (iii) 定期報告書にかかる取引がどのように利用されてきたかを示さなければならないこと。

借入れ方針

ファンドによる借入れは、流動性目的に限定され、常に、その純資産の最大10%に制限されます。ファンドは、受益者に対する買戻金の支払の資金を賄うために、または、その他の投資対象の売却もしくは償還の手取金をファンドが受領するまでの新規の投資対象の短期資金調達のために、短期の借入れを行うことがあります。

投資制限および借入制限の変更

管理会社がA I Fルールブックに記載された投資制限および借入制限の変更を利用する権限を有する（ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ることを条件とします。）ことが意図されています。

A I Fルールブックの変更を利用する能力

ファンドがA I Fルールブックに記載された投資制限の変更を利用する権限を有する（ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ること、ならびにかかる変更が当該ファンドの投資目的および投資方針と重要な点において一致することを条件とします。）ことが意図されており、これにより、当該ファンドがまたは当該ファンドのために、英文目論見書の日付現在A I Fルールブックに基づき投資が制限または禁止されている投資信託、証券、派生商品またはその他の形態の投資対象に投資することが可能になります。

流動性管理方針および買戻権

管理会社は、流動性管理方針を策定しており、かかる方針により、管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドの流動性リスクの特定、監視および管理、ならびにダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの投資対象の流動性特性がダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの対象債務の履行を促進することの確保が可能になります。管理会社の流動性方針は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドの投資方針、流動性特性、買戻方針およびその他の対象債務を考慮に入れたものになっています。流動性管理システムおよび手続には、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドについて予想されるもしくは実際の流動性不足またはその他の破綻状況に対処するための適切なエスカレーション措置が定められています。

要約すると、流動性管理方針は、ファンドが保有する投資対象の特性を監視するとともに、当該投資対象が英文目論見書または関連するファンドの英文目論見書の追補に記載される買戻方針に適合していることを確保し、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの対象債務の履行を促進します。さらに、流動性管理方針には、ストレス変化が広範におよぶファンドの流動性リスクを管理するために投資運用会社が実施する定期的なストレステストについての詳細が定められています。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱

いに沿う方法で、かつ、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

受益者の買戻権（通常および例外的な状況における受益者の買戻権を含みます。）および既存の買戻取決めについての詳細は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載されています。

主要な悪影響

関連する別紙に別段の記載のある場合を除き、投資運用会社は、金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（E U）2019／2088（以下「S F D R」といいます。）第7条に規定される意味における金融商品レベルでのファンドの持続可能性要因に対する主要な悪影響を考慮しません。これは、ファンドがS F D R第6条に該当し、持続可能な投資を目的としておらず、E S G特性を推進するものでもないことから、投資運用会社はそうすることが適切であるとは考えていないということに基づきます。

3【投資リスク】

① リスク要因

ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほかに為替変動による影響を受けて下落または上昇しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者に帰属します。

一般的リスク要因

投資予定者は、ファンドに投資する前に以下のリスク要因について検討する必要があります。

－投資対象およびトレーディング・リスク

ファンドへの投資は、重大なリスクを伴う可能性があります。どのような時期においても、特に短期間においては、ファンドの投資目的が達成される保証はありません。特に、ファンドへの投資は投資リスクを伴い、投資者が投資する元本全額が失われる可能性が含まれます。投資者は、受益証券の価値が上昇するだけでなく下落する可能性があることを認識する必要があります。ファンドの投資目的が達成される保証または表明はありません。

－投資運用会社への依存

管理会社は、ファンドの管理運営に関して最終的な権限および責任を有しますが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は投資運用会社によって行われるため、投資運用会社はファンドの資産に対して完全な取引権限を有します。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存します。投資運用会社またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、ファンドは、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があり、その結果、ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性があります。受益者は、ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。

－過去の実績

投資運用会社およびその関連会社が運用、助言または支援を行う事業体、ファンド、口座または顧客の運用実績は、ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではありません。

－ポートフォリオ選択リスク

一般的に特定のセクターもしくは地域、市場セグメント、有価証券または金利に影響を及ぼす品質、相対利回り、相対価値または市場動向に関する投資運用会社の判断が誤りであると判明する場合があります。

－時価総額リスク

中小（時価総額による）企業の有価証券または当該証券に関連する金融商品は、大企業の有価証券に比べ市場が限定されることがあります。したがって、時価総額が大きく取引市場が広範な企業の有価証券に比べ、有利な時期にあるいは価格の大幅な下落を伴わずに売却することが困難なことがあります。また、中小企業の有価証券は、不利な経済報道など市場の悪条件に対して一般的により脆弱であるため、価格変動が大きくなる可能性があります。

－評価のリスク

ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は管理会社および投資運用会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとします。評価方針に基づき、管理会社および／または投資運用会社は、裁量権を行使し、また判断することができます。管理会社および／または投資運用会社は、資産および負債の価値を決定するにあたり、ファンド全体の利益のために誠実に行動することを条件として、合理的な判断を下す権利を有します。かかる評価について、現在または

過去の投資者が異議を申し立てることはできません。管理会社は、(i) 非上場または(ii) 上場または規制市場で取引されていますが、市場価格が代表的でなく、もしくは入手できない投資対象の評価に関して、投資運用会社と協議することができます。ファンドの投資対象の評価を決定する投資運用会社の役割およびファンドの価値が上がるにつれて増加する手数料を投資運用会社が受け取るという事実から、利益相反の可能性あります。

－投資対象の評価

管理会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結された取引と保有される現金または投資対象を照合するのに十分なタイミングで、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しないことがあります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産額が計算されることを意味し、純資産額の不正確な計算につながる可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

－プライシング情報源の限定

ファンドの管理会社および／または投資運用会社は純資産額の計算に関連するものを含め、投資対象の価格決定に関して単一または限られた数の情報源に依拠することがあります。

－仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行する取引業者およびディーラーを選定するにあたり、投資運用会社は、競争入札を募る必要はなく、利用可能な最低手数料を採求する義務を負いません。投資運用会社は、同じ取引を行うために他の取引業者またはディーラーが請求する可能性のある価格よりも高い価格で調査またはサービスを提供またはその支払いを行う取引業者、ディーラーまたは投資運用会社の関連会社である取引業者またはディーラーに対して手数料を支払うことができます。

主なリスク要因

－株式市場の変動

ファンドの純資産総額は、株式市場の変動を反映します。株式市場は発行企業の業績、株式市場の需給ならびに政治、規制、市場および経済の状況の影響を受け大きく変動することがあります。

－個別銘柄リスク

個別銘柄または一定のタイプの銘柄が、市場全体に比して大きく値動きすることや、市場全体の値動きに逆行することがあります。

－譲渡可能証券の価格変動リスク

ファンドは、（外国投資家に対し売買および持出しに関する現地の規制が課される）特定の国の当該現地株式の価格変動を反映する譲渡可能証券にも投資することがあります。かかる譲渡可能証券の価格は通常、特定の国の当該現地株式の価格変動を反映します。さらに利率、現地通貨と譲渡可能証券の基準通貨である米ドルとの為替レート、および発行体または仕組み債の支払義務を引き受ける当事者の信用力の変動に伴って変動します。

現物株式の発行体または譲渡可能証券の支払義務を引き受ける当事者の財務状況の悪化、経営の失策および倒産等の要因により、譲渡可能証券の元本および利息が償還日に支払われないリスクが生じることがあります。かかるデフォルトが生じたかもしくは生じる可能性が高い場合には、譲渡可能証券の価格は下落します。

－為替リスク

米ドル以外の外貨建資産については、原則として米ドルに対する為替ヘッジを行いません。ブラジル、ロシア・東欧、インドおよび中華圏の通貨が対米ドルで上昇した場合、当該通貨の評価・実現益はファンドの純資産総額を上昇させる要因となります。反対に、ブラジル、ロシア・東欧、インドおよび中華圏の通貨が対米ドルで下落した場合、当該通貨の評価・実現損はファンドの純資産総額を下落させる要因となります。また、日本円から米ドル建てのファンドに投資を行う日本における国内投資家は、米ドルと日本円の為替リスクが生じます。

－エマージング・マーケット・リスク

ファンドは、エマージング・マーケット（新興市場）の企業の株式に投資することがあります。かかる株式には、大きなリスクが伴うことがあり、投機的で不安定であると考えられます。かかるリスクには次のものが含まれます。（i）強制収用、没収、課税、インフラの未整備、国有化、ならびに社会、政治、規制および経済の不安定さといったより大きなリスクが存在します。（ii）エマージング・マーケットの証券市場の規模は小さく、取引量は少ないのが現状です。これらは、保管リスク同様、ファンドが取引する株式の不決済または決済の遅延の危険を増大させる、流動性の乏しさおよび価格変動につながります。（iii）国家政策により、関連する国益に敏感と思われる発行体または業界への投資制限など、ファンドの投資機会が制限されることがあります。（iv）民間投資または外国投資および私有財産を統制する法制度が未整備であることがあります。（v）先進諸国市場に比して情報開示基準が貧弱であり、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。

その他のリスク要因

－総論

投資予定者は、他の受益証券と同様に、受益証券の価値およびそれから得られる収益が変動する可能性があることを認識する必要があります。ファンドの投資目的が実際に達成される保証はありません。いつでも受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということは、ファンドへの投資は中長期的に見るべきことを意味しています。

－流動性リスク、オペレーショナル・リスク

一般にエマージング・マーケットの時価総額および取引量は、先進諸国市場のそれに比べて小さいものです。証券市場の法制度、政府の規制、会計基準、税制および外国送金規制等の規制環境、ならびにインフラが未発達であり、これによりファンドが投資する株式等の決済リスクや決済の遅延、保管のリスクが増大することがあります。また市場実勢から期待される価格での売買ができない場合があります。

－ロシアへの投資

近年、ロシアにおいて証券投資に関する抜本的な改革および規制が始まっていますが、なお不明確な解釈や矛盾した適用がなされることがあります。ロシアにおける規制の適用の監視および執行は、なお不確実です。

ロシアにおける株式の所有権を証明する唯一の方法は、発行体の受益者名簿に受益者の名が記載されていることです。ロシアにおいては信託義務の概念が十分に確立しておらず、受益者は経営活動により株式希釈または投資上の損失を被っても十分な法的救済措置を受けられないことがあります。コーポレート・ガバナンスの規制は未発達であり少数受益者の保護に欠けることがあります。

－決済取引業者の支払不能リスク

投資運用会社は、ファンドに関して、証券取引の清算および決済を行う複数の取引業者のサービスを利用することができます。ファンドの取引業者のうちの一社が支払不能に陥った場合、適用ある規則および規制により顧客資産に一定の保護が与えられることがありますが、当該取引業者の下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされることがあります。

－流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想されます。したがって、受益者は、本書に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができます。受益証券の買戻しを請求する受益者が保有する受益証券1口当たり純資産価格が、関連する買戻請求の日から関連する買戻日までの期間中に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担します。

－保管リスク

保管会社または取引業者との取引にはリスクを伴います。保管会社または取引業者に証拠金として預託されたすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定され、したがって、ファンドはかかる当事者に関する信用リスクにさらされないことが期待されます。しかしながら、かかる当事者が支払不能となった場合には、かかる分別管理が達成されとは限らず、また、証拠金として保有されている資産に対するファンドの権利を強制することに関連して、実務上または時間的な困難が生じる可能性があります。

ファンドの資産が、支払不能となった保管会社または取引業者により保有されることがあります。資産が分別管理されていない場合、ファンドは、無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全に回収できない可能性があります。

－経済情勢

例えば、インフレーション率、産業の状況、競争、技術開発、政治・外交上の出来事や動向、税法、その他無数の要因を含む経済状況の変化は、ファンドの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの状況は、いずれも投資運用会社の支配の及ぶ範囲ではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または非流動性は、投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があります、ファンドが損失にさらされる可能性があります。

－潜在的な市場価格変動

ファンドの勘定で投資対象への投資が行われる市場は、近年、著しい価格変動に見舞われています。かかる価格変動が将来起こらないとの保証はありません。かかる価格変動は、純資産総額、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

－訴訟および規制措置

ファンドは、自身の活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があります、防御のコストが発生し、結果の不成功のリスクを負うことがあります。

－利益相反

後記「第二部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」の項に記載されているように、利益相反が生じることがあります。あらゆる利益相反を確実に公正な解決をすることが意図されていますが、これは常に可能であるとは限りません。

－保証の不存在

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府当局もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていません。ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、またいかなる銀行によっても保証または裏書きされておらず、受益証券への投資金額は上昇および／または下落する可能性があります。元本の保全は保証されていません。ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

－スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを伴うスタートアップ期間に直面することがあります。スタートアップ期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという特別なリスクがあります。投資運用会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続きを用いることがあります。これらの手続きは、一部は市場の判断に基づくものであり、成功する保証はありません。

－政治および／または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受けます。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性があります。

外国政府は、資産を没収する、資本または為替規制を課す、重税を課す、または会社もしくは産業を国有化することがあります。かかる行為はいずれも、証券価格に重大な影響を及ぼす可能性があります。その他の政治上のリスクには、経済政策の変更、社会および政情不安、軍事行動および戦争が含まれます。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの中には、保管および／または決済システムが十分に発達していない市場に投資するものがあるため、当該市場で取引されるファンドの資産で、副保管会社への委託が必要な状況において、副保管会社に委託されたものは、受託会社が責任を負わない状況というリスクの影響を受けることがあります。

－軍事衝突リスク

ファンドは、ファンドが直接的または間接的に投資を行っているいずれかの地域において軍事衝突が発生した場合に、多額の損失を被る可能性があります。かかる軍事衝突により、特定の市場、投資対象、サービス提供者または取引相手へのアクセスが制限され、またはアクセスできなくなり、これによりファンドのパフォーマンスに悪影響が及び、管理会社がファンドの投資戦略を実行し、その投資目的を達成する能力が制限される可能性があります。また、かかる衝突によるボラティリティの増加、通貨変動、流動性の制約、取引相手の不履行、評価および決済の困難ならびにオペレーショナル・リスクによりファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。このような事由が生じた結果、これがなければ歴史的に見て「低リスク」な戦略のパフォーマンスに、前例のないボラティリティおよびリスクをもたらす可能性があります。

より一般的には、軍事衝突および軍事侵略への対応として科されるいずれの経済制裁も、幅広い経済的および政治的な不透明感につながる可能性があります。世界中の金融市場、通貨市場および商品市場に大幅なボラティリティをもたらす可能性があります。軍事衝突の性質に応じて、エネルギー、金融サービスおよびとりわけ防衛を含む、さまざまなセクターで事業を行う世界中の会社が影響を受ける可能性があります。その結果、軍事衝突に関与している地域に対する直接的または間接的なエクスポージャーを有しないファンドのパフォーマンスにも悪影響が及ぶ可能性があります。

－買戻しまたは手数料を目的とした純資産額の修正をしないこと

評価日より後に純資産額または1口当たり純資産価格が調整された場合（例えば、管理会社が非流動性投資の価値に対して行ったその後の調整の結果として）、管理会社は、以前に受けつけた受益証券の買戻しの根拠となる純資産額または1口当たり純資産価格を修正または再計算することまたはファンドが支払うべき手数料を計算または支払うために使用する純資産額または1口当たり純資産額を修正または再計算することは求められません。

－事業リスク

ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。また、将来起こりうるパフォーマンスを評価するための運用実績もありません。ファンドの投資成果は、投資運用会社の成功に依存することになります。

－株式および株式連動証券

ファンドは、株式および株式連動証券（株式を基礎とするデリバティブを含みます。）の取引を行うことがあり、その価値は発行体の業績および広範な株式市場の動きによって変化します。数多くの経済的要因、市場センチメント、政治的要因およびその他の要因が株式の価値に影響を及ぼします。いかなる時でもファンドは時価総額の小さい企業に投資することがあります。これらの有価証券は、流動性の低さや価格変動の高さなど、大企業や有名企業の有価証券よりも大きなリスクを伴うことがあります。

ファンドが取引する株式類似の金融商品の多くは、原態の株式を参照していますが、他の構成要素（期間、行使価格、プレミアムなど）を組み込んでいます。その結果、関連する投資運用会社が原態の株式の市場価値を正しく評価していたとしても、ファンドのポジションが不採算となる場合があります。

ファンドは、優先株式、転換証券およびワラントに投資することがあります。これらの商品の価値は、株式市場の動き、特に原資産である普通株式のパフォーマンスによって変化します。転換証券の市場価値は、金利が上昇すると下落する傾向があり、その逆もまた然りです。しかし、転換証券の原態である普通株式の市場価格がかかる転換証券の転換価格を上回った場合、転換証券は原態である普通株式の市場価格を反映する傾向があります。原証券の市場価格がワラントの保有者が当該証券を購入する権利を有する所定の価格より低い状態が続く場合、ワラントの市場価値はゼロとなることがあります。

ファンドは普通株式の取引を行うことがあります。普通株式および類似の持分証券は、一般に、発行体の資本構造において最も劣後する地位にあり、またより優先される請求権がすべて弁済された後に残る発行体の資産（もしあれば）に対する権利を保有者に与えるものです。普通株式の保有者は、一般に、利息、配当および発行体のより優先される有価証券に対するその他の必要な支払いを行った後に、発行体の統治機関によって利用可能な収入またはその他の資産から宣言された場合に限り、配当を受ける権利を有します。さらに、ファンドが投資している会社が倒産または清算された場合、普通の受益者の請求権は、他のすべての債権に劣後します。その結果、ファンドに損失が発生した場合、ファンドのパフォーマンスおよび受益者へのリターンに重大な悪影響が及ぶことがあります。

－インフレーション・リスク

ファンドの資産またはファンドの投資からの収入は、インフレーションによって貨幣価値が低下するため、将来的に実質的な価値が低下することがあります。インフレーションが進むと、ファンドのポートフォリオがインフレーション率以上に成長しない限り、ファンドのポートフォリオの実質的な価値は低下します。

－取引停止

証券取引所は通常、その取引所で取引されるあらゆる商品の取引を停止または制限する権利を有します。取引停止により、投資運用会社または投資対象資産のファンドマネージャーがポジションを清算できなくなり、ファンドが損失の影響をうけることがあります。

－市場リスク

市場リスクとは、市場が短期間あるいは長期間に渡ってマイナスのリターンをもたらす可能性を指します。現金投資の市場リスクは最も低く、債券、不動産証券および株式は、市場リスクのレベルが順に高くなります。どのような資産クラスにおいても、個々の有価証券のリターンは、幅広い市場のリターンと各有価証券に固有のリターンを組み合わせたものです。

ファンドの計算において保有する有価証券の価値は、経済的、政治的もしくは規制上の状況、インフレーション、金利もしくは為替相場の変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性があります。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もあります。有価証券の価値は、特定の発行者、業種または市場全体に影響を与

える要因によって下落することがあります。最近の世界的な金融危機により、ファンドの計算において保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値および流動性が大きく低下しました。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきました。こうした支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値および流動性に悪影響が生じることがあります。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められています。この法律が市場に与える影響および市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにならないことがあります。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被ることがあります。

－信用リスクと債務不履行リスク

ファンドが投資する有価証券またはその他の商品の発行体が、当該有価証券または商品への投資額または当該有価証券または商品の支払期限の一部または全部の損失につながる信用上の困難に陥らないという保証はありません。また、ファンドは金融派生商品の取引に関して、取引相手方や証拠金・担保を差し入れる相手方との関係において信用リスクの対象となり、相手方の債務不履行のリスクを負うことがあります。

投資者は通常、投資者が引き受けるリスクに比例して対価を得ることを期待します。したがって、信用力の低い発行体の債券は、通常、信用力の高い発行体の債券よりも高い利回りを提供します。高格付けの投資は一般に信用リスクが低いですが、必ずしも金利リスクが低いとは限りません。高格付けの投資の価値は、依然として金利の変動に応じて変動します。

－外国為替／通貨リスク

ファンドが保有する譲渡性証券の通貨エクスポージャー特性を変更するデリバティブを利用する場合、ファンドが保有する通貨ポジションとファンドが保有する証券ポジションが一致しないことがあるため、ファンドのパフォーマンスは外国為替相場の変動に強く影響されることがあります。

ファンドの受益証券は基準通貨建てで表示されますが、ファンドは広範な通貨建ての有価証券に資産を投資することがあり、その中には自由に換金できないものがあります。基準通貨で表示されるファンドの純資産価格は、基準通貨とファンドの投資対象である通貨との間の為替相場の変動に応じて変動することになります。したがって、ファンドは、外国為替／通貨リスクの影響を受けることがあります。

その結果生じる外国為替／通貨リスクのエクスポージャーをヘッジすることが不可能または実務的でないことがあります。管理会社／投資運用会社は、金融商品を使用することで当該リスクを軽減しようとすることもあれば、そうでないこともあります。

ファンドは、特定の証券取引または予想される証券取引の約定日と決済日の間の通貨為替相場の変化から保護するため、通貨交換取引を行うことがあります。また、ファンドは、当該通貨為替相場の変動により、そのファンドの基準通貨以外の通貨で表示された、または主に取引される既存の投資の価値が下落することをヘッジするために、先渡契約を締結することもあります。これを行うには、ファンドは、ファンドの基準通貨と引き換えに、投資対象が表示されている、または主に取引されている通貨を売却する先渡契約を締結することになります。これらの取引は、ヘッジ対象通貨の価値下落による損失リスクを最小限に抑えることを目的としていますが、同時に、ヘッジ対象通貨の価値が上昇した場合に実現し得る可能性のある利益も制限されます。先渡契約が締結された日から満期を迎える日までの間に、当該有価証券の価値の市場動向の結果として、当該有価証券の将来価値が変化するため、先渡契約額と当該有価証券の価値を正確に一致させることは一般にできません。ファンドの投資プロファイルと完全に一致するヘッジ戦略を成功裏に実行することは保証されません。

デリバティブ、手法および商品リスク

－総論

先物およびオプションを含むデリバティブ商品の価格は非常に変動が激しいものです。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、とりわけ、金利、需給関係の変動、

政府の貿易、財政、金融および為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内および国際的な政治および経済事象および方針に影響を受けます。さらに、政府は、直接または規則により、特定の市場、特に通貨および金融商品オプション市場に随時介入します。かかる介入は、多くの場合、価格に直接影響を与えることが意図されており、その他の要因と併せて、かかる市場全体を、特に金利を変動させることで一方向へと急速に動かす可能性があります。また、手法および商品の使用は、（i）ヘッジされる投資対象の価格変動および金利の変動を予測する能力への依拠、（ii）ヘッジ商品およびヘッジされる投資対象または市場部門との間の不完全な相関関係、（iii）当該商品を使用するために必要な技能が投資対象を選択するために必要な技能とは異なるという事実、ならびに（iv）効果的なポートフォリオ運用または買戻請求に応じる能力に対する潜在的障害を含む、一定の特別なリスクを伴います。

ファンドは、権利や資産だけでなく、債務の引き受けを伴うことがある特定のデリバティブ商品に投資されることがあります。取引業者に証拠金として預けられた資産は、取引業者によって分別された口座に保管されないことがあり、そのため、取引業者が倒産または破産した場合、その債権者が利用可能となることがあります。ファンドは、投資方針の一環として、またヘッジ目的で、クレジット・デフォルト・スワップなどの取引所取引クレジット・デリバティブおよび店頭クレジット・デリバティブの両方を利用することがあります。これらの商品は変動が激しく、特定の特別なリスクを伴い、投資者が高い損失リスクの影響を受けることがあります。

－先物契約の流動性リスク

先物ポジションは、一部の取引所が「一日の価格変動制限」または「値幅制限」という規制によって一定の先物契約について一日の価格変動を制限していることから、非流動的なことがあります。当該値幅制限に基づき、一取引日に、制限値幅を超えた価格での取引を行うことはできません。特定の先物契約の価格が一日の制限値幅相当額分増減した場合、トレーダーが制限内で取引を行うことを望まない限り、その先物についてはポジションをとることも解消することもできません。これにより、投資運用会社および副投資運用会社が不利なポジションを解消できないことがあります。

－先物およびオプションのリスク

管理会社／投資運用会社が、ファンドのために、先物やオプションを利用した様々なポートフォリオ戦略に従事することがあります。先物の性質上、証拠金を充足するための現金は、ファンドがオープンポジションを持つ取引業者によって保有されます。取引業者が支払不能または破産した場合、その資金がファンドに返却される保証はありません。オプションの行使に際して、ファンドは取引相手方にプレミアムを支払うことがあります。取引相手方が支払不能または破産した場合、権利所有者が権利行使をすると利益が出る場合の未実現利益に加えて、オプションのプレミアムが失われることがあります。

－外国為替取引

ファンドが保有する譲渡性証券の通貨エクスポージャー特性を変更するデリバティブを利用する場合、ファンドが保有する通貨ポジションと保有する有価証券ポジションが一致しないことがあるため、ファンドのパフォーマンスは外国為替相場の変動に強く影響されることがあります。

－店頭市場リスク

ファンドが店頭市場で有価証券を入手する場合、流動性が低く、価格変動が比較的大きい傾向があるため、ファンドが当該有価証券の公正価値を実現できる保証はありません。

一般に、店頭市場（通貨、スポット契約およびオプション契約、特定の通貨オプションならびにスワップが一般的に取引されます。）における取引は、公認取引所で行われる取引に比べて、政府の規制や監督が緩やかとなります。さらに、取引所清算機関のパフォーマンス保証など、いくつかの公認取引所で参加者に与えられている保護の多くは、店頭取引に関連して利用できないことがあ

ります。店頭オプションは規制の対象外です。店頭オプションは、取引所取引にはないオプション契約であり、個人投資家の必要性に合わせて特別に調整されたものです。これらのオプションは、利用者が所定のポジションの日付、市場レベルおよび金額を正確に構成することを可能にします。これらの契約の取引相手方は、公認取引所ではなく、取引に關与する特定の会社であり、したがって、ファンドが店頭オプションを取引する取引相手方の支払不能や不履行は、ファンドに大きな損失をもたらすことがあります。さらに、取引相手方は、契約に法的な執行力がない、または当事者の意図を正確に反映していない、もしくは契約内容に関する紛争（善意か否かを問わない）、もしくは信用問題や流動性問題により、取引条件に従って決済しないことがあり、ファンドに損失が発生することがあります。取引相手方が債務不履行に陥り、またはファンドがポートフォリオの投資に関する権利を行使するのが遅れたり妨げられたりした場合、ポジションの価値が下落し、収益を失い、権利を主張することに関連する費用が発生することがあります。取引相手方のエクスポージャーは、ファンドの投資制限に従います。しかし、ファンドが取引相手方の信用リスクを低減するために実施する対策にかかわらず、取引相手方が債務不履行に陥らないこと、またはその結果ファンドが取引上の損失を被らないことを保証するものではありません。

－取引相手方リスク

ファンドが保有するスワップ、オプション、レポ取引および為替先渡契約ならびに他の取引のポジションにより、取引相手方に対する信用エクスポージャーを有することになります。取引相手方が債務不履行に陥り、ファンドがポートフォリオの投資に関する権利行使を遅延または阻止された場合、ポジションの価値の下落、収益の損失および権利行使に伴う費用の発生があり得ます。さらに、クレジット・デフォルト・スワップは、ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの基礎となる企業の信用力を正しく評価しない場合、損失が発生することがあります。

店頭通貨市場の参加者は、通常、取引相手方が証拠金、担保、信用状またはその他の信用補完を提供しない限り、十分な信用力があると思われる取引相手方としか取引を行いません。管理会社／投資運用会社、ファンドが店頭通貨市場やスワップ市場を含むその他の取引相手方の市場で取引を行うために必要な取引相手方の取引関係を構築できると考えていますが、当該関係を構築できることを保証するものではありません。当該関係を構築できない場合、ファンドの活動は制限され、ファンドは当該活動のより大きな部分を先物市場で行う必要がある場合があります。さらに、ファンドが当該関係を構築することを期待する取引相手方は、ファンドに延長されたクレジットラインを維持する義務を負わず、当該取引相手方はその裁量でクレジットラインの縮小や終了を決定することができます。

－エクスポージャー・リスク

ある種の取引は、ある様式によるエクスポージャーを生じさせることがあります。当該取引には、特にリバース・レポ取引、発行時取引、繰延べ受渡取引またはフォワード・コミットメント取引の利用が含まれることがあります。デリバティブの使用はエクスポージャーのリスクを生じさせることがあります。デリバティブの使用の結果生じるエクスポージャーは、ファンドの純資産額を超えることはありません。

－法的リスク

デリバティブ投資に関する法的リスクは、法律もしくは規制の予期せぬ適用や、契約が法的な執行力を持たない、または適切に文書化されていないことに起因することがあります。

－決済リスク

ファンドが投資する一部の公認取引所の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資対象の換金が遅れる可能性があります。

－流動性リスク

ファンドが投資するすべての有価証券または商品が上場または格付けされるとは限らず、その結果、流動性が低くなる場合があります。さらに、一部の投資対象における保有資産の蓄積と処分には時間を要し、不利な価格で行う必要がある場合があります。また、ファンドは、流動性の制限につながる市場の悪条件により、資産を公正な価格で処分することが困難になることがあります。一般的に新興市場国の金融市場は、先進国の金融市場よりも流動性が低くなります。投資対象の売買には、先進国の株式市場で予想されるよりも時間がかかり、不利な価格で取引を行う必要がある場合があります。

ファンドが流動性の低い有価証券に投資すると、流動性の低い有価証券を有利な時期や価格で売却できないことがあるため、ファンドのリターンが減少することがあります。外国証券、デリバティブまたは市場リスクおよび／もしくは信用リスクが大きい有価証券を含む主要投資戦略を持つファンドは、流動性リスクの影響を最も受ける傾向があります。また、発行総額の少ない債券は、通常の市場環境においても、また不利な市場環境においても、流動性リスクの影響を受けることがあります。

ファンドは、（時価総額の）小さな企業の有価証券または当該有価証券に関連する金融商品に投資する場合があるため、大企業の有価証券よりも市場が限定され、大企業への投資よりも大きなリスクや価格変動を伴うことがあります。

したがって、時価総額が大きく取引市場が広範な会社の有価証券と比較して、有利な時期にあるいは価格の大幅な下落を伴わずに当該有価証券を売却することが困難となる場合があります。小規模の会社は、通常の市況においてもまた不利な市況においても、浮動資本が少ないか、または全体としての時価総額が少ないため、流動性に問題が生じることがあります。

－元本毀損リスク

投資者は、ファンドが運用報酬およびその他の手数料や経費の一部または全部を収益ではなく元本から支払う場合、元本を毀損することがあり、将来の元本成長の可能性を先延ばしにすることによって、収益の最大化が達成されることに注意する必要があります。保有資産の買戻しに際して、受益者は投資金額の全額を受け取ることができないことがあります。

－取引相手方リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（善意のものか否かを問いません。）または信用もしくは流動性に関する問題を理由に、取引をその条項および条件に従って決済せず、またはその他の債務を履行しない取引相手方の影響を受け、それによってファンドが損失を被る場合があります。決済を妨げる事由がある場合、または取引が単一もしくは少数の取引相手方との間で行われる場合、満期までの期間が長い契約に関して、当該「取引相手方リスク」が増幅されます。

管理会社および投資運用会社は、特定の取引相手方と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を単一の取引相手方との間に集中させることを制限されていません。管理会社および投資運用会社が任意の数の取引相手方との間で取引を行うことができること、ならびにかかる取引相手方の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合があります。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行う取引相手方の信用リスクの影響を受けることがあります。これは、かかる取引相手方には、組織化された取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護（取引所決済機関の履行保証等）と同様の保護が与えられないためです。非上場デリバティブ取引の取引相手方は、公認の取引所ではなく、当該取引に関与する特定の会社または企業であり、したがって、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行う取引相手方が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、当該商品は、ファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、債務不履行があった場合には契約上の救済を受けることができます。ただし、当該救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性があります。

投資者は、集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売手続等」の「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」と題する項において定義される集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーによる取引相手方リスクの影響を受けることがあります。また、ファンドは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーによる取引相手方リスクの影響を受けることがあります。

過去10年間、いくつかの大手金融市場参加者（店頭取引および業者間取引の取引相手方を含みます。）が支払期限到来時に契約上の債務を履行することができず、または不履行寸前の状態に陥り、金融市場に見られる不確実性を高めた結果、過去に類を見ないほどの政府介入、信用収縮および流動性収縮、取引および資金調達に関する取決めの早期終了ならびに支払および引渡しの停止および不履行を招きました。管理会社、ファンドに関する管理会社の委託先およびファンドに関する投資運用会社が取引する取引相手方が不履行に陥らないという保証ならびにファンドが結果的に取引による損失を被らないという保証はありません。

－担保に関する取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドが取引を行う取引相手方が服する適用ある法制に従う場合を含め、一定の担保に関する取決めを実施することがあります。

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を差し入れた場合、当該現金担保は、保管会社における分別担保勘定または当該担保に関する取決めの当事者の間で合意されるその他の銀行勘定（以下「担保勘定」といいます。）に預託され、再投資目的には使用されません。担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方が要求する利息を支払うのに十分でないことがあります。利息の差額は、純資産額に影響を及ぼします。現金以外の受領担保は、売却され、再投資され、または担保に供されることはありません。

また、ファンドは、取引相手方の利益のために担保を差し入れることを必要とされることがあります。このような状況において、ファンドの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来の場合よりも少なくなります。それにより、ファンドの全体のリターンが、担保に関する取決めにより減少することがあります。

担保の管理を支援するために担保管理代行者が選任されることがあり、当該選任がなされた場合、当該代行者の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別段合意されるところに従って支払われます。

－担保リスク

取引相手方からの担保の取得および実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減に資するよう意図されていますが、当該リスクを完全に除去することはできません。提供される担保は、様々な理由により、当該取引相手方の債務を補填するのに十分でないことがあります。また、取引相手方が提供する担保は独立して毎日評価されますが、担保として提供される一部の債権および／または持分証券の価値に常に有効な相場価格があるとは限りません。

担保が正確かつ的確に評価される保証はありません。担保が正確に評価されない場合、ファンドは損失を被ることがあります。担保が正確に評価された場合であっても、取引相手方が債務不履行または支払不能に陥った時点から当該担保が換金される時点までの間に当該担保の価値が減少することがあります。非流動資産の場合、当該資産の換金に時間を要することから担保の価値が減少するリスクがより大きくなることもあり、当該資産が提供される担保の全部または大部分を占めることがあります。

－担保の業務リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方が差し入れる担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすよう調整されます。担保に関する方針は投資運用会社により

監視されますが、当該方針が正しく遵守され、かつ、実施されない場合、ファンドは、取引相手方が債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被ることがあります。

－先行投資

受益者は、受益証券の取得申込みが受領された旨の管理会社からの通知を受けた投資運用会社が、申込金が受領される前に当該申込金が決済されることを見越して、ファンドの勘定において投資を行うことがあること（以下「先行投資」といいます。）に留意する必要があります。かかる先行投資は、ファンドの利益のために行うことが意図されていますが、申込金の決済が行われなかった場合、ファンドは損失にさらされることがあります。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時まで相場に不利な変動が生じている可能性があります。）および先行投資の資金を調達したファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれますが、これらに限られません。その結果、先行投資により生じるファンドの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負いません。当該先行投資が投資運用会社によって行われる場合、投資運用会社は、当該投資から生じるエクスポージャーが、目論見書および補足文書に定めるUCITSの投資制限のいずれにも違反しないことを確認します。

－買戻しおよび申込みがもたらしうる影響

投資運用会社が、ある取引日に関して取得申込みが受領された旨の管理会社からの通知に応じて、当該取引日に受益証券が発行される前に、ファンドの計算において投資を行う場合、当該投資により生じた利益（または損失）は、既存の受益者が保有する受益証券に配分され、当該配分により、当該取引日における受益証券1口当たり純資産価格が増減することがあります。

同様に、投資運用会社が、ある取引日における買戻しに関して、当該取引日後に決済を行うために投資対象を清算する場合、当該清算により生じた利益（または損失）は、残存する受益者が保有する受益証券に配分されます。

例外的な場合として、例えば、仮にある1日に相当多数の投資者が買戻しを請求した場合、買戻しについて想定された日程上、すべての受益者への支払に遅延が生じる可能性があります。当該投資が投資運用会社によって行われる場合、投資運用会社は、当該投資から生じるエクスポージャーが、目論見書および補足文書に定めるUCITSの投資制限のいずれにも違反しないことを確認します。

－キャッシュ・スウィープ・リスク

副保管会社によって保有されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」といいます。）の対象となる可能性があります。キャッシュ・スウィープ・プログラムには、金銭を第三者たる取引相手方（以下「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」といいます。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、ファンドがキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。取引相手方リスクの説明は、上記「取引相手方リスク」を参照ください。

－価格変動

ファンドが企図する性質の取引には、多くのリスクが内在しています。価格変動は不安定であり、需給関係の変化、信用スプレッドの変動、金利および為替相場の変動、投資対象の示唆的な相関関係や示唆的な変動率の正確さ、国際的な事象ならびに経済、為替管理、貿易、金融、軍事およびその他の問題に対する政府の政策ならびに措置など様々な要因によって影響を受けます。これらの値動きにより、ファンドに大きな損失が生じることがあります。逆に、価格変動がないまたは低い場合は、潜在的に利益をもたらす取引の機会が減少し、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがあります。

ーサービス提供者

ファンドには従業員がいないため、その執行機能については第三者であるサービス提供者のパフォーマンスに依存しています。ファンドの投資運用会社および管理会社ならびにそれぞれの委託先（もしあれば）がファンドの運営に不可欠なサービスを履行します。サービス提供者が、その選任条件に従ったファンドに対する義務を履行しなかった場合または十分な注意と技術を行使しなかった場合、ファンドの運営に重大な悪影響を及ぼすことがあります。ファンドと第三者サービス提供者との関係の終了および当該サービス提供者の後任者の選任の遅延は、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすことがあります。

ーサイバー・セキュリティ・リスク

ファンド、管理会社およびそれらのサービス提供者（投資運用会社、保管会社およびあらゆる販売会社を含む）（当該項において「関係者」といいます。）は、サイバー・セキュリティの事故によるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすいといえます。通常、サイバーの事故は、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性があります。サイバー・セキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で（例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェアの埋め込みを経由して）デジタル・システムに対する不正なアクセスを得ることを含みますが、これに限られません。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃（すなわち意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み）を引き起こすなど、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもあります。関係者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故は、混乱を生じ、業務執行に影響を及ぼす可能性があります。ファンドの純資産額を計算するファンドの能力の妨害、ファンドのポートフォリオに係る取引の妨害、受益者がファンドと取引できないこと、適用あるプライバシー、データ保護またはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、外部評価の損害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用または追加のコンプライアンス費用などによる財務上の損失を生じる可能性があります。ファンドが投資する有価証券の発行体、ファンドが取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場運営者、銀行、証券業者、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故によっても同様の悪影響が生じる可能性があります。サイバー・セキュリティに関連するリスクを低減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されていますが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバー・セキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在します。

ー災害復旧

投資運用会社は、ファンドの利益を保護するため、伝送障害を含む情報技術の不全時に並行システムまたはバックアップシステム、非常用電源および代替データフィードの使用などの安全策を講じていますが、当該対策がすべての状況に対して有効であることまたは時間内に実施できることを保証するものではなく、ファンドはこれに応じて悪影響を受けることがあります。

ー租税

アイルランドまたはその他における税法の変更は、(i) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドの投資目的を達成する能力、(ii) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドの投資対象の価額または(iii) 受益者に対しリターンを支払うか、もしくは当該リターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性があります。（遡及効を有する可能性のある）一切の当該変更は、現在の税法および税務慣行に基づき記載されている本書の情報の有効性に影響を及ぼす可能性があります。投資予定者および受益者は、本書に記載されている課税に関する記述が、関連する法域において本書の日付現在で有効となっている法律および慣行に関し管理会社が受けた助言に基づくものであることに留意すべきです。一切の投資の場合と同様に、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリー

ズへの投資が行われた時点で適用のある税務上の地位または予定される税務上の地位が無期限に持続するとの保証はありません。

受益者の地位の結果、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドがある法域において税金（かかる税金に関する一切の利息または罰金を含みます。）を計上する義務を負うこととなった場合、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドは、当該受益者に対する支払いから当該金額を控除し、および／または受益者もしくは受益証券の実質的保有者により保有される受益証券のうち、当該義務を履行するに十分となる金銭を取得する目的の口数の受益証券を強制的に買い戻し、または消却する権利を有します。関連する受益者は、納税義務を発生させる事由が生じた場合（当該控除、充当または消却が行われなかった場合を含みます。）にダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドが税金および当該税金に関する一切の利息または罰金を計上する義務を負うこととなったことを理由としてダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドに生じる一切の損失につき、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを補償し、これらを補償し続けるものとします。

受益者および投資予定者は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズへの投資に伴う課税リスクに留意すべきです。後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」の項をご参照ください。

ー外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定（以下「FATCA」といいます。）は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資（および場合によっては間接米国投資）に対し30%の米国源泉徴収税が課税されます。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性があります。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定（以下「アイルランドIGA」といいます。）（さらなる詳細については、「米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項をご参照ください。）を締結しました。

アイルランドIGA（およびこれを施行するアイルランドの関連する規則および法律）に基づき、（ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ等の）外国の金融機関は、通常、30%の源泉徴収税の適用を要求されません。しかしながら、FATCAの結果、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズがその投資対象に米国の源泉徴収税を課税される場合またはFATCAの要件を遵守する地位にない場合、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズを代理して行為する管理会社は、当該不遵守を是正するためおよび／または当該源泉徴収が関連する受益者（当該受益者が必要な情報を提供することを怠ったこともしくは参加外国金融機関とならなかったことまたは当該受益者によるその他の作為もしくは不作為により、源泉徴収もしくは不遵守が発生した場合。）により経済的に負担されることを確保するために、当該受益者によるダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズへの投資に関連して、一切の措置（当該受益者により保有されるダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの受益証券の一部または全部の強制買戻しを含みます。）を講じることができます。

受益者および投資予定者は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズへの投資に関連する米国の連邦、州、地方および米国外の税務申告および証明の要件について自己の税務顧問に相談すべきです。

ー共通報告基準

OECDは、FATCAの施行に向けた政府間の取り組みの延長として、全世界基準によるオフショア租税回避問題を取り扱う共通報告基準を策定しました。さらに、EUは、課税分野における自動的な情報交換の義務化に関して、指令2011/16/EUを改正する欧州理事会指令2014/107/EU（以下「DAC2」といいます。）を採択しました。

共通報告基準およびDAC2（以下、総称して「CRS」といいます。）は、デュー・ディリジェンス、報告および金融口座情報の交換に関する共通基準を提供します。参加法域およびEU加盟国

は、CRSに基づき、報告を行う金融機関から、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関により特定されたすべての報告可能な口座に関する財務情報を取得し、これを交換相手方との間で毎年自動的に交換します。最初の情報交換は2017年に行われました。アイルランドは、CRSに係る法律を制定し、この結果、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、アイルランドで採用されたCRSのデュー・ディリジェンス要件および報告要件の遵守を求められます。受益者は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズがCRSに基づくダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの義務を履行することを可能とするため、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに対し追加の情報を提供するように求められることがあります。請求された情報を提供することを怠った場合、投資者は、結果として生じる罰金もしくはその他の費用の負担および／または関連するファンドに対する自らの受益証券の強制買戻しの対象となることがあります。

受益者および投資予定者は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズへの投資に関連する証明の要件について自己の税務顧問に相談すべきです。

－欧州租税回避防止指令

租税回避防止パッケージの一環として、欧州理事会は2016年1月28日に租税回避防止指令案を公表し、2016年7月12日の欧州理事会指令（EU）2016/1164（以下「租税回避防止指令」または「ATAD」といいます。）で正式に採択しました。その後、欧州理事会指令（EU）2017/952（以下「ATAD2」といいます。）により改正されました。

ハイブリッド防止規則 - ATADおよびATAD2の実施の一環として、最近アイルランドの税法にハイブリッド防止規則が導入されました。大まかに言えば、この規則は、税法上の優位性を生じさせるためには2つ以上の法域の税法における金融商品または団体の税務上の取り扱いの違いを利用する取決めに防止することを目的としています。この新しい法律は、2020年1月1日以後に行われ、または発生する関連する支払いに適用されます（リバース・ハイブリッド・ミスマッチに関する規定は、2022年1月1日から適用されます。）。

これらの規則は一般的に、関連企業間の特定の国境を越えた取決めおよび特定の「仕組型の取決め」にのみ適用されることに注意することが重要です。ファンドが所得や利益に対するアイルランドの課税の対象とならないことから、アイルランドのハイブリッド防止規則がファンドに影響を与えることはない見込みです。

利息制限法 - ATADの要求事項の一環として、アイルランドは、現在、利息制限法の導入を進めており、2022年1月1日以後に開始する会計期間から一般的に適用されます。ATADの要求通り、この規則は、課税対象利益を計算する際に借入費用を控除する能力を制限するように設計されています。この規則は、課税期間における「借入費用超過」（広義には純利息費用）に対する課税控除を、EBITDA（金利・税金・減価償却前利益）の30%に制限することによって運用されています。

上記のハイブリッド防止規則の場合と同様に、ファンドがその収益または利益に対するアイルランドの課税の対象とならないことから、利息制限規則がファンドに直接影響を与えることはない見込みです。

－買戻しリスク

ファンドの受益証券が大量に買戻しされると、通常であれば資産の処分を望まないであろう時期や価格で、ファンドが資産の売却を余儀なくされることがあります。また、ファンドは、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等」の「買戻しゲート」と題する項において記載されるとおり、いずれかの取引日に買戻しを行うことができる受益証券の口数を制限する可能性があります。

－将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場は、包括的な法令、規制および証拠金規制の対象になっています。さらに、取引所は、市場の緊急事態が発生した場合、例えば、投機的ポジション制限や必要証拠金の引き上げの遡及実施、日々の値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有しています。証券規制は急速に変

化する法律の分野であり、政府および司法の措置により変更されることがあります。ファンドに影響を与える将来の規制変更の影響を予測することは不可能ですが、大幅かつ不利な影響を与えることがあります。

－GDPR

GDPRは、2018年5月25日からすべてのEU加盟国において直接の効力を生じ、過去のEUのデータのプライバシーに関する法律に代替します。GDPRに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、これらにより、データ管理者は、データ処理に関するGDPRに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを明示できなければならず、また、データ対象者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければなりません。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ承認の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関連する監督当局に報告する義務が含まれます。GDPRに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限またはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与されます。

GDPRの施行により、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズが直接的または間接的に負担する業務上の費用および法令遵守に関する費用が増加する可能性があります。さらに、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはそのサービス提供者により必要な措置が適切に実施されないリスクがあります。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはそのサービス提供者によりかかる措置の違反があった場合、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはそのサービス提供者は、重大な行政上の課徴金を課され、かつ／または、違反の結果、重大なもしくは重大ではない損害を被ったデータ対象者への補償を要求される可能性があります。また、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの業務状況および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある外部評価の毀損が生じることがあります。

－市場の混乱

ファンドは、市場の混乱や、過去の価格関係とは一致しない形で市場に影響を与えるその他の異常事態が発生した場合、大きな損失を被ることがあります。このような断絶による損失リスクは、混乱した市場では多くのポジションが流動性を失い、市場が動いているポジションを手仕舞いすることが困難または不可能になるという事実によって増幅されます。

あるセクターにおける市場の混乱および損失が他のセクターに影響を及ぼすことがあるため、当該混乱は、ファンドに大きな損失をもたらすこともあります。例えば、2007年から2009年にかけての「信用収縮」では、多くの投資ビークルが、必ずしも信用関連の投資対象に大きく投資していなかったにもかかわらず、大きな損失を被りました。

また、予期せぬ政治、軍事、テロ、医療、健康関連またはその他の事象による市場の混乱は、随時ファンドに劇的な損失を生じさせることがあり、ならびに当該事象により、それがないとすれば歴史的に低リスクの戦略がかつてない変動とリスクを伴うパフォーマンスに至る可能性があります。金融取引所は、随時取引を停止または制限することがあります。このような取引停止により、ファンドが影響を受けたポジションを清算することが困難または不可能となり、またそれによって損失を被る可能性があります。また、取引所で取引されていない投資が、ファンドがポジションを清算するのに十分な流動性を保つという保証はありません。

－パンデミック・リスク

パンデミックは、長期間に及ぶ市場変動ボラティリティや景気後退期を世界規模で招くことがあるほか、ファンドの投資対象の価値および投資運用会社による市場へのアクセスや企図された方法でファンドの投資方針を実施する能力に重大な悪影響を及ぼすこともあります。市場のボラティリティの急上昇を踏まえた一時的な措置として導入される政府介入または規制当局および取引所による制限・禁止措置により、ファンドの投資方針を実施する投資運用会社の能力に悪影響が生じることがあ

ります。買戻請求に応じるための流動性の必要性が著しく高まる状況では、ファンドによる流動性への利用も損なわれることがあります。純資産額の算定、受益証券の発行、転換および買戻しなどのファンドの運営に必要な業務は、状況によって、当該パンデミックの影響を受けることがあります。それらの業務をファンドに提供するために管理会社により選任された主要なサービス提供者は、管理会社から、ファンドに対して中断なく業務の提供を継続するために、当該パンデミックにおいて適用される詳細な事業継続計画の提供を要請されています。世界保健機関は2020年3月に、新型コロナウイルス感染症（COVID 19）をパンデミックと宣言しました。このパンデミックの影響はまだ明らかになっていません。

一 制裁

受託会社および管理会社はファンドに代わり、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および／または投資との取引を制限する法律の対象となります。したがって管理会社は、投資者が、また投資者の知識または意見の限りにおいて、投資者の実質的所有者、支配者または権限ある者（以下「関連者」といいます。）（該当する場合）が、（i）米国財務省の外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。）によって維持されるか、またはEUおよび／もしくは英国の規制に従って、制裁を受ける事業体または個人の何らかのリストに挙げられている、（ii）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国によって科される制裁が適用される関連の国または地域に業務上の拠点または本拠を置いている、（iii）その他の面で国際連合、OFAC、EUまたは英国によって科される制裁の対象となっていること（以下集合的に「制裁対象」といいます。）がないことを、投資者が継続的に表明および保証するよう要求することがあります。投資者または関連者が制裁対象であるか、または制裁対象になった場合、当該投資者が制裁対象でなくなるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、受託会社および管理会社は、購入者および／または購入者のファンド証券との間におけるそれ以上のあらゆる取引を停止することを、購入者への通知なしに直ちに要求されることがあります（以下「被制裁者事象」といいます。）。受託会社および管理会社は、被制裁者事象の結果として投資者において発生したあらゆる負債、コスト、費用、損害および／または損失（あらゆる直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の失墜、すべての利息、罰則および法務費用、ならびにその他すべての専門家手数料および費用を含むが、これらに限られません。）に対して、いかなる法的責任も負わないものとします。

加えて、ファンドのために行われた何らかの投資がその後に適用される制裁の対象となった場合、受託会社および管理会社は、かかる適用される制裁が解除されるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、当該投資との間におけるそれ以上のあらゆる取引を、購入者への通知なしに直ちに停止することがあります。

一 リスク要因の不完全性

上記について、投資予定者がファンドに投資する前に考慮すべきリスクの網羅的なリストであるとみなされるものではありません。投資予定者はファンドに対する投資が随時異なるその他のリスクの対象となることがあることを認識する必要があります。

一 管理会社、投資運用会社、受託会社および関係者との取引

管理会社、投資運用会社、受託会社または管理会社、投資運用会社、受託会社の関係者または各社の従業員、取締役、執行役員によるファンドの資産の取引は禁止されていません。ただし、かかる取引は対等に交渉した通常の商業的条件に基づいて執行され、かつ受益者の最善の利益に適うことを条件とします。

かかる取引は下記の（i）項、（ii）項または（iii）項にしたがって執行された場合に承認することができます。

- （i）受託会社（または受託会社に関わる取引の場合は、管理会社）が独立した有資格者として承認した者により証明された評価額、

- （ii）取引の執行が、組織化された投資証券の取引所において、かかる取引所の規則にしたがって最善の条件で行われた場合、または
- （iii）上記の（i）項または（ii）項に定める条件が実行不可能な場合は、第1文に定める原則に合致することを受託会社（または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社）が確認した条件に基づいて取引が執行されたとき。

② 投資運用会社のリスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図ります。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメント・グループが開発したリスク管理システムを活用します。

コンプライアンスの体制

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、全てのビジネス活動の根幹となっています。全ての従業員がコンプライアンスに対して責任を負い、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いサポートとコミットメントにより、一層、その有効性が高まっています。コンプライアンスは、全ての業務から独立した体制を敷いています。

ファンドはデリバティブ取引等を行っていません。

③ リスクに関する参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間における分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2020年5月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。



- ※ 各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ ファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

●各資産クラスの指数

- 日本株・・・TOPIX（配当込み）
 - 先進国株・・・FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
 - 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 - 日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債・・・FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
 - 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数（円ベース）
- （注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

（a）海外における申込手数料

海外における申込手数料は申込金額の最大５％です。

（b）日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.30%（税抜3.0%）
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.20%（税抜2.0%）
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.0%）
100万口以上		申込金額の0.55%（税抜0.5%）

日本国内においては、上記の申込手数料を申込金額の払込時に日本における販売会社に支払うものとします。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

（２）【買戻し手数料】

（a）海外における買戻し手数料

管理会社は、ファンドに残存する受益者が不当に不利益を被らないことを確保するために、受益証券の買戻しに関連する流動性に係るコストを考慮に入れた上で、買戻し手数料を課すことができます。管理会社は、通常の市況において、各取引日に受領される買戻し注文の総額の３％を上限として買戻し手数料を課すことができます。異常な市況において、受益証券を買い戻す際にファンドが負担する流動性に係るコストを考慮する必要がある場合は、管理会社によって、より高額な買戻し手数料が課されることがあります。

買戻し手数料は、予想される明示的取引コストおよび予想される黙示的取引コスト（関連する場合は、当該買戻しに応じるための資産の売却に伴う重大な市場インパクトを含みます。）を考慮に入れるものとします。

買戻し手数料は、管理会社の絶対的な裁量により課され、ファンドに支払われるものとし、関連する受益者に支払われる買戻し代金から差し引かれます。買戻し手数料が課される場合、受益者に対して、かかる旨が取引報告書において通知されます。

管理会社は、通常の市場環境下（適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとします。）においては、受益証券の買戻しに際して買戻し手数料を課することは想定していません。

買戻し時手数料

管理会社は、買い戻される受益証券の１口当たり純資産価格の最大３％の買戻し時手数料を課すことができ、当該手数料は、買戻し代金の総額から差し引かれることがあり、かつ、適用される場合は関連する英文目論見書の追補に別段の定めがない限り、ファンドに支払われるものとします。管理会社は、その単独の裁量において、当該手数料を放棄し、または当該手数料の金額について、許容される範囲内で、申込者ごとに異なる取扱いをすることができます。買戻し時手数料が課される場合、受益者に対して、かかる旨が取引報告書において通知されます。

（b）日本における買戻し手数料

管理会社は、ファンドに残存する受益者が不当に不利益を被らないことを確保するために、受益証券の買戻しに関連する流動性に係るコストを考慮に入れた上で、買戻し手数料を課すことができます。管理会社は、通常の市況において、各取引日に受領される買戻し注文の総額の３％を上限として買戻し手数料を課すことができます。異常な市況において、受益証券を買い戻す際にファン

ドが負担する流動性に係るコストを考慮する必要がある場合は、管理会社によって、より高額な買戻手数料が課されることがあります。

買戻手数料は、予想される明示的取引コストおよび予想される黙示的取引コスト（関連する場合は、当該買戻しに応じるための資産の売却に伴う重大な市場インパクトを含みます。）を考慮に入れるものとします。

買戻手数料は、管理会社の絶対的な裁量により課され、ファンドに支払われるものとし、関連する受益者に支払われる買戻代金から差し引かれます。買戻手数料が課される場合、受益者に対して、かかる旨が取引報告書において通知されます。

管理会社は、通常の市場環境下（適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとします。）においては、受益証券の買戻しに際して買戻手数料を課することは想定していません。

買戻時手数料

管理会社は、買い戻される受益証券の1口当たり純資産価格の最大3%の買戻時手数料を課ことができ、当該手数料は、買戻代金の総額から差し引かれることがあり、かつ、適用される場合は関連する英文目論見書の追補に別段の定めがない限り、ファンドに支払われるものとします。管理会社は、その単独の裁量において、当該手数料を放棄し、または当該手数料の金額について、許容される範囲内で、申込者ごとに異なる取扱いをすることができます。買戻時手数料が課される場合、受益者に対して、かかる旨が取引報告書において通知されます。

（3）【管理報酬等】

報酬の年率合計は、ファンドの純資産額の1.88%を超えないものとします。

① 管理会社報酬

ファンドは、ファンドの純資産額につき年率0.11%で、ファンドの資産の運用および管理業務の対価として管理会社に報酬（該当する場合は付加価値税を加算します。）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的な旅費、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の支払いを受ける権利を有するものとします。通常の商業レートで請求される上記の費用の合計額は、ファンドにとって大きな負担となる場合があります。

ファンドの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくファンドの受益者による承認なしには、管理会社の年次管理報酬は引き上げられません。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとします。

② 受託会社報酬

ファンドは、受託会社に、ファンドの純資産額につき年率0.07%の報酬（該当する場合は付加価値税を加算します。）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。受託会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金および通信費を含む受託会社の全ての立替費用ならびに通常の商業レートで受託会社が任命した副保管会社の報酬（もしあれば）および立替費用の支払いを受ける権利を有するものとします。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理会社および受託会社は、以下を含むがこれらに限定されない状況において、当事者間で合意する追加料金を受け取る権利があります。すなわち、必要となる追加作業、英文目論見書または信託証書の修正、ファンドの他のサービス提供者の変更、管理会社／受託会社のインフラの変更が必要になるファンドの他のサービス提供者のインフラの変更、文書または管理会社／受託会社の業務の変更が必要になるファンドの構造の変更、ファンドの終了。

③ 投資運用会社報酬

ファンドは、投資運用会社に、ファンドの純資産額につき年率0.90%の報酬を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。投資運用会社が管理会社の承諾を得て選任した投資顧問会社は、投資運用会社からその報酬が支払われます。投資運用会社は、立替費用および成功報酬の支払を受ける権利を有しません。

ファンドの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくファンドの受益者による承認なしには、投資運用会社の年次管理報酬は引き上げられません。受益者集会における出席者の過半数の投票により、投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとします。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

④ 販売報酬および代行協会員報酬

ファンドは、販売会社に、ファンドの純資産額につき年率0.70%の報酬を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。販売会社の立替費用は、ファンドの資産より支払われます。

ファンドは、代行協会員に、ファンドの純資産額につき年率0.10%の報酬を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月支払われます。代行協会員の合理的な立替費用は、ファンドの資産より支払われます。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬は、受益証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは訴訟に関連して負担した費用に関して責任を負います。受託会社は、信託証書に定める規定に基づいて、一定の状況下においてファンドによりまたはファンドのために提起した訴訟で負担した費用などを含めてファンドの資産から補償を受けるものとします。また管理会社は、ファンドによりまたはファンドのために提起された訴訟で管理会社が負担した費用を、ファンドから回収する権利を有します。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、ファンドの継続的管理および運営に関連して、管理会社および受託会社が負担したすべての費用（一般管理費および支出費を含みます。）をファンドの資産から支払います。ファンドがファンドの資産から支払う費用および支出費には下記を含みますがこれに限定されません。

- (a) 監査人の報酬
- (b) 弁護士の報酬
- (c) 税務代理人の報酬
- (d) 代行協会員または受益証券の販売会社へ支払われるべき手数料
- (e) 商業銀行業務、投資調査、株式仲買またはコーポレート・ファイナンスの料金（借入金利息を含みます。）
- (f) 租税当局が賦課する租税
- (g) すべての報告書、証明書、受益証券の購入確認書および受益者への通知の作成、翻訳および配付の費用
- (h) 公認取引所への受益証券の上場認可または予定された認可に関連して、また公認取引所の規則を遵守する際にかかった費用および料金
- (i) 保管および譲渡の費用
- (j) 受益者総会の費用
- (k) 保険料

(1) 価格設定業者の報酬

- (m) その他の費用（受益証券の発行または買戻しの事務費用を含みます。）
- (n) 信託証書およびダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドに関するその他の書類（ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ、ファンドまたはファンドの受益証券またはその販売に対して管轄権を有するすべての当局（現地の証券業協会を含みます。）に提出する登録届出書、目論見書、上場明細書、趣意書、年次報告書、半期報告書、特別報告書などを含みます。）および販売資料をあらゆる言語で作成し、印刷し、登録する費用ならびに上記の書類を受益者に送付する費用
- (o) ファンドの受益証券の販売に関する宣伝費用
- (p) 関係する法域の現地の新聞に公告を掲載する費用
- (q) 規制要件から生じるすべての報酬（管理会社による規制上の報告および指定された人物の任命を含みますが、これに限られません。）。
- (r) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ／ファンドの終了に関連する費用

いずれの場合も該当する付加価値税を加算します。上記のすべての費用は、アイルランド、日本、およびダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたは受益証券の販売に関係するその他の法域で、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズが支払うものとしします。

経常的な費用は、第一に利益、第二に純キャピタル・ゲイン、第三にダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産から差し引くものとしします。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

管理会社の報酬方針

管理会社は、A I F M規則の別紙2およびE S M A報酬ガイドラインの要件を満たし、かつ、これらに定める原則に従った報酬方針を策定および実施し、これを維持しています。管理会社の報酬方針の要約は、以下に記載されます。管理会社は、当該方針の実施について最終的な責任を負います。

管理会社は、その方針を実施するにあたり、良好なコーポレート・ガバナンスを確保するとともに、健全かつ効果的なリスク管理を推進します。管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドのリスク特性、信託証書または英文目論見書に整合しない形でリスクを取ることを奨励しません。管理会社は、いかなる決定も管理会社の全般的な事業戦略、目的、価値および利益に合致するよう確保するとともに、生じうるいかなる利益相反も回避するよう努めます。

管理会社の報酬方針は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる専門的業務に従事する社員に適用され、よって、経営陣、リスク負担者、内部統制担当者を対象とするとともに、経営陣およびリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額を受領し、かつ、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門的業務に従事する従業員も対象とします。よって、管理会社の報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に整合し、かかるリスク管理を推進するものであるとともに、ファンドのリスク特性に整合しない形でリスクを取ることを奨励しません。

管理会社は、健全かつ慎重な報酬方針が存続し、回避されないことを確保します。かかる目的のために、管理会社は、特定の選定基準を参照して、その報酬方針および手続が適用される社員の種類を選定しました。報酬ガイドラインのパートVIIに記載される均衡の原則に従い、報酬ガイドラインの支払プロセス要件は、管理会社の報酬方針において適用除外となりました。かかる適用除外は、管理会社が各支払プロセス要件を評価した上でなされたものであり、管理会社に当てはまる具体的な事実が考慮され、管理会社の規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑性にとって適切なものとなっています。

ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の一部の委任に関して、管理会社は、以下の事項のうちいずれかを要求します。

- (a) 当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者が、報酬に関するE SMAガイドライン／A I F M指令の別紙IIに基づき適用されるものと同等の効力を有する報酬に関する規制上の要件に従うこと。
- (b) 報酬に関するE SMAガイドライン／A I F M指令の別紙IIに定める報酬規則が回避されないことを確保するために、当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者との間で適切な契約上の取決めが締結されること。

管理会社は、リスク管理の遂行に従事している者の報酬が、当該者が従事している事業分野の業績とは関係なく、リスク管理業務に関連する目的の達成度を反映することを確保します。管理会社は、報酬方針が社内および社外において毎年精査されることを確保します。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) アイルランド

管理会社が受けた助言によれば、ファンドが税務上、アイルランドの居住者であることを前提とするファンドおよび受益者の税務上の取扱いは以下のとおりです。

I ファンド

ファンドの受託会社が税務上、アイルランドの居住者とみなされる場合およびファンドの一般的な事務管理がアイルランドで行われる場合、ファンドも税務上、アイルランドの居住者と

みなされます。ファンドが税務上、アイルランドの居住者に留まるように、ファンドの事業を営むことは管理会社の意向です。

管理会社が受けた助言によれば、ファンドは租税法第739条B（1）に定義される投資会社としての資格を有しています。上記を前提として、現行のアイルランドの法律および慣行に基づき、ファンドの利益および利得にはアイルランドの租税は賦課されません。

ただし、ファンドに「課税事由」が発生した際には税金が生じる可能性があります。課税事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分（みなし処分は関係期間の満了時に発生します。）もしくは受益証券の換金、償還、消却、譲渡または譲渡から生じる利益への未払税金の金額に充当する目的でのファンドによる受益者の受益証券の割当または消却を含みます。課税事由の発生時にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者でない受益者に関しては、課税事由についてファンドに税金は生じません。ただし、関係宣誓書が具備され、かつ同書に含まれる情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことが条件とします。

関係宣誓書がなく、また、ファンドが同等措置（下記「同等措置」の項をご参照ください。）を履行および利用しない場合には、当該投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定されます。課税事由には以下の事項は含まれません。

- ・ 独立当事者間取引の方法により受益者への支払がなされない、ファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との受益者による交換
- ・ アイルランド歳入庁の命令により指定された公認決済機関に保有される受益証券に係る（別途課税事由となりうる）取引
- ・ 一定の条件における配偶者と前配偶者との間の受益者による受益証券の権利の譲渡
- ・ ファンドと別の投資信託との（租税法第739条Hに規定された）適格な合併または再編に際し生じる受益証券の交換

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、標準所得税率（現行では20%）によるアイルランドの配当源泉徴収税の課税対象となる場合があります。ただし、ファンドは、支払人に対し、ファンドがアイルランドの配当源泉徴収税を控除されることなく配当金を受領できるという配当金について優遇される集合投資事業である旨を宣誓することができます。

課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負う場合、ファンドは課税事由の原因となった支払いから関係する租税に相当する金額を控除し、また該当する場合は、税額をまかなうために必要に応じて受益証券の受益者または実質的所有者が保有する口数の受益証券を充て、または解約する権利を有するものとします。関係する受益者は、課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負ったことを理由にファンドが被った損失について、たとえ上記の控除、充当または解約が行われなかったとしても、ファンドを補償するものとします。

II 印紙税

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に関してはアイルランド国内では印紙税の支払義務はありません。受益証券の申込みまたは買戻しが有価証券、財産またはその他の種類の資産の現物譲渡により支払われる場合は、かかる資産の譲渡にアイルランドの印紙税が生じることがあります。

株式または市場性のある証券の移転または譲渡によりファンドが支払わなければならないアイルランドの印紙税はありません。ただし、当該株式または市場性のある証券がアイルランドで登記された会社によって発行されたものでない場合、および、かかる移転または譲渡がアイルランドに所在する不動産もしくは当該不動産に対する権利もしくは持分またはアイルランドで登記された会社（租税法第739条B（1）の定義に該当する（IREFではない）投資事業、または租税法第110条の定義に該当する「適格会社」を除きます。）の株式または市場性のある証券に関係しない場合に限りです。

III 受益者への税金

公認決済機関で保管される受益証券

受益者に対する支払または公認決済機関で保管される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じません（ただし、公認決済機関で保管される受益証券に関して本段落に概説される規則が、みなし処分により発生する課税事由に適用されるか否かについては法律上不明確であるため、上記で勧めたとおり、受益者は、この点について、自己に対する税務助言を得ることが必要です。）。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたは非居住受益者が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、ファンドは、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はありません。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者ではないが、その受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する受益者はそれでも、分配または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがあります。

受益証券が課税事由の発生時に公認決済機関で保管されていない場合（かつ、みなし処分により発生する課税事由に関連して上記の段落に記載される事項を前提として）、課税事由について概して下記の税効果が発生します。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a) 受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該受益者が受益証券を申し込みまたは取得した時点またはその頃において、当該受益者が関係宣誓書を提出しており、しかも(c) 当該関係宣誓書に記載される情報がもはや実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、当該受益者に関し課税事由の発生に応じた税金を控除することを要しません。かかる関係宣誓書の（適時の提出が）ない場合、またはファンドが同等措置（下記「同等措置」の項をご参照ください。）を履行および利用しない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実にかかわらず、課税事由の発生に応じファンドに申告が課されます。控除されることになる適用税については以下に記載されています。

受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者のために仲介機関として行為している限りにおいて、ファンドは課税事由の発生に応じ税金を控除する必要はありません。ただし、(i) ファンドが同等措置を履行および利用したこと、または(ii) 当該仲介機関が、かかる者のために行為している旨の関係宣誓書を提出しており、また当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことを条件とします。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であって、(i) ファンドが同等措置を履行および利用した場合、または(ii) 当該受益者が関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に関し当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金の負担義務はありません。ただし、アイルランド居住者ではなく、アイルランド国内の取引支店もしくは機関により直接または間接的に受益証券を保有している法人受益者は、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されることになります。

受益者からファンドに対し関係宣誓書が提出されていないとの根拠によりファンドによって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、アイルランド法人税の課税対象内の会社、不適格者に対しておよびその他一定の限定的状況においてのみ税金の還付を定めています。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者が免除アイルランド投資家であって、その旨の関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有

していない場合、または受益証券が司法機関により買い戻されない場合を除き、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金（支払が年1回またはこれより多い頻度で行われる場合）から、ファンドにより控除されなければなりません。同様に、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、その他の分配金、またはアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分（下記をご参照ください。）の際に受益者（関係宣誓書を提出した免除アイルランド投資家を除きます。）に生じる利益から、ファンドにより控除されなければなりません。

2006年財政法は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者が関係期間の終了時に保有しているファンドの受益証券について、かかる受益者に対する自動移住税に関する規則（その後、2008年財政法により修正されました。）を導入しました。当該受益者（会社および個人）は、当該関係期間の終了時にその受益証券を処分したとみなされ（以下「みなし処分」といいます。）、購入または先の移住税の適用のいずれか遅い方の時点以後の受益証券の増加額（もしあれば）に基づき受益証券に生じるみなし利益（物価スライドによる軽減利益を受けずに計算されます。）に対し41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金を課されます。

事後の課税事由（事後の関係期間の終了から発生する課税事由または支払が年1回もしくはこれより多い頻度で行われる場合を除きます。）に対し追加の税金が発生した場合の計算において、事前のみなし処分は最初は無視され、適正な税金が通常通りに計算されます。かかる税金の計算に基づき、事前のみなし処分により支払われた税金に代わり、直ちに本税金が控除されます。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より多い場合、ファンドは、差額を控除しなければなりません。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは受益者に超過額を還付します（ただし、下記「15%基準」の項に従うものとします。）。

10%基準

ファンド（またはアンブレラ・スキームのサブ・ファンド）の課税対象の受益証券（すなわち、宣誓手続きが適用されない受益者により保有される受益証券）の価額がファンド（または当該サブ・ファンド）の総受益証券の価額の10%未満であり、かつ、ファンドが、毎年アイルランド歳入庁に対し影響を受ける各受益者（以下「影響を受ける受益者」といいます。）について僅少（de minimus）制限が適用される旨の一定の詳細事項を報告することを選択した場合、ファンドは、かかるみなし処分について税金（以下「移住税」といいます。）を控除する必要はありません。かかる状況において、みなし処分により発生する利益について税金を計上する義務は、ファンドまたはサブ・ファンド（またはこれらのサービス提供者）ではなく、自己申告に基づく受益者（以下「自己申告者」といいます。）の責任となります。ファンドは、ファンドが必要な報告を行う旨を書面により影響を受ける受益者に通知した場合には、報告することを選択したものとみなされます。

15%基準

前述のとおり、（例えば、実際の処分により事後に損失が発生したことにより）事後の課税事由により発生する税金が事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは、受益者に超過額を還付します。ただし、事後の課税事由の発生直前において、ファンド（またはアンブレラ・スキームのサブ・ファンド）の課税対象の受益証券の価額が総受益証券の価額の15%を超えない場合には、ファンドは、発生した超過税額をアイルランド歳入庁により直接受益者に還付させることを選択することができます。ファンドは、受益者による請求を受領すればアイルランド歳入庁が直接還付を行う旨を書面により受益者に通知した場合には、かかる選択を行ったものとみなされます。

その他

複数の受益証券に対する複数のみなし処分事由を回避する目的で、ファンドは、租税法第739条D（5B）に基づき、みなし処分の発生前に各年の6月30日または12月31日時点で保有されている受益証券を評価する旨の取消不能の選択を行うことができます。法律の規定があいまいですが、その趣旨は、ファンドに対し受益証券を6ヶ月ごとにグループ化することを認めることにより、年間の様々な日に評価を実施しなければならないために行政の大きな負担となることを回避して移住税の計算をより容易にすることであると一般に理解されています。

アイルランド歳入庁は、上記の計算／目的の達成方法についての実務上の側面に関する最新の投資信託ガイダンス・ノートを提供しました。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者（自己の個人の税務上の地位に依拠します。）は、分配金または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分の際に生じる利益に対し税金または追加の税金を支払うことをさらに要求されることがあります。代わりに、かかる受益者は、課税事由に応じファンドにより控除された税金の全部または一部の還付を受けることができます。

同等措置

2010年財政法（以下「財政法」といいます。）により、一般に同等措置と称される措置が導入され、関係宣誓書に関する規則が修正されました。財政法以前は、関係宣誓書が提出されており、かつ、当該関係宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を投資信託が保有していないことを条件として、課税事由が発生した時点でアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関しては、課税事由について当該投資信託が税金を課税されることはありませんでした。関係宣誓書がない場合、投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定されていました。しかしながら、財政法において、アイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関して、投資信託がかかる投資家に対して積極的に販売されておらず、当該投資信託がかかる受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じ、かつ、当該投資信託がこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められました。

個人ポートフォリオ投資信託

2007年財政法において、投資信託の受益証券を保有する個人のアイルランド居住者または個人のアイルランド通常居住者の租税に関する規定が定められました。かかる規定により、個人ポートフォリオ投資信託（以下「PPIU」といいます。）という概念が導入されました。本来、投資信託は、特定投資家が投資信託の保有する財産の一部または全部の選定に、直接であれ投資家に代わりまたは関係して行為する者を通じてであれ影響を及ぼし得る場合に当該投資家についてPPIUとみなされます。個々の状況に応じて、投資信託は、一部もしくは全部の個人投資家についてPPIUとみなされるか、またはいずれの個人投資家についてもPPIUとはみなされないことがあります。すなわち、投資信託は、選定に「影響を及ぼすこと」が可能な個人についてのみPPIUとなります。個人についてPPIUである投資信託について課税事由により生じる利益は、2007年2月20日以降、60%の税率の税金を課されます。投資資産が市場で広く販売され、公衆に対しまたは投資信託が実行した非財産投資と引換えに提供されている場合、特別免除が適用されます。土地に対する投資または土地により評価される未公開受益証券に対する投資の場合、さらなる制限が要求されます。

IV 報告

租税法第891条Cおよび2013年価額申告（投資信託）規則に基づき、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、アイルランド歳入庁に対し、毎年、投資者が保有する受益証券に関す

る一定の詳細事項を報告する義務を負います。報告事項には、受益者の氏名、住所、生年月日（記録ある場合）および保有受益証券の価額が含まれます。2014年1月1日以後に取得された受益証券については、報告事項に受益者の税務参照番号（アイルランドの税務参照番号もしくはVAT登録番号または、個人の場合には、個人の社会保障番号）も含まれ、税務参照番号が存在しない場合には、当該番号が提供されなかったことを示す印（マーカー）が含まれます。以下に該当する受益者に関しては、詳細事項の報告は不要です。

- ・ 免除アイルランド投資家（前記に定義されます。）
- ・ アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者（関係宣誓書が提供されている場合に限りです。）
- ・ その受益証券が公認決済機関で保管されている受益者

V 資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税（資本取得税）の課税対象となることがあります。しかし、ファンドが（租税法第739条B（1）条に規定する）投資会社の定義に該当する場合は、受益者による受益証券の処分には資本取得税は課せられません。ただし、(a) 当該贈与または相続の日現在、受贈者または相続人はアイルランドを所在地または通常の居住地としておらず、かつアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該処分の日現在、受益証券を処分する受益者（「処分者」）はアイルランドを所在地としておらず、かつアイルランド通常居住者でもなく、また(c) 当該贈与または相続の日および評価日現在、当該受益証券が当該贈与または相続に含まれていることを条件とします。

資本取得税の目的上アイルランドの税務上の居住に関して、アイルランドを所在地としていない者に対して特別の規則が適用されます。アイルランドを所在地としていない受贈者または譲渡人は、以下の場合を除き、当該日においてアイルランドを居住地または通常の居住地としているとはみなされません。

- (i) 当該者が、該当日が属する評価年度の直前の5年連続する評価年度の間アイルランドの居住者であった場合、および
- (ii) 当該者が、該当日にアイルランドの居住者または通常の居住者である場合。

VI 米国の報告および源泉徴収要件の遵守

2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定（以下「FATCA」といいます。）は、アメリカ合衆国（以下「米国」といいます。）外の金融資産を有する特定米国人が正確な金額の米国税を支払うことの確保を目的として米国が制定した包括的な情報報告制度です。FATCAは、原則として、外国金融機関（以下「FFI」といいます。）に支払われる一定の米国源泉所得（配当および利子を含みます。）および米国源泉利子または配当を生み出す可能性のある財産の売却その他処分による総手取金に関して、当該FFIが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で直接契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結するか、あるいは、当該FFIがIGA締結国（下記をご参照ください。）に所在していない限り、最高30%の源泉徴収税を課税します。FFI契約により、FFIは、米国投資家に関する一定の情報をIRSに直接開示すること、およびFATCAを遵守しない投資家に源泉徴収税を課税することを含む義務が課されます。かかる目的上、ファンドは、FATCAの目的におけるFFIの定義の範囲内に該当することになります。

FATCAの公表された制度上の目的が（単に源泉徴収税を徴収することではなく）報告を実現することであるという事実と、特定の法域においてFFIによるFATCAの遵守に関して生じうる問題点の両方に鑑みて、米国は、FATCAの導入に対する政府間アプローチを策定しました。この点に関して、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日に政府間協定（以下「アイルランドIGA」といいます。）を締結し、2013年財政法に、アイルランドIGAの施行のための規定およびアイルランドIGAにより生じる登録および報告要件に関する規則をアイルランド歳入庁も策定可能とする規定が定められました。アイルランド歳入庁は財務

省と共同で2014年7月1日から効力を生じる規則（2014年S.I. No.292）を公布しました。アイルランド歳入庁は、補足ガイダンス・ノート（必要に応じて更新されます。）を当初2014年10月1日に発行し、その最新版は、2018年5月に発行されています。

アイルランド IGA は、コンプライアンス手続を簡素化するとともに、源泉徴収税リスクを最小限に抑えることにより、アイルランド FFI が FATCA を遵守する際の負担を軽減することが意図されています。アイルランド IGA に基づき、関連する米国投資家に関する情報は、毎年、各アイルランド FFI により、（当該 FFI が FATCA 要件を免除されない限り、）直接アイルランド歳入庁に提供されます。アイルランド歳入庁は、その後、当該 FFI が IRS との間で FFI 契約を締結する必要なく、（翌年9月30日までに）当該情報を IRS に提供します。上記にかかわらず、当該 FFI は、原則として、一般に GIIIN と称されるグローバル仲介人識別番号を取得するために IRS に登録する義務を負います。

アイルランド IGA の下では、FFI は、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負いません。FATCA によりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税される場合、管理会社の取締役会は、投資家によるファンドへの投資に関して、必要な情報を提供しないことまたは参加 FFI とならないことにより源泉徴収税が発生した当該投資家によりかかる源泉徴収税が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができます。

各投資予定者は、個々の状況に関し、FATCA の要件について自己の税務顧問に相談すべきです。

VII 共通報告基準

2014年7月14日、OECD は、共通報告基準が盛り込まれた金融口座情報の自動的交換に関する基準（以下「本基準」といいます。）を発行しました。これは、関連する国際的な法的枠組みおよびアイルランドの税法によってアイルランドで適用されています。さらに、EU は、課税分野における自動的な情報交換の義務化に関して、指令2011/16/EU を改正する欧州理事会指令2014/107/EU（以下「DAC2」といいます。）を採択し、これは、アイルランドにおいて関連するアイルランドの税法によって適用されています。

共通報告基準およびDAC2（以下、総称して「CRS」といいます。）の主な目的は、参加国またはEU加盟国の関連する税務当局間における一定の金融口座情報の毎年における自動的交換について規定することです。

CRS は、FATCA を施行する目的で使用された政府間の取り組みを広範囲にわたって利用しているため、双方の報告制度の間にはかなりの類似性があります。ただし、FATCA が基本的に指定米国人に関する特定の情報を IRS に報告することを要求するのみであるのに対し、CRS は、複数の法域が当該制度に参加しているため範囲が大幅に広がっています。

大まかに言えば、CRS は、他の参加国またはEU加盟国に居住する口座保有者（および特別な状況において、当該口座保有者の支配者）を特定し、当該口座保有者に関する特定の情報（および特別な状況において、特定された支配者に関する特定の情報）をアイルランド歳入庁に毎年報告することをアイルランド金融機関に要求します（次いで、アイルランド歳入庁は、かかる情報を口座保有者が居住する関係する税務当局に提供します。）。これに関して、ファンドはCRSの目的におけるアイルランド金融機関とみなされることに留意すべきです。

ファンドのCRS要件に関する詳細は、下記の「CRSデータ保護情報通知」をご参照ください。

CRSデータ保護情報通知

ファンドは、2016年1月1日以後、CRSの遵守またはみなし遵守（場合に応じて）を確保するために、（i）本基準および関連する国際的な法的枠組みおよびアイルランド税法によってアイルランドで適用され、とりわけこれに含まれる共通報告基準ならびに（ii）アイルランドにおいて関連するアイルランドの税法によって適用されるDAC2により課される義務を遵守するために要求される措置を講じる意向であることを確認しています。

これに関して、ファンドは、租税法第891条Fおよび第891条Gならびに同条に基づき策定される規則に基づき、各受益者の課税方式に関する一定の情報を収集（および特定の受益者の関連する支配者に関連する情報を収集）することを義務付けられています。

一定の状況において、ファンドは、この情報およびファンドに対する受益者の持分に関するその他の財務情報をアイルランド歳入庁と共有（および特別な状況において、特定の受益者の関連する支配者に関連する情報を共有）することを法律により義務付けられる場合があります。次いで、当該口座が報告対象口座であると特定されている限りにおいて、アイルランド歳入庁は、当該情報を当該報告対象口座に係る報告対象者の居住国と交換します。

特に、受益者（および該当する場合、関連する支配者）に関して報告される情報には、氏名、住所、生年月日、出生地、口座番号、口座残高または年度末における価額（または、当該年度中に当該口座が閉鎖された場合には口座閉鎖日現在の口座残高または価額）、暦年中に口座に関して行われた支払（買戻しおよび分配金／利息の支払を含む）、税務上の居住性および納税者番号が含まれます。受益者（および関連する支配者）は、ファンドの税金申告義務に関するより詳細な情報をアイルランド歳入庁のウェブサイト（<http://www.revenue.ie/en/business/aeoi/index.html>）またはCRSのみの場合は以下のリンク（<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>）から入手することができます。

上記のすべての定義語は、本項において別途定義される場合を除き、本基準およびDAC 2（いずれか該当する方）において定められる意味を有するものとします。

VIII 強制開示規則－（DAC 6）

2018年6月25日に効力を生じるDAC 6指令に基づき、EU加盟国は、2020年1月1日までに共通の強制的開示制度を導入し、受領する全ての報告を相互に共有する必要があります。DAC 6は、潜在的に積極的な国境を超える税務計画を策定、売り込み、企画、導入のために提供または導入を管理するEUを拠点とする税務顧問、会計士、弁護士、銀行、財務顧問およびその他仲介者に対して、強制的な報告義務を課します。また、潜在的に積極的な国境を超える税務計画に関して援助、支援または助言を提供する者も、自らその機能を果たしていることを認識していることが合理的に予想される場合、DAC 6の対象となります。仲介者がEU域外に所在し、または法律上の専門家特権に拘束される場合には、当該報告義務は納税者に課されます。

英文目論見書に基づき企図される取引は、EU指令2018/822またはアイルランド法に基づくそれに相当する規定に基づく強制開示規則の対象となり、当該規定の意味における（国境を超える）報告対象の取決めに該当することがあります。その場合、ディロン・ユーステス・エルエルピー（Dillon Eustace LLP）、エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドまたはその他「仲介者」の定義に該当する者は、かかる規定に基づき租税当局に対して取引を報告しなければならないことがあります。EU指令2018/822は、各EU加盟国の国内法において施行される必要があるため、強制開示規則の実際の範囲は、現段階では、不透明です。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

（2026年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	ブラジル	2,373,410.96	24.47
	台湾	2,129,449.96	21.95
	中国	1,782,545.40	18.38
	インド	1,588,554.44	16.38
	ケイマン諸島	728,636.13	7.51
	香港	332,263.26	3.43
	ロシア	0.00	0.00
	キプロス	0.00	0.00
	小計	8,934,860.15	92.11
Pノート（参加証書）	中国	631,061.19	6.51
	小計	631,061.19	6.51
小計		9,565,921.34	98.61
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		134,660.83	1.39
合計 (純資産総額)		9,700,582.17 (約1,556百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）管理会社は、昨今のウクライナとロシアの情勢を鑑み、当面の間、ファンドが保有するロシア関連の有価証券の時価評価額をゼロとして計上しています。詳細については、「第一部 ファンド情報、第3 ファンドの経理状況、1 財務諸表、財務書類に対する注記、5. 財務リスク管理、市場価格リスク」および同「18. 当年度中の重要な事象」を参照ください。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（株式）

（2026年４月末日現在）

順位	銘柄	国名	業種	保有株数 (株)	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACT TWD	台湾	電気製品・電 子装置	12,878	21.09	271,584.93	67.45	868,595.74	8.95
2	MEDIATEK INC TWD	台湾	電気製品・電 子装置	10,100	20.16	203,628.30	82.45	832,785.75	8.58
3	PETROLEO BRASILEIRO PRF BRL	ブラジル	エネルギー	64,275	6.47	415,718.67	9.78	628,865.15	6.48
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD HKD	中国	コミュニケー ション	35,800	15.09	540,208.42	16.08	575,752.96	5.94
5	RELIANCE INDS GDR LI LINE	インド	エネルギー	8,366	60.65	507,367.27	60.30	504,469.80	5.20
6	TENCENT HLDGS LTD HKD	ケイマン諸 島	ソフトウェ ア・コン ピューター サービス	8,100	39.26	318,017.25	59.71	483,646.27	4.99
7	ITAU UNIBANCO HOLDINGS ADR US LINE	ブラジル	銀行（商業・ 信託銀行）	49,509	5.55	274,801.86	8.53	422,311.77	4.35
8	BANCO BTG PACTUAL SA UNIT BRL	ブラジル	各種金融	33,705	6.59	222,013.04	11.70	394,496.88	4.07
9	VALE SA BRL	ブラジル	鉄鋼	24,073	11.02	265,258.47	15.87	382,158.45	3.94
10	PING AN INSURANCE H SHS HKD	中国	保険	44,500	7.58	337,117.88	8.04	357,835.30	3.69
11	SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD HKD	中国	各種産業	110,600	3.07	339,291.78	2.77	306,053.27	3.15
12	HDFC BANK ADR US LINE	インド	銀行（商業・ 信託銀行）	12,094	30.21	365,361.91	25.26	305,494.44	3.15
13	PRIOR SA BRL	ブラジル	エネルギー	19,500	10.09	196,831.33	13.27	258,669.90	2.67
14	HON HAI PRECISION TWD	台湾	電気製品・電 子装置	35,522	7.24	257,309.76	6.93	246,322.07	2.54
15	INFOSYS LTD ADR US LINE	インド	ビジネス・コ ンピューター サービス	18,403	12.91	237,551.35	12.34	227,093.02	2.34
16	CHINA CITIC BANK HKD H	中国	銀行（商業・ 信託銀行）	212,000	0.95	202,417.38	1.05	221,887.25	2.29
17	ZIJIN MINING GROUP H HKD	中国	素材	48,000	2.45	117,607.19	4.55	218,599.27	2.25
18	STATE BANK OF INDIA GDR USD LI LINE	インド	銀行（商業・ 信託銀行）	1,839	128.71	236,691.30	110.40	203,025.60	2.09
19	SUZANO SA BRL	ブラジル	素材	22,660	10.92	247,415.56	8.96	202,957.82	2.09
20	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD TWD	台湾	各種金融	110,000	1.71	188,194.20	1.65	181,746.40	1.87
21	ISHARES TST MSCI IND ETF USD	インド	投資信託	3,706	53.99	200,085.35	49.03	181,705.18	1.87
22	AXIS BANK GDR USD LI LINE	インド	銀行（商業・ 信託銀行）	2,504	63.66	159,414.45	66.60	166,766.40	1.72
23	AIA GROUP LTD HKD	香港	各種金融	15,200	10.02	152,263.62	10.86	165,006.31	1.70
24	CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS CO LTD HKF	香港	プロパティ	47,974	3.57	171,033.60	3.43	164,350.51	1.69
25	CHINA MENGNIU DAIRY CO HKD	ケイマン諸 島	一般消費財	73,000	4.25	310,585.34	2.21	161,660.89	1.67
26	WUXI APPTTEC CO LTD H HKD	中国	医薬品	5,900	15.81	93,278.01	17.36	102,417.35	1.06
27	EMBRAER SA SPON ADR USD	ブラジル	各種産業	1,381	73.02	100,835.79	60.79	83,950.99	0.87
28	BAIDU INC CLASS A HKD	ケイマン諸 島	コミュニケー ション	5,500	19.32	106,241.78	15.15	83,328.97	0.86

（Pノート（参加証書））

（2026年4月末日現在）

順位	銘柄	国名	利率 (%)	満期日	名目保有高	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	CONTEMPORARY AMPEREX UBS CW 26JAN27	中国	0.00	2027/1/26	7,684	38.83	298,400.03	63.73	489,693.64	5.05
2	NARI TECHNOLOGY PN UBS CW 18AUG26	中国	0.00	2026/8/18	37,251	3.05	113,704.95	3.80	141,367.55	1.46

種類別投資比率

（2026年4月末日現在）

種類	投資比率 (%)
株式	92.11
Pノート（参加証書）	6.51
合計	98.61

業種別投資比率（全株式）

（2026年4月末日現在）

業種	投資比率 (%)
電気製品・電子装置	20.08
エネルギー	14.35
銀行（商業・信託銀行）	13.60
各種金融	7.64
コミュニケーション	6.79
ソフトウェア・コンピューターサービス	4.99
素材	4.38
各種産業	4.02
鉄鋼	3.94
保険	3.69
ビジネス・コンピューターサービス	2.34
投資信託	1.87
プロパティ	1.69
一般消費財	1.67
医薬品	1.06
合計	92.11

②【投資不動産物件】

該当事項はありません（2026年4月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2026年4月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2026年４月末日までの１年間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第13会計年度末 (2017年１月15日)	39,237	6,293	9.89 (9.89)	1,586 (1,586)
第14会計年度末 (2018年１月15日)	39,765	6,378	13.64 (13.64)	2,188 (2,188)
第15会計年度末 (2019年１月15日)	30,132	4,833	10.93 (11.93)	1,753 (1,913)
第16会計年度末 (2020年１月15日)	30,318	4,863	12.34 (13.34)	1,979 (2,140)
第17会計年度末 (2021年１月15日)	26,220	4,205	12.53 (13.53)	2,010 (2,170)
第18会計年度末 (2022年１月15日)	19,443	3,118	11.02 (11.02)	1,767 (1,767)
第19会計年度末 (2023年１月15日)	11,109	1,782	7.50 (7.50)	1,203 (1,203)
第20会計年度末 (2024年１月15日)	9,509	1,525	7.19 (7.19)	1,153 (1,153)
第21会計年度末 (2025年１月15日)	8,385	1,345	7.15 (7.15)	1,147 (1,147)
第22会計年度末 (2026年１月15日)	9,461	1,517	9.09 (9.09)	1,458 (1,458)
2025年５月末日	8,738	1,401	7.71	1,237
６月末日	8,952	1,436	7.95	1,275
７月末日	8,745	1,403	7.95	1,275
８月末日	8,834	1,417	8.11	1,301
９月末日	9,358	1,501	8.64	1,386
10月末日	9,437	1,514	8.76	1,405
11月末日	9,211	1,477	8.69	1,394
12月末日	9,094	1,459	8.73	1,400
2026年１月末日	9,828	1,576	9.46	1,517
２月末日	9,960	1,597	9.47	1,519
３月末日	8,870	1,423	8.50	1,363
４月末日	9,701	1,556	9.33	1,496

（注１）分配落日は毎決算日です。分配付の額を括弧内に併記しています。

（注２）本書における各期末の純資産総額は、財務書類上の取引純資産価額または財務書類上の純資産額と同一の値です。一方、本書のグラフで使用される純資産総額は、受益者に報告された値です。

純資産の推移**②【分配の推移】**

下記会計年度における分配金の推移は、以下の通りです。

	分配金（1口当たり）	
	米ドル	円
第13会計年度	0.00	0.00
第14会計年度	0.00（注）	0.00
第15会計年度	1.00	160.39
第16会計年度	1.00	160.39
第17会計年度	1.00	160.39
第18会計年度	0.00	0.00
第19会計年度	0.00	0.00
第20会計年度	0.00	0.00
第21会計年度	0.00	0.00
第22会計年度	0.00	0.00

（注）第14会計年度の決算日が営業日ではなかったため、管理会社は、2018年1月16日に分配金（受益証券1口当たり1.00米ドル）を宣言しています。

1口当たり分配金 設定来累計	19.90米ドル
----------------	----------

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第13会計年度	41.29%
第14会計年度	37.92%
第15会計年度	－12.54%
第16会計年度	22.05%
第17会計年度	9.64%
第18会計年度	－12.05%
第19会計年度	－31.94%
第20会計年度	－4.13%
第21会計年度	－0.56%
第22会計年度	27.13%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格＋当該会計年度の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額。ただし、決算日が営業日でないために翌期に分配が宣言されかつ支払われた場合は、分配落ち前）

年間収益率の推移



※収益率(%)＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の1口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額。ただし、決算日が営業日でないために翌期に分配が宣言されかつ支払われた場合は、分配落ち前）。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日の発行済口数は、次の通りです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第13会計年度	104,900 (104,900)	744,170 (744,170)	3,967,900 (3,967,900)
第14会計年度	276,180 (276,180)	1,329,260 (1,329,260)	2,914,820 (2,914,820)
第15会計年度	148,970 (148,970)	305,830 (305,830)	2,757,960 (2,757,960)
第16会計年度	81,000 (81,000)	381,360 (381,360)	2,457,600 (2,457,600)
第17会計年度	11,370 (11,370)	375,580 (375,580)	2,093,390 (2,093,390)
第18会計年度	2,480 (2,480)	330,900 (330,900)	1,764,970 (1,764,970)
第19会計年度	2,600 (2,600)	285,890 (285,890)	1,481,680 (1,481,680)
第20会計年度	0 (0)	160,040 (160,040)	1,321,640 (1,321,640)
第21会計年度	0 (0)	148,320 (148,320)	1,173,320 (1,173,320)
第22会計年度	0 (0)	132,670 (132,670)	1,040,650 (1,040,650)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

各取引日において、適格投資家は申込価格で受益証券の申込みを行うことができます。

管理会社は、その裁量により、かつ、投資運用会社に対して事前に通知を行うことにより、取引期限後（ただし、当該取引日に関連する評価日の評価時点よりも前）に受領した申込書を受理することがあります。

管理会社は、ファンドの純資産額が50億米ドルを超える場合には、その裁量により、受益証券の申込みを拒絶することがあります。

最小申込単位は、100口以上10口単位です。

申込手続

ファンドの受益証券の申込者は、ファンドの受益証券の申込みに関して、申込者が使用するための投資者口座を管理会社が開設できるようにするために、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）により、関連する申込者の身元を証明するための補足情報および補足資料、また、管理会社による要求があった場合は、申込金の資金源の詳細とともに、記入済の口座開設依頼書を送付する必要があります。これらの要件のさらなる詳細は、後記「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止」の項に記載されています。

管理会社が要請を受けた受益証券の投資者口座を開設した旨の確認書を申込者に交付した後において、申込者は、関連する申込書を用いてファンドの受益証券の申込みを行うことができます。申込書が管理会社によって取引期限までに受領されていない場合、当該申込書は、当該申込書が受領された後の次の取引期限まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する申込価格で発行されます。ただし、管理会社は、その裁量により、かつ、投資運用会社に対して事前に通知を行うことにより、取引期限後（ただし、当該取引日に関連する評価日の評価時点よりも前）に受領した当該申込書を受理することがあります。

申込者は、申込者にファンドの受益証券を勧誘した販売会社名（該当する場合）を口座開設依頼書において開示する必要があります。

受益証券の申込者は、管理会社によって申込者の投資者口座を開設した旨の確認書の受領前に管理会社によって受領された申込書は処理されない点に留意する必要があります。当該状況において、申込者は、管理会社が申込者の投資者口座を開設した旨の確認書を申込者が受領した後において、新たな申込書に記入し、これを提出するよう要求されます。投資者口座が開設された旨の確認が行われる前にファンドの申込口座宛てに支払われた申込金は受領を拒否されることがあり、申込者は、自己の費用負担により追加の銀行手数料を支払うことになる場合があります。

投資者口座が開設された旨の確認書を受領し、申込書が管理会社に提出された後において、受益証券の申込みのための決済資金が決済期限までにファンドの申込口座に払い込まれる必要があります。記入済の申込書および／または受益証券の申込みのための決済資金が関連する決済期限までに受領されていない場合、受益証券の申込みは、記入済の申込書および受益証券の申込みに係る決済資金が受領された後の次の申込み可能な取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する申込価格で発行されます。

受益者は、申込を希望するクラスの受益証券ごとに個別の口座開設依頼書および申込書を作成し提出する必要があります。あるクラスの受益証券の既存の投資者は、口座開設依頼書を再度提出する必要はなく、かかるクラスの受益証券の追加取得のために関連する申込書を提出することができます。

各申込書には、申込の数量（金額または受益証券の口数）を明記する必要があります。関連する申込金は、関連するクラスの受益証券の表示通貨により、現金で支払われる必要があります。

管理会社は、その絶対的な裁量により、何らかの理由によりまたは理由なしに（また、かかる理由を開示する義務を負わず）、受益証券の申込みの全部または一部を拒否することを決定することがあ

り、その場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合に応じます。）は、実行可能な限り速やかに、かつ、申込者がリスクおよび費用を負担した上で、（利息を付さずに）返金されます。

管理会社が一度受領した記入済申込書は、撤回不能です。受益証券の発行をもって、管理会社は、所有権確認書を発行します。

ファンドの受益証券の申込みが受諾された場合、場合によっては、当該受益証券の買付者は関連する取引日が経過するまで受益者名簿に記載されないことがあります。当該受益証券は、関連する取引日の営業終了時点から有効に発行されたものとして取り扱われます。したがって、買付者が受益証券について支払った申込金は、関連する取引日からファンドの投資リスクの影響を受けることになります。

管理会社は、特定の期間中またはその他同社が決定する時期まで受益証券を発行しないことを随時決定することができます。かかる期間中、受益証券を申し込むことはできません。

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電子的方法により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、記入済申込書を管理会社が取引期限までに受領するよう送付することとします。受益証券の継続申込みを請求する場合、受益者は、申込書の代わりに、申込・買戻注文書（管理会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書）を管理会社より取得し、管理会社に提出することができます。

米国人、アイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者である投資者は受益証券を購入することができず、申込者は、米国人、アイルランド居住者およびアイルランドの通常居住者である投資者のために直接または間接的に受益証券を取得しないことの証明が要求されます。単独または他の者と共同で受益証券を保有することを禁じられている者が受益証券の実質的所有者であると管理会社が判断する場合、受託会社は、保有されるすべての当該受益証券を強制的に買い戻すことができます。

非適格申込者

口座開設依頼書は、受益証券の各申込予定者（該当する場合は、各共同保有者を含みます。）に対して、特に、自らが受益証券の申込みに適格であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し、保有することができる旨表明し、保証することを必要とします。

受益証券は、ファンドが本来負担することのない納税義務を負うか、またはその他の金銭上の不利益を被ることとなる可能性があるかと管理会社が判断する状況において、いかなる者に対しても募集、発行または譲渡されることはできません。

受益証券の申込者は、口座開設依頼書において、とりわけ、ファンドの投資リスクを評価するための金融事項に関する知見、専門知識および経験を有していること、ファンドが投資する資産への投資に内在するリスクおよび当該資産の保有および／または取引の方法を認識していることならびにファンドへの投資全額を失うことに耐えられることを証明しなければなりません。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条件で表明および保証を行う必要があります。

受益証券の様式

すべての受益証券は登録受益証券であり、受益者の資格は、受益者名簿への記載により証明され、受益証券の券面によって証明されるものではありません。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、取引（かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含みますが、これらに限られません。）に関して、管理会社が共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を与える必要があります。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、申込者に対して購入申込者自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および資金源を確認するための証拠資料の提供を要求します。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合に

は、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含みます。）の対応を適切な者に依存することもできます。受託会社は管理会社に同様の対応を委託します。

管理会社は、アイルランド籍の会社であり、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規制（随時改正済）に従います。

アイルランド2010年－2021年刑事司法（マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する）法（その後の改正を含みます。）（以下「刑事司法法」といいます。）は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するために、受益者全員の身元および住所ならびに、場合に応じて、受益証券を保有する「実質的所有者」および／またはあらゆる手段を尽くしても、自然人が受益者として特定できない場合、上級業務執行役員（疑義を避けるために付言すると、刑事司法法に定義される取締役および最高経営責任者（該当する場合）を含むものとします。）（以下「上級業務執行役員」といいます。）を実質的所有者とみなし、身元および住所を確認するための措置を含め、堅牢なリスク評価および適切な措置を講じる義務を受託会社、管理会社および管理事務代行会社に課しています。

管理会社は、刑事司法法に従い、各受益者、実質的所有者および／または上級業務執行役員（場合によります。）の身元を確認するために必要な書類を取得します。リスクベースのアプローチの適用により、一定の状況において、管理会社は、特定の種類の投資者（重要な公的地位を有する者および直系の親族、ならびにその近親者であることが判明している者またはハイリスクのカテゴリーに該当するとされる他の投資者など）について、強化された顧客の精査を適用する必要があります。管理会社は、顧客、顧客を代理して行為することを意図する者および対象となる実質的所有者に関して、刑事司法法第33条から第39条に定められる規定を遵守しなければなりません。

管理会社はまた、申込者の代理を務めることを意図する者の身元を確認する義務があり、本人が申込者の代理を務める権限を有していることを確認しなければなりません。

管理会社は、申込者、該当する場合は申込者の実質的所有者、保護預り方式ではファンドの受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有します。特に、管理会社は、重要な公的地位を有する者として分類される投資家、および当該人物の直系の親族または近親者に関連して、追加の手続きを実施する権利を有します。また、管理会社は、当該申込者との継続的な取引関係を監視するために、申込者から追加情報を取得する権利を有します。

投資者、実質的所有者、原投資者（該当する場合）の身元確認は、取引関係を構築する前に行われる必要があります。マネー・ロンダリング防止／テロ資金供与防止のための要件の詳細については、口座開設依頼書を参照ください。投資者の身元確認が完了し、すべての関連口座開設書類が受領されるまでは、申込は受理されません。拒否された購入申込みに関してファンドに支払われた金額は、適用法に従って、無利息で申込者のリスクと費用で申請者に返金されます。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を効果的に阻止するため、また刑事司法法第33(1)条に従い、管理会社は、自己の顧客ならびに（関連ある場合）実質的所有者および／または上級業務執行役員（該当する場合）を、次に掲げる場合において、特定および確認する必要があります。

- ・ ファンドに関する受益者と管理会社との間の取引関係の構築前
- ・ 不定期の取引またはサービスを行う前
- ・ 受益者に関する重要な内容が変更された場合

管理会社は、継続的な精査の実施が必要となることがあり、これに応じて、管理会社は、受益者、上級業務執行役員、受益証券の実質的所有者および／または原実質的所有者の本人確認のために必要とみなす追加情報をいつでも請求する権利を留保します。

管理会社は、ファンドの受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を請求します。申込みが規制対象仲介機関を通じて行われ、かつ、当該仲介機関が適用ある法律によりアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有すると認められる国において営業を行っている場合には、管理会社は、場合によっては、当該投資者に対し簡略化した顧客の精査を適用することができ、または対象となるファンドの受益証券の申込者に関する規制対象仲介機関からの書面による表明に依拠することができますが、マネー・ロンダリング防止のため、当該投資者の継続的な監視も実施しなければなりません。

ファンドの受益証券の申込みを希望する投資予定者に要求される書類の詳細（本人確認書類の種類を含む。）については、口座開設依頼書に概要が記載されています。管理会社は、マネー・ロンダリング防止に関する本人確認のために必要となる追加書類または情報について、投資予定者に通知します。

管理会社は、ファンドの受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件およびテロ資金供与防止要件を満たすまで投資者口座を開設する立場になく、また、当該状況において、管理会社は、マネー・ロンダリング防止要件およびテロ資金供与防止要件がすべて満たされ、申込者が投資者口座が開設された旨の確認を受領するまでは、申込書を受諾せず、またはファンドの集金口座への申込金を受領しないことについて了承ください。管理会社が、申込者の本人確認に成功し、申込者に対して投資者口座が開設された旨の確認を行った場合、申込者は、記入済申込書の受領の翌取引日時点でファンドの受益証券の申込みを許可されます。

投資予定者は、投資者が上記に定められる第三者の本人確認のために管理会社に対して当該情報を提供していない限り、買戻金または分配金が第三者の口座に対しては支払われないことに留意する必要があります。

ファンドの受益証券の各申込者は、管理会社が請求した情報および書類を当該申込者が提出しなかった場合、および／または当該受益者に対する償還または分配金の支払いが適用法令に準拠していない可能性があるとして受託会社または管理会社が疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が、受託会社または管理会社が適用される法律または規制の遵守を確保するために必要または適切であると判断した場合、受託会社および管理会社が当該申込者による購入申込みの処理が拒絶されたことまたは買戻金の支払が遅延したことによって生じるいかなる損失についても、損害を被らないことを確認し、かつ、これに同意するものとします。

各受益者は、適用されるマネー・ロンダリング防止法またはテロ資金供与防止法に関連して、管理会社および／または受託会社に一定の表明を行うことが要求されます。また、受益者は、管理会社および／または受託会社に対し、受益者がファンドに拠出した資金が、国際法および規制（適用されるマネー・ロンダリング対策やテロ資金調達対策に関する法律や規制に限定されない）に抵触する可能性のある活動から直接または間接的に得られたものではないことを表明する必要があります。各受益者は、表明書に記載された情報に変更があったことを知った場合、管理会社に速やかに書面で通知する必要があります。

受益証券の各申込者は、適用されるマネー・ロンダリング防止法またはテロ資金供与防止法に関連して、一定の表明を行うことが要求されます。さらに、受益証券の各申込者は、マネー・ロンダリング防止プログラムに関連し取締役が要求する場合は、表明を行う必要があります。当該表明には、(a) ファンドに拠出した資金は、米国、連邦、州、または国際法および規制（これらに限定されない）に抵触する可能性がある活動から直接または間接的に得られたものではないこと、(b) 当該申込者は、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」といいます。）のウェブサイトに掲載されている禁止国、地域、個人または団体ではなく、OFAC、EUまたは国際連合（以下「国連」といいます。）のリストに掲載されている国、地域、個人または団体と直接または間接的に提携していないこと、またはOFAC、EUまたは国連の制裁プログラムによって禁止されていないことが含まれます。さらに、各申込者は、申込金が、マネー・ロンダリング防止法および規制を含む、米国連邦もしくは州、または国際法および規制に反する可能性のある活動から直接または間接的に派生したものではないことの表明も必要となることがあります。各受益者は、表明に記載された情報の変更を把握した場合、速やかに書面で管理会社に通知しなければなりません。

受益者が検証目的（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止手続きを含みますがこれらに限定されません）のために必要な情報を提出するのが遅れたり、履行しない場合、管理会社は、受益者の受益証券を強制的に買い戻し、および／または買戻金もしくは分配金の支払いを遅らせることができます（すなわち、受益者が当該情報を提出しない場合には、買戻金もしくは分配金は支払われません。）。さらに、管理会社は、受益者に対する買戻金または分配金の支払いが、関連する法域において適用されるマネー・ロンダリング防止法、金融制裁法、その他の法律または規制の違反につながるがあると管理会社が疑いまたは助言された場合、または当該拒否が管理会社または受託会社

による関連法域の当該法律または規制の遵守を確保するために必要または適切とみなされる場合には、受益者に対する買戻金または分配金の支払いを拒否する権利も有します。当該状況において、管理会社がマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止手続きが完全に遵守されていると確信するまでは、当該金銭はファンドの資産として維持され、その後、買戻金および／または分配金が支払われるものとし、受益者に支払われるようになった日から6年を超える期間（または合意されたより短い期間）、確認のために必要な情報が提供されなかった場合、結果として、受益者に支払われなかった当該買戻金または分配金は没収され、関連するファンドに復帰するものとし、

ファンドの受益証券の各申込者は、法律により、受託会社および管理会社が投資の禁止、支払うべき買戻金もしくは分配金の支払いの停止、ならびに／または口座内の資産の分離のいずれかにより、その口座を「制限」する義務を負う場合があることを了承ください。また、受託会社および管理会社は、当該行為を報告し、適用される政府および規制当局に申込者の身元を開示することを要求されることがあります。

受益証券の申込—集金口座

管理会社は、2016年7月1日に施行された投資家資金規則に従って、投資家の申込金、買戻金および分配金の管理に使用されるファンドの集金口座を維持しています。管理会社は、当該金銭が非投資者の金銭とは分別して保有されること、投資者の金銭はその記録において明確に特定可能であることならびにその帳簿および記録が投資者がいずれかの時点で各投資者毎に保有する金銭の正確な記録を提供することを確保する責任を負っています。買戻金または分配金の支払前に当該口座における金額に対して利息が支払われることはありません。集金口座における投資者の金銭に関する受取利息は、ファンドの利益となり、割当てが行われる際に受益者の利益に適うよう定期的にファンドに配分されます。集金口座における投資者の金銭について支払うべき利息は、定期的にファンドの資産から支払われます。

集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム

集金口座に保有される翌日物の現金残高は、ファンドに投資される前または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」といいます。）の対象となることがあります。集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムは、少なくともS&P、ムーディーズまたはフィッチによる「A」以上の信用格付を有する第三者の取引相手方（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」といいます。）において保有される一または複数の共同顧客口座に当該金銭を預託することが含まれます。投資者は、集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。取引相手方リスクの説明は、前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク ①リスク要因」の「取引相手方リスク」と題するリスク要因に記載されています。

実質的所有権規則

管理会社はまた、実質的所有権規則に従い、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの実質的所有者名簿の策定および維持に必要とされる情報を請求することがあります。すべての実質的所有者（実質的所有権規則に定義されます。）の内容は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの実質的所有者名簿上で維持され、最終的に、第4次マネー・ロンダリング防止指令（EU 2015/849）に従って策定および維持されるため、公開された実質的所有者の集中登録簿に送信されます。

申込価格

受益証券は、受益証券が発行される関連する取引日における申込価格に相当する価格で発行されるものとし、申込請求に関して、5%を超えない申込手数料が、管理会社の独自の裁量により、当該金額からさらに追加または減額されることがあります。当該手数料は、その絶対的な使用と利益のために管理会社に支払われるものとし、ファンドの資産の一部を構成しないものとし、管理会社

は、独自の裁量により、許容される範囲内で、当該手数料を免除し、または当該手数料の額について申込者間で差をつけることができます。

データ保護

投資予定者は、口座開設申込書に記入することにより、GDPRの意味における個人データに該当することがある情報を管理会社に提供することに留意すべきです。このデータは、顧客の身元確認および申込み手続き、保有するダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズにおける持分の運用および事務管理ならびに適用ある法律上、課税上または規制上の要件の遵守の目的のために、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズによりまたはダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのために使用されます。当該データは、特定される目的のために、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの規制機関、税務当局、委託先、顧問およびサービス提供者ならびにこれらのまたはダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの適式に承認された代理人ならびにこれらそれぞれの関係会社、関連会社または系列会社を含む第三者（所在地を問いません（アイルランドと同様のデータ保護法を有しないEEA域外の国を含みます。）。））に開示および／または移転される可能性があります。

受益者は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのために保管される自己の個人データの写しを入手する権利、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのために保有される個人データの誤りを修正する権利ならびに様々な状況において消去される権利およびデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を有します。一定の限られた状況において、データの持ち出しに対する権利が適用されることがあります。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズを代理する管理会社およびその任命されたサービス提供者は、アイルランドの法律上および規制上の要件により必要とされる期間（ただし、投資期間の終了後または受益者がダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズとの最後の取引を行った日から少なくとも7年間）にわたり、受益者によるダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズへの投資に関して受益者が提供したすべての文書を保持します。

管理会社の個人情報保護方針の写しは、請求により管理会社から入手可能です。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される期間中の取引日に、有価証券届出書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われます。各取引日における申込締切時間は、午後5時（日本時間）です。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

販売取扱会社は、販売価格に加えて以下の申込手数料を徴収します。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.30%（税抜3.0%）
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.20%（税抜2.0%）
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.0%）
100万口以上		申込金額の0.55%（税抜0.5%）

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。この場合、買付代金は、払込期日までに、円貨または米ドル貨で支払われるものとします。米ドル貨との換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

すべての買戻し請求は、取引期限までに管理会社に受領される必要があります。

管理会社は、その裁量により、かつ、投資運用会社に対して事前に通知を行うことにより、取引期限後（ただし、当該取引日に関連する評価日の評価時点よりも前）に受領した買戻請求書を受理することがあります。

買戻価格は通常、決済日までに受益者に支払われます。

受益者は、いずれかの取引日に買戻価格で、受益者が保有する受益証券の買戻しを10口単位で管理会社に請求することができます。取引期限後に受領された請求は、関連する取引日の次の取引日に行われたものとみなされるものとします。ただし、例外的な状況において、管理会社がその絶対的な裁量により、評価時点より前に当該請求を受領していることを条件に、取引期限後に受領した一または複数の請求をその取引日に処理することを認める決定をした場合は、この限りではありません。

管理会社は、ファンドの存続期間中随時受益者からの請求を受け、取引日に当該受益者の保有する受益証券の全部または一部を買い戻すことができます。受益証券は、買戻価格から適用される租税や手数料を控除した金額で買い戻されます。関連する英文目論見書の追補に開示される場合、買戻手数料も課される可能性があります。受益証券の買戻価格を計算する目的で、管理会社は、買戻請求に対応する資金を提供するため、資産を換価し、またポジションを清算する際にファンドの計算において発生する決済・売却手数料を反映するために適切と考える金額を、1口当たりの純資産価格から控除することができます。

受益証券の買戻請求は、買戻請求書をファクシミリまたは電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電子的方法により、（管理会社および中央銀行の要件に従い）取引期限までに管理会社に提出することにより行うことができます。ただし、例外的な状況において、管理会社がその絶対的な裁量で、評価時点より前に当該請求が受領されていることを条件に、取引期限後に受領した一または複数の請求をその取引日に処理することを認める決定をした場合は、この限りではありません。受益証券の買戻しを請求する場合、受益者は、買戻請求書の代わりに、申込・買戻注文書（管理会社が同意する様式による申込みおよび買戻しを行うための取引注文書）を管理会社より取得し、管理会社に提出することができます。

買戻請求は、元の申込金から清算された資金とマネー・ロンダリング防止措置確認に関する文書を含む完成した文書が具備されている場合にのみ処理に応じることができます。

上記および後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価②受益証券の発行、買戻しならびに取引および純資産価格の計算の一時的停止」の項に定めるところに従い、買戻金は、通常、買戻しを行った取引日から（かかる取引日を含めて）5営業日以内に受益者に支払われます。支払いは、管理会社が独自の裁量で別段の合意をしない限り、関連する受益証券の表示通貨で、最小通貨単位（該当する場合）に自動的に概算され、当該受益証券の申込金が買戻しを請求した受益者によって当初送金されたのと同じ口座へ、直接送金により、受益者のリスクと費用で行われます。

管理会社および投資運用会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに資金を提供するためにその投資から関連する金額を受領するまで、買戻金を受益者に送金する義務を負わないものとします。関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して、買戻金に利息が発生することはありません。

受益者が買戻請求し、請求が実行され、受益者が最低保有額を下回る純資産価格を有する受益証券を保有することになる場合、ファンドは必要と考える場合には、当該受益者の保有する受益証券をすべて買戻すことができます。買戻しについて、買戻金は通常、関連する受益者に支払われます。

買戻しゲート

管理会社は、以下に概要が記載されるとおり、アイルランド中央銀行要件に従って一定の買戻制限を課すことができます。

いずれかの取引日に受領されるファンドの受益証券の買戻請求の純額の合計が、ファンドの純資産額の10%以上となる場合、管理会社は、その裁量により、当該閾値を超えるファンドの受益証券の買戻しを拒否することができます。管理会社が上記の権限を行使する場合、当該取引日における買戻請求は、関連する受益者への通知を行った上で、ファンドにおけるその持分の買戻しを希望するすべての受益者がその買戻請求の同一割合を実現できるよう按分で削減されます。

当該削減を理由として買戻しが行われない各買戻請求に係る受益証券については、上記の制限に従うことを条件として、当初の買戻請求に係るすべての受益証券が買い戻されるまで、買戻請求が後続の各取引日に関して行われたものとして取り扱われます。上記に概説される方法で繰り延べられた買戻請求は、関連する取引日に処理されるために受領されたその他の一切の買戻請求に対して比例的に取り扱われ、またはアイルランド中央銀行により許可されるその他の方法で取り扱われ、かつ、受益者に通知されます。

買戻請求が繰り延べられる場合、管理会社は、影響を受けるすべての受益者に通知するものとします。

ファンドの受益証券の買戻請求書が受諾された場合、受益証券は、当該買戻しを請求する受益者が受益者名簿から抹消されたか、または買戻価格が決定されたか、もしくは送金されたかにかかわらず、関連する取引日の営業終了時点から効力を有するよう買い戻されたものとして取り扱われます。したがって、関連する取引日以降、受益者は、受益者としての資格において、買戻しの対象となった受益証券に関して信託証書に基づいて生じる権利（ファンドの集会の通知を受領し、集会に出席し、または集会で投票する権利を含みますが、買い戻された受益証券に関して買戻金および関連する取引日より前に宣言されたが未払いの分配を受領する権利を除きます。）を有せず、または行使することができません。当該買戻しを行う受益者は、買戻金に関してファンドの債権者となります。支払不能による清算において、買戻しを行う受益者は、通常の債権者に劣後し、受益者に優先します。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された決済済みの受益証券に関する買戻請求のみを提出することができます。

一旦提出された買戻請求は、管理会社が全般的にまたは特定の場合において決定しない限り、撤回不能とします。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された決済済みの受益証券に関する買戻請求のみを提出することができます。

強制買戻し

管理会社は、随時、信託証書に基づいて受益証券の申込または保有から除外された受益者が保有する受益証券を買戻し、またはその譲渡を要求することができます。当該買戻しは、取引日において、受益証券が買い戻される関連する取引日の受益証券1口当たり純資産価格に相当する価格で行われます。

管理会社は、適用される為替管理規則を含みますがこれに限定されない規制または法的要件に違反する場合、または米国の人物、あるいはファンドの課税または源泉徴収の債務を生じさせる状況にある人物または個人による受益証券の保有を制限することができます。上記の制限に反して受益証券を保有していることを認識した場合、当該保有者は、直ちにその受益証券を買い戻すか、受益証券を保有する資格を有する者に譲渡するものとします。管理会社は、これらの制限に反して当該受益者が保有し、または受益的に所有する受益証券を、強制的に買戻、および消却する権利を有します。

上記の制限に反して受益証券を保有している者、またはその保有により管轄のある法域の法律および規制に違反している者、管理会社の意見において、その保有によりファンドが課税義務を負わせ、ファンドの一部もしくはすべてが他の方法では負担または被ることがなかった可能性がある金銭的または規制上の不利益を被り、または受益者の利益を損なう可能性があるとして管理会社が判断する状況下で、当該者または個人が、ファンドの受益証券を取得または保有した結果、管理会社、ファンド、寄託者および受益者が受益者が被る損失を補償するものとします。

受益者による受益証券の処分、買戻し、譲渡、受益者への分配が課税または源泉徴収の責任を生じさせる場合、管理会社は次に掲げる権利を有します。（i）当該受益者に対する支払額から当該納税義務（利息または罰金を含む）を免除するのに十分な金額を控除すること、（ii）当該納税義務を生じさせる譲渡の登録を拒否することまたは（iii）当該受益者が保有する受益証券のうち、当該納税義務（利息または罰金を含む）に対応する価値を有する数の当該受益証券を売却および消却すること。

(2) 日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対し受益証券の買戻しを請求することができます。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ファンドの取引日に管理会社に取り次がれます。

買戻価格は当該取引日に決定される当該ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格に相当します。受益証券1口当たりの純資産価格は、米ドルの小数点以下第2位未満を四捨五入して計算されます。

買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨または販売取扱会社が応じる場合には米ドル貨で行われます。買戻しは10口を単位とします。関連する英文目論見書の追補に開示される場合、買戻手数料も課される可能性があります。買戻代金は、原則として、約定日から起算して日本の営業日で4営業日目に、円貨または米ドル貨で受益者に支払われます。

前記「(1) 海外における買戻し手続等」の「買戻しゲート」と題する項目に記載されるとおり、一定の買戻制限が課される場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産額の計算

ファンドの純資産額はファンドの表示通貨で表示され、関連する取引日の評価時点現在で、関連する取引日の評価時点におけるファンドの資産価格からファンドの債務（管理会社の判断にしたがって課徴金の引当分を含みます。）を差し引いて計算します。ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドの純資産額を、関連する取引日の評価時点で発行済みであるか、または発行済みとみなされるファンドの受益証券の数で除し、計算結果をファンドの基準通貨の小数点以下第2位未満を四捨五入して計算します。

ファンドの勘定で受領した担保は、関連する取引相手方による債務不履行がない場合はファンドの資産とはみなされないため、純資産価格の計算からは除外されます。

ファンドの資産は以下の要領で評価します。

- (a) 公認取引所に上場され、定常的に取引されており、市場価格が容易に入手できる投資証券は、評価時点における最新の取引価格に基づいて評価するものとします。ただし、公認取引所に上場されているが、公認取引所外または店頭市場でプレミアム価格またはディスカウント価格で売買されている投資証券の価格は、管理会社または管理会社の受任者が指名し、受託会社の承認を受けた能力を有する者が投資証券を評価する時点で提示したプレミアム価格またはディスカウント価格を考慮した上で評価するものとします。また、受託会社は、かかる手続の採用が証券の見込換金価格を確定するために正当であることを確保しなければなりません。証券が複数の取引所に上場されている場合、該当する市場は、当該証券の価格において最も公正な基準を提供していると管理会社が判断する市場とします。
- (b) 上場されていないか、または上場されているものの、価格が入手できないか、または最新の取引価格が代表的なものではないと管理会社または管理会社の代理人が判断する投資証券は、管理会社が任命し、受託会社が承認した能力を有する者が、投資運用会社と協議した上で、細心の注意を払って誠意をもって推定した予想換金価格で評価するものとします。
- (c) 市場で取引されている派生商品（スワップ、オプション、先物などを含みますがこれに限られません。）は、市場の決済価格を参考に評価するものとします。かかる価格が入手できない場合、当該価格は、管理会社が慎重かつ誠実に推定し、当該目的上受託会社により承認された予想換金価格とします。市場で取引されていない派生商品の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者が誠意をもって算定した価格とします。ただし、かかる管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者は上記の目的のため受託会社の承認を受けるものとします。店頭市場の派生商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とします。管理会社は、取引相手方評価額または管理会社もしくは独立の価格情報提供者が計算した評価額等の代替評価額のいずれかをを用いて店頭派生商品进行评估することができます。ただし、管理会社またはその他の当事者は、当該評価を行うのに適切な人的および技術的手段を有していることを条

件とします。管理会社は、(a) 取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b) 店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることと確信していなければなりません。上記の(a)および(b)が確認されるまで店頭取引は行われません。為替予約取引は、関係する評価時点におけるマーケット・メーカーの一般的な見積り価格（とりわけ新たに引き受けることができる同じ規模および同じ満期の為替予約取引の価格、またかかる価格がない場合、取引相手によって少なくとも毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した決済価格）を参考に評価するものとします。評価額は、その目的で受託会社が承認し、取引相手方から独立する当事者によって承認または検証されなければなりません。

- (d) 上記の(a)項に基づく評価がない集合投資ファンドの株式または受益証券は、かかる集合投資ファンドの受益証券の最新の純資産額を参考に評価するものとします。
- (e) ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および債務は、管理会社または管理会社の代理人が状況に応じて妥当と見なす（公定またはその他の）レートでファンドの基準通貨に換算されるものとします。
- (f) 現金およびその他の流動資産は額面に経過利息を加えて評価するものとします。
- (g) 上場デリバティブ取引の価格は、該当する市場により決定される決済価格に基づくものとします。決済価格を入手できない場合、取引は、当該目的のために受託会社が承認する適格な者、企業または法人により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価格で評価することができます。
- (h) 外国為替先渡取引および金利スワップ取引は、合理的な正確性をもって、かつ、信頼できる基準に基づき評価され、自由に入手できる市場相場を参照して評価されます。

特定の投資証券について上記の(a)項から(f)項に定める評価ルールに基づく評価が不可能または非実際である場合、またはかかる評価が公正市場価格を表示していない場合、管理会社はかかる投資証券の適正価格に到達するために受託会社が承認した一般に認められたその他の評価原則を使用することができます。

管理会社は関連するとみられる通貨、市場性、取引価格その他の事情に鑑みた投資証券の適正価格を反映するために調整が必要と考える場合、受託会社の承認を得た上で、上記の価格を調整することができます。

ファンドの資産またはその一部の価格を計算する場合、およびかかる価格をファンドの発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の総数で除す場合には、

- (a) 管理会社が発行することに同意したすべての受益証券は、関係する取引日の営業が終了した時点で発行済みと見なすものとし、ファンドの資産は、受託会社の手元にある現金および財物だけでなく、発行することに同意した受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額から（現金と引き換えに受益証券を発行することに同意した場合は）販売手数料を差し引いた金額を含むと見なすものとします。
- (b) 投資証券を購入または売却することに合意したものの、かかる売買がまだ完了していない場合、かかる投資証券は、売買が正式に完了したものとして、場合に応じて総購入価格または純処分価格を除き、または含ませるものとします。
- (c) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズが回収できるファンドに帰属する資本金的性格の租税については実際の額または予想額をファンドの資産に加算するものとします。
- (d) 発生したもののまだ受け取っていない利息、配当およびその他の所得（発生したとみなされる利息、配当およびその他の所得）に相当する金額はファンドの資産に加算するものとします。
- (e) 利益またはキャピタル・ゲイン（二重課税の減免措置に関する請求を含みます。）に関して賦課された租税に対する還付請求（実際の金額または管理会社が予想した金額）の合計額をファンドの資産に加算するものとします。

(f) 受益証券の解約通知が受託会社へ送付されたものの、解約が完了していない場合、解約する受益証券は発行されていないものと見なし、上記の解約に際して支払うべき金額だけ関係するファンドの純資産額を減額するものとします。

ファンドの債務は下記を含むと見なすものとします。

- (a) ファンドの資産から適正に支払うべき債務の実際の金額または予想額の合計額（ファンドの未払いの借入金およびかかる借入金に関して支払うべき経過利息、料金または費用（ただし、ファンドの資産価値を算定する際に考慮に入れた債務を除きます。）ならびに未実現のキャピタル・ゲインに対する納税財務の予想額などを含みます。）、
- (b) 評価を行う前に、当事業年度中に実現した純キャピタル・ゲインに関して管理会社が支払いを予想する租税の額（もしあれば）、
- (c) 直前の事業年度に関して管理会社が宣言したものの、分配を行っていない分配金の額（もしあれば）、
- (d) 発生したものの未払いとなっている管理会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税ならびに一般管理費、
- (e) 所得に賦課される納税債務の（実際の金額または予想額の）合計額（もしあれば）（所得税および法人税を含むが、資本金または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに賦課される租税を除きます。）、
- (f) 当事業年度に関してファンドの投資証券に関して支払うべき源泉徴収税の実際の金額または予想額の合計額（もしあれば）、
- (g) 発生したものの未払いとなっている受託会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税（もしあれば）ならびに支出費用および「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（3）管理報酬等」および「（4）その他の手数料等」と題する項目に記載する費用、および
- (h) ファンドの資産から適正に支払うべきその他の債務の（実際の金額または管理会社が予想した金額の）合計額。

有価証券の価値および信託証書に従った受益証券1口当たりの純資産価格を計算するにあたっては、管理会社またはその代理人は、合理的に決定した自動値付けサービスによることができ、特定の値付けサービス、独立の情報源および／または独立のブローカー、マーケット・メーカー、その他仲介機関もしくは第三者から提供された情報を用いることができます。

さらに、有価証券の価値および受益証券1口当たりの純資産価格を計算するにあたっては、管理会社またはその代理人は、不可能または実際的でない場合を除き、投資運用会社から提供される値付け情報、または関係人を吟味するよう合理的な努力をするものとします。

② 受益証券の発行、買戻しならびに取引および純資産価格の計算の一時的停止

管理会社は、受益者の最善の利益に照らして正当と認められる場合には、受託会社に事前の通知をした上で、いつでも、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を随時一時的に停止することができるものとし、当該停止は、以下の場合において行うことができます。

- (a) ファンドの資産の大部分を評価する基準となる市場が閉鎖されている場合、またはかかる市場での取引が制限され、もしくは停止している場合。
- (b) 管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融またはその他の緊急事態によって、ファンドの資産の処分または評価が、通常の状態では不可能または実現不可な場合、かかる処分または評価が受益者の利益を損なう場合、または管理会社の考えによれば資産の購入価格が公平に計算できない場合。
- (c) 関係する通信ネットワーク網の混乱またはその他の理由で、ファンドの大部分の資産の価格決定が不可能または実現不能である場合。
- (d) ファンドが受益者から受益証券を買い戻す際に支払いを行い、または投資対象の換金もしくは取得に伴う資金を送金することができない場合、または受益者から受益証券を買い戻す際の支払い時期にある支払いが通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する場合。

- (e) ファンドの流動性を管理するために必要な場合であって、当該停止を行うことが受益者の最善の利益となると管理会社が判断する場合。
- (f) 受益証券の売却または買戻しの手取金について、ファンドの口座への送金または当該口座からの送金を行うことができない期間。
- (g) ファンドの大部分の資産の価格を決定できないその他の理由がある場合。

可能な限り、停止期間をできる限り速やかに終了させるためにあらゆる合理的措置を講じるものとします。

上記の停止については、いかなる場合においても、当該停止が宣言された営業日と同じ営業日に、アイルランド中央銀行に直ちに通知するものとし、かつ、ファンドの受益証券が販売されている加盟国の管轄当局に通知するものとし、停止が14日間を越える恐れがあると管理会社が判断した場合は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの受益者が居住する国で発行されている新聞に公告すると共に、管理会社に受益証券の発行または買戻しを請求した投資家または受益者に、発行を申請し、または書面の買戻請求を提出した時点で、その旨を通知するものとします。

受益証券は、その発行、買戻しおよび転換が停止されている場合には、いかなる取引日においても発行、買戻しまたは転換は行われません。かかる場合において、当該停止が終了する前に撤回通知が管理会社によって実際に受領されることを条件として、受益者は、その申込み、転換または買戻請求（場合に応じて）を撤回することができます。受益証券の申込み、転換および買戻請求は、その撤回が行われない限り、当該停止が解除された後の最初の関連する取引日に、当該日に適用される関連する申込価格もしくは買戻価格（場合に応じて）で処理されるか、または管理会社が受託会社と協議の上でその裁量において決定する追加の取引日に処理されます。

管理会社は、受託会社の同意を得て、上記に列挙される場合においてファンドにおける受益証券の発行、買戻しおよび転換が停止されているときは、これと同時に、ファンドの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格の算定をいつでも一時的に停止することができます。上記に列挙される場合において、管理会社がファンドの純資産額の算定を停止しないことを決定したとき、かかる一切の純資産額の数値は、参考値にすぎず、受益証券の取引の基礎として用いてはなりません。かかる場合において、受益者は、前述の規定に従ってその申込み、転換または買戻請求を撤回することができます。

受益証券の価格の公表

ファンドの純資産額、受益証券1口当たりの純資産価格、申込価格および買戻価格の算定が上記に定める状況下で停止されている場合を除き、各営業日における最新の受益証券1口当たりの純資産価格ならびに受益証券の申込価格および買戻価格は、管理会社の登録上の事務所で入手可能であり、ウェブサイト（www.sumitrustgas.com）で公表されます。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、各販売会社の名義で保管されます。ファンド証券の取引の確認書は、販売取扱会社によって日本の受益者に交付されます。以上は、自らのリスクでファンド証券を自らの口座に日本の受益者が保管する場合には適用されません。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務は負いません。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は無期限です。

ただし、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、受託会社は下記の要領で書面の通知をしてダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

- (i) 管理会社が清算に入り（ただし、事前に書面で受託会社が承認した条件に基づく会社再建または合併を目的とする任意清算を除きます。）、営業を中止し、（受託会社の合理的判断

に基づいて）受託会社が合理的な理由から承認していない個人もしくは法人に事実上支配され、または1990年会社法改正法に基づいて管理会社もしくは管理会社の資産に管財人もしくは検査官が任命された場合。

- (ii) 受託会社の合理的判断に基づいて、管理会社もしくは管理会社の受任者が十分に義務を履行できないか、もしくは実質的に義務の履行を怠るか、または受託会社の合理的判断に基づいて、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドの評判を下げ、もしくは受益者の利益を損なうことを目的とするその他の行為に従事している場合、または管理会社の後任が見つからない場合。
- (iii) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと受託会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- (iv) 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日から3か月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づいて新しい受託会社を任命できなかった場合。

また、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記の要領で書面の通知をしてダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

- (i) 受益証券の当初発行日から1年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンドの純資産額が30百万米ドルに相当する額を下回った場合。
- (ii) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズがAIFM法令に基づく公認ユニット・トラストでなくなった場合、またはファンドがアイルランド中央銀行の認可を取り消された場合。
- (iii) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと管理会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- (iv) 管理会社が辞任の希望を書面で受託会社に表明した日から3か月以内に、管理会社の後任が任命されなかった場合。
- (v) 投資運用会社が辞任の希望を書面で管理会社に表明した日から3か月以内に、管理会社が投資運用会社の後任を任命できなかった場合。
- (vi) 管理会社が受託会社および受益者の許可を得た上で、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを清算させることが受益者の最善の利益にかなうと判断した場合。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させる者は、本項に定める要領で受益者にその旨を通知するものとします。かかる通知には上記の終了が効力を発生する日（ただし、通知が送達されてから2か月以上が経過した日とします。）を記載するものとします。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドは、信託証書の付属書に定める規定にしたがって正式に招集され、開催された受益者総会の特別決議によって、随時終了させることができます。かかる終了は、上記の特別決議が可決された日または（該当する場合）上記の特別決議で指定されたそれ以降の日から効力を発生するものとします。

管理会社は（実行可能な場合）ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する少なくとも2か月前までに、間もなくダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望ましいと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有するファンドの受益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判断にしたがって定めた支払い請求書および領収書が管理会社

に提出された場合に限って実施されるものとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払い責任を負うファンドに関するすべての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当金を留保し、また留保した金額から上記の費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものとします。受託会社が上記の要領で保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は支払い期日が到来した日から12か月が経過した時点で、裁判所に支払うことができます。ただし、受託会社は負担した費用を控除する権利を有するものとします。

（４）【計算期間】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの会計年度は毎年1月15日をもって終了します。

（５）【その他】

（a）ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額についての定めはなく、随時発行することができます。ただし、管理会社は、ファンドの純資産額が50億米ドルを超える場合には、その裁量により、ファンド証券の申込を拒絶することができます。

（b）ファンドの解散

前記「（３）信託期間」に従い解散されない限り、ファンドの存続期間は無期限です。

（c）信託証書の変更

管理会社および受託会社は、アイルランド中央銀行の承認をもって、かつAIFルールブックの要件に従い、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズが認可ユニット・トラストであることを停止されるような目的以外で、両者が適切とみなす方法および範囲で、信託証書の規定を補遺信託証書により変更する権利を有するものとします。ただし、受託会社の意見により、当該変更が受益者の利益を損なわず、受益者に対する管理会社または受託会社の責任を免除するようには運用されない旨受託会社が書面により証明しない限り、またはアイルランド中央銀行が作成した規制により当該修正、改変もしくは追加が要求され、もしくは公認取引所のリストを拡大する目的で当該修正、改変もしくは追加が行われない限り、受益者集会の特別決議による承認が要求されるものとし、またいかなる追加の変更も、受益者の受益証券に関して追加の支払を行う義務またはこれに関して何らかの責任を負う義務を受益者に対して課すものではないものとします。

信託証書に規定される重要事項の変更は、公告され、または受益者に通知されるものとします。

（d）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、いずれかの当事者が他方当事者に対し90日前の書面による通知をなすことにより同契約を解約することができます。さらに、いずれかの当事者は、いずれかの当事者が、他方当事者、もしくは当該当事者の取締役の業務もしくは評価に、何らかの害悪もしくは悪評をもたらす行為もしくは事柄を行いまたは関与する場合には、直ちに同契約を解約することができます。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他方当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他方当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

(e) その他

管理会社の取締役および関係者のいずれも、ファンドの受益証券に対して権益を有していません。

ファンドは、いかなる訴訟手続または仲裁手続にも関与しておらず、管理会社の取締役または受託会社は、ファンドの設立以降、ファンドによりまたはファンドに対して係争中であるかまたは提起されるおそれのある訴訟手続または仲裁手続を認知していません。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および／または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する権利は次のとおりです。

① 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。

② 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができます。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

④ 受益者集会に関する権利

集会

受託会社または管理会社は、適宜受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済み受益証券（管理会社が保有する受益証券を除きます。）の15パーセント以上を保有する受益者から書面の請求を受けた場合、集会を招集しなければなりません。

適正に招集され、開催された受益者集会で審議するすべての議事は特別決議によるものとします。

少なくとも14日前までに受益者に集会の開催通知を送付しなければなりません。

開催通知には集会の場所および日時ならびに決議案の条件を記載するものとします。受託会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で受託会社に送付するものとします。管理会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で管理会社に送付するものとします。いずれかの受益者に対して事故により開催通知の送付を怠るか、またはいずれかの受益者が開催通知を受け取らなかった場合でも、集会の議事は無効とはならないものとします。

定足数は1名の受益者本人または代理人の出席とします。審議を開始する時点で必要な定足数が出席していない限り、集会で議事を審議してはなりません。

集会では、(a)挙手に際して、本人または代理人が出席したすべての受益者は、1票の議決権を有するものとし、(b)また投票に際して、本人または代理人が出席した各受益者は、保有する受益証券1口に付き1票の議決権を有するものとします。

異なるファンドの各受益者の権利および利益に関して、上記の規定は以下の修正を前提として、効力を有するものとします。

- (a) あるファンドだけに影響すると受託会社が判断する決議については、個別的に開催されたかかるファンドの受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。
- (b) 複数のファンドに影響するものの、かかるファンドの受益者の間で利益相反が発生しないと受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。
- (c) 複数のファンドに影響し、かつかかるファンドの受益者の間で利益相反が発生すると受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決することに代えて、別々に開催された各ファンドの受益者集会で可決された場合に限り、正式に可決されたと見なすものとします。

（注）受益者の管理会社または受託会社に対する上記①に関する請求権の時効期間は、かかる請求権を生じさせる事由発生日から6年間です。受益者の管理会社または受託会社に対する上記③に関する請求権の時効期間は、かかる請求権を生じさせる事由発生日から12か月間です。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されません。

すべての受益者集会における出席、定足数および過半数に関する要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に記載されています。受益者は、ダイワ・エクイティ・ファンズ・シリーズに保有される受益証券1口につき1議決権を得ることができます。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

（3）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (a) 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されています。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ
ーニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド財政状態計算書
2026年1月15日現在

		2026年		2025年	
	注記	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産					
現金および現金同等物	6	462,138	74,122	454,998	72,977
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2 , 3 , 4	9,095,558	1,458,837	8,012,402	1,285,109
未収債権	7	37,499	6,014	74,143	11,892
資産合計		9,595,195	1,538,973	8,541,543	1,369,978
資本					
資本金		10,406,500	1,669,099	11,733,200	1,881,888
資本剰余金		(94,442,673)	(15,147,660)	(94,690,917)	(15,187,476)
利益剰余金		93,497,169	14,996,011	91,342,281	14,650,388
資本合計		9,460,996	1,517,449	8,384,564	1,344,800
流動負債					
未払債務	8	134,199	21,524	156,979	25,178
負債合計		134,199	21,524	156,979	25,178
資本および負債合計		9,595,195	1,538,973	8,541,543	1,369,978

添付の注記は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドを代表して署名。

ピーター・キャラハン

高野 裕之

日付：2026年5月13日

（２）【損益計算書】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ
ーニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド
包括利益計算書

2026年１月15日に終了した年度

		2026年		2025年	
	注記	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
投資有価証券に係る配当金	2	480,545	77,075	574,226	92,100
損益を通じて公正価値で測定する 金融商品に係る純利益／（損失）	13	2,315,941	371,454	(113,221)	(18,160)
収益合計		2,796,486	448,528	461,005	73,941
費用					
投資運用会社報酬	10	80,366	12,890	82,928	13,301
販売会社・代行協会員報酬	10	71,437	11,458	73,713	11,823
管理事務代行報酬	10	9,823	1,576	10,150	1,628
受託会社報酬	10	6,251	1,003	6,459	1,036
グローバル副保管報酬	10	50,488	8,098	31,757	5,094
監査報酬		31,849	5,108	26,560	4,260
減損ーロシアに係る配当金	5	198,325	31,809	172,231	27,624
その他の手数料および費用		163,145	26,167	114,932	18,434
費用合計		611,684	98,108	518,730	83,199
源泉徴収税	2	(29,914)	(4,798)	(38,912)	(6,241)
当期包括利益／（損失）合計		2,154,888	345,622	(96,637)	(15,500)

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ
ーニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド
資本変動計算書

2026年1月15日に終了した年度

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	資本合計
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
2025年1月16日現在	11,733,200	(94,690,917)	91,342,281	8,384,564
当期包括利益合計	—	—	2,154,888	2,154,888
受益証券の買戻し	(1,326,700)	248,244	—	(1,078,456)
2026年1月15日現在	10,406,500	(94,442,673)	93,497,169	9,460,996
2024年1月16日現在	13,216,400	(95,085,026)	91,438,918	9,570,292
当期包括損失合計	—	—	(96,637)	(96,637)
受益証券の買戻し	(1,483,200)	394,109	—	(1,089,091)
2025年1月15日現在	11,733,200	(94,690,917)	91,342,281	8,384,564

添付の注記は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2026年1月15日

1. 一般的情報

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ（以下「ファンド」という。）は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）の認可を受けたアイルランド籍のオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2004年6月4日に設定された。ファンドは、2015年10月8日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとして中央銀行により認可された。

信託証書は、2013年7月15日以降、一つのサブ・ファンド、すなわち、ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）から構成されるファンドを設定している。サブ・ファンドは、2004年7月16日に運用を開始した。サブ・ファンドにおける受益証券の発行手取金は、サブ・ファンドに関するファンドの帳簿に計上され、それに起因する資産・負債および収益・費用は、信託証書の規定に従って、サブ・ファンドに計上される。サブ・ファンドの出資金は、その表示通貨である米ドルでなければならない。当財務書類は、サブ・ファンドにのみ言及する。

欧州連合（以下「EU」という。）におけるタクソノミー規則の導入を反映するための2021年3月8日付のサブ・ファンドの英文目論見書の補遺が中央銀行に提出された。タクソノミー規則の目的上、本金融商品の投資対象は環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮するものではないことに注意すべきである。

2022年12月23日付でファンドの英文目論見書の第二補遺が発行され、投資運用会社は、金融サービスセクターにおける持続可能性関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088（「SFDR」）第7条に規定される金融商品レベルでのポートフォリオの持続可能性要因に関する投資判断の主たる悪影響を考慮していないことを明確にした。

サブ・ファンドの投資目的は、ブラジル、ロシア、東欧、インドおよび中華圏という分散化された今後高い経済成長が見込まれる株式市場において投資することにより、受益者に投資元本の成長を提供することである。

ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）は、エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）である。

2. 会計方針

サブ・ファンドが採用している会計方針は、別段の定めがない限り、本書において表示されているすべての年度に一貫して適用されており、その内容は以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」（以下「FRS102」という。）を含む、財務報告評議会が公表する会計基準（「アイルランドGAAP」）に従って作成されている。

当年度の財務書類は、英文目論見書で詳述されているように2026年1月15日午前11時（ダブリン時間）の評価時点まで作成されている。

財務書類は継続企業の前提を基礎として作成されている。

FRS102に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。重要な判断は、後述されているとおり、機能通貨の選定に関するものである。見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に把握することができない資産および負債の帳簿価額に関する判断を行うための基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該期間のみに影響を与える場合は、見積りが修正される期間においてまとめられ、修正が当該期間および将来の期間に影響を与える場合は、修正期間および将来の期間においてまとめられる。サブ・ファンドにおける会計上の見積りは、以下に記載されている投資の公正価値に関するものである。

サブ・ファンドは、FRS102セクション7.1Aに基づき、オープン・エンド型投資信託に認められている免除規定を適用し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

2025年1月1日以後に発効し、早期適用されていない新基準、改訂および解釈指針

2024年3月に、F R S 102「英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」の改訂が公表され、2026年1月1日以後に開始する会計年度から適用される予定である。当該改訂は、収益認識、リース会計、公正価値測定および不確実な税務ポジションを含む分野における変更を導入するとともに、国際財務報告基準との整合性をより高めることを目的としたその他の改訂も含まれている。ファンドは、本財務書類の作成にあたり、これらの改訂を早期適用していない。経営陣は、当該改訂の影響について引き続き評価を行っている。

投資有価証券

F R S 102の初回適用時にその金融商品を計上する際に、報告事業体は、a) 基本的金融商品およびその他の金融商品に関するF R S 102の全要件、b) 国際会計基準（以下「I A S」という。）第39号「金融商品：認識」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関するF R S 102の開示要件のみ、またはc) 国際財務報告基準（「I F R S」）第9号「金融商品」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するF R S 102の開示要件のみ、のいずれかを適用することを求められる。

サブ・ファンドは、b) I A S 39「金融商品：認識」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するF R S 102の開示要件のみの実施を選択している。

F R S 102に従い、サブ・ファンドは、そのすべての投資有価証券を、損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産または金融負債として分類した。投資有価証券は、当初、所定の対価の公正価値で認識され、当該商品の取引費用は、直接、包括利益計算書で認識される。投資有価証券は、その後、年度末に公正価値で再評価される。

投資有価証券の売買は、取引日（サブ・ファンドが資産の売買を約束する日）に認識される。投資有価証券は、当該投資有価証券から生じるキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはファンドが所有に伴うリスクおよび経済価値のほぼすべてを移転した場合に認識を中止する。

上場証券

公認証券取引所に上場されまたは他の組織された市場で取引されている金融商品／有価証券の公正価値は、年度末日の市場相場価格を基準とする。サブ・ファンドの保有資産につき使用されている市場相場価格は、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場における年度末現在の買い呼値である。

非上場証券

証券取引所に上場されておらずまたは規制ある市場において取引が行われていない有価証券ならびにその価格が管理会社（またはその代理人）の判断により当該証券の公正価額を表していない有価証券は、予想売却価格を基礎に管理会社（またはその代理人）により慎重かつ誠実に評価される。ただし、管理会社（またはその代理人）は、この目的では受託会社に承認されなければならない。年度末現在、かかる方法で価格付けされた投資有価証券があり、投資有価証券明細表において公正価値ゼロ(Nil)と記載されている投資有価証券はこれに含まれる。

売買目的有価証券に係る利益および損失は、関連取引費用を含み先入先出法で計算され、包括利益計算書に計上される。公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼし得る。

償却原価で測定される資産

償却原価で測定される金融資産は、各会計年度末に減損についての客観的証拠が査定される。償却原価で測定される金融資産が減損しているという客観的証拠がある場合、減損損失は損益として認識される。減損損失は、金融資産の帳簿価額と当該金融資産の見積キャッシュ・インフローを当該資産本来の実効金利で割り引いた現在価値との差額をいう。

その後の会計年度において、減損損失の額が減少し、その減少が減損の認識後に発生した事象に客観的に関連づけられる場合、以前に認識した減損損失は戻入れられる。この戻入れは、現在の帳簿価額が、減損損失が以前に認識されなかった場合の帳簿価額を超えないものとする。減損の戻入れは、損益として認識される。

外貨

サブ・ファンドの外貨建の資産および負債は、サブ・ファンドが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて計算される。これは米ドルである。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外貨建の資産および負債は、年度末日現在の為替レートで米ドルに換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、包括利益計算書に計上される。

機能通貨および表示通貨

サブ・ファンドの財務書類に計上される勘定科目は、サブ・ファンドが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて計算される。これは米ドルである。サブ・ファンドの表示通貨でもある米ドルで、すべての受益証券が発行され買戻される。

収益

受取配当金は、配当落日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。現金から得られる受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。

費用

費用は、発生主義により会計処理される。

参加受益証券

サブ・ファンドは、受益者の選択により買戻可能であり、F R S 102セクション22に従って資本として分類される受益証券を発行する。受益証券1口当たりの純資産価格は、サブ・ファンドの純資産総額を発行済受益証券数で除して算出される。受益証券はすべて、この価格で発行され買戻される。

受益証券の条項または条件が、F R S 102セクション22の厳格な基準に適合しなくなった場合、当該受益証券は、当該証券が基準を満たさなくなった日から金融負債に再分類される。金融負債は、再分類された日の当該証券の公正価値で測定される。再分類された日における資本性金融資産の帳簿価額と負債の公正価値との差額は、資本に認識される。

受益証券は、ファンドの規定に従って計算されるサブ・ファンドの取引純資産価額の比例持分に相当する金額で、いつでもサブ・ファンドに戻すことができる。

分配方針

管理会社は、英文目論見書の規定に従って、サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎年宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎年または管理会社が決定するその他の時期に、サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。分配に回さないサブ・ファンドの利益および純売買益はすべて、サブ・ファンドの投資方針に従って再投資される。

分配は、決算日（以下「分配落日」という。）に宣言され、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。

分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。日本において、受益証券の保有を販売会社に委託する場合、販売会社が分配金を受け取った後の販売会社が指定した日に、販売会社が日本の受益者に分配金を支払うものとする。詳細は注記12を参照のこと。

現金および現金等価物

現金預金および現金等価物残高は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）がグローバル副保管会社として保有している。

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融商品

	2026年 (米ドル)	2025年 (米ドル)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
－株式	8,293,933	7,413,863
－Pノート（参加証書）	801,625	598,539
	<u>9,095,558</u>	<u>8,012,402</u>

4. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品について、その公正価値を下記の分類に基づいて分析したものである。

- ・同一の資産または負債に関する活発な市場における公表価格（レベル1）、
- ・レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、（価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なもの（レベル2）、
- ・観測可能な市場データに基づかない資産または負債に関するインプット（観測できないインプット）（レベル3）。

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
2026年				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	8,293,933	—	—	8,293,933
Pノート（参加証書）	—	801,625	—	801,625
	<u>8,293,933</u>	<u>801,625</u>	<u>—</u>	<u>9,095,558</u>
2025年				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	7,413,863	—	—	7,413,863
Pノート（参加証書）	—	598,539	—	598,539
	<u>7,413,863</u>	<u>598,539</u>	<u>—</u>	<u>8,012,402</u>

財務報告日現在上場株式の公正価値が、取引費用を控除せずに、取引相場価格またはディーラーの拘束力ある建値（ロング・ポジションに関しては買呼値）に基づく場合、商品は階層のレベル1に含まれる。サブ・ファンドは、相殺される市場リスクを伴う資産および負債を有する場合、相殺リスク・ポジションに関して公正価値を確立するための基準として市場仲値を用い、適切なネット・オープン・ポジションに対する買呼値または売呼値を適用する。

自由に譲渡できないか、定常的に取引されないか、または他の理由により市場性が制限されている有価証券は、公正価値で評価される。2026年1月15日現在、上述のように評価された有価証券の総額は801,625米ドル（2025年：598,539米ドル）となった。これらの金融商品に関して、評価額は原証券の取引相場価格に基づいており、それゆえレベル2に含まれる。

2026年1月15日および2025年1月15日現在、サブ・ファンドはロシア市場およびロシア連邦にエクスポージャーを有する株式を保有している。これらのポジションは市場価値ゼロで評価されており、したがってレベル3に区分されている。

公正価値で測定されていない金融資産および金融負債

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および金融負債は、帳簿価額が公正価値に近似する短期の金融資産および金融負債である。現金は公正価値ヒエラルキーにおいてレベル1に区分され、損益を通じて公正価値で測定されないその他のすべての金融資産および金融負債はレベル2に区分される。

5. 財務リスク管理

ファンドの英文目論見書は、ファンドが直面するリスク全体を記載している。そのため、本財務書類の読者は、かかるリスクを確実に完全に理解するため英文目論見書を参照するべきである。単に本財務書類のためおよび会計基準の遵守を促すため、サブ・ファンドの投資戦略およびその施策から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

市場価格リスク

市場価格リスクは、保有する金融商品の将来価格の不確実性から生じる。市場リスクは、サブ・ファンドが、価格変動に直面する市場ポジションの保有により被り得る損失を示す。投資運用会社は、リスク管理につき重層アプローチを用いる。投資有価証券明細表には、金融商品の種類および地域別部門によるポートフォリオの分析が含まれている。

サブ・ファンドの保有ユニットが上場されていた公式株式市場が10%上昇し（2025年：5%）かつ各持分投資額およびPノート（参加証書）が10%増加したものの、為替レートが一定であった場合、受益証券保有者に帰属する純資産はほぼ以下のように増加したと思われる。

2026年1月15日：909,556米ドル（9.61%） 2025年1月15日：400,620米ドル（4.78%）

上記の計算は、2026年1月15日および2025年1月15日における上場株式の公正価額の調整に基づいている。投資運用会社は、サブ・ファンドが保有する投資有価証券の種類により上述の分析に関する見積もりとして10%（2025年：5%）の変動を考慮する。これは、現在の市況に基づく12か月間の合理的な仮定の変動という投資運用会社の見解を表している。

感応度分析の限界

- ・ 分析は、過去の資料に基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相互関係および市場ストレスがある状況での市場流動性レベルは過去の傾向とは全く関係がないとの事実を考慮しない。
- ・ 市場価格リスクの情報は、正確で誤差のない数字というよりリスクに係る比較上の予想である。
- ・ 市場価格リスクの情報は、仮定の所産であり、予測を示すものではない。
- ・ 将来の市場の状況は、過去の市況とは大幅に異なる可能性がある。

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置ならびに相対的に金利が高い環境がサブ・ファンドに与える最終的な影響を、現時点で予測することは困難である。

2026年1月15日および2025年1月15日時点で、サブ・ファンドはロシア市場およびロシア連邦にエクスポージャーを持つ株式を保有していた。2022年3月4日、2022年3月7日および2022年3月8日付の投資運用会社および受託会社による協議の結果、管理会社は、当該株式8銘柄（その後、2023年1月15日終了年度中に当該株式のうち2銘柄を1銘柄に統合したため、保有株式は7銘柄に更新。）をさらなる通知があるまでは時価ゼロで評価するよう指示した。年度末現在、これらのポジションのうち6つは、依然として時価ゼロと評価されている。2025年1月15日に終了した年度中、ポジションの1つであるNebius Group NV（旧名称Yandex N.V. Class A）が取引を再開し、完全に清算された。2026年1月15日現在、保有されている残りの6つのポジションは純資産額の0.00%（2025年：0.00%）に相当していた。

金利リスク

金利リスクは、サブ・ファンドが、関係金利の不利な変動により被り得る損失を示す。サブ・ファンドの金融商品は、直接には金利リスクにさらされない。サブ・ファンドの保有する現金残高の大部分は、変動金利で利息を生じる。投資運用会社は、金利リスクを最低限にしたいと考えている。

為替リスク

サブ・ファンドは、機能通貨である米ドル以外の通貨建て資産を保有する。そのため、他の通貨建て証券の価格は為替レートの変化により変動することから、サブ・ファンドは為替リスクにさらされる。サブ・ファンドは、通貨ヘッジ取引を行わない方針である。新興市場の為替リスクは国家リスクと相互に関係するため、為替市場の混乱は、政治セクターおよび財務セクターの脆弱性についての認識ならびに対外債務を履行する能力と一致する。投資運用会社は、その株式ポートフォリオの十分な為替リスクを想定し、主要イベント・リスクの管理に努めるが、組織的には為替ヘッジを行わない。特にイールドカーブのロング部分での地域の金利市場の未発達状況、残余資本管理の存在、比較的高額の外貨取引コストおよび貧弱な市場流動性等のため、こうした施策も非現実的であると投資運用会社は考えている。

サブ・ファンドの資産の大部分は、米ドル以外の通貨で投資され、これらの投資からサブ・ファンドが受領する収益は、当該通貨で受領されるが、その内のいくつかは米ドルに対して価値が減損する可能性がある。サブ・ファンドは、その純資産額を米ドルで計算し、したがって受益証券の評価額に影響を及ぼす為替リスクを伴う。

サブ・ファンドの投資および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

	2026年		2025年	
	非貨幣性 (米ドル)	貨幣性 (米ドル)	非貨幣性 (米ドル)	貨幣性 (米ドル)
ブラジル・リアル	1,380,708	—	1,459,046	—
ユーロ	—	4,920	—	9,255
香港ドル	2,867,817	734	1,613,042	951
日本円	—	645	—	—
英ポンド	—	81	—	71
ロシア・ルーブル	—	70,023	—	53,483
台湾ドル	1,626,325	—	1,290,674	—
	<u>5,874,850</u>	<u>76,403</u>	<u>4,362,762</u>	<u>63,760</u>

年度末現在、米ドルが上記の通貨に対して10%（2025年：5%）弱くなった場合に変動したであろうかかる年度の包括利益計算書の資本合計および包括利益の金額は、以下のとおりである。

	2026年		2025年	
	非貨幣性 (米ドル)	貨幣性 (米ドル)	非貨幣性 (米ドル)	貨幣性 (米ドル)
ブラジル・レアル	138,071	—	72,952	—
ユーロ	—	492	—	463
香港ドル	286,782	73	80,652	47
日本円	—	65	—	—
英ポンド	—	8	—	4
ロシア・ルーブル	—	7,002	—	2,674
台湾ドル	162,632	—	64,534	—
	<u>587,485</u>	<u>7,640</u>	<u>218,138</u>	<u>3,188</u>

米ドルが10%（2025年：5%）上昇した場合、その他のすべての変数が一定であることを前提として、以下に示す数値と同額で逆方向の影響が受益証券保有者に帰属する純資産に生じることとなる。

信用リスク

信用リスクとは、発行体または取引相手方がその負担した義務を履行することができないかまたは履行する意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その副保管会社として三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店を任命した。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、フィッチによるA-の信用格付（2025年：A-）を得ている三井住友信託銀行株式会社のロンドン支店である。

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、次に、そのグローバル副保管会社としてBBHを任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBHに現金が保管されることで、最終的にBBHに保管される。サブ・ファンドは、BBHスイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBHが、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および／または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。

取引相手方であるオーバーナイト銀行は、以下のとおりである。

	2026年		2025年	
	米ドル	格付	米ドル	格付
カナディアン・インペリアル・ バンク・オブ・コマーシ	4,920	A+（S & P）	—	—
シティバンク・エヌ・エイ	385,736	A+（S & P）	—	—
HSBCバンク・ピーエルシー	81	A+（S & P）	71	A+（S & P）
INGバンク・エヌ・エイ	1,378	A+（S & P）	10,205	A+（S & P）
JPMorgan・チェース・バンク・ エヌ・ヴィ	—	—	391,238	AA-（S & P）
BBHスイープ・プログラム	392,115		401,514	
現金および現金同等物	<u>70,023</u>		<u>53,484</u>	
	<u>462,138</u>		<u>454,998</u>	

サブ・ファンドは、キャッシュ・マネージメント・サービスに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。BBHは、フィッチによるA+の信用格付（2025年：A+）を得ている。

サブ・ファンドは、公正価値がゼロと見積もられているロシア株式保有銘柄から以下の配当金を受領している。

ポジション	2026年1月15日 に終了した年度 (米ドル)	2025年1月15日 に終了した年度 (米ドル)
石油会社 Lukoil PJSC	49,664	42,952
ロシア・スベルバンク PJSC	111,319	86,682
石油会社 Lukoil PJSC	37,342	42,597
	198,325	172,231

この配当金とそれを受取った現地取引口座は制限されており、そのためサブ・ファンドが利用することはできない。その結果、管理会社は配当金を全額減損させ、これらの口座の状況を引続き監視する。

流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが、その債務を履行するためボラティリティおよび財務ストレスが高い時期に合理的な価格でその投資ポジションの額を速やかに調整することができない可能性を示す。

サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

買戻し手続：いずれかの取引日に買戻されるサブ・ファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点でサブ・ファンドの純資産額の10%以上に相当する場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、関連する受益者に対する通知の上、ファンドの純資産額の10%を超える分に相当する受益証券の買戻しを拒絶することができる。管理会社が買戻しを拒絶した場合、当該受益者へ通知の上、上記の取引日におけるサブ・ファンドの受益証券の買戻請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に関する受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとする。

純資産額の計算停止ならびにサブ・ファンドの受益証券の発行および買戻し：英文目論見書で詳述されているように、管理会社は、受託会社に事前に通知した上で、サブ・ファンドの純資産額およびサブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに受益者に対する受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができる。

投資運用会社は、一般に、過去3か月間の平均日間取引額を評価することにより新興市場の流動性を決定する。また投資運用会社は、市場流動性は、通常、高騰市場で提供され、下落市場では不足するとの理論を適用する。流動性の考察は、ポートフォリオの構成要素を決定する際の一要素である。これにより、投資運用会社は、状況に応じて国または証券の組入比率を柔軟に変更することができる。投資運用会社の新興市場のトレーダーは、市場への影響を最小限にする方法でポートフォリオの変更を実施する。この市場への影響の最少化は、重要な考察事項である。

以下の表は、サブ・ファンドの金融負債および純額決済されるデリバティブについて、年度末日現在から契約上の満期日までの残存期間に基づき、該当する満期区分ごとに分析したものである。

	1 か月未満 (米ドル)	合計 (米ドル)
2026年		
負債		
資本合計	9,460,996	9,460,996
未払債務	134,199	134,199
負債合計	9,595,195	9,595,195
2025年		
負債		
資本合計	8,384,564	8,384,564
未払債務	156,979	156,979
負債合計	8,541,543	8,541,543

6. 現金預金

現金預金は、BBHに保有されている。BBHは、前払金または借入金の評価額まで、サブ・ファンド資産について担保権を保持する。

2026年1月15日現在、サブ・ファンドは70,068米ドル相当のロシア・ルーブル残高を保有している（2025年：53,483米ドル）。当該残高は、いかなる規制上の制限または制裁の対象ともなっていない。当該口座および残高は規制上の制限の対象ではないため、管理会社は当該残高について減損処理を行っておらず、引き続き当該口座の状況を監視していく。

2026年1月15日現在において、サブ・ファンドは、注記5に開示されているとおり、制限および／または制裁の対象となっている保有資産からの配当として受領したロシアルーブル残高605,372米ドル（2025年：300,317米ドル）も保有している。当該現金残高およびそれが受領された現地市場口座は制限されており、そのためサブ・ファンドによる使用はできない。その結果、管理会社は当該残高の全額について減損処理を行っており、引き続き当該口座の状況を監視していく。

7. 未収債権

	2026年 (米ドル)	2025年 (米ドル)
未収利息	445	596
未収配当金	36,724	55,480
投資有価証券売却未収金	—	15,884
その他の未収金	330	2,183
	<u>37,499</u>	<u>74,143</u>

8. 未払債務

	2026年 (米ドル)	2025年 (米ドル)
ファンド証券買戻未払金	4,445	28,600
未払報酬金（注記10）	129,754	128,379
	<u>134,199</u>	<u>156,979</u>

9. 当年度中発行および買戻しの受益証券

	2026年 (口)	2025年 (口)
期首現在発行済受益証券数	1,173,320	1,321,640
買戻受益証券数	(132,670)	(148,320)
年度末現在発行済受益証券数	<u>1,040,650</u>	<u>1,173,320</u>

10. 報酬および費用

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの純資産額につき年率0.11%の、毎日発生し毎月後払いされる報酬（該当する場合は付加価値税を加算する。）を管理会社に支払う。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的な実費、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを受益者は留意されたい。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの純資産額につき年率0.07%の、毎日発生し毎月後払いされる報酬（該当する場合は付加価値税を加算する。）を受託会社に支払う。受託会社は、サブ・ファンドの資産から、グローバル副保管会社の費用を含む、すべての合理的な実費の払戻しを受ける権利を有する。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの純資産額につき年率0.90%の、毎日発生し毎月後払いされる報酬を投資運用会社に支払う。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの純資産額につき年率0.70%の、毎日発生し毎月後払いされる報酬を販売会社に支払う。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの純資産額につき年率0.10%の、毎日発生し毎月払いの報酬を代行協会員に支払う。

未払報酬は、以下のとおりである。

	2026年 (米ドル)	2025年 (米ドル)
投資運用会社報酬	10,485	9,863
販売会社および代行協会員報酬	9,320	8,767
管理事務代行報酬	1,296	1,220
受託会社報酬	824	776
グローバル副保管報酬	14,935	13,028
監査報酬	31,801	26,832
規制手数料	40,465	40,090
その他の手数料および費用	20,628	27,803
	<u>129,754</u>	<u>128,379</u>

11. 利害関係者との取引

管理会社／管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、販売会社／代行協会員および受益者は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当年度中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されており、年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記10に開示されている。サブ・ファンドの日本における販売会社である大和証券株式会社が、2026年1月15日および2025年1月15日現在唯一の受益者である。投資家に関連する取引については、注記9および資本変動計算書を参照のこと。

12. 分配金

管理会社は、サブ・ファンドが受領するすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を行うことを宣言する権利を有する。管理会社は2026年1月15日または2025年1月15日に終了した年度に分配を宣言しなかった。

13. 損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／（損失）

	2026年 (米ドル)	2025年 (米ドル)
以下からの実現純利益：		
－投資有価証券および通貨	859,534	769,997
－先渡為替契約	790	104
	<u>860,324</u>	<u>770,101</u>
以下からの実現純損失：		
－投資有価証券および通貨	(868,379)	(930,095)
－先渡為替契約	(180)	(225)
	<u>(868,559)</u>	<u>(930,320)</u>
以下からの未実現利益の純変動：		
－投資有価証券および通貨	2,313,889	31,058
債務証券に係るクーポンおよび利息	10,287	15,940
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／（損失）	<u>2,315,941</u>	<u>(113,221)</u>

14. 純資産額の推移

	2026年	2025年	2024年
取引純資産価額（米ドル）	9,460,996	8,413,164	9,508,844
買戻未払金**	—	(28,600)	—
価格調整（米ドル）*	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>61,448</u>
財務書類上の純資産額（米ドル）	9,460,996	8,384,564	9,570,292
受益証券数（口）	1,040,650	1,173,320	1,321,640
1口当たり取引純資産価格（米ドル）	9.09	7.15	7.19

*価格調整61,448米ドルは、2024年1月12日午前11時から2024年1月15日営業終了時までの間の価格変動によるサブ・ファンドの価値変動に関するものである。

**年度末の純資産額に基づき、かつ年度末日までに申込まれた買戻しは、年度末の財務書類上の純資産額において買戻未払金として計上されている。

15. 税金

現行法および慣行に従って、ファンドは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。それに基づき、ファンドは、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

ファンドは、受託者がアイルランド居住者である場合、または複数の受託会社（もしあれば）のうち過半数がアイルランド居住者である場合には、税務上のアイルランド居住者とみなされる。管理会社は、確実に税務上のアイルランド居住者となるようファンド運用事業を行う意向である。

「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税事由には、受益者への分配金支払い、またはかかる受益証券の取得開始時から各8年の期間の終了時に受益証券の換金、償還、解約、譲渡もしくは保有が含まれる。

以下の課税事由に関して、ファンドにアイルランド税は発生しない。

- アイルランド非居住者および課税事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年租税統合法（改正済）の規定に準拠して必要な署名入り法定申告書が、ファンドによって保持されなければならない。適切な申告がない場合、ファンドは、アイルランド国税庁によって（税金控除をしない）総額支払を行う権限を与えられている。
- 一定のアイルランド居住の免税投資家。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていないとしない。

ファンドが行う投資により受領した配当金、利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資収益を受領する国の税金が課せられることがあり、かかる税金はファンドまたは受益者に還付されない。

第2の柱ルールについて検討を行った結果、当該法令はファンドに重要な影響を及ぼさないものと経営陣は判断している。これは、ファンドが第2の柱ルールの適用対象外であるためである。

16. 本書で使用された為替レート

以下の為替レートが、資産および負債を1米ドルへ換算するために用いられた。

	2026年	2025年
ブラジル・リアル	5.3974	6.1053
ユーロ	0.8593	0.9702
香港ドル	7.7999	7.7872
日本円	158.4680	156.7920
英ポンド	0.7451	0.8179
ロシア・ルーブル	78.4075	102.6553
台湾ドル	31.5640	33.0060

17. ソフト・コミッション協定

サブ・ファンドは、2025年1月15日および2026年1月15日に終了した年度において、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

18. 当年度中の重要な事象

サブ・ファンドは、公正価値がゼロと見積もられているロシア株式保有銘柄から以下の配当金を受領している。

	ポジション	米ドル
2025年9月5日	石油会社 Lukoil PJSC	49,664
2025年10月24日	ロシア・スベルバンク PJSC	111,319
2026年1月12日	石油会社 Lukoil PJSC	37,342
		198,325

これらの配当金とそれを受取った現地取引口座は制限されており、そのためサブ・ファンドが利用することはできない。その結果、管理会社は当該配当金の全額を減損処理し、これらの口座の状況を引続き監視していく。

19. 後発事象

当年度末後から2026年5月13日までに、サブ・ファンドにおいて159,800米ドルの受益証券が発行され、230,681米ドルの受益証券の買戻しが行われた。

更新された英文目論見書ならびに修正および再表示された信託証書は、指令（EU）2024/927（「オムニバス指令」）の要件に適合するために行われた更新を反映するため、2026年4月16日付で中央銀行に提出され、承認を受けた。

当年度末後から2026年5月13日付の財務書類承認日までに、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は生じなかった。

20. 財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2026年5月13日に当財務書類を承認した。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ

ーニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド

投資有価証券明細表

2026年1月15日

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
株式			
ブラジル (2025年：24.59%)			
Banco BTG Pactual SA	34,205	345,383	3.65
Itau Unibanco Holdings ADR	50,432	371,180	3.93
Petroleo Brasileiro PRF	65,975	391,029	4.13
Prio SA	7,900	64,504	0.68
Suzano SA	22,660	219,026	2.32
Vale SA	24,673	360,765	3.81
		1,751,887	18.52
ケイマン諸島 (2025年：6.78%)			
China Mengniu Dairy Co	73,000	143,756	1.52
Tencent Holdings Ltd	8,200	653,909	6.91
Xiaomi Corporation Class B	23,800	115,524	1.22
		913,189	9.65
中国 (2025年：9.15%)			
Alibaba Group Holding Ltd	36,400	768,147	8.12
China Citic Bank - H	212,000	194,881	2.06
Ping An Insurance - H	45,000	401,257	4.24
Zijin Mining Group - H	50,000	256,415	2.71
		1,620,700	17.13
キプロス (2025年：0.00%)			
Ozon Holdings Plc*	4,400	—	—
		—	—
香港 (2025年：3.31%)			
AIA Group Ltd	15,400	167,527	1.77
China Resources Beer Holdings Co Ltd	48,474	163,199	1.73
Zijin Gold International Co Ltd	151	3,202	0.03
		333,928	3.53
インド (2025年：29.20%)			
Axis Bank	5,545	395,913	4.18
HDFC Bank Ltd	13,901	457,621	4.84
Infosys Ltd	22,417	433,769	4.59
iShares Trust MSCI India	3,763	200,380	2.12
Reliance Industries	8,553	560,221	5.92
		2,047,904	21.65

*Ozon Holdings Plcはキプロスで設立されているが、その事業活動はロシアに関連するものである。

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
株式（続き）			
ロシア連邦（2025年：0.00%）			
MMC Norilsk Nickel PJSC	11,961	—	—
Oil Company Lukoil PJSC	8,711	—	—
Rosneft Oil Co	93,472	—	—
Sberbank of Russia PJSC	296,988	—	—
TCS Group Holdings Plc	9,937	—	—
		—	—
台湾（2025年：15.39%）			
Hon Hai Precision	35,522	262,780	2.78
Mediatek Inc	10,150	479,138	5.06
Taiwan Semiconductor Manufacturing TWD	16,518	884,407	9.35
		1,626,325	17.19
株式合計（2025年：88.42%）			
		8,293,933	87.67
Pノート（参加証書）			
中国（2025年：4.86%）			
UBS AG London Contemporary Amperex CW 26-Jan-27	6,525	330,850	3.50
UBS AG London Nari Technology CW 18-Aug-26	37,251	127,212	1.34
		458,062	4.84
ルクセンブルグ（2025年：2.28%）			
	—	—	—
スイス（2025年：0.00%）			
UBS AG London Sany Heavy Industries CW 13-Apr-26	107,700	343,563	3.63
		343,563	3.63
Pノート（参加証書）合計（2025年：7.14%）			
		801,625	8.47

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ
 ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド
 組入証券変動明細表（無監査）
 2026年1月15日

	取得数	売却数
AIA Group Ltd	—	13,400
Alibaba Group Holding Ltd	28,300	5,100
Ambev SA SPN ADR	—	46,800
Banco Bradesco SA ADR	—	97,347
Banco BTG Pactual SA	37,000	—
China Citic Bank - H	230,000	—
China Mengniu Dairy Co	39,000	—
China Merchants Bank - H	—	53,000
China Resources Beer Holdings Co Ltd	28,000	—
HDFC Bank Ltd	11,049	8,892
Hon Hai Precision	36,522	—
Infosys Ltd	—	13,827
iShares Trust MSCI India	4,150	—
Itau Unibanco Holdings ADR	—	22,237
JD.Com Inc Class A	—	5,354
Lojas Renner SA	14,600	37,205
Merrill Lynch Kweichow Moutai Co Ltd CW 17-Feb-25	—	952
Petroleo Brasileiro PRF	—	33,880
Ping An Insurance - H	—	21,500
Reliance Industries	1,022	2,765
Suzano SA	—	13,481
Taiwan Semiconductor Manufacturing TWD	—	7,482
Tencent Holdings Ltd	1,700	1,200
UBS AG London Contemporary Amperex CW 26-Jan-27	7,400	—
UBS AG London Longi Green Energy CW 13-May-25	—	32,400
UBS AG London Nari Technology CW 18-Aug-25	—	42,475
UBS AG London Nari Technology CW 18-Aug-26	42,475	—
UBS AG London Sany Heavy Industries CW 13-Apr-26	114,700	—
Vale SA	—	8,242
Xiaomi Corporation Class B	25,400	—
Zijin Gold International Co Ltd	151	—
Zijin Mining Group - H	54,000	—

同表は、中央銀行により要求される、当期における取得有価証券の上位17銘柄および売却有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

[次へ](#)

New Major Economies Fund
Statement of Financial Position
As at 15th January 2026

	Notes	2026 US\$	2025 US\$
Current Assets			
Cash and cash equivalents	6	462,138	454,998
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3,4	9,095,558	8,012,402
Debtors	7	37,499	74,143
Total assets		9,595,195	8,541,543
Equity			
Unit capital		10,406,500	11,733,200
Unit premium		(94,442,673)	(94,690,917)
Retained earnings		93,497,169	91,342,281
Total equity		9,460,996	8,384,564
Current Liabilities			
Creditors	8	134,199	156,979
Total liabilities		134,199	156,979
Total equity and liabilities		9,595,195	8,541,543

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Peter Callaghan

Hiroyuki Takano

Date: 13th May 2026

New Major Economies Fund
Statement of Comprehensive Income
For the year ended 15th January 2026

		2026	2025
	Notes	US\$	US\$
Income			
Dividends on investments	2	480,545	574,226
Net gain/(loss) on financial instruments at fair value through profit or loss	13	2,315,941	(113,221)
Total income		<u>2,796,486</u>	<u>461,005</u>
Expenses			
Investment Manager fees	10	80,366	82,928
Distributor and Agent Security fees	10	71,437	73,713
Administration fees	10	9,823	10,150
Depository fees	10	6,251	6,459
Global Sub-Custodian fees	10	50,488	31,757
Audit fees		31,849	26,560
Impairment - Russian Dividends	5	198,325	172,231
Other fees and expenses		163,145	114,932
Total expenses		<u>611,684</u>	<u>518,730</u>
Withholding taxes	2	(29,914)	(38,912)
Total comprehensive gain/(loss) for year		<u><u>2,154,888</u></u>	<u><u>(96,637)</u></u>

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

New Major Economies Fund
Statement of Changes in Equity
For the year ended 15th January 2026

	Unit Capital US\$	Unit Premium US\$	Retained Earnings US\$	Total Equity US\$
At 16 th January 2025	11,733,200	(94,690,917)	91,342,281	8,384,564
Total comprehensive gain for year	-	-	2,154,888	2,154,888
Equity Units redeemed	(1,326,700)	248,244	-	(1,078,456)
	<u>10,406,500</u>	<u>(94,442,673)</u>	<u>93,497,169</u>	<u>9,460,996</u>
At 15 th January 2026	<u>10,406,500</u>	<u>(94,442,673)</u>	<u>93,497,169</u>	<u>9,460,996</u>
At 16 th January 2024	13,216,400	(95,085,026)	91,438,918	9,570,292
Total comprehensive loss for year	-	-	(96,637)	(96,637)
Equity Units redeemed	(1,483,200)	394,109	-	(1,089,091)
	<u>11,733,200</u>	<u>(94,690,917)</u>	<u>91,342,281</u>	<u>8,384,564</u>
At 15 th January 2025	<u>11,733,200</u>	<u>(94,690,917)</u>	<u>91,342,281</u>	<u>8,384,564</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026

1. GENERAL INFORMATION

Daiwa Equity Fund Series (the “Fund”) was constituted on 4th June 2004 as an Irish domiciled open-ended umbrella unit trust authorised by the Central Bank of Ireland (the “Central Bank”) pursuant to the provisions of the Unit Trusts Act, 1990. The Fund was approved by the Central Bank as a Retail Investor Alternative Investment Fund on 8th October 2015.

The Trust Deed constitutes the Fund, which since 15th July 2013 is comprised of one sub-fund, namely, New Major Economies Fund (the “Sub-Fund”). The Sub-Fund commenced operations on 16th July 2004. The proceeds from the issue of Units in the Sub-Fund are applied in the records and accounts of the Fund for the Sub-Fund and the assets and liabilities and income and expenditure attributable thereto are applied to the Sub-Fund subject to the provisions of the Trust Deed. Monies subscribed for the Sub-Fund must be in its denominated currency, US Dollar (“US\$”). These financial statements relate solely to the Sub-Fund.

An addendum to the Sub-Fund's Prospectus dated 8th March 2021 was noted by the Central Bank to reflect the introduction of the Taxonomy Regulation in the European Union (“EU”). For the purpose of the Taxonomy Regulation, it should be noted that the investments underlying this financial product does not take into account the EU criteria for environmentally sustainable economic activities.

On 23rd December 2022, a second addendum to the Prospectus was issued to clarify that the Investment Manager does not consider the principal adverse impacts of investment decisions on sustainability factors for the Portfolios at financial product level within the meaning of Article 7 of Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27th November 2019 on sustainability - related disclosures in the financial services sector (“SFDR”).

The investment objective of the Sub-Fund is to provide unitholders with capital appreciation by investing in a selection of diversified and potential high growth stock markets namely Brazil, Russia, Eastern Europe, India and Greater China.

The Alternative Investment Fund Manager of the Fund is SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “AIFM”).

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES

The accounting policies adopted by the Sub-Fund which have been consistently applied to all of the years presented unless otherwise are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial instruments held at fair value through profit or loss and in accordance with accounting standards issued by the Financial Reporting Council (“Irish GAAP”), including “FRS 102 - The Financial Reporting Standard applicable in the UK and the Republic of Ireland (“FRS 102”).

The financial statements for the current period have been prepared up to the valuation point of 15th January 2026 which is 11.00 am (Dublin Time) as detailed in the Prospectus.

The financial statements have been prepared on a going concern basis of accounting.

The preparation of financial statements in conformity with FRS 102 requires management to make judgements, estimates and assumptions that effect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and income and expenses. A critical judgement relates to the selection of functional currency as outlined on page 21. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are summarised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods. Accounting estimates for the Sub-Fund relate to fair value of investments which are outlined below.

The Sub-Fund has availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 102 Section 7.1A not to prepare a cash flow statement.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES (continued)

Basis of Preparation (continued)

New Standards, amendments and interpretations that are effective after 1st January 2025 and that have not been early adopted

In March 2024, amendments to FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland were issued, with an effective date for accounting periods beginning on or after 1st January 2026. These amendments introduce changes in areas including revenue recognition, lease accounting, fair value measurement and uncertain tax positions, together with other amendments aimed at aligning more closely with International Financial Reporting Standards. The Fund has not early adopted these amendments in preparing these financial statements. Management are still in the process of assessing the impact of these amendments.

Investments

On initial application of FRS 102, in accounting for its financial instruments a reporting entity is required to apply either a) the full requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, b) the recognition and measurement provisions of International Accounting Standards (“IAS”) 39 Financial Instruments: Recognition and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, or c) the recognition and measurement provisions of International Financial Reporting Standard (“IFRS”) 9 Financial Instruments and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments.

The Sub-Fund has chosen to implement b) the recognition and measurement provision of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments.

In accordance with FRS 102 the Sub-Fund has classified all its investments as financial assets or liabilities designated at fair value through profit or loss. Investments are initially recognised at the fair value of the consideration given, with transaction costs for such instruments being recognised directly in the Statement of Comprehensive Income. Investments are subsequently remeasured at fair value at the year end.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES (continued)

Investments (continued)

Purchases and sales of investments are recognised on trade date - the date on which the Sub-Fund commits to purchase or sell the asset. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Listed Securities

The fair value of financial instruments/securities listed on a recognised stock exchange or traded on any other organised market is based on quoted market prices at the year end date. The quoted market price used for assets held by the Sub-Fund is the current bid price at the year end of such stock exchange or market which constitutes the principal market for such securities.

Unlisted Securities

Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market and securities for which the price is in the opinion of the AIFM (or its delegate) not representative of the fair value, will be valued with care and in good faith by the AIFM (or its delegate) on the basis of their probable realisation value, provided the AIFM (or its delegate), has been approved for this purpose by the Depositary. As at the year end, there were investments priced in this manner, which include investments with a fair value of Nil as shown in the Schedule of Investments.

Gains and losses on trading securities are calculated on a “first in first out” basis, include related transaction charges and are included in the Statement of Comprehensive Income. Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature, involve uncertainties and matters of significant judgement, and therefore cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

Assets at amortised cost

At the end of each financial year financial assets measured at amortised cost are assessed for objective evidence of impairment. If there is objective evidence that a financial asset measured at amortised cost is impaired an impairment loss is recognised in profit or loss. The impairment loss is the difference between the financial asset's carrying amount and the present value of the financial asset's estimated cash inflows discounted at the asset's original effective interest rate.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES (continued)

Assets at amortised cost (continued)

If, in a subsequent financial year, the amount of an impairment loss decreases, and the decrease can be objectively related to an event occurring after the impairment was recognised the previously recognised impairment loss is reversed. The reversal is such that the current carrying amount does not exceed what the carrying amount would have been had the impairment loss not previously been recognised. The impairment reversal is recognised in profit or loss.

Foreign Currencies

Assets and liabilities of the Sub-Fund denominated in foreign currencies are measured using the currency (the “functional currency”) of the primary economic environment in which the Sub-Fund operates, this is the US\$. Securities transactions are recorded in the financial statements on the trade date of the transaction and translated into US\$ at the exchange rate prevailing at the close of business on the trade date.

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US\$ at the exchange rates ruling at the year end. Foreign currency gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Comprehensive Income.

Functional and Presentation Currency

Items included in the Sub-Fund's financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the “functional currency”), this is the US\$, as all Units are issued and redeemed in US\$, which is also the Sub-Fund's presentation currency.

Income

Dividend income is recorded gross of any non-reclaimable withholding taxes suffered on an ex-date basis. Interest income from cash is accounted for on an effective interest basis gross of any non-reclaimable withholding taxes.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES (continued)

Participating Units

The Sub-Fund issues equity Units, which are redeemable at the unitholder's option and are classified as equity in accordance with FRS 102 Section 22. The Net Asset Value (“NAV”) per unit is calculated by dividing the total Net Assets of the Sub-Fund by the number of Units in issue. All Units are issued and redeemed at this price.

Should the equity Units' terms or conditions change such that they do not comply with the strict criteria of FRS 102 Section 22, the equity Units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument's fair value at the date of reclassification. Any difference between the carrying value of the equity instrument and fair value of the liability on the date of reclassification would be recognised in equity.

Equity Units can be put back to the Sub-Fund at any time for cash equal to a proportionate share of the Sub-Fund's trading NAV calculated in accordance with the Fund's regulations.

Distribution Policy

The AIFM's intention is to declare distributions annually, in accordance with the provisions of the Prospectus, out of all net interest, dividends and other income received by the Sub-Fund subject to such adjustments as may be appropriate pursuant to the provisions of the Trust Deed. The AIFM may also distribute to the unitholders annually or at such other times as it may determine the realised and unrealised capital gains less realised and unrealised capital losses of the Sub-Fund. All income and net capital gain of the Sub-Fund which are not distributed shall be invested pursuant to the Sub-Fund's investment policy.

Distributions will be declared as at the accounting date (the “distribution date”) and will be paid on the second business day immediately following the distribution date to the Distributor in respect of units distributed in Japan.

Distributions will be made to unitholders entered on the register at the close of business on the business day preceding the distribution date. In Japan, if the holding of units is entrusted to the Distributor, dividends will be paid to Japanese unitholders by the Distributor on the date designated by the Distributor after its receipt. Please refer to Note 12 for further details.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise balances held with Brown Brothers Harriman & Co. (“ BBH ”) in its capacity as global sub-custodian.

3. FINANCIAL INSTRUMENTS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2026 US\$	2025 US\$
Financial assets at fair value through profit or loss		
- Equities	8,293,933	7,413,863
- Participatory Notes	801,625	598,539
	<u>9,095,558</u>	<u>8,012,402</u>

4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table below shows financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2); and
- those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

2026	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	Total US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Equities	8,293,933	-	-	8,293,933
Participatory Notes	-	801,625	-	801,625
	<u>8,293,933</u>	<u>801,625</u>	<u>-</u>	<u>9,095,558</u>

(Continued)

4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

2025	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	Total US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Equities	7,413,863	-	-	7,413,863
Participatory Notes	-	598,539	-	598,539
	<u>7,413,863</u>	<u>598,539</u>	<u>-</u>	<u>8,012,402</u>

When fair values of listed equities at the reporting date are based on quoted market prices or binding dealer price quotations (bid price for long positions), without any deduction for transaction costs, the instruments are included within Level 1 of the hierarchy. When the Sub-Fund has assets and liabilities with offsetting market risks, it uses mid-market prices as a basis for establishing fair values for the offsetting risk positions and applies the bid or ask price to the net open position as appropriate.

Securities which are not freely transferable, or which are not regularly traded, or which for any other reason are subject to limited marketability, are valued at fair value. As at 15th January 2026, the total value of securities valued as described above, amounted to US\$801,625 (2025: US\$598,539). For these financial instruments, values are based on the underlying securities' quoted market prices and are therefore included within Level 2.

As at 15th January 2026 and 2025, the Sub-Fund held equities which were exposed to the Russian Market and Russian Federation. These positions are valued at zero market value and are therefore included within Level 3.

Financial Assets and Liabilities not measured at Fair Value

The financial assets and liabilities not measured at fair value through profit or loss are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value. Cash is categorised as Level 1 and all other financial assets and liabilities not measured at fair value through profit or loss are categorised as Level 2 in the fair value hierarchy.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

5. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Prospectus of the Fund sets out a comprehensive disclosure of the risks that the Fund faces and readers of these financial statements should therefore refer to the Prospectus to ensure they have a full understanding of these risks. Purely for the purposes of these financial statements and to facilitate compliance with accounting standards, the main risks arising from the Sub-Fund's investment strategies and measures thereof can be summarised as follows:

Market Price Risk

Market price risk arises from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Sub-Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Manager employs a multi-layer approach to risk management. The Schedule of Investments on pages 34 and 35 contains an analysis of the portfolio by type of instrument and by geographical sector.

If the official stock markets on which the units held by the Sub-Fund had increased by 10% (2025: 5%) and the price of each Equity investment and Participatory Note had increased by 10%, whilst the foreign currency rates held constant, there would have been the following approximate increase in Net Assets attributable to Holders of equity Units:

15th January 2026: US\$909,556 (9.61%) 15th January 2025: US\$400,620 (4.78%)

The above calculations are based on adjusting the fair value of listed equities as at 15th January 2026 and 2025. The Investment Manager considers a 10% (2025: 5%) movement as an assumption for the above analysis due to the investment security types held by the Sub-Fund. This represents the Investment Manager's view of a reasonable assumptive movement for a 12 month period based on current market conditions.

Limitations of Sensitivity Analysis

- The analysis is based on historical data and does not account for the fact that future market price movements, correlations between markets and levels of market liquidity in conditions of market stress may bear no relation to historical patterns.
- The market price risk information is a relative estimate of risk rather than a precise and accurate number.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

5. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Market Price Risk (continued)

- The market price risk information represents a hypothetical outcome and is not intended to be predictive.
- Future market conditions could vary significantly from those experienced in the past.

On 24th February 2022, Russia launched a military invasion into Ukraine. Russia's invasion of Ukraine carries significant risks for the world economy. The ultimate impacts on the Sub-Fund of the consequential geo-political instability, financial market volatility, inflation and imposition of sanctions on Russia, and in an environment with relatively higher interest rates, are not possible to forecast at this time.

As at 15th January 2026 and 2025, the Sub-Fund held equities which were exposed to the Russian Market and Russian Federation. Following discussions with the Investment Manager and the Depositary, on 4th March 2022, 7th March 2022 and 8th March 2022, the AIFM instructed that 8 such equities (subsequently updated to 7 such equities as 2 of the equities were consolidated into 1 holding during the year ended 15th January 2023) be valued at a zero market value until further notice. At the year end 6 of these positions are still valued at zero market value. During the year ended 15th January 2025, 1 of the positions, Nebius Group NV (formerly Yandex N.V. Class A) was re-admitted to trading and was fully liquidated. As at 15th January 2026, the 6 remaining positions held amounted to 0.00% (2025: 0.00%) of the NAV.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential losses that the Sub-Fund might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The financial instruments of the Sub-Fund are not exposed directly to interest rate risk. The majority of the cash balances held by the Sub-Fund bear interest at a floating rate. The Investment Manager considers the interest rate risk to be minimal.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

5. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Currency Risk

The Sub-Fund holds assets denominated in currencies other than the US\$, the functional currency. It is therefore exposed to currency risk, as the value of the securities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates. The Sub-Fund's policy is not to enter into any currency hedging transactions. Currency risks in emerging markets are correlated with sovereign risks, such that episodes of currency trauma coincide with perceptions of political and financial sector vulnerability, as well as the ability to meet external debt obligations. The Investment Manager assumes the full currency risk in the equity portfolios and attempts to control for major event risks, but not to systematically hedge currency. The Investment Manager states that to do so is impractical because of the undeveloped state of local interest rate markets especially at the long end of the yield curve, the existence of residual capital controls, the relatively high foreign currency trading cost and limited market liquidity.

A substantial portion of the Sub-Fund's assets are invested in currencies other than US\$ and any income received by the Sub-Fund from these investments will be received in those currencies, some of which may fall in value against the US\$. The Sub-Fund calculates its NAV in US\$, and there is therefore a currency exchange risk, which may affect the value of Units.

The currency exposure of the Sub-Fund's investments and cash are set out as follows:

	2026 Non-Monetary US\$	2026 Monetary US\$	2025 Non-Monetary US\$	2025 Monetary US\$
Brazilian Real	1,380,708	-	1,459,046	-
Euro	-	4,920	-	9,255
Hong Kong Dollar	2,867,817	734	1,613,042	951
Japanese Yen	-	645	-	-
Pound Sterling	-	81	-	71
Russian Ruble	-	70,023	-	53,483
Taiwan Dollar	1,626,325	-	1,290,674	-
	<u>5,874,850</u>	<u>76,403</u>	<u>4,362,762</u>	<u>63,760</u>

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

5. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Currency Risk (continued)

At the year end, had the US\$ weakened by 10% (2025: 5%), it would result in relation to the above currencies, total equity and the comprehensive income for the year per the Statement of Comprehensive Income would have changed by the amounts:

	2026 Non-Monetary US\$	2026 Monetary US\$	2025 Non-Monetary US\$	2025 Monetary US\$
Brazilian Real	138,071	-	72,952	-
Euro	-	492	-	463
Hong Kong Dollar	286,782	73	80,652	47
Japanese Yen	-	65	-	-
Pound Sterling	-	8	-	4
Russian Ruble	-	7,002	-	2,674
Taiwan Dollar	162,632	-	64,534	-
	<u>587,485</u>	<u>7,640</u>	<u>218,138</u>	<u>3,188</u>

Had the US\$ strengthened by 10% (2025: 5%) would result in an equal but opposite effect on Net Assets attributable to Holders of equity Units to the figures shown below, on the basis that all other variables remain constant.

Credit Risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Sub-Fund to incur financial losses. The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. SMT Trustees (Ireland) Limited as Depositary has appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its sub-custodian. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) is the London branch of Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited which has a Fitch credit rating of A- (2025: A-).

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

5. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Credit Risk (continued)

Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) have, in turn, appointed BBH as their global sub-custodian. Both the cash and securities are ultimately held at BBH with cash being held at BBH as banker. The Sub-Fund has elected to enter into a BBH sweep programme, which means that BBH will sweep cash into overnight eligible bank counterparty accounts in order to diversify overnight exposure and/or to gain interest on the various accounts.

Below are overnight bank counterparties entered:

	2026 US\$	Credit Rating 2026	2025 US\$	Credit Rating 2025
Canadian Imperial Bank of Commerce	4,920	A+ (S&P)	-	-
Citibank NA	385,736	A+ (S&P)	-	-
HSBC Bank plc	81	A+ (S&P)	71	A+ (S&P)
ING Bank NV	1,378	A+ (S&P)	10,205	A+ (S&P)
JPMorgan Chase Bank NA	-	-	391,238	AA- (S&P)
BBH Sweep programme	392,115		401,514	
Cash and cash equivalents	70,023		53,484	
	462,138		454,998	

The Sub-Fund acknowledges that participation in cash management service involves investment risks (such as the loss of any balances swept) and it also accepts the sovereign and counterparty risks associated with offshore overnight time deposits. BBH has a Fitch credit rating of A+ (2025: A+).

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

5. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Credit Risk (continued)

The Sub-Fund has received the following dividends from Russian equity holdings with an estimated fair value of zero:

	Year Ended 15 th January	Year Ended 15 th January
	2026	2025
Position	US\$	US\$
Oil Company Lukoil PJSC	49,664	42,952
Sberbank of Russia PJSC	111,319	86,682
Oil Company Lukoil PJSC	37,342	42,597
	198,325	172,231

The dividends and the local market accounts in which they were received are restricted and as such are not available for use by the Sub-Fund. As a result, the AIFM has impaired the dividends in full and will continue to monitor the status of these accounts.

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Sub-Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price in order to meet its liabilities.

The main liability of the Sub-Fund is the redemption of any Units that investors may wish to sell. Units can be redeemed on any dealing day that the redemption request is received and accepted by the AIFM. Redemption Procedure: If the number of Units in a Sub-Fund falling to be redeemed on any dealing day is equal to 10% or more of the total percentage of the NAV of that Sub-Fund on such dealing day, the AIFM may in its discretion refuse to redeem any Units in that Sub-Fund in excess of 10% of the total percentage of the NAV of that Sub-Fund as aforesaid and, if the AIFM so refuses, upon notification to the relevant Unitholders, the requests for redemption of Units in that Sub-Fund on such dealing day shall be reduced rateably and the Units in that Sub-Fund to which each request relates that are not redeemed by reason of such refusal shall be treated as if a request for redemption had been made in respect of each subsequent dealing day until all the Units in that Sub-Fund to which the original request related have been redeemed.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

5. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Liquidity Risk (continued)

Temporary suspension of calculation of the NAV and issue and repurchase of Units: The AIFM may temporarily suspend, upon prior notification to the Depositary, the calculation of the NAV of the Sub-Fund, the NAV per Unit of the Sub-Fund and the issue and repurchase of Units to and from unitholders as detailed within the Prospectus.

The Investment Manager typically determines the liquidity of an emerging market by assessing the average daily trading volume over the last three months. The Investment Manager also applies their theory that market liquidity is usually available in rising markets and lacking in declining ones. Liquidity considerations are one factor in determining the constituents of their portfolio, this affords the Investment Manager the flexibility in making changes to country or security weights as conditions warrant. The Investment Manager's emerging markets traders implement portfolio changes in a manner that minimises market impact, this minimisation of market impact is a key consideration.

The table below analyses for the Sub-Fund the financial liabilities and net settled derivatives into relevant maturity groupings based on the remaining period at the year end date to the contractual maturity date:

2026	Less than 1 month US\$	Total US\$
Liabilities		
Total equity	9,460,996	9,460,996
Creditors	134,199	134,199
Total Liabilities	9,595,195	9,595,195
2025		
Liabilities		
Total equity	8,384,564	8,384,564
Creditors	156,979	156,979
Total Liabilities	8,541,543	8,541,543

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

6. CASH AT BANK

Cash at bank is held with BBH who retains a security interest over the assets of the Sub-Fund, up to the value of any advances or borrowings.

As at 15th January 2026, the Sub-Fund held a Russian Rouble balance of US\$70,068 (2025: US\$53,483). This balance is not subject to any regulatory restrictions or sanctions. As this account and balance are not subject to any regulatory restrictions, the AIFM has not impaired this balance and will continue to monitor the status of the account.

As at 15th January 2026, the Sub-Fund also held a Russian Rouble balance of US\$605,372 (2025: US\$300,317), received as dividends from holdings which are restricted and/or sanctioned, as disclosed in Note 5. The cash balance and the local market account in which they were received are restricted and as such this balance is not available for use by the Sub-Fund. As a result, the AIFM has impaired this balance in full and will continue to monitor the status of this account.

7. DEBTORS

	2026 US\$	2025 US\$
Interest receivable	445	596
Dividends receivable	36,724	55,480
Receivable for investments sold	-	15,884
Other receivables	330	2,183
	<u>37,499</u>	<u>74,143</u>

8. CREDITORS

	2026 US\$	2025 US\$
Payable for fund Units repurchased	4,445	28,600
Fees payable (Note 10)	129,754	128,379
	<u>134,199</u>	<u>156,979</u>

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

9. UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	2026	2025
Number of Units outstanding at start of year	1,173,320	1,321,640
Number of Units redeemed	(132,670)	(148,320)
Number of Units outstanding at end of year	1,040,650	1,173,320

10. FEES AND EXPENSES

The Sub-Fund pays to the AIFM a fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate of 0.11% of the NAV of the Sub-Fund (plus VAT, if any).

The AIFM is entitled to be repaid all of its administration expenses out of the assets of the Sub-Fund, which shall include legal fees, courier's fees, reasonable out-of-pocket expenses of the Investment Manager and telecommunication costs and expenses. Unitholders are advised that the total of all such expenses, which are charged at normal commercial rates, may constitute a significant charge to the Sub-Fund.

The Sub-Fund pays to the Depositary, a fee accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate of 0.07% of the NAV of the Sub-Fund (plus VAT, if any). The Depositary is entitled to be repaid out of the assets of the Sub-Fund all of its reasonable out-of-pocket expenses, including the costs of the global sub-custodian.

The Sub-Fund pays to the Investment Manager, a fee accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate of 0.90% of the NAV of the Sub-Fund.

The Sub-Fund pays to the Distributor, a fee accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate of 0.70% of the NAV of the Sub-Fund.

The Sub-Fund pays to the Agent Company, a fee accrued daily and payable monthly, at an annual rate of 0.10% of the NAV of the Sub-Fund.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

10. FEES AND EXPENSES (continued)

The fees payable are as follows:

	2026 US\$	2025 US\$
Investment Manager fees	10,485	9,863
Distributor and Agent Security fees	9,320	8,767
Administration fees	1,296	1,220
Depository fees	824	776
Global Sub-Custodian fees	14,935	13,028
Audit fees	31,801	26,832
Regulatory fees	40,465	40,090
Other fees and expenses	20,628	27,803
	129,754	128,379
	129,754	128,379

11. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The AIFM/Administrator, Depository, Investment Manager, Distributor/Agent Company and the sole unitholder are deemed to be related parties under FRS 102. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income and amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 10. Daiwa Securities Co Limited, the Sub-Fund's Distributor in Japan, is the sole unitholder as at 15th January 2026 and 2025. Please refer to Note 9 and Statement of Changes in Equity showing the transactions relating to the investor.

12. DIVIDENDS

The AIFM is entitled to declare a dividend out of all net interest, dividends and other income received by the Sub-Fund. The AIFM did not declare a dividend for the years ended 15th January 2026 or 15th January 2025.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

13. NET GAIN/(LOSS) ON FINANCIAL INSTRUMENTS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2026 US\$	2025 US\$
Net realised gain from:		
- Investments in securities and currencies	859,534	769,997
- Forward foreign currency contracts	790	104
	<u>860,324</u>	<u>770,101</u>
Net realised loss from:		
- Investments in securities and currencies	(868,379)	(930,095)
- Forward foreign currency contracts	(180)	(225)
	<u>(868,559)</u>	<u>(930,320)</u>
Net change in unrealised gain from:		
- Investments in securities and currencies	2,313,889	31,058
Coupon on debt securities and interest	10,287	15,940
Net gain/(loss) on financial instruments at fair value through profit or loss	<u>2,315,941</u>	<u>(113,221)</u>

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

14. NAV HISTORY

	2026	2025	2024
Dealing NAV (US\$)	9,460,996	8,413,164	9,508,844
Redemptions payable**	-	(28,600)	-
Pricing adjustment (US\$)*	-	-	61,448
NAV per financial statements (US\$)	9,460,996	8,384,564	9,570,292
Number of Units	1,040,650	1,173,320	1,321,640
Dealing NAV per Unit (US\$)	9.09	7.15	7.19

* The pricing adjustment of US\$61,448 is in relation to the change in value of the Sub-Fund due to the change in price between 11a.m. on the 12th January 2024 and close of business on the 15th January 2024.

**Redemptions based on the year end NAV and placed by the year end date are reflected as redemption payable in the NAV per financial statements at year end.

15. TAXATION

Under current law and practice the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. On that basis, it is not chargeable to Irish tax on its income or gains.

The Fund will be regarded as resident in Ireland for tax purposes if the Depositary is resident in Ireland or a majority of the trustees (if more than one) are resident in Ireland. It is the intention of the Manager that the business of the Fund will be conducted in such a manner as to ensure that it is Irish resident for tax purposes.

Irish tax may arise on the happening of a “chargeable event”. A chargeable event includes any distribution payments to unitholders or any encashment, redemption, cancellation, transfer or the holding of Units at the end of each eight year period beginning with the acquisition of such Units.

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

15. TAXATION (continued)

No Irish tax will arise on the Fund in respect of chargeable events in respect of:

(a) a unitholder who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes, at the time of the chargeable event, provided appropriate valid declarations in accordance with the provisions of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended, are held by the Fund or where the Fund has been authorised by Irish Revenue to make gross payments in the absence of appropriate declarations; and

(b) certain exempted Irish tax resident unitholders who have provided the Fund with the necessary signed statutory declarations.

Dividends, interest and capital gains (if any) received on investments made by the Fund may be subject to taxes imposed by the country from which the investment income/gains are received and such taxes may not be recoverable by the Fund or its unitholders.

Pillar II rules have been considered and management deem that the legislation is not expected to have any material impact on the Fund as the Fund is out of scope of Pillar II legislation.

16. EXCHANGE RATES USED IN THIS REPORT

The following exchange rates were used to translate assets and liabilities into one US\$:

	2026	2025
Brazilian Real	5.3974	6.1053
Euro	0.8593	0.9702
Hong Kong Dollar	7.7999	7.7872
Japanese Yen	158.4680	156.7920
Pound Sterling	0.7451	0.8179
Russian Ruble	78.4075	102.6553
Taiwan Dollar	31.5640	33.0060

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2026
(Continued)

17. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Sub-Fund does not have any soft commission arrangements for the years ended 15th January 2025 and 2026.

18. SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR

The Sub-Fund has received the following dividends from Russian equity holdings with an estimated fair value of zero:

	Position	US\$
05.09.2025	Oil Company Lukoil PJSC	49,664
24.10.2025	Sberbank of Russia PJSC	111,319
12.01.2026	Oil Company Lukoil PJSC	37,342
		198,325

The dividends and the local market accounts in which they were received are restricted and as such are not available for use by the Sub-Fund. As a result, the AIFM has impaired the dividends in full and will continue to monitor the status of these accounts.

19. SUBSEQUENT EVENTS

Subsequent to the year end and up to 13th May 2026, there were US\$159,800 subscriptions into the Sub-Fund and US\$230,681 redemptions from the Sub-Fund.

On 16th April 2026, an updated Prospectus and Amended and Restated Trust Deed were filed with and approved by the Central Bank to facilitate updates made in order to comply with the requirements of Directive (EU) 2024/927 (the “Omnibus Directive”).

There were no other events subsequent to the year end up to the date of approving the financial statements on 13th May 2026, which require disclosure in the financial statements.

20. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The Directors of the AIFM approved the financial statements on 13th May 2026.

DAIWA EQUITY FUND SERIES

NEW MAJOR ECONOMIES FUND

Schedule of Investments

15th January 2026

Equities	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Brazil (2025: 24.59%)			
Banco BTG Pactual SA	34,205	345,383	3.65
Itau Unibanco Holdings ADR	50,432	371,180	3.93
Petroleo Brasileiro PRF	65,975	391,029	4.13
Prio SA	7,900	64,504	0.68
Suzano SA	22,660	219,026	2.32
Vale SA	24,673	360,765	3.81
		<u>1,751,887</u>	<u>18.52</u>
Cayman Islands (2025: 6.78%)			
China Mengniu Dairy Co	73,000	143,756	1.52
Tencent Holdings Ltd	8,200	653,909	6.91
Xiaomi Corporation Class B	23,800	115,524	1.22
		<u>913,189</u>	<u>9.65</u>
China (2025: 9.15%)			
Alibaba Group Holding Ltd	36,400	768,147	8.12
China Citic Bank - H	212,000	194,881	2.06
Ping An Insurance - H	45,000	401,257	4.24
Zijin Mining Group - H	50,000	256,415	2.71
		<u>1,620,700</u>	<u>17.13</u>
Cyprus (2025: 0.00%)			
Ozon Holdings Plc*	4,400	-	-
		<u>-</u>	<u>-</u>
Hong Kong (2025: 3.31%)			
AIA Group Ltd	15,400	167,527	1.77
China Resources Beer Holdings Co Ltd	48,474	163,199	1.73
Zijin Gold International Co Ltd	151	3,202	0.03
		<u>333,928</u>	<u>3.53</u>
India (2025: 29.20%)			
Axis Bank	5,545	395,913	4.18
HDFC Bank Ltd	13,901	457,621	4.84
Infosys Ltd	22,417	433,769	4.59
iShares Trust MSCI India	3,763	200,380	2.12
Reliance Industries	8,553	560,221	5.92
		<u>2,047,904</u>	<u>21.65</u>

*Ozon Holdings Plc is incorporated in Cyprus, but its operations relate to activities in Russia.

DAIWA EQUITY FUND SERIES

NEW MAJOR ECONOMIES FUND

Schedule of Investments

15th January 2026

(Continued)

Equities (continued)	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Russian Federation (2025: 0.00%)			
MMC Norilsk Nickel PJSC	11,961	-	-
Oil Company Lukoil PJSC	8,711	-	-
Rosneft Oil Co	93,472	-	-
Sberbank of Russia PJSC	296,988	-	-
TCS Group Holdings Plc	9,937	-	-
		-	-
Taiwan Province Of China (2025: 15.39%)			
Hon Hai Precision	35,522	262,780	2.78
Mediatek Inc	10,150	479,138	5.06
Taiwan Semiconductor Manufacturing TWD	16,518	884,407	9.35
		1,626,325	17.19
Total Equities (2025: 88.42%)		8,293,933	87.67
Participatory Notes			
China (2025: 4.86%)			
UBS AG London Contemporary Amperex CW 26-Jan-27	6,525	330,850	3.50
UBS AG London Nari Technology CW 18-Aug-26	37,251	127,212	1.34
		458,062	4.84
Luxembourg (2025: 2.28%)	-	-	-
Switzerland (2025: 0.00%)			
UBS AG London Sany Heavy Industries CW 13-Apr-26	107,700	343,563	3.63
		343,563	3.63
Total Participatory Notes (2025: 7.14%)		801,625	8.47

DAIWA EQUITY FUND SERIES

NEW MAJOR ECONOMIES FUND

Schedule of Portfolio Movements (Unaudited)

15th January 2026

	Acquisition Quantity	Disposal Quantity
AIA Group Ltd	-	13,400
Alibaba Group Holding Ltd	28,300	5,100
Ambev SA SPN ADR	-	46,800
Banco Bradesco SA ADR	-	97,347
Banco BTG Pactual SA	37,000	-
China Citic Bank - H	230,000	-
China Mengniu Dairy Co	39,000	-
China Merchants Bank - H	-	53,000
China Resources Beer Holdings Co Ltd	28,000	-
HDFC Bank Ltd	11,049	8,892
Hon Hai Precision	36,522	-
Infosys Ltd	-	13,827
iShares Trust MSCI India	4,150	-
Itau Unibanco Holdings ADR	-	22,237
JD.Com Inc Class A	-	5,354
Lojas Renner SA	14,600	37,205
Merrill Lynch Kweichow Moutai Co Ltd CW 17-Feb-25	-	952
Petroleo Brasileiro PRF	-	33,880
Ping An Insurance - H	-	21,500
Reliance Industries	1,022	2,765
Suzano SA	-	13,481
Taiwan Semiconductor Manufacturing TWD	-	7,482
Tencent Holdings Ltd	1,700	1,200
UBS AG London Contemporary Amperex CW 26-Jan-27	7,400	-
UBS AG London Longi Green Energy CW 13-May-25	-	32,400
UBS AG London Nari Technology CW 18-Aug-25	-	42,475
UBS AG London Nari Technology CW 18-Aug-26	42,475	-
UBS AG London Sany Heavy Industries CW 13-Apr-26	114,700	-
Vale SA	-	8,242
Xiaomi Corporation Class B	25,400	-
Zijin Gold International Co Ltd	151	-
Zijin Mining Group - H	54,000	-

This schedule shows 17 acquisitions and 20 largest disposals in the year as required by the Central Bank. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2026年４月末日現在)

		米ドル(Ⅳを除く)	千円(Ⅳ、Ⅴを除く)
Ⅰ.	資産総額	9,839,231.74	1,578,114
Ⅱ.	負債総額	138,649.57	22,238
Ⅲ.	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,700,582.17	1,555,876
Ⅳ.	発行済口数	1,039,719口	
Ⅴ.	１口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	9.33	1,496円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

信託証券の規定に従い受益者集会が開催されることがあります。

受託会社または管理会社は適宜受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済ファンド証券総口数（管理会社の保有するファンド証券を除きます。）の15%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければなりません。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われます。受益者集会においては、信託証券の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議されます。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

授權株主資本は、1株当たり1英ポンドの普通英ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2026年4月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド（約8,654万円）および6,250万ユーロ（約117億1,063万円）です。

過去5年間の資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えています。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役は受益者の利益に適うよう公正な解決の確保に努力します。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は特別な資格を要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができます。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数です。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入されます。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されません。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決によります。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の唯一の業務は、投資信託の管理・運用を行うことです。

管理会社は、AIFM規則に基づき、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。また、管理会社はダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの管理事務の業務および機能も担います。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの一般的な管理運用業務およびAIFM規則の確実な遵守（ファンドの資産の投資および再投資を含みます。）につき責任を負います。管理会社は、投資運用契約に従い、ファンドに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託しました。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しません。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保します。また、管理会社はダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの管理事務の業務および機能も担います。

また、管理会社は、会計書類の準備、受益証券の販売および買戻しの実行、分配および1口当たり純資産価格の計算につき責任を負います。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。(i) 管理会社が清算手続（受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き）に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または(ii) 十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または(iii) 受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、(i) の場合には直ちに、(ii) および(iii) の場合は3か月経過後、（アイルランド中央銀行の承認に基づき）後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。管理会社は、自己の故意の懈怠、認識ある過失、悪意または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき善意により行為することについて責任を負いません。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、（管理会社の認識ある過失、過失、悪意、詐欺行為、義務の遵守の重大な不履行または故意の懈怠を理由とする場合は別として）管理会社が被る一切の行為、経費、請求、損失、損害および費用についてファンドから補償され、損害を受けないことを保証されるものとします。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてUBSアセット・マネジメント株式会社を任命しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います。）。取締役はこれに従った責任を負います。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとします。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる

買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとして
ます。

2026年4月末日現在、管理会社は、アイルランド籍およびルクセンブルグ籍の契約型投資信託および
投資法人6本（サブ・ファンド9本）（純資産総額：2,836,911,013.48米ドル、422,173,138,875円、
1,102,974,340.88ノルウェー・クローネおよび94,528,114.79ユーロ）の管理および運用を行っていま
す。

設立国	基本的性格	サブ・ファン ドの本数	純資産総額
アイルランド	契約型投資信託 (MMF)	1	2,741,157,047.58米ドル
アイルランド	契約型投資信託	4	95,753,965.90米ドル
			422,173,138,875円
			1,102,974,340.88ノルウェー・クローネ
ルクセンブルグ	投資法人	4	94,528,114.79ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー（アイルランド事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝187.37円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

財政状態計算書

2025年９月30日現在

	注記	2025年 9 月30日		2024年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
無形資産	7	10,151,680	1,902,120	8,063,857	1,510,925
有形固定資産	8	246,473	46,182	339,772	63,663
繰延税金	9	993,767	186,202	1,180,975	221,279
		11,391,920	2,134,504	9,584,604	1,795,867
流動資産					
債権	10	14,231,719	2,666,597	13,495,558	2,528,663
現金および預金	11	16,635,132	3,116,925	15,853,150	2,970,405
流動資産投資	11	23,687,199	4,438,270	22,983,209	4,306,364
		54,554,050	10,221,792	52,331,917	9,805,431
債務：１年以内支払期限到来金額	12	(5,626,215)	(1,054,184)	(6,002,036)	(1,124,601)
正味流動資産		48,927,835	9,167,608	46,329,881	8,680,830
純資産		60,319,755	11,302,112	55,914,485	10,476,697
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	13	62,992,338	11,802,874	62,992,338	11,802,874
資本剰余金	14	4,050,000	758,849	4,050,000	758,849
キャッシュ・フロー・ヘッジ 準備金		445,493	83,472	(112,689)	(21,115)
損益勘定		(7,168,076)	(1,343,082)	(11,015,164)	(2,063,911)
株主持分合計		60,319,755	11,302,112	55,914,485	10,476,697

添付の注記は当財政状態計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

高野 裕之

ピーター・キャラハン

2026年１月30日

取締役

取締役

（２）【損益計算書】**エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド****損益計算書**

2025年９月30日終了年度

	注記	2025年９月30日		2024年９月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高	3	41,959,218	7,861,899	40,556,166	7,599,009
管理事務費	4	(38,747,261)	(7,260,074)	(37,897,411)	(7,100,838)
利息および税金加減前経常利益		3,211,957	601,824	2,658,755	498,171
受取利息		951,488	178,280	1,186,138	222,247
税引前経常利益	5	4,163,445	780,105	3,844,893	720,418
経常活動に係る税金	6	(316,357)	(59,276)	(1,588,831)	(297,699)
当期利益		3,847,088	720,829	2,256,062	422,718

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

その他の包括利益計算書

2025年9月30日終了年度

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
当期利益		3,847,088	720,829	2,256,062	422,718
その他の包括利益					
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動の有効部分	20	637,922	119,527	(371,448)	(69,598)
その他の包括利益に係る所得税	6	(79,740)	(14,941)	46,431	8,700
当期におけるその他の包括利益、 所得税控除後		558,182	104,587	(325,017)	(60,898)
当期包括利益合計		4,405,270	825,415	1,931,045	361,820

添付の注記は当その他の包括利益計算書の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

資本変動計算書

2025年9月30日終了年度

	払込請求済 株式資本	資本剰余金	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ準備金	損益勘定	資本合計
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
2024年10月1日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485
当期包括利益合計					
当期利益	—	—	—	3,847,088	3,847,088
当期におけるその他の包括利益	—	—	558,182	—	558,182
当期包括利益合計	—	—	558,182	3,847,088	4,405,270
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	—	—	—	—	—
所有者による拠出および 所有者への分配合計	—	—	—	—	—
2025年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	445,493	(7,168,076)	60,319,755
2023年10月1日現在の残高	62,992,338	4,050,000	212,328	(13,271,226)	53,983,440
当期包括利益合計					
当期利益	—	—	—	2,256,062	2,256,062
当期におけるその他の包括利益	—	—	(325,017)	—	(325,017)
当期包括利益合計	—	—	(325,017)	2,256,062	1,931,045
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	—	—	—	—	—
所有者による拠出および 所有者への分配合計	—	—	—	—	—
2024年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485

[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

注記

（2025年9月30日終了年度の財務書類の一部を形成する。）

1 会計方針

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「当社」）は、登記上の事務所をダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5に持つ非公開有限責任会社であり、アイルランドにおいて設立されアイルランドに本拠を置く。

当財務書類の機能通貨および表示通貨はユーロである。

当社の直接的親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは連結財務書類に当社を含む。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの連結財務書類は、公けに入手可能であり、アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

当財務書類では、当社は（本FRSの目的上）適格事業体とみなされ、下記の開示についてFRS第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・期首から期末までの発行済株式数の調整、
- ・キャッシュ・フロー計算書および関連する注記、ならびに
- ・主要経営陣報酬。

当社の最終親会社である三井住友トラストグループ株式会社の連結財務書類が同等の開示を含んでいるため、当社はまた、下記の開示についてFRS第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・FRS第102号セクション26株式報酬により要求される一定の開示、ならびに
- ・2014年会社法第39条附則3の公正価値の会計規則に含まれない金融商品に関する、FRS第102号セクション11基礎的金融商品およびFRS第102号セクション12その他の金融商品に関する事項により要求される開示。

以下に記載の会計方針は、別途記載されない限り、当財務書類に表章されるすべての期間に一貫して適用される。

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

当財務書類は、財務報告評議会により発行され、アイルランド勅許会計士により公布された英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準である財務報告基準第102号（FRS第102号）に基づいて作成されている。当社はまた、2014年会社法の要件の対象である。

財務書類は、以下の会計方針で定められている特定の金融商品についての公正価値基準への修正を除き、取得原価主義に従って作成されている。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する（例：経済的耐用年数）。最も重要な見積および判断は、取締役が毎年評価する繰延税金資産の回収可能性（注記9参照）、取締役が毎年評価する無形資産の減価償却期間（注記1「無形資産」参照）、および当社の機能通貨の決定（注記1「機能通貨」参照）に関するものである。

見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。2026年1月1日より適用されるFRS第102号の主な改訂は、借手のリース会計の全面的な見直しおよび新たな収益認識モデルの導入を通じて、英国およびアイルランドの会計基準を国際基準に整合させるものである。これらの改訂は、将来におけるリース、資産および関連負債の認識に影響を及ぼすこととなる。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。また、他のグループ会社に対するサービスの再請求から稼得された収益を含む。取引高および管理事務費は、サービス・プロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。すべての金額は、通常の商業レートで請求される。収益認識には、見積純資産価額および取引量に基づいて算定される要素を含む、見積りおよび仮定の使用が伴う。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

「機能通貨」とは、当社が事業を行う主要な経済環境における主要な通貨である。主要な経済環境の指標が混在する場合、経営陣は、基礎となる取引、事象および状況の経済的影響を最も適切に反映する機能通貨を決定する。当社の取引高は、ユーロ、米ドル(USD)、英ポンド(GBP)および日本円(JPY)で計上されている。当社の資本金は英ポンドで発行され、決済されている。費用の大部分はユーロで占められ、主にユーロで支払われている。したがって、経営陣は当社の機能通貨をユーロに決定した。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートをを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定される日にユーロに換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

基礎的金融商品

売掛金およびその他の債権／買掛金およびその他の債務

売掛金およびその他の債権は、当初、帰属する取引費用を取引価格に加えた額として認識される。買掛金およびその他の債務は、当初、帰属する取引費用を取引価格から減じた額として認識される。当初の認識後、それらは、実効金利法を用い、売掛金については減損を控除して測定される。

現金および流動資産投資

現金は、銀行預金および手許預金から成り、償却原価で計上されている。コーラブル預金および定期預金は償却原価で計上されている。

オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに基づく支払いは、リース期間にわたり定額法によって損益計算書の勘定科目として認識される。

その他の金融商品

基礎的金融商品とみなされない金融商品（その他の金融商品）

基礎的金融商品の定義を満たさないその他の金融商品は、当初、公正価値で認識される。当初の認識後、その他の金融商品は、公正価値で測定され、その公正価値の変動は、下記を除き損益として認識される。

-公的な取引が行われておらず、公正価値が容易に測定できない資本性金融商品に対する投資は減損を控除した取得原価で測定され、

-指定されたヘッジ関係におけるヘッジ商品は、下記の通り認識される。

デリバティブ金融商品およびヘッジ

デリバティブ金融商品は、公正価値で認識される。公正価値への再測定における利益または損失は直ちに損益として認識される。ただし、デリバティブがヘッジ会計の要件を満たす場合、生じた利益または損失の認識はヘッジ項目の性質による（以下を参照のこと。）。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識されている資産もしくは負債、または収益もしくは費用に影響を与えうる確定約定に関連する特定のリスクに帰属するキャッシュ・フローの変動性に対する当社のエクスポージャーをカバーするために使用される。デリバティブ金融商品が、認識されている資産もしくは負債のキャッシュ・フローの変動性、または可能性の非常に高い予定取引のヘッジとして指定されている場合、デリバティブ金融商品に係る利益または損失の有効部分は、その他の包括利益（「OCI」）に直接認識される。ヘッジの非有効部分は直ちに損益として認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、予定取引が非金融資産または非金融負債に認識された場合は、OCIに認識されたヘッジ利益またはヘッジ損失は、資産もしくは負債の当初の原価またはその他の帳簿価額に含まれる。あるいは、ヘッジ項目が損益として認識される場合は、ヘッジ利益またはヘッジ損失は損益に再分類される。ヘッジ商品が失効、売却、終了もしくは行使された、または事業体がヘッジ関係の指定を取り消したが、ヘッジ対象とされた予定取引が依然として発生が予想される場合、その時点での累積利益または累積損失は資本に残り、取引が発生した時に、上記の方針に従って認識される。ヘッジ対象の取引の発生が見込まれなくなった場合には、資本に認識されていた累積未実現利益または累積未実現損失は、直ちに損益計算書に認識される。

税制

当年度の損益に係る税金は、現行税および繰延税により構成される。税金は、損益計算書において認識されるが、資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する税金は除外され、資本またはその他の包括利益に直接認識される。

現行税は、財政状態計算書日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて当年度に発生が予想される課税所得もしくは課税損失に係る未払税または未収税および前年度の未払税への調整である。

繰延税は、財務書類の認識対象とは異なる期間における収益または費用が税金の査定に含まれることから生じる一時差異によって生じる。次の一時差異については計上されない。予見できる将来において解消する可能性が低く、一時差異の解消を報告事業体が管理できる範囲において、税額控除を留保するすべての条件が満たされた場合の固定資産の原価の減価償却累計額と税額控除の差異。繰延税は、収益または費用の特定のタイプが非課税であるためか、一定の課税金または引当金が対応する収益または費用より多額または少額であるために生じる永久差異には認識されない。

繰延税は、貸借対照表日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて、関連する差異の解消に適用されると予測される税率で測定される。繰延税の残高は割引されない。

控除の対象とならない税損失およびその他の繰延税金資産は、繰延税金負債またはその他の将来の課税対象所得の戻入れに対して回収できる可能性が高い範囲でのみ認識される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

無形資産

研究および開発

研究活動に係る支出は、発生時に損益計算書において費用として認識される。

開発活動に係る支出は、製品または工程が技術的、商業的に実現可能であり、当社が開発を完結する意思、技術力および十分な資産を持ち、将来の経済的便益が見込まれる場合、ならびに当社が開発中の無形資産に帰属する支出を確実に測定できる場合は、資産に計上される。開発活動は新規のまたは大幅に改良された製品・工程の設計、建設もしくは生産テストを含む。資産に計上される支出は、原材料費、直接労務費および間接費と資産化された借入費用の適正部分を含む。その他の開発費用は、発生時に損益計算書において費用として認識される。資産に計上される開発費用は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の取得原価で計上される。

無形固定資産は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の原価で計上される。償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費用に含まれる。

	耐用年数
ソフトウェア	7年

資産価値は、厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。開発の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費に含まれる。

	耐用年数
什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年
コンピューター端末	3年
ファンド管理事務システム	3年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を2013年度中に親会社から得た後に、2013年度中に資本金として再分類された。

2 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラストグループ株式会社である。

財務書類は継続企業を前提として作成され、取締役会は、その中間親会社と協議の上、当社の事業を発展し続ける意向である。三井住友信託銀行株式会社は、当社の事業発展を直接支援している。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務および管理会社サービスを提供することを引き受けている。

3 取引高

取引高は、様々なファンドに対する管理および運営に関するサービスの提供から生じ、すべての報酬はアイルランドで発生している。

4 管理事務費

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
人件費	22,838,062	22,903,985
その他の管理事務費	15,909,199	14,993,426
	<u>38,747,261</u>	<u>37,897,411</u>
	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
人件費の内訳：		
賃金給料	17,693,335	17,398,883
社会福祉費	2,076,564	2,033,659
年金費用	1,223,920	1,280,653
その他の費用	1,844,243	2,190,790
	<u>22,838,062</u>	<u>22,903,985</u>

当年度中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、230人であった（2024年9月：223人）。当社は、当年度中エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

5 税引前経常利益

税引前経常利益は、以下を控除後に算定されている。

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	166,525	172,000
その他の報酬	920,101	1,222,154
確定拠出型年金制度	18,000	29,345
監査人報酬：		
監査	48,142	47,430
税務顧問業務	26,230	24,473
その他の保証業務	205,506	218,670
その他の非監査業務	—	—
減価償却費	207,343	359,293
無形資産の償却	1,200,884	1,138,535
オペレーティング・リース賃借料：		
土地・建物	1,018,028	976,811
その他の資産	17,892	19,167

6 経常活動に係る税金

(a) 損益計算書に認識された税金合計

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
現行税		
当期の所得に係る現行税	208,889	208,675
前年度に関する不足／（過剰）引当金	—	—
第2の柱所得税に係る当期税金費用	—	—
繰延税金		
前年度の不足／（過剰）引当金	—	—
一時差異の発生および取消	107,468	1,380,156
税金費用合計	316,357	1,588,831

(b) OCIに認識された税金合計

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
繰延税金（資産）／費用	79,740	(46,431)

(c) 税金の調整

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
税引前経常利益	4,163,445	3,844,893
12.5%の標準税率に基づく法人税（2024年9月：12.5%）	520,431	480,612
影響額：資本引当金を（超える）／超えない減価償却費	—	—
税務上控除されない費用	21,484	(4,392)
高税率から生じる差額	104,444	104,337
損失控除／繰越欠損金	—	—
過年度修正	—	—
繰延税金資産の取崩し	(330,002)	1,008,274
税金費用合計	316,357	1,588,831
健康保険料に係る所得税	78,642	75,302

健康保険料に係る所得税は、上記の注記4におけるその他の費用に含まれている。

BEPS第2の柱

当社は、年間連結売上高が7億5,000万ユーロの基準額を超える多国籍企業グループの一員であり、OECD第2の柱G10BE規則の適用対象となっている。これらの規則を実施する法令は、アイルランドにおいて2023年12月31日以後に開始する会計期間より適用されている。

2025年9月30日に終了した年度において、アイルランド法域における当社の実効税率は、主として国内税率および実体ベース所得除外（SBI E）により、15%の最低税率を上回っていると判断されている。その結果、当報告期間において、当社には第2の柱ルールに基づく最低追加課税負債は発生していない。

当社は、第2の柱ルールの世界的な導入状況および将来期間への潜在的影響について、引続き監視を行っている。その複雑性および将来の行政指針への依拠により、将来のエクスポージャーに関する定量的情報を現時点で信頼性をもって見積もることはできないが、現時点の分析では、短期的には重要な影響は生じないと見込まれている。

7 無形固定資産

2025年9月30日現在

	ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
原価		
2024年9月30日現在	18,801,653	18,801,653
期中付加	3,288,707	3,288,707
期中除却	—	—
2025年9月30日現在	22,090,360	22,090,360
減価償却費		
2024年9月30日現在	10,737,796	10,737,796
期中償却額	1,200,884	1,200,884
期中除却	—	—
2025年9月30日現在	11,938,680	11,938,680
2025年9月30日現在正味簿価	10,151,680	10,151,680

2024年9月30日現在

	ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
原価		
2023年9月30日現在	16,181,169	16,181,169
期中付加	2,620,484	2,620,484
期中除却	—	—
2024年9月30日現在	18,801,653	18,801,653
減価償却費		
2023年9月30日現在	9,599,261	9,599,261
期中償却額	1,138,535	1,138,535
期中除却	—	—
2024年9月30日現在	10,737,796	10,737,796
2024年9月30日現在正味簿価	8,063,857	8,063,857

Advent Geneva and Paladyneをファンド管理事務システムのコアとする開発に関連する無形資産は、全額償却されている。

当期中に付加された金額は、現在最終的な移行段階にある管理事務システムのコアをより一層開発するための費用である。

8 有形固定資産

2025年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2024年9月30日現在	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
期中付加	2,597	—	111,447	114,044
期中除却	(995,310)	—	(52,900)	(1,048,210)
2025年9月30日現在	670,073	176,971	2,113,672	2,960,716
減価償却費				
2024年9月30日現在	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
期中償却額	60,454	6,340	140,549	207,343
期中除却	(995,310)	(6,300)	(46,600)	(1,048,210)
2025年9月30日現在	550,316	176,285	1,987,642	2,714,243
2025年9月30日現在正味簿価	119,757	686	126,030	246,473

2024年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2023年9月30日現在	1,645,437	787,514	3,142,720	5,575,671
期中付加	14,330	—	76,928	91,258
期中除却	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
2024年9月30日現在	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
減価償却費				
2023年9月30日現在	1,413,747	772,457	2,781,660	4,967,864
期中償却額	68,406	14,331	276,556	359,293
期中除却	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
2024年9月30日現在	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
2024年9月30日現在正味簿価	177,614	726	161,432	339,772

9 繰延税金

繰延税金資産および繰延税金負債は、以下に起因するものである。

	資産		負債		純額	
	2025年 9月30日	2024年 9月30日	2025年 9月30日	2024年 9月30日	2025年 9月30日	2024年 9月30日
キャッシュ・フロー準備金		32,604	47,136		(47,136)	32,604
年金			19,913	9,377	(19,913)	(9,377)
使用された欠損金	1,928,272	2,258,274				
累積減損（下記参照）	(678,272)	(1,008,274)				
減損後の未使用欠損金	1,250,000	1,250,000			1,250,000	1,250,000
帳簿価額と税務上の償却後価額との差額			189,184	92,252	(189,184)	(92,252)
税金（資産）／負債	1,250,000	1,282,604	256,233	101,629	993,767	1,180,975

前年度に計上された上記の繰延税金資産には、当社の将来収益性見通しの低下により、1,008,274ユーロの減損損失が含まれていた。当年度においては、2025年9月30日現在の当社の将来収益性見通しに基づき、当該減損額は330,002ユーロ減少している。これにより、未使用税務上欠損金の認識に関連して計上された繰延税金資産1,250,000ユーロ（2024年9月：1,250,000ユーロ）が裏付けられている。当社の継続的な収益性により、次期報告期間において戻入れが見込まれる繰延税金資産の純額は296,401ユーロである。当社は、さらに678,272ユーロ（2024年9月：1,008,274ユーロ）の未認識繰延税金資産を有しているが、その回収時期に関する不確実性の程度を踏まえ、これを認識していない。

10 債権：1年以内に期限到来の金額

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
報酬未収金	5,809,092	5,752,062
前払金および付加価値税の払戻し	2,348,391	3,594,441
その他の債権	780,945	121,212
デリバティブに係る短期資産	555,805	113,447
関連会社に対する債権	4,438,245	3,452,572
未収利息	299,241	461,824
	<u>14,231,719</u>	<u>13,495,558</u>

報酬未収金には、見積純資産価額および取引量に基づいて認識された収益が含まれており、実際に受領される報酬額と異なる場合がある。

関連会社に対する債権の金額には、運用サービス契約に規定された業務に関する残高が含まれている。当該残高は未担保、無利息および要求払いである。

11 現金および預金ならびに流動資産投資

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
現金および預金		
当座預金	4,300,314	4,926,343
コーラブル預金	12,334,818	10,926,807
	<u>16,635,132</u>	<u>15,853,150</u>
流動資産投資		
金融機関への定期預金	23,687,199	22,983,209
	<u>23,687,199</u>	<u>22,983,209</u>

コーラブル預金は要求に応じて払戻される。金融機関への定期預金には、満期が1年未満の定期預金が含まれる。

12 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
未払費用	3,417,119	3,492,103
法人税	27,531	168,836
買掛金	911,875	916,413
デリバティブに係る短期負債	19,416	214,980
親会社に対する債務	819,742	821,174
関連会社に対する債務	430,532	388,530
	<u>5,626,215</u>	<u>6,002,036</u>

未払費用には、329,982ユーロの源泉課税（PAYE）（2024年：335,237ユーロ）、230,214ユーロの賃金関連社会保険料（PRSI）（2024年：220,056ユーロ）および56,751ユーロのその他の税金（2024年：62,736ユーロ）に関連する債務が含まれている。ダブリンおよびダンドーク事務所に係る原状回復費用引当金の追加計上551,765ユーロ（2024年：373,002ユーロ）、雇用関連未払費用1,320,392ユーロ（2024年：1,381,136ユーロ）ならびに法務・専門家報酬402,534ユーロ（2024年：619,273ユーロ）も含まれている。

親会社に対する債務は、無担保、無利子および要求払いである。

関連会社に対する債務には、業務契約に記載された業務に関する残高が含まれている。当該残高は、無担保、無利子および要求払いである。

13 払込請求済株式資本

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
授權資本：		
額面 1 英ポンドの普通株式400,000株		
額面 1 ユーロの普通株式100,000,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面 1 英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
額面 1 ユーロの普通株式62,500,000株	62,500,000	62,500,000
	<u>62,992,338</u>	<u>62,992,338</u>

14 資本剰余金

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関して、取締役は、2013年9月にスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド（「親会社」）が当該貸付金の返済を請求せず、また当該貸付金が当社の意思においてのみ返済されることとする旨の決議を行ったことを確認した。したがって、これらの金額は、返済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、財政状態計算書の長期負債から資本金へ再分類された。

15 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2025年9月30日		2024年9月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	614,898	18,480	708,891	19,167
2年～5年で満期	—	—	614,898	18,480
5年超に満期	—	—	—	—
	<u>614,898</u>	<u>18,480</u>	<u>1,323,789</u>	<u>37,647</u>

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドおよび英国を拠点とする三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に対し業務代行および一般管理サービスを提供または調達する義務を負っている。これに対し、両者は提供されたサービスに対して報酬を支払うことに同意している。

16 年金費用

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
当年度年金費用	<u>1,223,920</u>	<u>1,280,653</u>
期末現在未払年金費用	<u>—</u>	<u>84,284</u>

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

17 利害関係者

当社は、三井住友トラストグループ株式会社の完全子会社であり、同社の連結財務書類は公けに入手可能である。当社は、FRS第102号セクション33「関連当事者に係る開示」に基づく免除規定を適用し、連結財務書類において連結消去される他のグループ企業との取引を開示しないものとする。

18 最終的親会社

当社の直接的親会社は、アイルランドにおいて設立されたスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラストグループ株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラストグループ株式会社が筆頭となっている。三井住友トラストグループ株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100-8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

19 後発事象

期末後、ダブリン事務所について新たに3年間の賃貸借契約が締結され、またダンドーク事務所について新たに20年間の賃貸借契約が締結された。

財務書類上で修正または開示を要求されるその他の後発事象はなかった。

20 金融商品－ヘッジ会計

以下の先渡為替契約が、2025年9月30日現在未決済であった。

	購入：ユーロ	未実現利益	未実現（損失）	未実現（損）益 合計
売却：米ドル				
\$ 2,050,000	€1,834,036	€106,473	(€48)	€106,425
売却：日本円				
¥1,570,000,000	€9,514,665	€402,195	(€18,500)	€383,695
売却：英ポンド				
£2,000,000	€2,309,532	€47,137	(€868)	€46,269
		€555,805	(€19,416)	€536,389

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店と締結され、2025年12月1日から2026年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、当社に対し2億米ドルの外国為替枠を提供する。未決済契約に係る公正価値は、WM／ロイターの先渡為替レートを用いて計算された。当年度中の316,894ユーロの利益（2024年：575,088ユーロの利益）は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル1 ユーロ	レベル2 ユーロ	レベル3 ユーロ	合計 ユーロ
資産				
先渡為替契約		€555,805		€555,805
合計	—	€555,805	—	€555,805
負債				
先渡為替契約		€19,416		€19,416
合計	—	€19,416	—	€19,416

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書において直接認識されている。

以下の先渡為替契約が、2024年9月30日現在未決済であった。

	購入：ユーロ	未実現利益	未実現（損失）	未実現（損）益 合計
売却：米ドル				
\$ 2,400,000	€2,160,667	€30,262	(€1,571)	€28,691
売却：日本円				
¥1,180,000,000	€7,485,686	€83,185	(€118,437)	(€35,252)
売却：英ポンド				
£2,900,000	€3,353,170	—	(€94,972)	(€94,972)
		€113,447	(€214,980)	(€101,533)

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店と締結され、2024年12月1日から2025年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、当社に対し2億米ドルの外国為替証拠金取引枠を提供する。未決済契約に係る公正価値は、WM／ロイターの先物為替レートを用いて計算された。当年度中の575,088ユーロの利益（2023年：466,236ユーロの利益）は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル1 ユーロ	レベル2 ユーロ	レベル3 ユーロ	合計 ユーロ
資産				
先渡為替契約		€113,447		€113,447
合計	—	€113,447	—	€113,447

負債				
先渡為替契約		€214,980		€214,980
合計	—	€214,980	—	€214,980

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書において直接認識されている。

21 2014年アイルランド会社法による保証

2014年アイルランド会社法の第357条第1項（b）に準拠して、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、同法の第357条に準拠して、2025年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

22 財務書類の承認

当財務書類は、2026年1月30日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of financial position

as at 30 September 2025

	Note	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Fixed assets			
Intangible assets	7	10,151,680	8,063,857
Tangible fixed assets	8	246,473	339,772
Deferred Tax	9	993,767	1,180,975
		<u>11,391,920</u>	<u>9,584,604</u>
Current assets			
Debtors	10	14,231,719	13,495,558
Cash at bank and in hand	11	16,635,132	15,853,150
Current asset investments	11	23,687,199	22,983,209
		<u>54,554,050</u>	<u>52,331,917</u>
Creditors: amounts falling due within one year	12	<u>(5,626,215)</u>	<u>(6,002,036)</u>
Net current assets		<u>48,927,835</u>	<u>46,329,881</u>
Net assets		<u>60,319,755</u>	<u>55,914,485</u>
Capital and reserves			
Called up share capital	13	62,992,338	62,992,338
Additional paid in capital	14	4,050,000	4,050,000
Cash flow hedge reserve		445,493	(112,689)
Profit and loss account		<u>(7,168,076)</u>	<u>(11,015,164)</u>
Total shareholders' funds		<u>60,319,755</u>	<u>55,914,485</u>

The accompanying notes form an integral part of this statement of financial position.

On behalf of the board

Director

Hiroyuki Takano

Director

Peter Callaghan

30 January 2026

SMT Fund Services (Ireland) Limited**Income statement****for the year ended 30 September 2025**

	Note	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Turnover	3	41,959,218	40,556,166
Administrative expenses	4	<u>(38,747,261)</u>	<u>(37,897,411)</u>
Profit on ordinary activities before interest and taxation		3,211,957	2,658,755
Interest income		<u>951,488</u>	<u>1,186,138</u>
Profit on ordinary activities before taxation	5	4,163,445	3,844,893
Taxation on ordinary activities	6	<u>(316,357)</u>	<u>(1,588,831)</u>
Profit for the year		<u><u>3,847,088</u></u>	<u><u>2,256,062</u></u>

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this income statement.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of other comprehensive income
for the year ended 30 September 2025

	Note	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Profit for the year		<u>3,847,088</u>	<u>2,256,062</u>
Other comprehensive income			
Effective portion of changes in fair value of cash flow hedges	20	637,922	(371,448)
Income tax on other comprehensive income	6	<u>(79,740)</u>	<u>46,431</u>
Other comprehensive income for the year, net of income tax		<u>558,182</u>	<u>(325,017)</u>
Total comprehensive income for the year		<u><u>4,405,270</u></u>	<u><u>1,931,045</u></u>

The accompanying notes form an integral part of this statement of other comprehensive income.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of changes in equity
for the year ended 30 September 2025

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account €	Total equity €
Balance at 1 October 2024	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485
Total comprehensive income for the period					
Profit for the year	-	-	-	3,847,088	3,847,088
Other comprehensive income for the period	-	-	558,182	-	558,182
Total comprehensive income for the period	-	-	558,182	3,847,088	4,405,270
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issuance of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2025	62,992,338	4,050,000	445,493	(7,168,076)	60,319,755

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account €	Total equity €
Balance at 1 October 2023	62,992,338	4,050,000	212,328	(13,271,226)	53,983,440
Total comprehensive income for the period					
Profit for the year	-	-	-	2,256,062	2,256,062
Other comprehensive income for the period	-	-	(325,017)	-	(325,017)
Total comprehensive income for the period	-	-	(325,017)	2,256,062	1,931,045
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issuance of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2024	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025

1 Accounting Policies

SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Company”) with a registered office at Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, is a private company limited by shares and incorporated and domiciled in Ireland.

The functional and presentation currency of these financial statements is Euro.

The Company's immediate parent undertaking, Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited includes the Company in its consolidated financial statements. The consolidated financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

In these financial statements, the Company is considered to be a qualifying entity (for the purposes of this FRS) and has applied the exemptions available under FRS 102 in respect of the following disclosures:

- Reconciliation of the number of shares outstanding from the beginning to end of the period;
- Cash Flow Statement and related notes; and
- Key Management Personnel compensation.

As the consolidated financial statements of the Company's ultimate parent, Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. include the equivalent disclosures, the Company has also taken the exemptions under FRS 102 available in respect of the following disclosures:

- Certain disclosures required by FRS 102.26 Share Based Payments; and,
- The disclosures required by FRS 102.11 Basic Financial Instruments and FRS 102.12 Other Financial Instrument Issues in respect of financial instruments not falling within the fair value accounting rules of Schedule 3, paragraph 39 of the Companies Act 2014.

The accounting policies set out below have, unless otherwise stated, been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies - (continued)

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

These financial statements are prepared in accordance with Financial Reporting Standard 102 (FRS 102) The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland and issued by the Financial Reporting Council, and promulgated for use in Ireland by Chartered Accountants Ireland. The Company is also subject to the requirements of the Companies Act 2014.

The financial statements are prepared under the historical cost basis except for the modification to a fair value basis for certain financial instruments as specified in the accounting policies below.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense (e.g. useful economic life). The most significant estimates and judgements relate to the recoverability of deferred tax asset which is assessed on an annual basis by directors (see note 9), the amortisation period for intangible assets which is assessed on an annual basis by directors (see note 1 "Intangible assets") and the determination of the functional currency of the Company (see note 1 "Functional currencies").

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods. Effective from January 1, 2026, the main revisions to FRS 102 will align UK and Irish GAAP with international standards by overhauling lease accounting for lessees and introducing a new revenue recognition model. These revisions will have an impact on the future recognition of leases, assets and related liabilities.

Interest income and interest expense

Interest income and income expense are recognised in the income statement on an accruals basis.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies - (continued)

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. It also includes income earned from the recharge of services to other group companies. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts paid to other service providers. All amounts are charged at normal commercial rates. The revenue recognition involves the use of estimates and assumptions, including components that are calculated based on estimated net asset valuations and transaction volumes.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

"Functional currency" is the currency of the primary economic environment in which the Company operates. If indicators of the primary economic environment are mixed, then management uses its judgement to determine the functional currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The Company's turnover is earned in EUR, US dollars (USD), sterling (GBP) and Japanese Yen (JPY). The share capital of the Company was issued and settled in GBP. The expenses are dominated and paid mostly in EUR. Accordingly, management has determined that the functional currency of the Company is EUR.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies which are measured at fair value, are translated into euro at the date the fair value was determined.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the income statement.

Basic Financial Instruments

Trade and other debtors / creditors

Trade and other debtors are recognised initially at transaction price plus attributable transaction costs. Trade and other creditors are recognised initially at transaction price less attributable transaction costs. Subsequent to initial recognition they are measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment losses in the case of trade debtors.

SMT Fund Services (Ireland) Limited**Notes**

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies - (continued)**Cash and current asset investments**

Cash comprises cash at bank and in hand and are recorded at amortised cost. Callable deposits and term deposits are recorded at amortised cost

Operating Leases

Payments made under operating leases are recognised in the income statement account on a straight line basis over the term of the lease.

Other financial instruments

Financial instruments not considered to be Basic financial instruments (Other financial instruments)

Other financial instruments not meeting the definition of Basic Financial Instruments are recognised initially at fair value. Subsequent to initial recognition other financial instruments are measured at fair value with changes recognised in the income statement except as follows:

- investments in equity instruments that are not publicly traded and whose fair value cannot otherwise be measured reliably shall be measured at cost less impairment; and
- hedging instruments in a designated hedging relationship shall be recognised as set out below.

Derivative financial instruments and hedging

Derivative financial instruments are recognised at fair value. The gain or loss on remeasurement to fair value is recognised immediately in the income statement. However, where derivatives qualify for hedge accounting, recognition of any resultant gain or loss depends on the nature of the item being hedged (see below).

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies - (continued)

Cash flow hedges

Cash flow hedges are used to cover the Company's exposure to variability in cash flows that is attributable to particular risk associated with a recognised asset or liability or a firm commitment which could affect income or expenses. Where a derivative financial instrument is designated as a hedge of the variability in cash flows of a recognised asset or liability, or a highly probable forecast transaction, the effective part of any gain or loss on the derivative financial instrument is recognised directly in other comprehensive income ("OCI"). Any ineffective portion of the hedge is recognised immediately in the income statement.

For cash flow hedges, where the forecast transactions resulted in the recognition of a non-financial asset or non-financial liability, the hedging gain or loss recognised in OCI is included in the initial cost or other carrying amount of the asset or liability. Alternatively when the hedged item is recognised in the income statement the hedging gain or loss is reclassified to the income statement. When a hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or the entity discontinues designation of the hedge relationship but the hedged forecast transaction is still expected to occur, the cumulative gain or loss at that point remains in equity and is recognised in accordance with the above policy when the transaction occurs. If the hedged transaction is no longer expected to take place, the cumulative unrealised gain or loss recognised in equity is recognised in the income statement immediately.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies - (continued)

Taxation

Tax on the income statement for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement except to the extent that it relates to items recognised directly in equity or other comprehensive income, in which case it is recognised directly in equity or other comprehensive income.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the statement of financial position date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax is provided on timing differences which arise from the inclusion of income and expenses in tax assessments in periods different from those in which they are recognised in the financial statements. The following timing differences are not provided for: differences between accumulated depreciation and tax allowances for the cost of a fixed asset if and when all conditions for retaining the tax allowances have been met, to the extent that it is not probable that they will reverse in the foreseeable future and the reporting entity is able to control the reversal of the timing difference. Deferred tax is not recognised on permanent differences arising because certain types of income or expense are non-taxable or are disallowable for tax or because certain tax charges or allowances are greater or smaller than the corresponding income or expense.

Deferred tax is measured at the tax rate that is expected to apply to the reversal of the related difference, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date. Deferred tax balances are not discounted.

Unrelieved tax losses and other deferred tax assets are recognised only to the extent that it is probable that they will be recovered against the reversal of deferred tax liabilities or other future taxable profits.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies - (continued)

Intangible assets

Research and development

Expenditure on research activities is recognised in the income statement as an expense as incurred.

Expenditure on development activities may be capitalised if the product or process is technically and commercially feasible and the Company intends and has the technical ability and sufficient resources to complete development, future economic benefits are probable and if the Company can measure reliably the expenditure attributable to the intangible asset during its development. Development activities involve the design, construction or testing of the production of new or substantially improved products or processes. The expenditure capitalised includes the cost of materials, direct labour and an appropriate proportion of overheads and capitalised borrowing costs. Other development expenditure is recognised in the income statement as an expense as incurred. Capitalised development expenditure is stated at cost less accumulated amortisation and less accumulated impairment losses.

Intangible fixed assets are stated at cost less accumulated amortisation and accumulated impairment losses. Amortisation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

	Useful life
Software	7 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not amortised until they are brought into use.

Tangible fixed asset

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

	Useful life
Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years
Computer Terminals	3 years
Fund administration system	3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies - (continued)

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the income statement when they are due.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the Company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the Company's discretion, were reclassified as capital during 2013, after a review of their terms and conditions, and the receipt during 2013 of confirmation from the Company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the Company and that the Company's parent will not demand repayment of these amounts.

2 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management company services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. a company incorporated in Japan.

The financial statements are prepared on a going concern basis, and it is the intention of the directors to continue to develop the activities of the Company in consultation with its intermediate parent company. Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the Company.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration and management company services for an agreed fee.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

3 Turnover

Turnover is from the provision of administration and management company services to various funds, and all fee income is earned in Ireland.

4 Administrative expenses

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Staff costs	22,838,062	22,903,985
Other administrative expenses	15,909,199	14,993,426
	<u>38,747,261</u>	<u>37,897,411</u>
	<u><u>38,747,261</u></u>	<u><u>37,897,411</u></u>
	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Staff costs comprise:		
Wages and salaries	17,693,335	17,398,883
Social welfare costs	2,076,564	2,033,659
Pension costs	1,223,920	1,280,653
Other costs	1,844,243	2,190,790
	<u>22,838,062</u>	<u>22,903,985</u>
	<u><u>22,838,062</u></u>	<u><u>22,903,985</u></u>

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 230 (September 2024: 223). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited (“SMTTIL”) during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

5 Profit on ordinary activities before taxation

The profit on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Directors' remuneration:		
Fees	166,525	172,000
Other remuneration	920,101	1,222,154
Defined contribution pension scheme	18,000	29,345
Auditor's remuneration:		
Audit	48,142	47,430
Tax advisory services	26,230	24,473
Other assurance services	205,506	218,670
Other non-audit services	-	-
Depreciation	207,343	359,293
Amortisation of intangible assets	1,200,884	1,138,535
Operating lease rentals:		
Land & buildings	1,018,028	976,811
Other assets	17,892	19,167

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

6 Taxation on ordinary activities

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
(a) Total tax recognised in the income statement		
Current tax		
Current tax on income for the period	208,889	208,675
Under /(over) provision in respect of prior year	-	-
Current tax expense relating to Pillar Two Income tax	-	-
Deferred taxation		
Under / (Over) provision in prior period	-	-
Origination and reversal of timing differences	107,468	1,380,156
Total tax expense	316,357	1,588,831
	30 September 2025 €	30 September 2024 €
(b) Total tax recognised in OCI		
Deferred tax (credit) / charge	79,740	(46,431)
(c) Tax reconciliation		
	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Profit on ordinary activities before taxation	4,163,445	3,844,893
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2024: 12.5%)	520,431	480,612
Effects of: (Excess) / deficiency of depreciation over capital allowances	-	-
Expenses not deductible for tax purposes	21,484	(4,392)
Differences arising from tax at the higher rate	104,444	104,337
Loss relief (utilised) / carried forward	-	-
Prior year adjustments	-	-
Utilisation of Deferred Tax Asset	(330,002)	1,008,274
Total tax charge	316,357	1,588,831
Income tax on health insurance premiums	78,642	75,302

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 4 above.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

6 Taxation on ordinary activities (continued)

BEPS Pillar Two

The Company is part of a Group that is a multinational enterprise with annual consolidated revenue exceeding the €750 million threshold and is within the scope of the OECD Pillar Two GloBE rules. The legislation implementing these rules is effective in Ireland for accounting periods beginning on or after 31 December 2023.

For the year ended 30 September 2025, the company's effective tax rate in the Irish jurisdiction is determined to be above the 15% minimum rate, primarily due to domestic tax rates and substance based income exclusion (SBIE). As a result, the Company has no minimum top-up tax liability arising from the Pillar Two rules in the current reporting period.

The Company continues to monitor the implementation of Pillar Two rules globally and the potential impact on future periods. Due to the complexity and reliance on future administrative guidance, quantitative details of future exposure are not yet reliably estimable, but current analysis indicates no material impact for the near term.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

7 Intangible Fixed Assets

As at 30 September 2025	Software €	Total €
Cost		
At 30 September 2024	18,801,653	18,801,653
Additions during the year	3,288,707	3,288,707
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2025	22,090,360	22,090,360
Amortisation		
At 30 September 2024	10,737,796	10,737,796
Amortisation for the year	1,200,884	1,200,884
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2025	11,938,680	11,938,680
Net book value at 30 September 2025	10,151,680	10,151,680
As at 30 September 2024	Software €	Total €
Cost		
At 30 September 2023	16,181,169	16,181,169
Additions during the year	2,620,484	2,620,484
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2024	18,801,653	18,801,653
Amortisation		
At 30 September 2023	9,599,261	9,599,261
Amortisation for the year	1,138,535	1,138,535
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2024	10,737,796	10,737,796
Net book value at 30 September 2024	8,063,857	8,063,857

The intangible asset relating to the development of Advent Geneva and Paladyne as the core fund administration system has been fully amortised.

The additions during the current period are related to the further development of the core administration system, with the final migration phase currently taking place.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

8 Tangible Fixed Assets

As at 30 September 2025	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2024	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
Additions during the year	2,597	-	111,447	114,044
Disposals during the year	(995,310)		(52,900)	(1,048,210)
At 30 September 2025	670,073	176,971	2,113,672	2,960,716
Depreciation				
At 30 September 2024	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
Depreciation for the year	60,454	6,340	140,549	207,343
Disposals during the year	(995,310)	(6,300)	(46,600)	(1,048,210)
At 30 September 2025	550,316	176,285	1,987,642	2,714,243
Net book value at 30 September 2025	119,757	686	126,030	246,473
As at 30 September 2024	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2023	1,645,437	787,514	3,142,720	5,575,671
Additions during the year	14,330	-	76,928	91,258
Disposals during the year	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
At 30 September 2024	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
Depreciation				
At 30 September 2023	1,413,747	772,457	2,781,660	4,967,864
Depreciation for the year	68,406	14,331	276,556	359,293
Disposals during the year	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
At 30 September 2024	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
Net book value at 30 September 2024	177,614	726	161,432	339,772

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

9 Deferred tax

Deferred tax assets and liabilities are attributable to the following

	Assets		Liabilities		Net	
	30 September 2025 €	30 September 2024 €	30 September 2025 €	30 September 2024 €	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Cash flow Reserve		32,604	47,136		-47,136	32,604
Pension			19,913	9,377	-19,913	-9,377
Utilised Losses	1,928,272	2,258,274				
Accumulated Impairment (see below)	-678,272	-1,008,274				
Unutilised losses after Impairment	1,250,000	1,250,000			1,250,000	1,250,000
Net Book Value vs Tax Written Down Value			189,184	92,252	-189,184	-92,252
Tax(Asset)/ Liabilities	1,250,000	1,282,604	256,233	101,629	993,767	1,180,975

The prior year deferred tax asset recorded above included an impairment charge of €1,008,274 due to a reduction in the forecast of future profitability of the company. The impairment has been reduced by €330,002 this year based on the expected future profitability of the Company as at 30 September 2025, which supports the deferred tax asset recognised amount of €1,250,000 (September 2024: €1,250,000) in relation to the recognition of unutilised tax losses. The net reversal of the deferred tax asset expected to occur in the next reporting period is €296,401 due to the on-going profitability of the company. The Company has a further unrecognised deferred tax asset of €678,272 (September 2024: €1,008,274) this has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

10 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Fee debtors	5,809,092	5,752,062
Prepayments and VAT recoveries	2,348,391	3,594,441
Other debtors	780,945	121,212
Short term asset on derivatives	555,805	113,447
Amount owed by related companies	4,438,245	3,452,572
Interest Receivable	299,241	461,824
	<u>14,231,719</u>	<u>13,495,558</u>

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

10 Debtors (continued)

Fee debtors include income recognised based on estimated net asset valuations and transaction volumes and may differ from actual fee received.

The amount owed by the related companies includes a balance relating to services as outlined in the management services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

11 Cash at bank and in hand and current asset investments

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Cash at bank and in hand		
Current accounts	4,300,314	4,926,343
Callable deposits	<u>12,334,818</u>	<u>10,926,807</u>
	<u>16,635,132</u>	<u>15,853,150</u>
Current asset investment		
Term deposits with credit institution	<u>23,687,199</u>	<u>22,983,209</u>
	<u>23,687,199</u>	<u>22,983,209</u>

Callable deposits are repayable on demand. Term deposits at credit institutions include term deposits with maturities of less than one year.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

12 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Accruals	3,417,119	3,492,103
Corporation tax	27,531	168,836
Trade creditors	911,875	916,413
Short term liability on derivatives	19,416	214,980
Amount owed to parent	819,742	821,174
Amount owed to related companies	430,532	388,530
	<u>5,626,215</u>	<u>6,002,036</u>

Accruals include creditors in relation to PAYE of €329,982 (2024: €335,237), PRSI of €230,214 (2024: €220,056) and other taxes of €56,751 (2024: €62,736). Additional accruals for Dilapidations for Dublin and Dundalk office of €551,765 (2024: €373,002), Employment related accruals of €1,320,392 (2024: €1,381,136), Legal & Professional Fees €402,534 (2024: €619,273)

The amount owed to the parent company is unsecured, interest free and repayable on demand. The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

13 Called up share capital

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Authorised		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
100,000,000 ordinary shares of EUR €1 each		
Allotted, called up and fully paid		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
62,500,000 ordinary shares of EUR €1 each	62,500,000	62,500,000
	<u>62,992,338</u>	<u>62,992,338</u>

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

14 Additional paid in capital

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Additional paid in capital	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the Company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made in September 2013 by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the “Parent Company”) that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the Company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non-repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they were re-classified on the statement of financial position from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

15 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2025		30 September 2024	
	Land and buildings €	Other €	Land and buildings €	Other €
Operating leases which expire:				
Within one year	614,898	18,480	708,891	19,167
In the second to fifth years inclusive	-	-	614,898	18,480
Over five years	-	-	-	-
	<u>614,898</u>	<u>18,480</u>	<u>1,323,789</u>	<u>37,647</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support services to SMT Trustees (Ireland) Limited and Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited (London Branch) a custody company based in the UK. In return, the Companies have agreed that a fee will be paid for the services provided.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

16 Pension costs

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Pension charge for year	<u>1,223,920</u>	<u>1,280,653</u>
Pension charge payable at end of year	<u>-</u>	<u>84,284</u>

The Company operates a defined contribution pension scheme for its executive directors and employees.

17 Related parties

The Company is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. whose consolidated financial statements are publicly available. The Company is availing of the exemption under Section 33 of FRS 102 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

18 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in Ireland. The Company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Group Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

19 Post balance sheet events

Subsequent to the year end, a new 3 year lease agreement was signed for the Dublin office and a new 20 year lease was signed for the Dundalk office.

There were no other post balance sheet events which require amendment to or disclosure in the financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

20 Financial instruments - Hedge accounting

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2025.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar				
\$2,050,000	€1,834,036	€106,473	(€48)	€106,425
Sell Japanese Yen				
\1,570,000,000	€9,514,665	€402,195	(€18,500)	€383,695
Sell British Pounds				
£2,000,000	€2,309,532	€47,137	(€868)	€46,269
		€555,805	(€19,416)	€536,389

These cash flow hedges are placed with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) and will settle quarterly over the period 1 December 2025 - 30 September 2026. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) provide a foreign exchange facility of USD \$200 million to the company. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward foreign exchange rates. During the year a gain of €316,894 (2024: gain of €575,088) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral exists for any derivative contracts.

	Level 1 €	Level 2 €	Level 3 €	Total €
Assets				
Forward currency contracts		€555,805		€555,805
Total	-	€555,805	-	€555,805
Liabilities				
Forward currency contracts		€19,416		€19,416
Total	-	€19,416	-	€19,416

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

20 Financial instruments - Hedge accounting (continued)

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2024.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar				
\$2,400,000	€2,160,667	€30,262	(€1,571)	€28,691
Sell Japanese Yen				
\1,180,000,000	€7,485,686	€83,185	(€118,437)	(€35,252)
Sell British Pounds				
£2,900,000	€3,353,170	-	(€94,972)	(€94,972)
		€113,447	(€214,980)	(€101,533)

These cash flow hedges were placed with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) and settled quarterly over the period 1 December 2024 - 30 September 2025. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) provided a foreign exchange facility of USD \$200 million to the company. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward foreign exchange rates. During the year ended 30 September 2024 a gain of €575,088 (2023: gain of €466,236) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral existed for any derivative contracts.

	Level 1 €	Level 2 €	Level 3 €	Total €
Assets				
Forward currency contracts		€113,447		€113,447
Total	-	€113,447	-	€113,447
Liabilities				
Forward currency contracts		€214,980		€214,980
Total	-	€214,980	-	€214,980

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

21 Guarantee under Irish Companies Act, 2014

Under Section 357 (1) (b) of the Irish Companies Act, 2014 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2025, in accordance with Section 357 of the Act.

22 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 30 January 2026.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝187.37円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

財政状態計算書

中間未監査財務諸表

2026年3月31日現在

	2026年3月31日現在		2025年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産：				
無形資産	10,053,999	1,883,818	10,151,680	1,902,120
有形固定資産	230,543	43,197	246,473	46,182
繰延税金資産（KPMGによる組替）	931,407	174,518	993,767	186,202
	11,215,949	2,101,532	11,391,920	2,134,504
流動資産：				
債権および前払金	8,172,024	1,531,192	8,938,428	1,674,793
債権－会社間勘定	3,897,190	730,216	4,438,245	831,594
法人税（2025年9月終了年度前払分）	132,469	24,821	—	—
未収利息	274,147	51,367	299,241	56,069
デリバティブに係る短期資産	341,245	63,939	555,805	104,141
現金および預金	42,511,039	7,965,293	40,322,331	7,555,195
	55,328,114	10,366,829	54,554,051	10,221,793
債務：				
1年以内支払期限到来金額	(3,279,650)	(614,508)	(4,328,994)	(811,124)
法人税	—	—	(27,531)	(5,158)
繰延税金負債	—	—	—	—
債務－会社間勘定	(1,208,372)	(226,413)	(1,250,274)	(234,264)
未払利息	—	—	—	—
デリバティブに係る短期負債	(42,766)	(8,013)	(19,416)	(3,638)
純資産	62,013,276	11,619,428	60,319,755	11,302,112
資本金および準備金				
払込請求済株式資本	62,992,338	11,802,874	62,992,338	11,802,874
規制上の自己資本	4,050,000	758,849	4,050,000	758,849
キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金	207,583	38,895	445,493	83,472
期首損益勘定	(7,168,076)	(1,343,082)	(11,015,164)	(2,063,911)
当期損益勘定	1,931,431	361,892	3,847,088	720,829
	62,013,276	11,619,428	60,319,755	11,302,112

高野裕之

取締役

2026年5月29日

ピーター・キャラハン

取締役

2026年5月29日

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

中間未監査財務諸表

2026年3月31日に終了した6か月間

	2026年3月31日 に終了した6か月間		2025年9月30日 に終了した12か月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
営業収益	20,658,022	3,870,694	41,959,218	7,861,899
純受取利息	362,470	67,916	951,488	178,280
収益合計	21,020,491	3,938,609	42,910,706	8,040,179
費用				
管理事務費	(19,026,700)	(3,565,033)	(38,747,261)	(7,260,074)
税引前経常利益	1,993,791	373,577	4,163,445	780,105
経常利益に係る税金	—	—	(208,889)	(39,140)
繰延税金資産の償却	(62,360)	(11,684)	(107,468)	(20,136)
当期留保利益	1,931,431	361,892	3,847,088	720,829
	高野裕之		ピーター・キャラハン	
	取締役		取締役	
	2026年5月29日		2026年5月29日	

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされ、かつ、受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する取引をファンドのために行うことはできません。

管理会社、投資運用会社、受託会社および各社の関連会社、執行役員および受益者（総称して「関係者」といいます。）は、時にファンドの運用との利益相反を引き起こすその他の金融取引、投資活動および専門的活動に参加し、または参加することができます。かかる活動には、その他のファンドの運用、証券の売買、投資運用相談、仲介業務、受託業務、保管業務、その他のファンドもしくは企業（ファンドの投資先企業を含みます。）の取締役、執行役員、顧問もしくは代理人としての業務などを含みます。特に、投資運用会社は、ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドの投資運用または投資助言に参加する可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある場合、投資機会の配分に際して、ファンドとその他のクライアントとの間で公正に活動するものとし、各関係者は、彼らが関与する可能性のある活動によりそれぞれの業務活動に支障が生じないことを確認します。利益相反が発生した場合、管理会社の取締役会は受益者の利益に適うよう公正に解決するべく努力するものとし、関係者がソフト・コミッション契約を締結する場合、関係者は

- （i）かかる契約の相手方当事者またはブローカーがファンドに最善の履行を提供することに同意していること、
 - （ii）かかる契約の利益は、ファンドにサービスを提供する上での助けとなること、
 - （iii）ファンドに関して発行される定期的報告書の中で十分に開示されていること、
- を確認しなければなりません。

5【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

（2）事業譲渡または事業譲受

信託証書の規定およびアイルランド中央銀行の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、アイルランド中央銀行によって承認された別のアイルランドの会社に変更および譲渡することができます。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続します。

（3）出資の状況

該当事項なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、（i）アイルランド高等法院の命令により、または（ii）株主総会の特別決議によって解散されます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 UBSアセット・マネジメント株式会社（「投資運用会社」）

(1) 資本金の額

2025年12月末日現在、22億円

(2) 事業の内容

UBSアセット・マネジメント株式会社は、1996年にUBSアセット・マネジメント・グループの世界的ネットワークにおける日本拠点として設立されました。同社は、顧客に対し世界規模で統合されている投資プロセスと組織を通じて、世界トップレベルの投資運用サービスを提供しています。

2 UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

(UBS Asset Management (Singapore) Ltd)（「投資顧問会社」）

(1) 資本金の額

2025年12月末日現在、13.9百万シンガポール・ドル（約1,741百万円）

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝125.28円）によります。

(2) 事業の内容

UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、スイス銀行コーポレーション（以下「SBC」といいます。）の一部門として、シンガポールで1993年の初めに資産運用業務を開始しました。法律上の資産管理会社としては、1996年に設立されました。1998年に2つの競合する会社であった当時のスイス・ユニオン銀行とSBCの資産運用部門が合併しました。UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは投資関連リサーチ、法人・個人向けの営業の開拓およびオペレーション業務に従事しており、UBSの日本を除くアジアでの大部分の法人向け営業の開拓および顧客の管理を行っています。

3 UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー

(UBS Asset Management Switzerland AG)（「投資顧問会社」）

(1) 資本金の額

2025年12月末日現在、50万スイス・フラン（約10,137万円）

（注）スイスフランの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝202.74円）によります。

(2) 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、SBCとスイス・ユニオン銀行の資産運用部門の合併により1998年に設立されたUBSアセット・マネジメント・グループにおけるスイスの拠点です。2019年6月にグローバル総合金融機関であるUBSグループにおける資産運用部門の独立性を高めるために、UBS AGの資産運用部門から独立しUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとなりました。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、UBSアセット・マネジメント・グループの一員として、世界規模の投資プラットフォーム、強力な地域的な法人顧客管理および広範囲にわたるファンドを提供しています。

4 エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド

（SMT Trustees (Ireland) Limited）（「受託会社」）

（1）資本金の額

2026年4月末日現在、2.50ユーロ（約468円）および12万英ポンド（約2,596万円）

（2）事業の内容

エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（登記上の住所および営業上の住所ーアイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5）は、1993年1月、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社です。受託会社の最終的親会社は、東京証券取引所に上場している日本の会社である三井住友トラストグループ株式会社です。受託会社は、1995年投資仲介業者法に基づき、投資対象の安全保管および管理を含む保管業務事業を行う者として、アイルランド中央銀行による認可を受けました。

5 大和証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（1）資本金の額

2026年4月1日現在、1,000億円

（2）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいます。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和アセットマネジメント株式会社およびその他の投資信託委託会社発行の受益証券の販売・買戻しを取扱っています。

2【関係業務の概要】

1 UBSアセット・マネジメント株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社として管理会社に対してファンドに関する投資運用業務を提供します。

2 UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

（UBS Asset Management (Singapore) Ltd）（「投資顧問会社」）

投資顧問契約が投資運用会社とUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドとの間で締結され、これに基づきUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドはファンドの投資に関し投資運用会社に対して投資顧問業務を提供します。

3 UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー

（UBS Asset Management Switzerland AG）（「投資顧問会社」）

投資顧問契約が投資運用会社と旧投資顧問会社との間で締結され、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが当該契約を承継しました。これに基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーはファンドの投資に関して投資運用会社に対し投資顧問業務を提供します。

4 エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド

（SMT Trustees (Ireland) Limited）（「受託会社」）

受託会社の主たる業務は、集団投資スキームに関する信託、受託および保管サービスの提供です。受託会社は、信託証書の条項に従い、受託会社またはその代理人が受領したダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのすべての資産を安全に保管する責任を負います。

5 大和証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の募集に関し、代行協会員業務および販売業務を行います。

3【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は三井住友トラストグループ株式会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1989年のUCITSの枠組のアイルランド法への導入および1989年金融法により導入された規制対象集団投資スキームの税制への変更は、アイルランドにおける非保険ベースの集団投資構造の発展を促進した。特に、これらの導入後、UCITSその他の規制対象の投資信託は、ユニット・トラストおよびオープン・エンド型の変動資本を有する会社型投資信託としてアイルランドで設立することが可能なり、伝統的な生命保険ベースの商品に代わる商品を提供している。

これ以降、アイルランドは、その後の立法により、その集団投資信託制度の拡大を続けている（適用される要件に従い、UCITSまたはオルタナティブ投資ファンドとして認可される一般契約型投資信託（以下「CCF」という。）およびアイルランド集団資産運用ビークル（以下「ICAV」という。）の導入を含む。）。

2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの集団投資信託の法的枠組は、主に1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（その後、1990年ユニット・トラスト法（以下「1990年ユニット・トラスト法」という。）により補足・現代化された。）に定められていた。

1989年6月1日に、1985年12月20日付理事会通達（85/611/EEC）（原UCITS通達）をアイルランド法に置き換える1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）が、施行された。当該通達は、その後、2002年2月13日に発効した通達（2001/107/EC）（管理会社通達）および（2001/108/EC）（商品通達）（UCITS IIIと総称する。）の導入により改正された。

1989年規則は、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）により差し替えられた。さらに、これらは、UCITS IV（通達2009/65/EC）を履行する2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2011年第352号）（以下「UCITS規則」という。）により統合された。

UCITS V通達（通達2014/91/EU）は、既存のUCITS法的枠組を改正することにより、2016年3月21日から有効にアイルランド法に置き換えられた。したがって、アイルランドの主なUCITS法は、UCITS規則（随時改正される（2019年欧州連合（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）（改正）規則（法令2019年第430号）による改正を含む。））であり続ける。

UCITSはアイルランドにおいては、2019年アイルランド中央銀行（監督および執行）2013年法（第48条(1)）（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（改正済。CP161に対応する今後の代替規則の対象となる。）（以下「アイルランド中央銀行UCITS規則」という。）を含む、2013年アイルランド中央銀行（監督および執行）法第48条(1)により、アイルランド中央銀行（以下「アイルランド中央銀行」という。）により課される国内の要件の対象となる

オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）は、アイルランドにおいて、2013年7月22日より適用されているオルタナティブ投資ファンド運用会社指令（2011/61/EU）（以下「AIFMD」という。）に基づき規制されている。AIFMDは、UCITSたる適格性を有しないすべての投資信託の運用者に適用される。

2015年3月12日に発効した2015年アイルランド集団資産運用ビークル法（改正済）により、UCITSまたはAIFのいずれかとして認可され得る、会社型ファンドの仕組みである、アイルランド集団資産運用ビークル（以下「ICAV」という。）が構築された。

アイルランド法およびアイルランド中央銀行により執行される規制枠組に基づき、アイルランドにおける投資信託は、（A）適用される規制上の制度および（B）ファンドの設立の法的形態によって分類される。

規制上の分類

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）

UCITSは、UCITS規則に従い認可される。UCITSは、アイルランドにおいて、以下のいずれかの形態にて設定することができる。

- ・ ユニット・トラスト
- ・ 会社型投資信託（変動資本を有する公開有限責任会社）
- ・ CCF
- ・ ICAV

オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）

AIFは、AIFMDおよび対応するアイルランドの実施法により規制される、UCITSたる適格性を有しない投資信託をいう。アイルランド籍のAIFは、以下のいずれかとして設立することができる。

- ・ ユニット・トラスト
- ・ 会社型投資信託
- ・ CCF
- ・ ICAV
- ・ ILP

欧州長期投資ファンド（以下「ELTIF」という。）

ELTIFは、AIFのサブカテゴリーであり、個人による利用可能性を拡大する規則（EU）2023/606（以下「ELTIF 2.0」という。）による改正を含む、規則（EU）2015/760に従う。アイルランドのELTIFは、AIFとして認可されなければならない、以下を含む、アイルランド法に基づきAIFに認められるいずれかの法的形態による構造を持ち得る。

- ・ ユニット・トラスト
- ・ ICAV
- ・ 会社型投資信託（アイルランドの公開有限責任会社）
- ・ CCF
- ・ ILP

UCITSパスポートリング

UCITSとして認可され、ヨーロッパ連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国（以下「EU加盟国」という。）内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、国内法に置き換えられた通達（2009/65/EC）に従い、UCITSパスポートに基づき、通知手続およびホスト国の適用される販売要件に従い、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

UCITSの定義

UCITS規則第4条(3)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(9)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を以下の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに
- (i) 譲渡性のある証券
- (ii) 規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産
- (b) 受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託

UCITS規則第3条(1)はさらに、以下のとおり定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第69条(2)(a)に記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当し、かつこれらに適用される一定の基準を満たすその他の証券（以下「株式」という。）
- 債券およびその他の形態の証券化債務（以下「債務証券」という。）
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融商品」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

UCITS規則第4条(9)は、同条(3)の定義に該当するが、UCITS規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

- (a) 子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資信託
- (b) クローズド・エンド型の投資信託
- (c) ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託
- (d) ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託の主な法的形態には以下の形態がある。

1. 1990年ユニット・トラスト法（改正済）により設立されるユニット・トラスト（Unit Trusts）
2. 2014年アイルランド会社法（以下「会社法」という。）に基づきアイルランドの公開有限責任会社として設定され、UCITSまたはAIF（いずれか適用あるもの）として認可されている会社型投資信託（Investment Companies）
3. 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法（以下「2005年法」という。）により設定されるCCF
4. 2015年アイルランド集団資産運用ピークル法（改正済）により設定され、規制されるICAV
5. 1994年有限責任組合理型投資信託法（2020年有限責任組合理型投資信託（改正）法による改正を含む。）の下で設定されるILP（AIFのみ）

UCITSはユニット・トラスト、会社型投資信託、CCFまたはICAVとして設定しうる。UCITSのユニット・トラストおよびUCITSのCCFは、アイルランド規則に従い、アイルランドのUCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および会社法に従う。UCITSのICAVは、ICAV法に従う。

AIFのユニット・トラストは、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行（以下「アイルランド中央銀行」という。）が発行したアイルランド中央銀行のAIFルールブック（以下「AIFルールブック」という。）に従って設定することができ、AIFのCCFは、2005年投資信託、投資会社およびその他規定法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、会社法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに基づいてアイルランドで設定される。ILPは、1994年有限責任組合理型投資信託法およびアイルランド中央銀行が発したAIFルールブックに基づいてアイルランドで設定される。AIF

のICAVは、ICAV法に従って設定することができる。ILPは、通常、適格投資家向けAIFとして認可されるが、個人投資家向けAIFとして認可される場合もある。

税制

- (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法（改正済）に定められている。
- (2) UCITSおよびAIFの認可されたユニット・トラスト、UCITSおよびAIFの認可されたCCFおよびAIFの認可されたILPは、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資主／受益者がいない場合およびこれに関して各投資主／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資主／受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該投資主／受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局（以下「歳入委員会」という。）よりの承認を受けるようにする、「同等措置」を行う義務がある。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資主／受益者がいない場合およびこれに関して各投資主／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。

監督

アイルランド中央銀行は、UCITS規則およびアイルランド中央銀行UCITS規則に基づき認可されたUCITSのユニット・トラスト、UCITS会社型投資信託およびUCITSのCCFを監督する。

UCITSたる適格性を有しない投資信託であって、アイルランド中央銀行によりAIFとして認可されているものは、オルタナティブ投資ファンド運用会社指令（2011/61/EU）（以下「AIFMD」という。）、アイルランドの実施法、およびアイルランド中央銀行のAIFルールブックに従って規制される。かかるAIFは、ユニット・トラスト、会社型投資信託、ICAV、CCFまたはILP（場合に応じて）として設立されることができる。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、ユニット・トラスト（以下「ファンド」という。）、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する受益者のために、受託会社が信託保有する資産を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は投資主ではなく、その権利は、1990年ユニット・トラスト法およびUCITS規則またはAIFMD措置（ユニット・トラストに関連するもの）に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係（すなわち、信託証書）に基づく、衡平法上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する受益証券を通常記名式で、もしくは株券が発行されない形式で発行し、または受益権を証する確認書を発行する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITSのユニット・トラストの場合にはUCITS規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITSのユニット・トラストに関する諸規則

UCITS規則には、以下を含む、UCITSのユニット・トラストの認可に関する一定の要件が規定されている。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITSのユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されていなければならない。
 - (i) ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
 - (ii) 提案されている特定の目的に従った投資方針
 - (iii) 分配方針
 - (iv) 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
 - (v) 公告に関する規定
 - (vi) ファンドの会計年度
 - (vii) 信託証書変更手続
 - (viii) 受益証券発行手続
 - (ix) 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 許可されている投資、リスク管理および借入れ：（UCITSのユニット・トラスト）

適用される法的枠組

UCITSのユニット・トラストは、以下に定められる投資要件、分散要件、借入要件、リスク管理要件および報酬要件に従う。

- ・ UCITS規則
- ・ 2013年アイルランド中央銀行（監督および執行）法第48条によりアイルランド中央銀行により課される拘束力を有する要件

UCITS規則および適用あるアイルランド中央銀行UCITS規則に従い、UCITSは、以下のカテゴリーの資産に限って投資することができる。

- ・ UCITSの目的において公認されている規制された市場で認められまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融商品
- ・ 最近発行された譲渡性のある証券であって、規制された市場での取引の申請がなされ、かつ、所定の期間内にかかる取引の申請が許可されるもの
- ・ 同等の監督、投資家保護、および透明性の基準ならびにルックスルー要件に従うUCITSその他の適格な投資信託の受益証券。

- ・ 要求に基づき払い戻され得るか所定の期間内に満期を迎える金融機関への預金（ただし、当該機関が適切な慎重な監督に服する機関であるものとする。）
- ・ 取引所で取引される派生商品およびOTC派生商品を含む金融派生商品であって、以下に該当するもの
 - ・ 裏付資産が適格UCITSの投資である金融派生商品
 - ・ 金融派生商品取引の相手方は慎重な監督に服し、アイルランド中央銀行により承認されていること、
 - ・ 評価、流動性およびリスク・コントロール基準が満たされている金融派生商品
- ・ 規制された市場で取引されない短期金融商品であって、発行体または証券が所定の投資家保護基準に適合するもの

UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、貴金属または貴金属を表象する証券を取得してはならない。UCITSは、その業務の直接的な遂行のために必要な場合にのみ動産または不動産を取得することができる。

リスク管理および派生商品の利用

UCITS管理会社または自己運用会社型投資信託は、以下を行わなければならない。

- ・ すべての重大なリスクを継続的に監視および測定することを可能とする文書化されたリスク管理手法を運用しなければならない。
- ・ OTC派生商品の正確、独自かつ信頼できる評価を確保しなければならない。
- ・ 監督要件に従い、アイルランド中央銀行に派生商品の利用、潜在的リスクおよびエクスポージャー指標を報告しなければならない
- ・ UCITSは、ポートフォリオの効率的運用の目的で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法および手段を用いることができる。ただし、以下に該当する場合に限る。
 - ・ 当該技法および手段は、経済的に適切であり、費用対効果が高いこと。
 - ・ 当該技法および手段は、リスクの軽減、経費の削減またはUCITSのリスク内容と一致する追加の資本または収益を生み出すために使用されること。
 - ・ 当該技法および手段により、UCITSを当該UCITSの定められた投資目的から乖離させないこと。
- ・ 派生商品に起因する世界的なエクスポージャーがUCITSの純資産総額を超えてはならない。UCITSの投資およびリスク制限の遵守を評価する際に、組込派生商品を考慮する。

分散、集中および発行体に関する制限

UCITS規則は、以下に対する詳細な制限を課している。

- ・ 同一発行体によって発行された譲渡性のある証券および短期金融商品へのエクスポージャー
- ・ いずれか単一の金融機関への預金
- ・ OTC派生商品取引から発生する取引相手方リスク
- ・ 複数の資産クラスにまたがる、単一の発行体への合算されたエクスポージャー
- ・ 以下の場合は、拡充された発行体に関する制限が適用される
 - ・ 特別な公的監督に従っている金融機関の発行するカバード債
 - ・ 国、地方機関または公的国際機関によって発行または保証されている証券
 - ・ 指数追跡型UCITS（該当する指数がアイルランド中央銀行により認められていることを条件とする。）
- ・ 連結会計の目的において同一グループに含まれる企業は、これらの制限を適用する場合において同一発行体として扱われる。

他のファンドへの投資

UCITSは、以下を条件に、他のUCITSおよび適格な非UCITS投資信託に投資することができる。

- ・ 投資先ファンド当たりの投資制限
- ・ 非UCITSの投資への合計の制限
- ・ ファンド・オブ・ファンズ構造における、重複する申込手数料、買戻手数料または運用報酬の請求の制限
- ・ その資産の相当部分を他のファンドに投資する場合における拡充された開示義務
- ・ アンプレラUCITSは、アイルランド中央銀行により課せられる適用ある条件に従い、同一アンプレラ内の他のサブ・ファンドに投資することができる

借入れ

UCITSによる金銭の借入れは、厳しく制限されている。

- ・ UCITS規則に従い、借入れは、一時的に、かつ所定の制限範囲内でのみ行うことができる
- ・ UCITS規則に従い、UCITSの業務遂行のために必要な資産の取得のための借入れは、定められた閾値の範囲内で認められる
- ・ UCITS規則に従い、バック・ツー・バックの借入れの取り決めにより外国通貨へのエクスポージャーを取得することができる

(5) 投資制限（AIFのユニット・トラスト）

適用される法的枠組

AIFのユニット・トラストは、法的形態については1990年ユニット・トラスト法に基づき、また、アイルランド中央銀行によって以下に従い規制されている。

- ・ 指令（EU）2024/927（AIFMD II）による改正を含むAIFMD（法令2026年第181号により国内法に置き換えられた）
- ・ アイルランドの認可されたAIF、AIFMおよび保管受託銀行に適用される条件を定めるAIFルールブック

投資制限

AIFのユニット・トラストに適用される投資制限は、AIFルールブックおよび認可の条件によってアイルランド中央銀行により課せられ、以下を含む、AIFの種類および投資家のカテゴリーによって異なる。

以下に関する規定された制限の対象となる、個人投資家向けAIF。

- ・ 適格資産
- ・ 発行体および取引相手方の集中
- ・ 規制されていないファンドへの投資
- ・ 現金および預金の閾値
- ・ 派生商品へのエクスポージャーおよび世界的なエクスポージャーの制限

開示、ガバナンスおよび投資家保護の要件の対象となり、幅広い投資の柔軟性の恩恵を受ける、適格投資家向けAIF（QIAIF）。

AIFルールブックおよび直接適用されるELTIF規則の対象となるELTIF。

AIFルールブックは、ローン組成、流動性管理ツール、成功報酬の検証、子会社および中間ビークルを通じた投資ならびにファンドレベルでの資金調達取決めに関する更新された規定を含む、AIFMD IIとの一致を反映している。

(6) 管理会社

UCITS規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行に申請している管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができる。認可の付与については、UCITS規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。アイルランド中央銀行は、付与されたすべての認可について、欧州証券市場監督局に通知するものとする。

UCITS規則に概説される管理会社の業務

- (1) (a) UCITS規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS規則または通達2009/65/ECに従って認可されたUCITS、およびUCITS規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するものの、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業務に従事しないものとする。
 - (b) ユニット・トラスト、CCFおよび会社型投資信託を管理する業務には、UCITS規則の付属書類1に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- (2) (a) (b)に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を受けることができる。
 - (i) 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有するものを含む投資ポートフォリオの運用（当該ポートフォリオが通達2014/65/EU（以下「MiFID II」という。）の別紙IセクションCに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合）
 - (ii) 非中核業務として、
 - (I) MiFID IIの別紙IセクションCに挙げられた一または複数の証券に関する投資助言
 - (II) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (b) 管理会社は、
 - (i) (a)(i)および(ii)に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
 - (ii) (a)(i)に規定される業務の提供の認可を受けることなく、(a)(ii)に規定される非中核業務の提供を目的としては認可されないものとする。
- (3) 規則第3条(1)における「管理会社」の定義およびアイルランド法に置き換えられたMiFID IIの枠組は、必要なすべての修正をもって、管理会社による(2)項(a)(i)および(ii)に規定される業務の提供に適用されるものとする。
- (4) 個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MiFID IIの枠組に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- (5) 投資信託業務の提供の一環として、UCITS規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MiFID IIの枠組に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し（場合に応じて）、UCITS規則に従いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- (1) 他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
 - (a) 本国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合
 - (b) 最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
 - (c) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有する場合

- (2) (a) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うものとする。
- (b) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
- (c) アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- (3) 管理会社の業務遂行は、(1)項(c)号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。
- (4) (5)項ないし(7)項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- (5) 当初資本金と(4)項に基づき管理会社が保持すべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- (6) 管理会社の自己資金は、自己資本要件規則および関連する枠組（場合に応じて）を含む、適用あるEUの健全性規制法律の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (7) (a) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(4)項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。
- (b) 当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登録上の事務所を置くものとするが、第三国にその登記上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- (8) 上記(4)項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見なされるものとする。
- (a) 管理会社が運用するユニット・トラストおよびCCFで、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まないもの。
- (b) 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
- (c) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (9) 上記(1)(c)において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- (10) 管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。
- (11) アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。
- (12) 認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、第一審裁判所（高等法院）に申請を行うことができる。
- (13) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が(11)項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、(12)項に定められる第一審裁判所（高等法院）に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。
- (14) アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合、管理会社に対して発行した認可を取り消すことができる。

- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上前からUCITS規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
- (b) 管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合
- (c) 管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合
- (d) 管理会社の認可が規則第16(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、管理会社が適用あるEUの健全性要件を遵守しない場合
- (e) 管理会社が、UCITS規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくまたは組織的に違反した場合

認可の申請

- (1) 申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
 - (a) 申請中の管理会社が実行を予定または実行しそうな業務の種類
 - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
 - (c) 申請中の管理会社の定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
 - (a) 申請中の管理会社が、その業務がUCITS規則の要件に従った方法で遂行されることを確保するための準備を行ったこと。
 - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の定款には、UCITS規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にするに足りる条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネージャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格投資主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
 - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
 - (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だてて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すことができ、UCITS規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネージャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。

- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、定款の変更を指図することができる。
- (6) UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供すべき業務の種類を特定するものとする。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
- (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、UCITS規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はUCITS規則に従い実行されるものとする。
- (8) アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
- (a) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
- (c) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS 規則を適用し、UCITS規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
- (b) UCITS規則に従い、管理会社は、
- (i) 管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督もしくは
- (ii) 投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- (10) アイルランド中央銀行は、UCITS規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課すことができる。

管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条(1)ないし(9)に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- (2) (a) 管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。
- (b) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

適格保有

- (1) 管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID第10条で定められた規則に従うものとする。
- (2) 関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。
- (3) MIFID規則第15部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。

- (4) MIFID規則第16部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (5) UCITS規則において、
- (a) MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
 - (b) 「関係条項」とは、以下をいう。
 - (i) MIFID規則第13条および第30条
 - (ii) MIFID規則第14部

慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS規則に基づき授權されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
- (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用するユニット・トラスト、CCFまたは会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
 - (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。
- (3) その認可が規則第16条(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
- (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用するユニット・トラスト、CCFまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (b) 規則第16条(2)(a)(i)および(ii)に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達(97/9/EC)に定められる規定に従い、1998年投資家補償法(1998年第37号)を遵守するものとする。

- (4) 付属書類4に規定される要件は、UCITS規則上、効力を有するものとする。

委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること（この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。）。
 - (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行為することまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることが妨げられてはならないこと。

- (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
 - (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われえないこと。
 - (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - (i) UCITSにより発行される目論見書には、管理会社がUCITS規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (2) 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

業務遂行規約

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下を行うことを確保するものとする。
- (a) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
 - (b) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
 - (c) 認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に活用すること
 - (d) 利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること
 - (e) 認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること
- (2) UCITS規則の付属書類5に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

投資家の苦情

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託（該当する場合）は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続および仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。
- (b) 管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な手続および仕組みを構築するものとする。
- (2) 管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。

- (3) 管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。(1)項に規定される手続きに関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。

(I) 1990年ユニット・トラスト法の下で登録された、AIFのユニット・トラストの管理会社は、AIFルールブックに概説された要件を満たすことを要する。

I. 資本要件

- (1) AIFの管理会社は、常に、(i) 125,000ユーロ以上の当初資本（以下「当初必要資本」という。）または(ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1（以下「必要費用」という。）のいずれか多い方（以下「最低限必要資本」という。）を有するものとする。
- (2) AIFの管理会社は、(a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される（少なくとも最低限必要資本に相当する）資本（以下「資本」という。）を有するものとする。(b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。(c) 報告期間を通して、別紙I の通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド 中央銀行に証明する立場にあるものとする。(d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

- (1) 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。
- (2) AIFの管理会社は、常に、
- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク（事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。）を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかる

データおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。

- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した（AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIF のためのいずれであるかにかかわらず）すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の（その性質を記載する）記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引（コミットメントまたは偶発債務を含む。）の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却（AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。）の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- (vi) AIFの管理会社が
 - ・ AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - ・ 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - ・ AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行（最新の状態）を監視することができるよう、また、
 - ・ AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
 - (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
 - (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
 - (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (3) AIFの管理会社は、本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価し、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとらなければならない。また、
- (4) AIFの管理会社は、常に、記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。
- (5) AIFの管理会社は、AIFの管理会社の半期財務計算書および監査済年次計算書をアイルランド中央銀行に提出するものとする。半期計算書は該当する半期の末日から2か月以内、また、年次計算書は該当する年度の末日から4か月以内に提出するものとする。半期計算書および年次計算書はともに、最低限必要資本報告書（調整に関する注記と併せて、AIFルールブック第4章の一部を構成する。）を添付するものとする。最低限必要資本報告書は、AIFの管理会社の取締役または上級管理者により署名され

なければならない。また、AIFの管理会社の直接親会社の監査済年次計算書も提出しなければならない。

欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則（2013年法律第257号）（改正済）に概説されるAIFMの認可

AIFMの業務を行うための条件

- (1) AIFMは、規則に従って認可され、また、かかる認可にアイルランド中央銀行が付するすべての条件を満たさない限り、AIFを運用することができない。
- (2) 外部のAIFMは、付属書類1に記載されている業務以外の業務に従事することはできないが、2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則に基づきUCITSの管理会社として認可されていることを条件として、UCITSの運用を行うこともできる。
- (3) 内部で運用されているAIFは、付属書類1に従って、当該AIFの内部運用以外の業務を行うことができない。
- (4) (2)項を損うことなく、外部のAIFMは、以下の業務を提供することができる。
 - (a) 投資家によって付与されたマンデートによる投資対象ポートフォリオ（指令（EU）2016/2341（IORP II）の第19条(1)に従い年金基金および退職給与引当金機関により保有されているものを含む。）の一任勘定による各顧客ベースの運用
 - (b) (i) 投資アドバイス、(ii) 投資信託の投資証券または受益証券の保管および管理事務、ならびに(iii) 金融商品の注文の受領および伝達を含む周辺業務
- (5) AIFMは、規則に基づき、以下について権限を授与されないものとする。
 - (a) (4)項に記載されている業務のみを提供すること。
 - (b) (4)項(a)に記載されている業務を提供することなく、(4)項(b)に記載されている周辺業務を提供すること。
 - (c) 付属書類1の paragraph 2に記載されている業務のみを提供すること。
 - (d) 付属書類1の paragraph 1 (b)に記載されている業務を提供することなく、付属書類1の paragraph 1 (a)に記載されている業務を提供すること、またはその逆。
- (6) MiFID IIは、(4)に規定されているAIFMによる業務の提供に適用されるものとする。
- (7) AIFMは、アイルランド中央銀行が規則に記載されている条件の遵守を監視するために要求する情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (8) MiFID IIに基づき認可された投資会社または指令（2013/36/EU）（CRD IV）に基づき認可された金融機関のいずれも、投資業務（オルタナティブ投資ファンドに関する個別のポートフォリオ運用など）を提供するために規則に基づく認可を取得することを義務付けられないものとする。ただし、投資会社は、規則に従ってオルタナティブ投資ファンドの受益証券または投資証券を販売することができる場合に限り、直接的または間接的に、本国内の投資家に対し、オルタナティブ投資ファンドの受益証券または投資証券を募集し、またはかかる受益証券もしくは投資証券を販売するものとする。

認可されたAIFMではないAIFの管理会社

I. 資本要件

1. AIFの管理会社は、常に、以下を有するものとする。
 - (i) 125,000ユーロ以上の当初資本（以下「当初必要資本」という。）、または
 - (ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1（以下「必要費用」という。）のいずれか多い方（以下「最低限必要資本」という。）

2. AIFの管理会社は、

- (a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される（少なくとも最低限必要資本に相当する）資本（以下「資本」という。）を有するものとする。
- (b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。
- (c) 報告期間を通して、別紙I の通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。
- (d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

1. 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、アイルランド中央銀行が適切にアクセスすることができ、コンプライアンスの職務を効率的に履行することができ、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

2. AIFの管理会社は、常に、

- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク（事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。）を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した（AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIF のためのいずれであるかにかかわらず）すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の（その性質を記載する）記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引（コミットメントまたは偶発債務を含む。）の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却（AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。）の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- (vi) AIFの管理会社が
 - ・ AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - ・ 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - ・ AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行（最新の状態）を監視することができるよう、また、
 - ・ AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
- (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (xi) AIFの管理会社のシステムおよび社内管理の取決めの的確性および有効性を監視し、定期的に評価し、また、欠陥が特定された場合には適切な是正措置をとるものとする。また、
- (xii) 記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。

受託会社に関する情報（保管受託銀行にも関連する。）**受託会社に関する義務****資産の保管**

- (1) ユニット・トラストの資産およびCCFの資産は、UCITS規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- (2) 規則第36条に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

受託会社の義務

- (1) 受託会社は、以下を行うものとする。

- (a) ユニット・トラストもしくはCCFのために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って遂行されるようにすること。
 - (b) 受益証券の価格がUCITS規則および信託証書（ユニット・トラストの場合）または設立証書（CCFの場合）に従い計算されるようにすること。
 - (c) 管理会社の指示をUCITS規則または信託証書（ユニット・トラストの場合）もしくは設立証書（CCFの場合）に抵触しない限り実行すること。
 - (d) ユニット・トラストまたはCCFの資産の取引において、通常の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
 - (e) ユニット・トラストまたはCCFの収益がUCITS規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って充当されるようにすること。
- (2) 受託会社は、各年次計算期間におけるユニット・トラストまたはCCF（場合による。）の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。

受託会社の報告書は、当該報告書の写しをUCITS規則第88条に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。

かかる報告書には、

- (a) 信託証書または設立証書（場合による。）およびUCITS規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ
- (b) その他については信託証書または設立証書（場合による。）の条項およびUCITS規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間にユニット・トラストまたはCCF（場合に応じて）を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

受託会社

- (1) 本国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合には、本国内に営業所を設立していること、かつ、
- (2) (a) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、本国内で認可された金融機関であること、
- (b) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の本国内に設置された支店であること、または、
- (c) 本国内の会社であり、かつ、
 - (i) 金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込資本金を有していること。）。
 - (ii) アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であるとみなされる第三国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込済資本金を有していること。）。
 - (iii) (a)、(b)または(c)(i)もしくは(c)(ii)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によってみなされるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社

はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込済資本金を有していること）。

- (3) 受託会社はUCITS規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- (4) UCITS規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- (5) 受託会社は、請求に応じて、受託会社がその職務を遂行する間に入手したすべての情報およびアイルランド中央銀行がUCITSによるUCITS規則の遵守を監督するために必要なすべての情報をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。
- (6) 管理会社の母国であるEU加盟国が本国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、UCITS規則第34条および本国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要とみなされる情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- (7) UCITS規則の付属書類6に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

UCITS V規則に基づく保管会社／受託会社の責任

- (1) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、保管会社またはUCITS V規則第34条(4)(a)に従って保管会社により保管される金融商品の保管が委託された第三者により保管される金融商品の損失について責任を負うものとする。
- (2) 保管される金融商品が損失した場合、保管会社は、UCITSまたはUCITSのために行為する管理会社に対し、同一の種類の金融商品またはこれに相当する金額を不当な遅滞なく返還する。
- (3) 保管会社は、回避のための一切の合理的な努力にもかかわらずその結果が不可避であったであろう保管会社の合理的な支配が及ばない外部的な事由の結果として当該損失が生じたことを証明できる場合、(1)項に基づく損失について責任を負わないものとする。
- (4) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、UCITS V規則に基づく保管会社の義務を適切に履行する上での保管会社の過失によるまたは故意の不履行の結果としてこれらが被ったその他一切の損失について責任を負うものとする。
- (5) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、UCITS V規則第34A条に基づく委託により影響を受けないものとする。
- (6) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、合意により除外または限定されないものとし、かかる責任の除外または限定を意図する合意の規定は無効とする。
- (7) 受益者に対する責任は、その訴えにより救済の重複または受益者の不平等な取扱いをもたらさないことを条件として、直接または管理会社もしくは会社型投資信託を通じて間接的に訴求される。

単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- (1) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行うなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。
- (2) ユニット・トラストまたはCCFとして設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い（直接的か間接的かを問わない。）には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。

- (3) ユニット・トラストまたはCCFとして設定されたUCITSがアンブレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い（直接的か間接的かを問わない。）には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (4) 受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書（場合に応じて）の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して拘束力を有するものとする。

管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書（ユニット・トラストに関して）および設立証書（CCFに関して）は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保証するための規則を規定するものとする。

(II) 1990年ユニット・トラスト法に基づき登録されたAIFのユニット・トラストの受託会社の要件は以下のとおりである。

受託会社に関する情報

- (1) AIFMは、運用する各AIFについて、本規則に従って単一の保管受託銀行が任命されることを確保するものとする。
- (2) 保管受託銀行の任命は、書面による契約によって証明されるものとする。契約は、特に、本規則およびその他の関連する法令または行政規則に定められている通り、保管受託銀行として任命されたAIFのために保管受託銀行の業務を遂行するために必要とみなされる通信および情報交換について規定するものとする。
- (3) (a) 保管受託銀行は、
 - (i) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令（2013/36/EU）および規則（EU）573/2013に従って認可された金融機関であること。
 - (ii) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、適用あるEUの慎重な枠組による自己資本比率規制（事務処理リスクのための自己資本比率規制を含む。）に従っており、MiFID IIに従って認可されている投資会社で、MiFID II別紙IセクションBのポイント(1)に従って顧客勘定に係る金融商品の安全保管および管理の付随的業務も提供するものであること（かかる投資会社は、いかなる場合も、指令（2006/49/EC）第9条に記載されている当初資本の金額を下回らない自己資金を有するものとする。）、または
 - (iii) 本国において設立され、1995年投資仲介業者法に基づき投資事業会社として認可されている
- (I) 金融機関の完全所有子会社であること（ただし、会社の負債は、金融機関によって保証されるものとし、また、金融機関は、1992年EC（金融機関の認可および監督）規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有するものとする。）。または、
- (II) 第三国の機関の完全所有子会社（1992年EC（金融機関の認可および監督）規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有する。）であること。

- (iv) 他のEU加盟国において設立されたAIFの場合、EU加盟国が指令の第21条(3)に従って保管受託銀行に決定した法人であること。
 - (v) 非EU AIFの場合に限り、かつ(5)項(c)を損うことなく、(6)項の条件が満たされることを条件として、保管受託銀行は、(i)および(ii)に記載された法人と同様の性質を有する金融機関またはその他の法人でもよいものとする。
- (b) (a)において規定されている内容に加えて、アイルランド中央銀行は、当初投資日から5年間は行使可能な償還権を有さず、また、その基本的投資方針に従って、通常、(8)項(a)に従って保管されなければならない資産には投資しない、または、通常、第27条に従って発行体または非上場会社に対する支配を潜在的に取得するために投資するAIFに関連して、保管受託銀行が専門家としての業務または事業活動の一環として保管受託業務を行う法人であり、この点に関して、かかる法人が法律により承認されている強制的専門家登録の対象であるか、または、法令もしくは専門家としての行為に関する規則に従うものであり、また、関連する保管受託業務を効率的に遂行することができるよう十分な金融保証および専門家保証を提供することができ、かかる業務に内在するコミットメントを満たすことを許可するものとする。
- (4) 保管受託銀行とAIFMおよびAIF（または保管受託銀行と後者のいずれか）、または保管受託銀行とAIFおよびその投資者（または保管受託銀行と後者のいずれか）の間の利益相反を回避するために、
- (a) AIFMは、保管受託銀行としては行為しないものとし、
 - (b) AIFの取引相手方として行為するプライム・ブローカーは、当該AIFの保管受託銀行としては行為しないものとする。ただし、プライム・ブローカーが職務上および序列上、保管受託業務とプライム・ブローカーとしての業務の遂行を分離し、また、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、AIFの投資者に開示された場合を除く。
 - (c) 保管受託銀行は、関連する条件が満たされた場合、(11)項に従って、その保管業務を(b)に記載されているプライム・ブローカーに委託することができる。
- (5) 保管受託銀行は、以下のいずれかの場所において設立されるものとする。
- (a) アイルランド籍のAIFの場合は、本国内において
 - (b) EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地であるEU加盟国において
 - (c) 非EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地である第三国、またはAIFを運用するAIFMの設立地であるEU加盟国、またはAIFを運用するAIFMの参考EU加盟国において
- (6) (3)項に記載されている要件を損うことなく、第三国において設立された保管受託銀行の任命は、常に、以下の条件に服するものとする。
- (a) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または投資証券が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとし、または
 - (ii) 非EU籍のAIFが(i)に該当しないAIFMによって運用され、また、非EU籍のAIFの受益証券または投資証券が本国において販売される予定である場合は、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとする。
 - (b) 保管受託銀行は、有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施されている監督に服するものとする。

- (c) 保管受託銀行の設立地である第三国は、FATFによって非協力国および領土として列挙されていない。
- (d) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または投資証券が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を満たし、税務に関する有効な情報交換（多国間租税協定を含む。）を確保する協定に署名するものとし、または、
- (ii) 非EU籍のAIFの受益証券または投資証券が本国において販売される予定である場合には、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を完全に満たし、税務に関する有効な情報交換（多国間租税協定を含む。）を確保する協定に署名するものとする。
- (e) 保管受託銀行は、契約により、AIF またはAIFの投資者に対し、(12)項および(13)項と矛盾しない責任を負うものとし、また、明示的に(11)項に従うことに同意するものとする。
- 他のEU加盟国の管轄当局およびアイルランド中央銀行が(a)、(c)または(e)の適用により行なわれた評価に同意しない場合、アイルランド中央銀行および他の管轄当局は、ESMAが、規則(EU) No.1095/2010の第19条に基づき付与される権限に従って行為するようかかかる事項をESMAに付託することができるものとする。
- (7) (a) 保管受託銀行は、通常、AIFのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとし、また、特に、AIFの受益証券または投資証券の購入の際に投資者または投資者の代理人が支払ったすべての支払金が受領され、また、現金勘定が要求されている市場において、AIFのすべての現金が、AIFの名義もしくはAIFに代わって行為するAIFMの名義、またはAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で委員会委託規則（EU）2017/565の第18条(1)の(a)(b)および(c)に記載された法人またはかかる法人と同一の性質を有する他の法人に開設された現金勘定に記入されることを確保するものとする。ただし、かかる法人が、有効な健全性規制およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施され、また、委員会委託規則（EU）2017/565に定められた原則に従っている監督に服することを条件とする。
- (b) 現金勘定がAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で開設された場合は、(a)に記載された法人の現金および保管受託銀行自身の現金は、かかる勘定には記入されないものとする。
- (8) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産は、以下の通り、安全保管のために保管受託銀行に委託されるものとする。
- (a) 保管され得る金融商品に関しては、
- (i) 保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての金融商品および保管受託銀行に現物を引き渡すことのできるすべての金融商品を保管するものとする。
- (ii) かかる目的上、保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての当該金融商品が指令（2006/73/EC）第16条に定められている原則に従って、AIFの名義またはAIFに代わって行為するAIFMの名義で開設された分離勘定に登録されることを確保するものとし、これによりかかる金融商品は、常に、適用法に従って、AIFに属するものであると明白に識別され得るものとする。
- (b) その他の資産に関しては、

- (i) 保管受託銀行は、かかる資産のAIFまたはAIFにかわって行為するAIFMの所有権を確認するものとし、また、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが資産の所有権を有しているとは保管受託銀行が満足するかかる資産の記録を維持するものとする。
 - (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが所有権を有しているか否かの検証は、AIFまたはAIFMによって提供される情報または書類に基づいて行われるものとし、利用可能な場合は、外部の証拠に基づき行なわれるものとする。
 - (iii) 保管受託銀行は、自身の記録を最新の状態に維持するものとする。
- (9) (7)項および(8)項に記載されている業務に加えて、保管受託銀行は、
- (a) AIFの受益証券または投資証券の販売、発行、買戻し、償還および取消しが、適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って行われることを確保するものとする。
 - (b) AIFの受益証券または投資証券の価額が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書および第20条で定められている手続に従って計算されることを確保するものとする。
 - (c) 適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行するものとする。
 - (d) AIFの資産に関する取引において、代価が通常の期限までにAIFに送金されることを確保するものとする。
 - (e) AIFの収益が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って充当されることを確保するものとする。
- (10) (a) AIFMおよび保管受託銀行は、それぞれの役割において、誠実、公正に、専門家として、独立して、また、AIFおよびAIFの投資者の利益のために行うものとする。
- (b) 保管受託銀行は、AIF、AIFの投資者、AIFMおよび保管受託銀行自身の上に利益相反を生じさせる可能性のあるAIFまたはAIFに代わるAIFMに関する業務を行わないものとする。ただし、保管受託銀行が職務上および序列上、保管受託業務の遂行を自身のその他の潜在的に相反する業務と分離し、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、また、AIFの投資者に開示された場合を除く。
- (c) 保管受託銀行は、(8)項に記載されている資産をAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしに再利用することはできないものとする。
- (11) (a) 保管受託銀行は、(8)項に記載されている業務を除き、本規則に記載されている通り、自身の業務を第三者に委託することはできない。
- (b) 保管受託銀行は、以下の条件に従って、(8)項に記載されている業務を第三者に委託することができる。
- (i) 業務は、本規則に規定されている要件を回避することを意図して委託されるものではないこと。
 - (ii) 保管受託銀行は、アイルランド中央銀行が要求する場合、アイルランド中央銀行に対し、委託には客観的理由があったことを示すことができること。
 - (iii) 保管受託銀行は、自身の業務の一部を委託することを希望する相手である第三者の選定および任命において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し、自身の業務の一部を委託した第三者および委託された事項に関する第三者による取扱いの定期的見直し、および継続的監視において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し続けること。
 - (iv) 保管受託銀行は、第三者に委託された業務の遂行期間中、常に、第三者が以下の条件を満たすことを確保すること。

- (I) 第三者は、業務が委託されたAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産の性質および複雑さに適し、また、比例した仕組みおよび専門知識を有すること。
 - (II) (8)項(a)に記載されている保管業務に関し、第三者は、有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）および関係する法域の監督に服するものとし、また、第三者は、金融商品を保管していることを確認するため外部の定期的監査を受けること。
 - (III) 第三者は、常に、特定の保管受託銀行の顧客に帰属すると明確に認識できるように、保管受託銀行の顧客の資産、第三者自身の資産および保管受託銀行の資産から分離すること。
 - (IV) 第三者は、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしで、また、保管受託銀行への事前の通知なしで、資産を使用しないこと。また、
 - (V) 第三者は、(8)項および(10)項に記載されている一般的義務および禁止に関する規定を遵守すること。
- (c) (b)(iv)の(II)にかかわらず、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、第三国の法律により義務付けられている範囲内においてのみ、また、かかる要件を満たす現地の法人が存在しない限りにおいてのみ、以下が満たされることを条件として、かかる現地の法人に自身の職務を委託することができるものとする。
- (i) 関連するAIFの投資者は、投資を行う前に、かかる委託は、第三国の法律の法的制約により義務付けられるものであること、また、委託を正当化する状況にあることについて適式に通知されること、また、
 - (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMは、かかる金融商品の保管にかかる現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示すること。
- (d) 第三者は、その後、同一の要件に従って、かかる職務を再委託することができる。かかる場合、必要な修正がなされた上で、(13)項が該当する当事者に適用されるものとする。
- (e) 本項の目的上、指令（98/26/EC）に記載された（当該指令の目的上指定された）証券決済システムによるサービスの提供、または第三国の証券決済システムによる同様のサービスの提供は、保管業務の委託とはみなされないものとする。
- (12) (a) 保管受託銀行は、AIFまたはAIFの投資者に対し、保管受託銀行または(8)項(a)に従って金融商品の保管が委託された第三者による紛失について、責任を負うものとする。
- (b) 保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、不当な遅滞なく、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMに対し、かかる金融商品と同一の種類の金融商品またはその相当する金額を返還するものとする。保管受託銀行は、かかる紛失が自身の合理的な管理を超える外部の事象により生じたこと、またこれを回避するためにあらゆる合理的な努力を払ったにもかかわらずかかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。
- (c) 保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または保管受託銀行が本規則に基づく自身の義務を適切に履行することを故意に怠ったことによりAIFまたはAIFの投資者が被ったその他のあらゆる損失について、AIFまたはAIFの投資者に対し責任を負うものとする。
- (13) (a) 保管受託銀行の責任は、(11)項に記載されている委託により影響を受けないものとする。

- (b) (a)にかかわらず、(11)項に基づき第三者によって保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、以下を証明することができれば責任を免除され得るものとする。
- (i) (11)項の(b)に記載されている保管業務の委託に関するすべての要件が満たされていること。
- (ii) 保管受託銀行と第三者との間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に第三者に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、第三者に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能であること。
- (iii) 保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に免除され、かかる免除の約定に関する客観的な理由が確立していること。
- (14) さらに、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(11)項(b)(iv)の(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、以下の条件が満たされることを条件として、自身の責任を免れ得るものとする。
- (a) 関係するAIFの規則または設立証書が、本項に記載されている条件に基づき、かかる免除を明示的に許可すること。
- (b) 関連するAIFの投資者が、投資を行う前に、かかる免除および免除を正当化する状況について適式に通知されていること。
- (c) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、かかる金融商品の保管を現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示したこと。
- (d) かかる免除を明示的に許可する保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約が存在すること。
- (e) 保管受託銀行の責任が明示的に現地の法人に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、現地の法人に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能である保管受託銀行と第三者との間の書面による契約が存在すること。
- (15) 投資者に対するAIFの責任は、保管受託銀行、AIFMおよび投資者の間の法律上の関係によって、AIFMを通して直接的または間接的に効力を生じ得るものとする。
- (16) (a) アイルランド籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、アイルランド中央銀行またはAIFMの管轄当局が必要とするあらゆる情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行とAIFMの管轄当局が異なる場合、アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFMの管轄当局と共有するものとする。
- (b) 本国において設立された保管受託銀行を任命した非EU籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、AIFの管轄当局またはアイルランド中央銀行が必要とする情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFの管轄当局およびAIFMの管轄当局（アイルランド中央銀行とは異なる場合）と共有するものとする。

関係法人

- (a) 投資顧問会社

多くの場合、ユニット・トラストの管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

ILPは1994年の有限責任組合型投資信託法（2020年有限責任組合型投資信託（改正）法による改正を含む。）に基づいている。ILPはアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

オルタナティブ投資ファンドとしての構造を持つILPは、組合契約の承認および適用ある認可の要件の充足後にアイルランド中央銀行により認可される。組合契約は、この構造のファンドの準拠書類である。組合契約は、ジェネラル・パートナーと一または複数のリミテッド・パートナーの間で締結される。ジェネラル・パートナーは、管理会社に類似する役割を担い、通常、投資運用者を任命する。取締役会は存在せず、そのため経費を削減することができ、投資運用者は、より大きな支配権を有することになる。リミテッド・パートナーは投資家であり、その責任は、自己の投資額を超えない。当該構造は法人化されないため、それ自体は法主体ではなく、すなわち自己の名義で契約を締結することはできない（契約は、ジェネラル・パートナーにより組合のために締結される。）。

税金に関しては、各パートナーは、当該パートナーの該当する課税上の地位に応じて、組合の収益および利益に対する自らの比例持分について税務上の透明性があるものとして扱われる。ILPは、組合財産の性質上、オープン・エンド型構造にはあまり適していない。

ILPは、アイルランドに進出している外国投資運用会社にとって利便性のあるものであり、ルクセンブルグおよびケイマン諸島など、他の主要なファンド設立地において一般的に利用されている。ILPの一般的な戦略には、プライベート・デット、ベンチャー・キャピタルおよび不動産が含まれる。

(C) CCF

CCFに適用される法律は、当該ファンドの規制区分によって異なる。UCITSのCCFは、アイルランド規則に基づいており、AIFのCCFは、2005年法に基づいている。両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

保管受託銀行と管理会社（UCITSのCCFの場合）またはAIFM（AIFのCCFの場合）の間で設立証書が締結される。

設立証書の締結は、認可手続の重要な部分を構成し、CCFは、アイルランド中央銀行による承認後に認可される。

ILPと同様に、CCFは法人化された事業体ではないため、独立した法人格を有しない。したがって、CCFの資産は、保管のために保管受託銀行に委託される。

CCFは、機関投資家に最も適しており、多くの欧州の投資家によく知られているものである。投資家は、投資証券または受益証券ではなく、ファンドの原投資対象の比例持分を直接的に保有しているものとして扱われることから、CCFには税務上の透明性がある。

(D) 会社型の投資信託

(I) 会社型の投資信託は、アイルランド規則および会社法に基づき、公開有限責任会社として設立される。

会社法およびファンドの設立証書に従い、UCITSまたはAIFとして設立された会社型投資信託の投資証券は投資主に対し、投資主総会において1口につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次投資主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る投資証券の口数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る投資証券の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その投資証券は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済投資証券資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、投資主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、投資主総会により増額することができる。投資証券は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

(II) 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、投資主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その投資証券は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）AIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、投資証券は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの投資証券の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行投資証券は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人の変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも投資証券を発行することができること。
- (d) VCCは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻すこと。
- (e) VCCの投資証券は、VCCの純資産総額を発行済投資証券の口数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは投資証券を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に投資証券の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、投資証券の発行および買戻しの停止条件を明記すること。

- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（UCITSについては1か月に最低2回とする。）。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが投資主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 投資証券は全額払込まれなくてはならず、かつ投資証券は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する投資証券または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIF型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d)項の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)項についてAIFのVCCが、一部払込済投資証券の発行が認められる財産またはベンチャー／開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

(III) 固定資本を有する会社型投資信託（FCC）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人投資証券と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先投資証券との二種類に分けられる。発起人投資証券は会社の普通投資証券であり、これに対して種類のない優先投資証券が優先する。種類のない投資証券は、記名式投資証券または参加投資証券として発行される。参加投資証券は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、投資証券プレミアム勘定に入れられる。投資主が投資証券を会社に売却することを希望する場合、かかる投資証券のセント表示の額面は新しく発行された投資証券の手取金から償還され、一方、投資証券のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が投資証券を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面投資証券の形態の種類のない投資証券を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して投資主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

(IV) アイルランド集団資産運用ビークル（ICAV）

ICAVは、投資ファンドのために特別に設計された会社型ファンドの仕組みの一種である。ICAVは、ICAV法に基づき、アイルランド中央銀行に登録されることにより設立され、成立する。ICAVは、その後、UCITSファンドまたはAIFファンドとしてアイルランド中央銀行により承認され、かつ、規制される。ICAVは、投資ファンドのために特別に設計されているため、アイルランドにおいて資金を保有するために用いられてきた従来のアイルランドの会社型ビークルである会社型投資信託に勝るいくつかの便益をもたらすものである。その一つとして、保管受託銀行が当該変更の内容に関して一定の証明を行うことができることを条件として、投資主の承認を要することなくICAVの設立関連書類を変更することができるが含まれる。ICAVの取締役は、ICAVの投資主に対し、当該決定に関する通知を60日以内に行うことを条件として、年次総会を開催しないことができる。ICAV法は、アンブレラICAVの中の個々のサブ・ファンドについて個別に財務報告書を作成することができる柔軟性を備えている。UCITSとは異なり、AIFとして設立されたICAVは、その投資家のカテゴリーおよび認可の条件に応じて、強制的なリスク分散の要件に服することなく、設立されることができる。

ICAVへの転換

会社法またはUCITS規則に従い会社型投資信託として設立されたUCITSファンドおよびAIFファンドは、ICAV法に定められる転換プロセスに従い、ICAVに転換することができる。会社型投資信託からICAVへの転換には継続性が認められ、従って、アイルランド中央銀行にICAVとして登録された場合も、会社型投資信託として設立され、かつ、登録されていた会社が、そのように設立、かつ登録されていた間（すなわち、ICAVとして登録される前）に締結された契約、可決された決議または行われたその他の行為もしくは事項に影響を

及ぼさず、また当該会社型投資信託もしくはいずれかの者の権利、権能、機能、責任または義務に影響を及ぼし、または当該会社型投資信託によるもしくはこれに対する法的手続に瑕疵を生じるように作用しない。ICAVの仕組みは、アイルランドにおけるICAVへの転換、ICAVとしての登録および存続を希望する、財務大臣が定めるその他の「関連する法域」の会社型投資信託も利用可能である。

(V) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)および3.(A)(5)記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

(VI) 会社型投資信託

- (A) (i) アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。
- (ii) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。
- (iii) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。
- (iv) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。
- (B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、
 - (a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。
 - (i) 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合
 - (ii) 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合
 - (iii) 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合
 - (b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。
 - (c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非EU加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。
 - (d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。
 - (e) UCITS規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条(2)(b)で定められる意味を有する。
- (C) 業務の委任
 - (a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
 - (i) アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
 - (ii) 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行為することまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。

- (iii) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
 - (iv) 委任が投資運用に関わるもので、非EU加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非EU加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (v) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。
 - (vi) 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (vii) 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (viii) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - (ix) 会社型投資信託により発行される目論見書は、管理会社が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授権された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

(VII) 関係法人

(a) 受託会社／保管受託銀行

UCITSの資産の保管は、UCITS規則により、単一の保管受託銀行に委託されなければならない。

上記3に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管受託銀行に適用される。ただし、(a)ユニット・トラストに関する記載は、会社に関する記載として、(b)受益証券に関する記載は、投資証券に関する記載として、(c)1990年ユニット・トラスト法に関する記載は、会社法またはアイルランド規則（適用あるもの）に関する記載として、および(d)信託証書に関する記載は、定款または設立関連書類に関する記載として解釈される。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記(VII)「関係法人」(a)(i)中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

- (I) 会社法が、ユニット・トラストにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。ICAV法が、ICAVに対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社またはICAVの場合に適用される。

(II) 会社設立の要件

最低2名の投資主が存在すること。

(III) 定款の記載事項

定款または設立文書には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受投資主の身元
- (b) 会社の形態および名称
- (c) 会社の目的
- (d) 引受資本および授權資本（もしあれば）の額。さらに、AIFのVCCの定款には、当該時の会社の発行済投資証券資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。
- (e) 申込時の払込額
- (f) 引受資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (g) 記名式または無記名式の投資証券の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (j) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載
- (l) 存続期間（適用ある場合）
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積

- (IV) アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設定に関する規定がある。

設立要件

上記の投資証券の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

(V) アイルランドにおける投資信託の認可

- (a) UCITS規則第8条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。
 - (i) 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。
 - (aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。
 - (bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該EU加盟国の監督官庁の認可をうけていないもので、その受益証券または投資証券がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。
 - (ii) アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。
- (c) アイルランド規則による目論見書等の要件

会社型投資信託または管理会社により公表される情報

- (1) 会社型投資信託および管理会社（会社型投資信託が運用するCCFおよびユニット・トラストそれぞれについて）は、以下を公表するものとする。
 - (a) 目論見書
 - (b) 各会計年度の年次報告書
 - (c) 会計年度の上半期を対象とする半期報告書
- (2) 年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。
 - (a) 年次報告書の場合は4か月以内
 - (b) 半期報告書の場合は2か月以内

目論見書および定期報告の記載情報

- (1) (a) 目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
 - (b) 目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- (2) 目論見書は少なくともUCITS規則の付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報がUCITS規則第91条(1)に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- (3) 会社の取締役は、当該会社の各会計年度についての単体財務報告書を作成するものとする。
- (4) 会社法第290条に基づき作成される単体財務報告書は、会社法第293条に基づくグループ財務報告書を作成しない会社の法定財務報告書とする。
- (5) 会社法第290条(5)から(8)までおよび第296条に従い、会社の単体財務報告書は、（当該会社の選択により、）(a)会社法第291条と、(b)国際財務報告基準および会社法第292条のいずれか一方に従って作成されるものとする。
- (6) (a)会社法第291条に従って作成された単体財務報告書は、「会社法適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「会社法適用単体財務報告書」といい、これは、今後、同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用され、また、(b)国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成された単体財務報告書は、「IFRS適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「IFRS適用単体財務報告書」といい、これは、今後、当該基準および同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用される。
- (7) 投資主による利益の獲得を目的としない会社については、単体財務報告書は、会社法第291条に従って作成されるものとする。
- (8) 会社の取締役がIFRS適用単体財務報告書を作成した最初の会計年度（以下「IFRS適用初年度」という。）後において、当該会社のその後の単体財務報告書はすべて、会社法第290条(7)に定める関連する状況の変化が生じていない限り、国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成されるものとする。
- (9) IFRS適用初年度中またはその後のいずれかの時点で、(a)当該会社がIFRS財務報告書を作成しない他の会社の子会社となった場合、(b)当該会社が、非公開投資証券会社として再登録を行ったため、EEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合、または(c)当該会社の持株会社がEEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合には、関連する状況の変化が生じたものとする。
- (10) 会社について、関連する状況の変化が生じた後に会社法適用単体財務報告書が作成された場合、当該会社の取締役はその後、当該会社のIFRS適用単体財務報告書を作成することができ、当該IFRS適用単体財務報

告書がその後作成された会計年度がIFRS適用初年度であるものとして、会社法第290条(6)および(7)が適用されるものとする。

- (11) 半期報告書は少なくとも2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2011年第352号）（改訂済）の付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。UCITSが中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する税引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

規則第89条の補足規定

- (1) 規則第89条に従いUCITSにより発行された目論見書は、UCITSが投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。UCITSが金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない：
- (a) かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また
 - (b) かかる取引がUCITSのリスク内容に与える可能性のある影響
- (2) UCITSは、
- (a) 主に、以下のものに投資するか、または
 - (i) 預金
 - (ii) UCITSもしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または
 - (iii) 金融派生商品
 - (b) 規則第71条に従い投資証券または債務証券を反復することを目指す場合、目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (3) UCITSの純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (4) UCITSの管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を提供するものとする：
- (a) 適用される定量的リスク管理
 - (b) 用いられるリスク管理手法、および
 - (c) UCITSが関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

信託証書等の目論見書等への添付

- (1) (2)項に従い、会社型投資信託の信託証書、設立証書または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。
- (2) (1)項に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各EU加盟国において参照することのできる場所を通知されるものとする。
- (3) (a) 会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的に記載するものとする：
- (i) 受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。
 - (ii) 書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。
 - (iii) すべての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性がありかつ依拠されてはならないこと。また、

- (iv) 言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。
- (b) アンブレラ型ファンドの場合、目論見書は、1つのサブ・ファンドから他のサブ・ファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のあるEU加盟国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

投資家に対する目論見書等の提供

- (1) 目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
- (2) 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (3) 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITS規則の第98条において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。

年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

他の情報の公表

受益証券の価格の公表

- (1) (2)項に従い、UCITSは、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- (2) ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITSの受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

主要投資家情報

投資家向け主要情報の作成

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよびユニット・トラストについては管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、「主要投資家情報書類」（KIID）または「PRIIPs主要投資家資料」（PRIIPs KID）（該当する場合）として言及されるものとする。「主要情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。
- (2) 主要情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、投資家に提供される。
- (3) (a) 主要情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする：
 - (i) UCITSの確認
 - (ii) 投資目的および投資方針の簡単な説明
 - (iii) 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
 - (iv) 経費および関連費用、ならびに
 - (v) 投資リスク／利益の内容（関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。）(b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。
- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足（翻訳を除く。）が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

契約前情報等

- (1) 主要情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) KIID（PRIIPs KID（該当する場合）を含む。）が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、KIID（PRIIPs KID（該当する場合）を含む。）（当該情報の翻訳を含む。）にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

主要投資家情報の提供時期

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよびユニット・トラストについては管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、該当する主要情報書類を投資家に対して適時に提供するものとする。
- (2) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよびユニット・トラストについては管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かかるUCITSまたは当該UCITSのり

スク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、アイルランド法に置き換えられたMiFID IIの事業遂行に対する要件を遵守するものとする。

- (3) 主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

主要投資家情報の提供手段

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよびユニット・トラストについては管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより該当する主要情報書類を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (2) また、最新の主要情報書類が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- (1) UCITSは、主要情報書類（または該当する場合はPRIIPs主要投資家資料）およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (2) 主要情報書類の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

実質的所有者名簿の維持

- (1) 2021年欧州連合（マネー・ロンダリング対策：信託の実質的所有権）規則（以下「B0規則」という。）が2021年4月24日に発効した。B0規則は、アイルランド法において第4次マネー・ロンダリング指令（EU）2015/849（以下「MLD4」という。）（第5次マネー・ロンダリング指令（EU）2018/843（以下「MLD5」という。）による改正を含む。）の第31条を実施し、信託の受託会社に対して、実質的所有者を特定する義務を課すことを、第6次マネー・ロンダリング指令（以下「MLD6」という。）がマネー・ロンダリングの刑事法上の側面に対応する（MLD4およびMLD5に基づき設立された予防的AML枠組は代替されない。）までの間要求するものである。EU AML法案が適用されるまで、MLD4（MLD5による改正を含む。）に基づくアイルランドAML法が引き続き適用される。2027年7月10日から、有効なAML義務の多くは、直接適用されるAML規則（EU）2024/1624により課せられる。
- B0規則は、集団投資スキームの場合、法律に基づき受託会社に課せられる義務が、関連ファンドの管理会社に課せられることを明記している。
- (2) B0規則は、受託会社に対して、信託の実質的所有者に関する「適切、正確かつ最新の情報」を取得し、保持するために「あらゆる合理的な措置」を講じることを要求している。かかる情報には、各実質的所有者の氏名、生年月日、国籍および居住地住所が含まれなければならない。
- (3) 「実質的所有者」は、関連信託（2010年刑事司法（マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与）法（その後の改正を含む。）において「証書またはその他の書面による宣言により設立される明示的な信託」として定義される。）に関連して、以下のいずれかを意味する。
- i. 当該利益を無効にできるか否かを問わず、関連する信託財産の資本に対する占有権、残余権または復帰権における確定的持分に対する権利を有する個人
 - ii. 専ら(i)において言及される個人のために設定されまたは運営されるものを除く関連する信託の場合、当該信託の設定または運営の目的とされるクラスの個人
 - iii. 関連する信託に対する支配権を有する個人

- iv. 委託者
- v. 受託者
- vi. プロテクター

以下を含む数多くの取決めが関連信託の定義から除外されている。

- (i) 1997年統合租税法パート30第1章に基づき認可された制度である企業年金制度
 - (ii) 既存の規則により、ICAV、信用組合およびユニット・トラストの実質的所有者の中央名簿に登録されることが要求されるユニット・トラスト
 - (iii) 規定される可能性のあるその他の取決めまたは特定のクラスの取決め
- (4) 受託会社（または集団投資スキームの場合は管理会社）は、信託のすべての実質的所有者の詳細ならびに各実質的所有者が名簿に登録された日付および適用ある場合はかかる者が信託の実質的所有者でなくなった日付の情報を含むものとする実質的所有者名簿（以下「本名簿」という。）を設置しなければならない。本名簿は、最新の情報を維持し、実質的所有権に変更が発生した場合はその時点で当該変更を反映しなければならない。本名簿は、要求に応じて、歳入委員会、アイルランド中央銀行、財務省およびその他の管轄当局に提供されなければならない。
- (5) ユニット・トラストの場合、受託会社は、関連する信託の実質的所有者に関する情報をその受益者から取得する方法を検討する必要がある。受託会社はまた、本名簿の維持および更新の責任について、受託会社自身またはこれを代理して行為する法主体のいずれが負うか決定しなければならない。
- (6) B0規則は、歳入委員会によって維持される「信託の実質的所有者の中央名簿」（以下「中央名簿」という。）の設置について規定する。受託会社は、関連信託の実質的所有者に関する情報を中央名簿に届け出る（かつ、これを最新の状態に保つ）義務を負う。
- (7) AML規則は、受託会社に対して、関連する信託の実質的所有者を特定するために講じられた措置を記録し、当該信託に基づく最終分配が行われた日付から少なくとも5年間は、かかる記録を保持することを要求している。
- 信託の受託会社がその他の「指定者」（マネー・ロンダリング／テロ資金供与対策の目的で規制対象になっているその他の法主体）と関与する場合、受託会社は、かかる法主体に対して、自らが受託者の資格において行為している旨を通知しなければならない。受託会社はまた、かかる指定者に対して、信託の実質的所有者の詳細を要求に応じて提供し、また関連ある場合は、信託の実質的所有権の変更について通知しなければならない。
- (8) 受託会社がB0規則に定める義務を遵守しない場合は違反行為となる。不遵守に対する罰則は、起訴に基づく有罪判決による500,000ユーロ以下の罰金および非陪審判決または起訴に基づく有罪判決による12か月以下の禁固刑である。

金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会サステナブルファイナンス開示規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」という。）

SFDRは、規則の実体規定の発効日を2021年3月10日として、資産運用者およびその他の金融市場参加者に対して強制的な環境、社会およびガバナンス（以下「ESG」という。）開示義務を課すものである。SFDRのレベル1に基づき管理会社に対して課されるハイレベルなプリンシパル・ベースの開示義務により、管理会社は、投資に関連する金融リスクについての考え方およびその投資意思決定プロセスに持続可能性リスクを統合する方法に関する方針を投資家に対して開示することを要求される。

SFDRにおいて、持続可能性リスクとは「発生した場合に、投資対象の価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性のある環境、社会またはガバナンスに関する事象または条件」と定義されている。したがって、これは、環境的または社会的なリスクの結果として投資対象の価値が重大な悪影響を受ける可能性があるというリスクに関係している。かかるリスクは、関連する投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合にのみ考慮する必要があるという点にも留意するべきである。

SFDRに基づき、2021年3月10日から、すべての管理会社（ESGファンドを運用しているか否かを問わない。）は、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように整合するかを説明できるようにするために当該方針を改訂する必要があった。すべての管理会社は、そのウェブサイトにおいて、投資意思決定プロセスへの持続可能性リスクの統合に関する方針についての情報を提供する必要がある。運用中の各ファンドの目論見書においても、持続可能性リスクが投資意思決定プロセスに統合される方法に関する情報を提供しなければならない。定期報告書および管理会社のウェブサイトにおいて入手可能な情報を通じて、ファンドへの投資前および投資期間中の両方において、ESGファンドの投資家に対して重要な追加情報を提供しなければならない。ESGファンドは、SFDRに定められる「第8条ファンド」または「第9条ファンド」に区分される。

SFDR第8条（1）項は、ファンドが第8条ファンドに該当するためには、(i)環境的または社会的特性を推進すること、および(ii)良好なガバナンス慣行に従った会社に投資することが必要であると規定している。

第9条（1）ファンドとは、持続可能な投資を目的とし、参照ベンチマークが指定されているファンドをいう。第9条（2）ファンドは、持続可能な投資を目的とするが、参照ベンチマークが指定されておらず、アクティブ投資戦略を追求するファンドをいう。第9条（3）ファンドとは、持続可能な投資を目的としないファンドをいう。これらは二酸化炭素排出量削減という明確な目的を有するファンドである。

欧州委員会はSFDRのレベル2の適用開始を2022年7月1日から2023年1月1日に延期した。SFDRのレベル2は、ESGファンドのマネージャーが遵守すべき詳細な要件を規定しており、それには欧州委員会が承認したSFDRに基づく委員会委託規則に規定されるプロスペクタスの拡充およびウェブサイト開示義務が含まれる。委員会委託規則には、タクソノミー規則（以下で説明する。）第5条または第6条に該当する第8条ファンドおよび第9条ファンドに課されるすべてのレベル2の開示義務が規定されている。委員会委託規則は、欧州議会および欧州理事会で検討されているが、その公表は、2023年1月1日に施行される委員会委託規則の遵守に向けて対応を進めている関係業界からも歓迎されている。

2023年2月17日に、既存のSFDRレベル2規則を改訂する委員会委託規則（EU）2023/363（以下「改訂SFDRレベル2規則」という。）が官報に掲載され、2023年2月20日に施行された。改訂SFDRレベル2規則は、SFDR第8条または第9条の適用範囲に該当するファンドが使用しなければならない契約前附則および定期報告附則を更新し、EUタクソノミーに沿った化石ガスおよび原子力の経済活動に対する関連ファンドのエクスポートに関する追加的な質問を組み込んでいる。また、他にもいくつかの追加変更を既存のSFDRレベル2規則に加えている。

2023年4月12日に、欧州監督当局（以下「ESA」という。）は、原案通り実施されれば特定の金融市場参加者にとって重要な影響を有する可能性のあるSFDRレベル2規則を改正する一連の提案をまとめた諮問書を公開した。ESAが提示した、主要な悪影響の指標および温室効果ガス排出目標の開示に関する提案は、2022年4月に欧州委員会がESAに対して行った要請に対応するものであるが、ESAはこれを機に他にも追加的なSFDRレベル2規則の変更を提案している。

2023年12月4日、ESAは、SFDRレベル2規則を強化する委員会委託規則（EU）2022/1288の目標改正案を含む最終報告を公表した。これは、上記の協議プロセスに沿ったものである。改正案には、「持続可能な投資」の統一的計算法、第8条ファンドまたは第9条ファンドの契約前附則および定期報告附則における温室効果ガス排出量削減目標に関する新たな開示、ならびに投資家に対して「主要情報」を提供するための第8条ファンドおよび第9条ファンドの契約前附則および定期報告附則の第1面に関する新たなダッシュボード要件が含まれる。

2023年12月14日、ESMAは、ESGまたは持続可能性に関連する用語を使用したファンドの名称に関するガイドラインについてのパブリックステートメントを公表した。2024年5月14日、ESMAは、ESGまたは持続可能性に関連する用語を使用したファンドの名称に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を含む最終報告を公表した。本ガイドラインの目的は、ファンドの名称に用いられる根拠のないまたは誇張された持続可能性の標ぼうから投資家が保護されることを確保し、また、資産運用者に対し、ESGまたは持続可能性に関連する用語のファンドの名称への利用可能性を評価するための明確かつ測定可能な基準を提供することにある。

2024年1月12日、ESMAは、SFDRに関する統合Q&Aの改訂版を公表した。この改訂版では、第6条ファンド、第8条ファンドおよび第9条ファンドの区別や様々な要件に関する多くの点が明確化されている。「持続可能な投資」の定義は、第2条(17)に定められているが、ある投資のESG目的に対する貢献度を判断するための特定のアプローチについては概説されていない。ただし、事業体は、投資を評価する際に用いている方法を開示しなければならない。「著しい害なし」のテストも適用される。

2025年11月20日、欧州委員会は、長期間待望されていたSFDRの見直しの提案を公表した。これは、制度を簡素化し、市場の混乱を緩和し、より幅広いEUの持続可能性枠組との一貫性を強化することを目的としている。

規則(EU)2019/2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852（以下「タクソノミー規則」という。）

持続可能なファイナンスに関する欧州委員会のアクションプランに基づくイニシアチブの一つが、持続可能な活動に関する統一された分類を導入するタクソノミー規則である。

タクソノミー規則は、(i)投資目的に照らして環境上持続可能とされる経済活動に関する統一的な分類制度を導入するものであり、(ii)ESGファンドとして販売されたか否かにかかわらず、すべての金融商品に適用される。タクソノミー規則の遵守に関する開示は、関係するファンドが「グリーン」であるか否か、またはESGの特性を有しているか否かに基づいて行われる。ファンドが、環境上持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない（したがって、タクソノミー規則の対象外である）場合、その旨をプロスペクトスおよび定期レポートに明記しなければならない。

タクソノミー規則は、全6項目の環境上の目的にかかる技術スクリーニング基準の承認後、2024年1月1日から完全に有効となっており、その後、EUの持続可能なファイナンスに関する枠組の信頼性を維持しつつ、報告の複雑さを軽減するための対象を限定した簡素化措置の対象となっている。特定の化石ガスおよび原子力活動が、厳しい条件のもとで含まれており、適用ある場合、強化された開示要件の対象となる。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、設立文書、信託証書、定款および会社法またはICAV法に規定されている。

ユニット・トラストの清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託は会社法またはICAV法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

受益証券の保有者または実質的所有者等の税関係・証明

アイルランドの居住者ではない者

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法（改正済）第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託（以下それぞれ「投資信託」という。）とともに、原投資対象に基づく所得税またはキャピタル・ゲイン税が投資信託に課せられることはない。さらに、投資信託の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、アイルランドの居住者でもアイルランドの通常居住者でもない投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、投資信託が一定の同等措置を履行し利用している場合または投資家が投資信託に対して税法上アイルランドの居住者ではない旨の適切な宣誓書を提出している場合に限る。

アイルランド歳入庁は、アイルランドのファンドとの間での長期の交渉の結果、2010年財政法により措置を導入し、アイルランドの居住者ではない者の関係宣誓書に関する規則を修正した。これより前は、適切な宣誓書が提出されており、かつ、当該宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが保有していないことを条件として、支払が発生した時点でアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家への支払に関しては、課税事由について投資信託が税金を課税されることはなかった。当該宣誓書がない場合、投資家は、アイルランドの居住者またはアイル

ランドの通常居住者であると推定されていた。しかしながら、2010年財政法において、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家に関して、適切な場合に、かかる投資主がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じるようファンドに対して申告し、かつ、当該ファンドがこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められた。

アイルランドの居住者

免税投資家

上記のとおり、適格年金制度や慈善事業その他の投資計画等の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、投資信託に適切な宣誓書を提出している投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。

非免税投資家

投資家がアイルランドに居住していながら免税投資家ではない場合、ファンドは課税事由について、税金を控除する必要がある。この税金を納める義務は投資信託が負うものであるが、投資家が受取るべき分配金から控除されるので実際は投資家の負担となる。

公認決済機関で保有される受益証券

投資家に対する支払または公認決済機関（アイルランドの租税法に定義される。）で保有される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、投資信託に課税事由を生じない。課税事由を生じないカテゴリーに分類される一般的な投資信託は、「取引所で取引されるファンド」に該当する。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたはアイルランドの非居住である投資家が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、投資信託は、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、この場合でも、アイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者である投資家またはアイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者ではないが、その保有する受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する投資家は、分配金または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがある。

配当

いずれのカテゴリーに属する投資信託であるかを問わず、その保有するポートフォリオについて受取る配当および利息は、配当を払い出す国の源泉徴収税の課税対象となる場合がある。

第4【参考情報】

ファンドについて下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2025年7月15日	有価証券報告書
2025年7月15日	有価証券届出書
2025年10月15日	半期報告書
2025年10月15日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

[次へ](#)

別紙 1

定義

文脈上、明らかに異なる場合を除き、本書を通じて以下の定義が適用されます。

「口座開設依頼書」	ファンドに関して、管理会社から取得される用紙で、ファンドの受益証券に申し込むために投資者口座を開設するために要求されるものをいいます。
「決算日」	ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドの年次報告書を作成する基準となる日で、毎年1月15日、また、（ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの終了に際しては、）最後の分配に必要な資金を関係するファンドの受益者に支払った日をいいます。
「事業年度」	ファンドに関して、（1年目の事業年度の場合は）関係するファンドの受益証券を最初に発行した日（当該日を含みます。）から始まり、決算日に終了する期間をいい、（上記以外の場合は）前の事業年度が終了した時から始まります。
「ユニット・トラスト法」	修正の如何を問わず、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則または同法に基づいてアイルランド中央銀行が制定した通達およびそれらが再制定されたものをいいます。
「一般管理費」	管理会社がダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドのために訴訟で負担し、またはファンドの設立もしくは継続的運営等に関連して負担した配達料金、通信費、現金支出費、裁判費用および専門家の費用を含むがこれに限られない全ての出費、負担、費用とともに、受益者向け報告書、目論見書、上場明細書および新聞広告の費用、負担および出費（税理士報酬、プライシングベンダー報酬および翻訳コストを含みます。）、これらの費用、負担および出費への付加価値税（もしあれば）、ならびに適当な証拠があるすべての料金および（投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、販売取次会社、または管理会社もしくは管理会社の受任者が当事者である契約に基づいて証券会社が負担した合理的な現金支出費（旅費を含みますがこれに限られません。）に付加価値税（もしあれば）を加算したものに充てるためにファンドの資産から支払うことが必要な金額をいいます。
「日本における代行協会員」	大和証券株式会社をいいます。
「A I F」	A I F M規則に定義されるオルタナティブ投資ファンドをいいます。

「A I F M」	オルタナティブ投資ファンド運用会社、すなわち、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行により事前に認可されたダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよびファンドの管理会社およびA I F Mとしての後継会社をいいます。
「A I F M委託規則」	免除、一般的運営条件、受託会社、レバレッジ、透明性および監督に関してA I F M指令を補足する2012年12月19日付委員会委託規則第231/2013号をいいます。
「A I F M D」または「A I F M指令」	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（随時、改正されます。）をいい、文脈上要求される場合は、これに基づき作成されアイルランドで適用される委託法および実施法を含みます。
「A I F M法令」	ユニット・トラスト法、A I F M指令、A I F M委託規則、A I F M規則およびアイルランド中央銀行要件をいいます。
「A I F M規則」	欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則（2013年法律第257号）（随時、改正または補足されます。）をいいます。
「A I F ルールブック」	A I F M法令に従ってアイルランド中央銀行が発行するA I F ルールブックをいいます。
「基準通貨」	米ドルをいいます。
「実質的所有権規則」	2019年欧州連合規則（マネー・ロンダリング防止：信託の実質的所有者）（随時、改正または代替されます。）をいいます。
「営業日」	ブラジル、ロシア、インド、中国、香港、台湾のうち少なくとも半数以上において証券取引所が営業しており、ロンドン、チューリッヒおよびダブリンにおける銀行営業日であり、ニューヨークおよびシンガポールにおける証券取引所の営業日であり、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している日および／または受託会社が、管理会社と協議の上、随時決定するその他の場所におけるその他の日をいいます。なお、疑義を避けるため、証券取引所は、当該日の取引予定時間の半分以上を超えて営業している場合にのみ営業中とみなされます。
「アイルランド中央銀行」	アイルランドの中央銀行またはその承継者をいいます。
「買戻時手数料」	受益証券の買戻しに際して、ファンドがA I F M法令に従って受益者に請求する買戻手数料以外の一切の料金をいいます。

「集金口座」	前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売手続等」の「受益証券申込—集金口座」と題する項に記載される、管理会社によって管理される口座であって、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの投資者からの申込金額の受け入れおよび買戻代金および分配金の支払いに用いられる口座をいいます。
「刑事司法法」	アイルランド2010年—2021年刑事司法（マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する）法（随時改正されます。）をいいます。
「データ保護法」	一般データ保護規則（規則2016/679）および2018年アイルランドデータ保護法（随時改正されます。）によって導入されたEUのデータ保護法制をいいます。
「取引日」	各営業日をいいます。取引日は、少なくとも1ヶ月に1日以上はあるものとします。
「取引期限」	申込みおよび買戻しに関して、取引日の午前10時（アイルランド時間）または管理会社が決定し、受益者に通知するその他の時刻（ただし、取引期限は評価時点以前とします。）をいいます。
「受託会社」	ファンドの受託会社として、エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ファンドの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社をいいます。
「取締役」	ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの管理会社であるエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドの取締役をいいます。
「預託証券」	米国で発行されニューヨーク証券取引所に上場されている預託証券を米国預託証券（American Depositary Receipts）、主に欧州で発行されロンドン証券取引所に上場されている預託証券をグローバル預託証券（Global Depositary Receipts）といいます。預託証券とは、外国の上場会社の株式を取得し、このような株式を分別された口座に「預託」している金融機関（預託銀行）によって発行される譲渡可能な証券のことをさします。投資家にとって、預託証券は外国の上場会社の株式の価値を表章するものです。外国の上場会社の株式は国内取引所では取引がなされませんが、このような預託証券については、国内取引所において取引がなされます。

「立替費用」	受託会社に関して、信託証書に基づくダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの受託者としての職務に関連して受託会社が適正に負担したすべての立替費用をいい、配達料金、通信費、報酬（該当する場合）および信託証書に定める規定にしたがって受託会社が任命した副保管会社の現金立替費用、受託者としての職務またはダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドの運営（設立を含みます。）およびそれらに付随し、または関係するすべての事項に関連して受託会社が負担したすべての出費、負担および費用、ならびに（設立を含めて）ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドに関連し、または起因して受託会社が負担したすべての裁判費用および専門家の費用、ならびに信託証書に定める規定に基づく受託会社の権限の行使または職務の履行に起因して受託会社が負担したすべての付加価値税などを含みます。
「販売会社」	大和証券株式会社およびその他目論見書追補に定められた金融商品取引業者または登録金融機関をいいます。
「分配落日」	管理会社の判断にしたがって、ファンドの分配を宣言する日をいい、毎決算日（ただし、かかる日が営業日でないときは翌営業日）をいいます。
「分配期間」	管理会社の選択にしたがって、前回の分配落日の翌日またはファンドの受益証券の当初発行の日から始まり、決算日または分配落日に終了する期間をいいます。
「課徴金」	個々の取引、売買または評価に関連して、ファンドの設立もしくは資産の増額、受益証券の設定、交換、売買もしくは譲渡、または投資証券の購入、購入計画、譲渡、売却もしくは交換、またはファンドの受益証券等を表章する券面等に関して、取引もしくは評価の際に、または取引もしくは評価の前に、支払うべきすべての印紙税およびその他の租税、政府課徴金、評価手数料、資産の運用報酬、代理人の報酬、仲介手数料、銀行手数料、振替料、登録料およびその他の料金をいい、受益証券の発行に際して代理人またはブローカーに支払う手数料を含みません。
「EMIR」	店頭（OTC）デリバティブ、中央清算機関（CCP）および取引情報蓄積機関（TR）に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則（EU）No 648/2012、ならびに関連する規制上の技術基準を含む委員会規則をいいます。
「ESMA」	欧州証券市場監督局をいいます。
「報酬に関するESMAガイドライン」	2013年3月3日に公表された、AIFMDに基づく公平な報酬方針に関するESMAガイドラインをいいます。

「適用除外のアイルランド人 以下の者をいいます。

投資家」

- ・租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは租税法第784条または第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム；
- ・租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社；
- ・租税法第739条B(1)に規定する投資事業；
- ・租税法第737条に規定する特別投資スキーム；
- ・租税法第739条D(6)(f)(i)に規定される個人の慈善団体；
- ・租税法第731条(5)(a)に規定するユニット・トラスト
- ・保有する受益証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマム・リタイアメント・ファンドの資産である場合に租税法第784条(1)(a)に規定する適格ファンド・マネジャー；
- ・租税法第739条Bに規定する適格管理会社；
- ・租税法第739条Jに規定する投資リミテッド・パートナーシップ；
- ・租税法第787条Iに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される者のために行為する個人退職年金勘定（「PRSA」）の管理者であり、受託証券がPRSAの資産である場合；
- ・クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン；
- ・国立資産管理機関；
- ・アイルランド国庫管理庁もしくは（2014年アイルランド国庫管理庁（改正）法第37条の意味による）財務大臣が唯一の受益者であるファンド投資ピークル、またはアイルランド国庫管理庁を通じて行為するアイルランド共和国；
- ・1964年保険法（2018年保険（改正）法により改正済）に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関して、またアイルランド自動車保険機構がファンドに対して効力を生ずる旨の宣誓を行った投資に関して、アイルランド自動車保険機構；
- ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人税が課される会社；または
- ・ファンドにより同社に対してなされる支払に関して租税法第739条G(2)に従って法人税が課される会社で、その旨の宣言を行い、ファンドに税務参照番号を提供したが、関連するサブ・ファンドがマネー・マーケット・ファンド（租税法第739条Bに定義されます。）である範囲に限られる会社
- ・ファンドに税金を発生させるか、またはファンドに税金を発生させるファンドに関連ある免税を脅かすことなく課税法令またはアイルランド歳入委員による書面による慣行もしくは特許により受益証券の所有を認められる他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者

ただし、関係宣誓書を正確に作成していなければなりません。

「EU」

欧州連合をいいます。

「明示的取引コスト」	ファンドが、金額が安定しており、かつ、取引前に定量化できる資産の取得または処分に関して直接負担する費用（仲介手数料、取引賦課金、租税および決済手数料を含む場合があります。）をいいます。
「特別決議」	特別決議として提案され、投じられた賛成票または反対票の総数の75パーセント以上の多数によって特別決議として可決された決議をいいます。
「ファンド」	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドをいいます。
「GDPR」	2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016／679（随時、変更、統合または置換えられます。）をいいます。
「黙示的取引コスト」	ファンドが資産の取得時または処分時に間接的に負担する費用であって、ビッド・アスク・スプレッドおよび市場インパクト（資産の購入または売却に関するあらゆる重大な市場インパクトを含みます。）から主として生じるものをいいます。
「仲介機関」	現時点において以下の者をいいます。 ・他者に代わって投資事業から支払いを受けることを事業とする者、または ・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者。
「投資運用契約」	2004年6月29日に管理会社と投資運用会社との間で締結された契約をいいます（2005年6月21日付補足文書により修正済。）。
「投資運用会社」	UBSアセット・マネジメント株式会社をいいます。
「投資家資金規則」	2013年アイルランド中央銀行（監督および執行）法（第48条(1)）および2017年（投資会社）規則（随時、変更、統合または置換えられます。）をいいます。
「アイルランド」	アイルランド共和国をいいます。
「IREF」	以下に掲げるいずれかの要件を満たすアイルランド籍のUCITSではない規制対象ファンドまたは、かかるUCITSではない規制対象ファンドがアンブレラ・ファンドである場合、規制対象ファンドのサブ・ファンドをいいます。 (a) 直近会計期間末における資産の価額の25%以上が一定のアイルランドの不動産資産（以下「IREF資産」といいます。）に直接的または間接的に由来するもの。

(b) 上記(a)に該当しない場合、ファンドまたはサブ・ファンド（いずれの場合による）の主な目的または主な目的の一つが I R E F 資産を取得するか、または（規制対象ファンドに関する法律に規定される特定の免除は別として、所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税が収益または利益に課される）I R E F 資産に関する活動（（i）土地の取引もしくは開発または(ii）不動産賃貸業とみなされる活動を含みますが、上記の一般性を制限するものではありません。）を行うことであると合理的にみなされるもの。

また、これがアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドに適用される場合、納税期限の到来した税金の計算、査定および徴収を目的として、当該アンブレラ・スキームの各サブ・ファンドは、別個の法人として扱われるものとします。

「アイルランド居住者」

現時点において以下の者をいいます。

- ・個人の場合は、税務上、アイルランドの居住者である個人
- ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの居住者であるトラスト
- ・会社の場合は、税務上、アイルランドの居住者である会社

個人の場合は、課税年度に関して、(1) かかる課税年度中に183日間以上または(2) いずれかの連続する課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合に、毎年、課税年度中に31日間以上アイルランドに居住していることを条件として、アイルランドの居住者とみなされます。アイルランドにおける滞在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされます。かかる判断基準は、2009年1月1日から有効となりました（以前は、アイルランドにおける滞在日数を決定する際、個人は、1日の終了時（深夜0時）においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされてきました。）。

トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者（二名以上である場合）の過半数がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者です。

会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者です。運営および管理の中心がアイルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者です。

- －会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないとなみなされる場合、または
- －会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社がEUの加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社がEUもしくはアイルランドとの二重課税防止条約締結国の公認証券取引所に上場されている場合。かかる例外は、アイルランドにおいて設立された会社で、（アイルランド以外の）関連する法域において運営および管理されているが、当該法域が設立地でないために当該法域の居住者とはならない会社が、税務上、いずれの法域の居住者にも該当しない場合には適用されません。

ー2014年財政法は、2015年1月1日以降に設立された会社について、上記の居住規則を改訂しました。この新しい居住規則は、アイルランドで設立された会社およびアイルランドで設立されてはいないがアイルランドで経営および支配されている会社が税務目的上アイルランドの居住者となることを確保します。ただし、会社がアイルランドと他国との間の二重課税防止条約により、アイルランド以外の領域の居住者である（よってアイルランドの居住者ではない）とみなされる場合はこの限りではありません。2015年1月1日より前に設立された会社に関して、この新たな規則は、（限られた状況を除き）2021年1月1日まで効力を生じません。

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法23条Aに定める立法規定を参照するべきです。

「EU加盟国」

欧州連合の加盟国をいいます。

「ファンドの純資産額」

信託証書の規定にしたがって、「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 （1）資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの純資産額をいいます。

「受益証券1口当たり純資産
価格」

信託証書の規定にしたがって、「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 （1）資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの受益証券1口当たり純資産価格をいいます。

「アイルランドの通常居住者」

以下の者をいいます。

- ・個人の場合は、税務上、アイルランドの通常居住者である個人
- ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの居住者であるトラスト
- ・会社の場合は、税務上、アイルランドの居住者である会社

個人の場合は、課税年度に関して、(1) かかる課税年度中に183日間以上または(2) いずれかの連続する課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合に、毎年、課税年度中に31日間以上アイルランドに居住していることを条件として、アイルランドの居住者とみなされます。アイルランドにおける滞在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされます。

トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者（二名以上である場合）の過半数がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者です。

会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者です。運営および管理の中心がアイルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者です。

－会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないとみなされる場合

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法23条Aに定める立法規定を参照するべきです。

トラストの通常居住の概念は幾分あいまいであり、トラストの税務上の居住地に関連しています。

「公認決済機関」

租税法第246条Aに記載される決済機関（クリアストリーム・バンキング・エイジー、クリアストリーム・バンキング・エスエイおよびクレストを含みますが、これらに限られません。）または公認決済機関としてのアイルランド歳入庁により租税法パート27第1A章の目的上指定された、株式を清算するためのその他の機関をいいます。

「公認取引所」

本書の別紙2に記載するファンドが投資できる規制された証券取引所または規制された市場をいいます。

「買戻手数料」

流動性に係るコストを考慮した手数料であって、受益者が受益証券を買い戻す際にファンドに対して支払われ、かつ、ファンドに残存する受益者が不当に不利益を被らないことを確保するものをいいます。

「買戻請求書」

ファンドに関して、管理会社から取得される用紙で、ファンドの受益証券の買戻しを受けるために受益者が記入するものをいいます。

「買戻価格」

関連する取引日の評価時点における該当する受益証券1口当たり純資産価格をいいます。

「関係宣誓書」	租税法の別紙2 Bに記載される受益者に関連する宣誓書をいいます。
「関係期間」	一受益者による受益証券取得時から始まる8年間および先の関係期間後に始まる各継続期間となる8年間をいいます。
「RIAIFまたは個人投資家向けAIF」	ファンド、すなわちAIFルールブックに定義される個人投資家向けAIFをいいます。
「証券法」	1933年米国証券法（改正済）をいいます。
「決済期限」	申込みに関して、申込みが行われた取引日（当日を含みます。）から5営業日以内をいいます。
「決済日」	買戻しに関して、通常の市況において、買戻しが行われた関連する取引日（当日を含みます。）から5営業日以内をいいます。
「SFDR」	金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088（随時改正されます。）すなわち、EUのサステナビリティ金融開示規則をいいます。
「特定米国人」	「特定米国人」とは、下記(i)から(iii)のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいいます。 (i) 米国市民または米国居住者である個人 (ii) 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人 (iii) (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国市民もしくは米国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託 (1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取引される法人 (2) (1)に記載される法人と同一の（米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される）拡大関連者グループの一員である法人 (3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関 (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関 (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行 (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託 (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法（合衆国法典第15編第80a-64条）に基づき証券取引委員会に登録されている事業体 (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金 (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託

- (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品（想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含みます。）のディーラー
- (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー
- かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとします。

「副保管会社」

受託会社が随時利用するダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産の保護預りのための他の金融機関、副保管者および名義人をいいます。

「申込書」

ファンドに関して、管理会社から取得される申込書の用紙で、投資者がファンドの受益証券の申込みのため、または既存の受益者の場合はファンドの追加の受益証券の申込みを行うために、記入を要求されるものをいいます。

「申込価格」

関連する取引日の評価時点における受益証券1口当たり純資産価格をいいます。

「追補」

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのファンドに関する情報を記載した英文目論見書の追補をいいます。

「譲渡可能証券」

譲渡可能証券とは、グローバルに業務展開を行う主要な投資銀行によりヨーロッパ市場で発行される仕組み証券で、ワラントの一種であり、現地株式の売買に制限のある特定の国に投資する外国人投資家向けに発行される証券です。譲渡可能証券は自由に譲渡され、またルクセンブルグ証券取引所に上場されます。これらの譲渡可能証券は、現地の個別株式の騰落率を反映し、また主として米ドル建てで発行されるため現地通貨と米ドルとの間の為替変動も反映する証券です。

「租税法」

アイルランドの1997年租税統合法（改正済）をいいます。

「タクソノミー規則」

随時改正されるサステナブル（持続可能性）投資を推進するための枠組みの設定に関する欧州議会および理事会規則（EU）2020/852をいいます。

「信託証書」

管理会社および受託会社の間で締結された2026年4月16日付改訂・再録信託証書（随時、改正されます。）をいいます。

「受益証券」

ファンドの資産に対する未分割受益権1口をいいます。

「受益者」	その時点でファンドの受益証券の保有者として登録されている者をいいます。
「アメリカ合衆国」または「米国」	アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）ならびにアメリカ合衆国の属領、属国およびアメリカ合衆国の管轄権に服すその他すべての地域をいいます。
「米国人」	米国の居住者、米国においてもしくは米国の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップもしくはその他の法主体、または証券法に基づいて公布されたレギュレーションSに定める「米国人」の定義に該当する者で、証券法に基づくレギュレーションDルール501(a)に定義する「適格投資家」としての資格がない者をいいます。
「評価日」	毎取引日または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「評価時点」	当該取引日におけるダブリン時間での午前11時をいいます。
「VAT」	付加価値税をいいます。

別段の定めがない限り、本書で「10億」という場合は、100万の1,000倍を指し、「米ドル」または「米セント」とは米国のドルまたはセント、「ポンド」とは英ポンドおよび「ユーロ」とはEUの単一通貨の法定単位を指します。

別紙2

公認取引所

アイルランド中央銀行の要件に従い定められ、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産が随時投資されるEU加盟国の証券取引所および規制市場以外の証券取引所および規制市場は、以下のリストのとおりです。アイルランド中央銀行は公認取引市場のリストを公表していません。

(i) 以下の地域に所在する証券取引所

- － EU加盟国
- － 欧州経済領域の加盟国（EU、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）
- － 下記の国々
 - オーストラリア
 - カナダ
 - 日本
 - 香港
 - ニュージーランド
 - スイス
 - 英国
 - アメリカ合衆国

(ii) 以下の証券取引所または市場

アルゼンチン	ブエノスアイレス証券取引所
アルゼンチン	コルドバ証券取引所
アルゼンチン	ロサリオ証券取引所
ボツワナ	ボツワナ証券取引所
ブラジル	リオデジャネイロ証券取引所
ブラジル	サンパウロ証券取引所
チリ	サンティアゴ証券取引所
チリ	チリ電子証券取引所
中華人民共和国	上海証券取引所
中華人民共和国	深圳証券取引所
コロンビア	ボゴタ証券取引所
コロンビア	メデリン証券取引所
コロンビア	オクシデンテ証券取引所
エジプト	アレキサンドリア証券取引所
エジプト	カイロ証券取引所
インド	バンガロール証券取引所
インド	デリー証券取引所
インド	ムンバイ証券取引所
インド	インド国立証券取引所
インドネシア	ジャカルタ証券取引所
インドネシア	スラバヤ証券取引所
イスラエル	テルアビブ証券取引所

コートジボワール	西アフリカ証券取引所
ケニア	ナイロビ証券取引所
マレーシア	クアラルンプール証券取引所
モーリシャス	モーリシャス証券取引所
メキシコ	メキシコ証券取引所
モロッコ	カサブランク証券取引所
ナイジェリア	ナイジェリア証券取引所
パキスタン	イスラマバード証券取引所
パキスタン	カラチ証券取引所
パキスタン	ラホール証券取引所
フィリピン	フィリピン証券取引所
ロシア	モスクワ証券取引所*
ロシア	サンクトペテルブルク証券取引所*
シンガポール	シンガポール証券取引所
南アフリカ	ヨハネスブルグ証券取引所
韓国	韓国証券取引所
韓国	コスダック市場
スリランカ	コロンボ証券取引所
台湾（中華民国）	台湾証券取引所
タイ	タイ証券取引所
トルコ	イスタンブール証券取引所
ウクライナ	ウクライナ証券取引所
ベトナム	ホーチミン証券取引所
ベトナム	ハノイ証券取引所
ジンバブエ	ジンバブエ証券取引所

(iii) 以下の市場

国際証券市場協会が運営する市場

英国金融行為監督機構の刊行物「投資事業中間諮問資料集（「グレイペーパー」の代替版）」（随時修正されます。）に記載される「上場マネー市場機関」が取引を行う市場

ロンドン証券取引所が規制し、運営する英国の代替投資市場（A I M）

日本証券業協会が規制する日本における店頭市場

アメリカ合衆国のN A S D A Q

ニューヨークの連邦準備銀行の規制を受けるプライマリー・ディーラーが取引を行う米国債の市場

全米証券業協会の規制を受けるアメリカ合衆国の店頭市場（すなわち、米国証券取引委員会および米国証券業協会の規制を受けるプライマリー・ディーラーおよびセカンダリー・ディーラー（ならびに連邦通貨監督官、連邦準備銀行および連邦預金保険公社の規制を受ける銀行機関）が行うアメリカ合衆国の店頭市場）

フランスの譲渡性債務証券店頭市場N A S D A Qヨーロッパ（N A S D A Qヨーロッパは、最近形成された市場であり、一般的な流動性の水準は、他の確立された取引所におけるものに比して優れているということができません。）

カナダ投資業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

オーストラリア金融市場協会

S E S D A Q（シンガポール証券取引所の第二部）

(iv) 以下に所在する、認可金融デリバティブ商品が上場または取引されるすべてのデリバティブ取引所：

E U加盟国

欧州経済領域加盟国（EU、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）

アメリカ合衆国においては、以下の取引所

シカゴ商品取引所

シカゴ・オプション取引所

シカゴ・マーカンタイル取引所

米国ユーレックス取引所

ニューヨーク先物取引所

ニューヨーク商品取引所

ニューヨーク・マーカンタイル取引所

中国においては、上海先物取引所

香港においては、香港先物取引所

日本においては、以下の取引所

大阪取引所

東京金融取引所

東京証券取引所

ニュージーランドにおいては、ニュージーランド先物オプション取引所

シンガポールにおいては、以下の取引所

シンガポール国際金融取引所

シンガポール商品取引所

ファンドの資産価値を決定する目的に限り、「公認の証券取引所」という用語には、ファンドがその効率的運用のために、または為替リスクをヘッジするために利用するデリバティブ契約に関連して、当該契約が定期的に取り引される組織化された取引所または市場を含むものとみなされます。

*が付された取引所は、本書の日付現在、取引の制限がある取引所です。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの受益者に対する 独立監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々の意見では、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの財務書類は、

- ・ 2026年1月15日現在のファンドの資産、負債および財務状態ならびに同日に終了した年度の実績について真実かつ公正な概観を与えており、また
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務書類（以下「年次報告書」という。）に含まれる、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2026年1月15日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の資本変動計算書
- ・ 2026年1月15日現在の投資有価証券明細表
- ・ 会計方針の記述を含む財務書類に対する注記

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。

ISA（アイルランド）のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から12か月以内の期間において、ファンドが継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

財務書類の監査において、我々は、管理会社が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、この結論はファンドの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する我々の責任および管理会社の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見またはいかなる保証も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する管理会社の責任

オルタナティブ投資ファンド運用会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、I S A（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する必要がある。我々は、サイズやリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、監査サンプリングを用いて、サンプルが選択された母集団について結論を出すことができる。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、I A A S Aのウェブサイトhttps://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/audit-standards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdfに示されている。

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則2013年法に準拠して全体としてのファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース アイルランド

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2026年5月13日

- ・ 大和証券株式会社のウェブサイトの維持および完全性については、管理会社の責任であり、監査人が実施する作業に本項目は含まれていない。したがって、監査人は、ウェブサイト上に財務書類が最初に掲載されてから当該財務書類に加えられたいかなる変更に対しても一切の責任を負わない。
- ・ 財務書類の作成および公表について定めるアイルランド共和国の法令は、その他の法域とは異なる場合がある。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the unitholders of the fund of Daiwa Equity Fund Series

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Daiwa Equity Fund Series' financial statements:

- give a true and fair view of the fund's assets, liabilities and financial position as at 15 January 2026 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 “The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland” and Irish law).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements (the “Annual Report”), which comprise:

- the Statement of Financial Position as at 15 January 2026;
- the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
- the Statement of Changes in Equity for the year then ended;
- the Schedule of Investments as at 15 January 2026; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (“ISAs (Ireland)”) and applicable law. Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the ability of the fund to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the Alternative Investment Fund Manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the ability of the fund to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the Alternative Investment Fund Manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The Alternative Investment Fund Manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the Alternative Investment Fund Manager for the financial statements

As explained more fully in the Statement of AIFM Responsibilities set out on page 5, the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The Alternative Investment Fund Manager is also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Alternative Investment Fund Manager is responsible for assessing the ability of the fund to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Alternative Investment Fund Manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at: https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/audit-standards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of the fund as a body in accordance with the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

13 May 2026

- The maintenance and integrity of the Daiwa Securities Co. Ltd. website is the responsibility of the Alternative Investment Fund Manager; the work carried out by the auditors does not involve consideration of these matters and, accordingly, the auditors accept no responsibility for any changes that may have occurred to the financial statements since they were initially presented on the website.
- Legislation in the Republic of Ireland governing the preparation and dissemination of financial statements may differ from legislation in other jurisdictions.

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドの株主各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

我々は、損益計算書、その他の包括利益計算書、財政状態計算書、資本変動計算書および注1に記載される重要な会計方針の要約を含む関連する注記から構成される2025年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「当社」という。）の財務書類について監査を行った。

財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告評議会によって英国で公表された財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準である。

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2025年9月30日現在の当社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ 財務書類は、財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準に準拠して適正に作成されており、かつ、
- ・ 財務書類は、2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本報告書の財務書類監査に対する監査人の責任区分に詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）により公表された倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する結論

財務書類の監査において、我々は、取締役が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から少なくとも12か月以内の期間において、当社が継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

継続企業の前提に関する我々の責任および取締役の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容

取締役は、財務書類を含む年次報告書中に開示されたその他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、取締役報告書、取締役およびその他の情報ならびに取締役の責任に関する報告書に含まれる情報で構成される。財務書類および我々の監査報告書は、その他の記載内容の一部を構成するものではない。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または以下で明確に記載されたものを除き、いかなる保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、我々の財務書類に対する監査作業に基づき、記載内容と財務書類または我々の監査知識との間に重要な誤記載または相違があるかどうか考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の記載内容においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。

我々は、我々の監査の過程で行われたその他の記載内容に関する我々の作業にのみ基づき、以下を報告する。

- ・ 我々は、取締役報告書においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書に記載された情報は、財務書類と整合している。
- ・ 我々の意見では、2014年会社法第28編により要求される場合のサステナビリティ報告を除き、我々の査閲対象として特定された取締役報告書の該当部分は、2014年会社法に準拠して作成されている。

2014年会社法により規定されるその他の事項に対する我々の監査意見に変更はない。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、当社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

例外により報告することが要求される事項

2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

それぞれの責任および使用制限

財務書類に対する取締役の責任

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には継続企業の前提に関する事項を開示する責任、ならびに経営陣が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは総体として、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の責任の全体的な記載については、IAASAのウェブサイト

<https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements/>
で提供されている。

我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

本書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社の株主全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社の株主に述べるものが要求されている事項を、株主に対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社の株主全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

カレン・コンボイ

ケーピーエムジーを代表して署名

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン1、IFSC、1ハーバーマスター・プレイス

D01 F6F5

2026年1月30日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report to the Members of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of SMT Fund Services (Ireland) Limited ('the Company') for the year ended 30 September 2025 set out on pages 10 to 34, which comprise the Income Statement, the Statement of Other Comprehensive Income, the Statement of Financial Position, the Statement of Changes in Equity and related notes, including the summary of significant accounting policies set out in note 1.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish Law and FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland issued in the United Kingdom by the Financial Reporting Council.

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 30 September 2025 and of the Company's profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland; and
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with ethical requirements that are relevant to our audit of financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (IAASA), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Other information

The directors are responsible for the other information presented in the Annual Report together with the financial statements. The other information comprises the information included in the directors' report, directors and other information and statement of directors' responsibilities. The financial statements and our auditor's report thereon do not comprise part of the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except as explicitly stated below, any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work we have not identified material misstatements in the other information.

Based solely on our work on the other information undertaken during the course of the audit, we report that:

- we have not identified material misstatements in the directors' report;
- in our opinion, the information given in the directors' report is consistent with the financial statements; and
- in our opinion, those parts of the directors' report specified for our review, which does not include sustainability reporting when required by Part 28 of the Companies Act 2014, have been prepared in accordance with the Companies Act 2014.

Our opinions on other matters prescribed by the Companies Act 2014 are unmodified

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

Matters on which we are required to report by exception

The Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by Sections 305 to 312 of the Act are not made. We have nothing to report in this regard.

Respective responsibilities and restrictions on use

Responsibilities of directors for the financial statements

As explained more fully in the directors' responsibilities statement set out on page 6, the directors are responsible for: the preparation of the financial statements including being satisfied that they give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on IAASA's website at <https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements/>.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Karen Conboy

30 January 2026

for and on behalf of

KPMG

Chartered Accountants, Statutory Audit Firm

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

D01 F6F5

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。